

三重県広域受援計画 (修正案)

令和 3 年（2021 年） 3 月修正
三 重 県

はじめに

平成30年1月、政府の地震調査委員会は、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率を70～80%に引き上げました。地震発生の可能性が年々高まっているなか、災害対策活動体制の一層の強化が課題となっています。

また、近年発生した、東日本大震災や熊本地震では、国や他都道府県からの応援活動が実施されましたが、被災自治体の災害対策本部が混乱するなか、せっかくの応援職員等を適材適所に配置できなかったことなど、受援体制の整備が課題となったところです。

「三重県広域受援計画」（以下、「計画」という。）の策定にあたっては、こうした近年の災害対応の課題を踏まえるとともに、被災自治体や有識者の意見をお聞きし、効果的な被災者支援につなげることを念頭に置いた受援体制の整備について検討を行ってきました。

検討の結果、本県の計画は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める活動とともに、「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」、「ボランティアの受入れに関する計画」及び「自治体応援職員の受入れに関する計画」の3つの計画を独自に加えるなど、他都道府県に例のない幅広い受援活動を行う計画としています。また、南海トラフ地震だけでなく、その他の大規模災害の受援活動にも活用できる内容としています。

計画では、災害時に支援ニーズが増大する高齢者、障がい者等の要配慮者への対応とともに、熊本地震で直接死の4倍にものぼる200名を超えた災害関連死を防止するため、医療・保健・福祉の連携によるきめ細かな支援を念頭に置いた受援活動を行うこととしています。国からプッシュ型で支援される物資については、県の物資拠点を経由し、市町物資拠点から避難所までのラストワンマイルの輸送に至るまで、輸送が円滑になされるよう体制を整備することとしています。ボランティアの受入れについては、熊本地震の際、開催された「火の国会議」によるボランティア団体間の情報共有体制を、計画に反映し、県域及び被災現地で立ち上げる「協働プラットフォーム」により、県内外のボランティア団体、県・市町災害対策本部等、様々な関係者の情報共有を行い、抜け・漏れ・落ちのない支援につなげる受援活動を行うこととしています。

また、大規模災害時の受援活動は、県だけでなく市町と一体となった活動が不可欠であることから、計画には、市町の基本的な受援対応についても整理しています。

今後、南海トラフ地震等の大規模災害時における効果的な被災者支援につなげるため、計画に定める様々な関係機関との訓練や関係づくりに努め、計画の実効性を高めるとともに、市町の受援体制の整備に向け検討を重ねることで、県及び市町の受援体制を構築してまいります。

平成30年（2018年）3月策定

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓を踏まえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	9
第1 国緊急災害対策本部	9
第2 県災害対策本部	9
第3 県地方災害対策部	9
第4 市町災害対策本部	9
第6節 市町の受援業務	10
第7節 平時からの準備	11
第1 平時の取組	11
第2 計画の見直し	11
第8節 広域応援の枠組	12
第9節 海外からの支援への対応	13
第10節 新型コロナウイルス感染症への対応	15
第2章 緊急輸送ルートに関する計画	19
第1節 要旨	19
第1 目的	19
第2 計画に基づく活動期間	20
第3 概要	22
第2節 関係機関の役割	24
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関	25
第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関	27
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動	29
第1 被害状況の情報収集と共有	29
第2 災害時における車両の移動等に関する要請	29
第3 道路啓開方針の決定	29
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有	30
第5 関係機関への支援要請	30
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施	30
第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）	31
第3章 救助・救急、消火活動に関する計画	55
第1節 要旨	55
第1 目的	55
第2 計画に基づく活動期間	56
第3 概要	57

第2節 関係機関の役割.....	59
第1 指揮又は調整を行う機関	60
第2 救助・救急、消火活動を行う機関	60
第3節 初動.....	61
第1 県内救助機関への要請.....	61
第2 各市町の被害状況の収集	61
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施	61
第4 広域応援部隊への応援要請	62
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定	62
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認	62
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出	63
第4節 受入れ調整.....	66
第1 救助機関の部隊展開の方針の決定	66
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有	66
第3 救助活動拠点の確保.....	66
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導	66
第5 救助活動拠点の利用調整	66
第6 救助活動拠点の利用状況の共有	67
第5節 支援活動及び調整.....	68
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施	68
第2 救助要請情報等の収集と共有	68
第3 救助機関の活動調整.....	68
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応	69
第6節 生活支援.....	70
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整	70
第2 救助機関による生活支援の実施	70
第4章 医療・保健活動に関する計画	85
第1節 要旨.....	85
第1 目的.....	85
第2 計画に基づく活動期間.....	85
第3 概要.....	86
第2節 関係機関の役割.....	88
第1 指揮又は調整を行う機関	89
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）	91
第3節 初動.....	92
第1 応援要請.....	92
第2 被害状況の把握.....	93
第4節 受入れ調整.....	96
第1 保健医療活動チームの活動方針の決定	96
第2 保健医療活動チームの受入れ	96
第5節 支援活動及び調整.....	98
第1 関係者による連絡会議の開催	98
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）	99
第3 医薬品等の確保・供給.....	100
第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画	105

第1節 要旨.....	105
第1 目的.....	105
第2 計画に基づく活動期間.....	105
第3 概要.....	106
第2節 関係機関の役割.....	108
第1 指揮又は調整を行う機関	109
第2 介護職員等を派遣する関係団体	110
第3 福祉サービスを提供する者	112
第3節 初動.....	113
第1 調整本部の設置.....	113
第2 応援要請.....	113
第3 被害状況の把握.....	113
第4節 受入れ調整.....	115
第1 介護職員等の活動方針の決定	115
第2 介護職員等の受入れ・活動調整	115
第5節 支援活動及び調整.....	117
第1 介護職員等の活動支援.....	117
第2 ニーズ把握と支援の調整	117
第3 医療・保健活動との連携	117
 第6章 物資調達に関する計画	121
第1節 要旨.....	121
第1 目的.....	121
第2 計画に基づく活動期間.....	122
第3 概要.....	123
第2節 関係機関の役割.....	127
第1 指揮又は調整を行う機関	128
第2 物資支援活動を行う協定締結機関	128
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関	129
第3節 初動.....	130
第1 応援要請.....	130
第2 被害状況の把握.....	131
第4節 受入れ調整.....	132
第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保	132
第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け	133
第5節 支援活動及び調整.....	135
第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送	135
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応	138
第3 応急給水にかかる受援活動	139
 第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画	148
第1節 要旨（燃料供給）.....	148
第1 目的.....	148
第2 計画に基づく活動期間.....	148
第3 概要.....	149

第2節 関係機関の役割（燃料供給）	151
第1 指揮又は調整を行う機関	152
第2 燃料供給を行う機関	152
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給	153
第1 平時の事前準備	153
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	153
第3 災害発生時の対応（国への要請）	154
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給	155
第1 平時の事前準備	155
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	155
第3 災害発生時の対応（国への要請）	156
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給	157
第1 県内での対応	157
第2 国への要請	157
第3 燃料供給の受入れ対応	157
第6節 製油所からの燃料輸送	158
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）	159
第1 目的	159
第2 計画に基づく活動期間	159
第3 概要（電力）	160
第4 概要（ガス）	161
第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）	162
第1 指揮又は調整を行う機関	163
第2 電力の臨時供給を行う機関	163
第9節 電力の臨時供給	164
第1 平時の事前準備	164
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	164
第3 災害発生時の対応（国への要請）	164
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）	166
第1 指揮・調整を行う機関	167
第2 ガスの臨時供給を行う機関	167
第11節 ガスの臨時供給	168
第1 平時の事前準備	168
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	168
第3 災害発生時の対応（国への要請）	168
第12節 要旨（通信の臨時確保）	170
第1 目的	170
第2 計画に基づく活動期間	170
第3 概要	170
第13節 関係機関の役割	172
第1 指揮又は調整を行う機関	173
第2 通信の臨時確保を行う機関	173
第14節 通信の臨時確保	174
第1 平時の事前準備	174
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	174
第3 災害発生時の対応（国への要請）	174

第8章	ボランティアの受入れに関する計画	179
第1節	要旨	179
第1	目的	179
第2	計画に基づく活動期間	180
第3	概要	181
第2節	関係機関の役割	186
第1	ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	187
第2	災害支援活動の支援を行う主な関係機関	188
第3	災害支援活動を行う者	188
第3節	ボランティアの受入れ	189
第1	初動	189
第2	受入れ調整	189
第3	支援活動及び調整	190
第9章	自治体応援職員の受入れに関する計画	195
第1節	要旨	195
第1	目的	195
第2	計画に基づく活動期間	195
第3	概要	196
第2節	関係機関の役割	199
第1	自治体応援職員を受入れる機関	200
第2	自治体応援職員の派遣調整を行う機関	200
第3	自治体応援職員の派遣を行う機関	200
第3節	一般事務職員の受入れ	201
第1	初動	201
第2	受入れ調整	201
第3	支援活動及び調整	202
第4節	専門職種職員の受入れ	204
第1	初動	204
第2	受入れ調整	204
第3	支援活動及び調整	205
第4	主な専門職種職員の受入れ	206
第5節	自治体応援職員の受援状況の進行管理	208
第1	受援状況の進行管理	208
第6節	市町における自治体応援職員の受入れ	208
第1	平時の取組	208
第2	災害発生時の活動	208
第7節	自治体応援職員の業務内容	210
第1	県の業務	211
第2	市町の業務	217

第1章

総則

目 次

第1章 総則	1
第1節 基本方針	1
第1 基本的な考え方	1
第2 過去の大規模災害の教訓を踏まえた計画	2
第2節 計画の位置づけ	6
第3節 計画の適用	6
第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）	7
第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割	9
第1 国緊急災害対策本部	9
第2 県災害対策本部	9
第3 県地方災害対策部	9
第4 市町災害対策本部	9
第6節 市町の受援業務	10
第7節 平時からの準備	11
第1 平時の取組	11
第2 計画の見直し	11
第8節 広域応援の枠組	12
第9節 海外からの支援への対応	13
第10節 新型コロナウイルス感染症への対応	15

第1章 総則

第1節 基本方針

第1 基本的な考え方

1 計画の基本方針

南海トラフ地震等により甚大な被害の発生が予想される三重県としては、災害発生後、迅速かつ的確に応急対策活動を実施するとともに、国、他都道府県、関係機関等の応援を円滑に受け入れ、効果的な被災者支援につなげることを目的に、必要な事項について、あらかじめ「三重県広域受援計画」（以下、「本計画」という。）を定めるものである。

本計画は、県内市町、各分野に関係する機関、有識者等の協力（ワーキンググループでの議論や、総合図上訓練・総合防災訓練での検証等）を得て、緊密に連携し検討を重ね、また、熊本地震や東日本大震災等の教訓を踏まえて策定したものである。

国は、南海トラフ地震発生時において「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下、「国の具体計画」という。）に基づき、自衛隊、緊急消防援助隊、警察災害派遣隊及び海上保安庁の部隊、DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、その他の応援部隊を県内に迅速に投入し、人命救助を第一とした応急対策活動を実施するとともに、支援物資や燃料等の供給を行うこととなっている。

県は、本計画に基づき、南海トラフ地震やその他の大規模災害時に、国の具体計画による応援のほか、熊本地震等を踏まえ、高齢者や障がい者等を支援する職員、ボランティア及び自治体職員の応援についても想定し、円滑に受援活動を行い、被災者支援につなげることとする。

また、各分野にかかる計画ごとに、時系列に活動を整理したタイムライン、県が連携すべき関係機関とそれぞれの役割分担、活動の流れ、受援にあたっての各主体の活動内容等を整理し、様々な関係機関と役割分担・連携した適時的確な受援活動（オペレーション）を実施することとする。

2 計画の構成

本計画は、国の具体計画に対応した「緊急輸送ルート」、「救助・救急、消火活動」、「医療・保健活動」、「物資調達」、「燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保」の分野の計画を策定し、整合性を図っている。

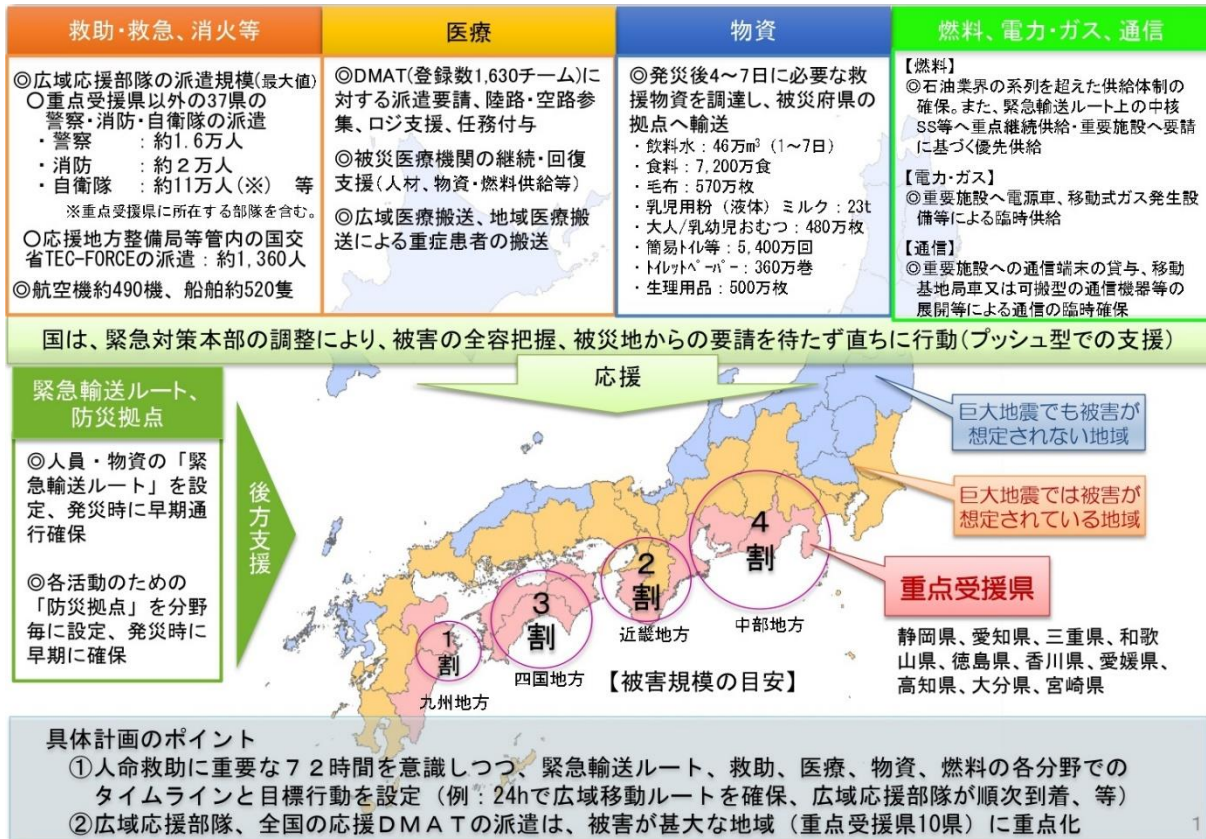
これに加え、県独自に「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ」、「ボランティアの受入れ」、「自治体応援職員の受入れ」に関する計画を定め、より広範な受援計画としている。

また、国や他都道府県の応援に対し、県の受援対応だけでなく、市町の受援対応も考慮した計画としている。

3 計画の対象期間

各分野の活動に応じ期間を設定する。

図表 1-1 国の具体計画の概要



(資料) 南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画(概要版)

第2 過去の大規模災害の教訓を踏まえた計画

本計画の策定にあたっては、熊本地震や東日本大震災等過去の大規模災害における支援に関する教訓を踏まえたものとする。分野別の主な教訓は、次のとおりである。

1 緊急輸送ルートに関する教訓

(1) 事前に緊急輸送ルートを定めておくことが必要

阪神・淡路大震災の際には、高速道路が倒壊する等により道路網が寸断されるとともに、道路に一般車両が多数流入して緊急に必要な輸送ルートを迅速に啓開できなかった。この教訓を踏まえ、緊急輸送ルートをあらかじめ定めておき、一般車両の通行禁止を徹底し、自衛隊や緊急消防援助隊、DMAT、物資輸送等の外部からの応援部隊の車両が迅速に目的地に到達できる等の対策が必要であり、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震でも、その効果が確認されている。

このため、応援部隊の被災地への到達や人員、重傷患者、物資、燃料等の輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、幹線ルートのみならず、防災対策上重要な拠点までの緊急輸送ルートをあらかじめ定めておくことが必要である。

(2) 道路啓開情報や交通規制情報の共有が必要

熊本地震において、高速道路の一部区間が通行止めとなり、一般国道で渋滞が発生し、緊急支援に関する車両の目的地到着に支障を来した例がある。また、被災により

通行止め箇所が複数発生し、通行可否の把握に困難が伴い、応援部隊が円滑に目的地に到着できない例もあった。

このため、通行可能道路や道路の啓開活動が完了し通行が可能となった道路の情報や交通規制情報について、関係機関と円滑に情報を共有し、一体となって応急対策が実施できるようにすることが必要である。

2 救助・救急、消火活動に関する教訓

（1）最大規模の部隊投入を想定した活動拠点の事前選定が必要

熊本地震では、活動拠点の空きスペースや施設のキャパシティーに余裕がなかったことや、二次災害の恐れのある施設を活動拠点としていたことなど、受入れ拠点を十分に確保できなかった事例があった。

このため、あらかじめ最大規模の部隊投入を想定した救助活動拠点の事前選定が必要である。

（2）地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援が必要

熊本地震において、応援部隊は、被災地の土地に不案内な職員、隊員が多いため、各種の対策活動を実施する目的地に到達しにくいことがあったが、地元の警察や消防団等による交通対策や先導により、円滑な通行や目的地への到達が可能となった。

このため、応援部隊が円滑に活動できるよう、地元の救助関係機関による応援部隊の活動支援の役割を明確にしておくことが必要である。

3 医療・保健活動に関する教訓

（1）医療・保健・福祉の連携による被災者ニーズへの対応が必要

熊本地震では、災害による直接死だけでなく、車中泊や転院によるストレスや疲労などを原因とした災害関連死が多く発生した。

このことから、災害関連死の防止や健康保持に対する支援の重要性を踏まえ、D H E A T（災害時健康危機管理支援チーム）など新たなチームによる活動、保健師、管理栄養士による保健予防活動、食生活指導のほか、福祉専門職の活動などをあらかじめ整理し、医療・保健・福祉の連携により被災者ニーズに対応できるようにしておくことが必要である。

（2）災害医療コーディネーターを通じた関係機関との連絡調整が必要

宮城県では、東日本大震災前の平成21年に災害医療コーディネーター制度が設けられており、震災では災害発生直後より災害医療コーディネーターが災害対策本部において、患者の広域搬送や外部からの支援の受入れ調整等、外部との支援調整に尽力していた。また、被害が甚大であり、エリア毎に対応が求められたことから、現地で調整にあたるコーディネーターを急遽配置した地域もあった。

このことから、災害医療コーディネーターを含めた体制をあらかじめ整備し、保健医療にかかる被災者ニーズの把握、関係機関との連絡調整等を円滑に進められるようにしておくことが必要である。

(3) 保健医療活動チームの受入れ体制と情報共有の仕組みの構築が必要

熊本地震では、DMAT、DPAT、災害支援ナース等が地域に派遣された。

このような様々な保健医療活動チームが応援活動を円滑に実施できるよう、これらのチームに対する受援方法、体制についてあらかじめ定め、県と市町との間で受援状況の情報共有を行う仕組みを定めておくことが必要である。

4 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する教訓

熊本地震では、保健福祉分野の応援職員として、医師会等の医療サービス系の職員以外にも、介護支援専門員協会、医療社会福祉協会、社会福祉士会、介護福祉士会、理学療法士会、作業療法士会、日本栄養士会等、多くの医療・保健・福祉分野における専門職能団体からの人的支援があった。

一方、福祉避難所等における介護職員の不足等により、発災直後は福祉避難所制度が十分な運用ができなかった。また、介護職員等の応援派遣スキームが確定するまでに時間を要したり、被災施設のニーズや全国からの応援可能職員の状況が変化中、実施後も厚生労働省や関係機関と何度も協議が必要であったり、派遣の終了時期の見極めが難しい等、介護職員等の受入れについて多くの課題を残した。

このため、災害発生時における介護職員等の受入れについて、ニーズに対するマッチングや関係機関との情報共有の方法などを定めておくことが必要である。

5 物資調達に関する教訓

(1) 物流専門家との連携による受入れ体制が必要

熊本地震では、受け入れた支援物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。

このため、災害対策本部及び物資拠点におけるオペレーションには、物流専門家のノウハウの活用が必要である。トラック協会・倉庫協会等との協定内容を確認し、物流専門家の受入れを想定した体制整備が必要である。

(2) 国のプッシュ型支援の対応準備と情報収集・伝達が必要

熊本地震では、国のプッシュ型支援が行われ、県の一次拠点には支援物資が届き、一定の効果は認められた。一方で、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し、受入れの人員が不足するなど現場に混乱が生じた。

このように、支援物資にかかる情報伝達について課題が明確になったため、ICTの活用等による情報収集・伝達について、あらかじめ対策を定めておくことが必要である。

(3) 応急給水にかかる市町や日本水道協会との体制確保が必要

紀伊半島大水害（平成23年9月台風第12号）において、紀宝町では、取水施設が浸水するとともに、道路の陥没や路側の崩壊により送水管や配水管が被災したことにより断水し、全世帯に給水できるまでに約9日間を要した。

国の具体計画では、飲料水について、「被災水道事業者及び応援水道事業者が給水車両や緊急貯水槽、仮設給水栓等を用いて実施する応急給水により対応する。」と定められている。

このため、市町や日本水道協会と情報共有を行い、円滑に応急給水を実施する体制の確保が必要である。

6 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する教訓

(1) 緊急通行車両認定の周知等事前準備

熊本地震では、タンクローリーの緊急通行車両認定が行われていなかったことから、県内のガソリンスタンドへの燃料供給に支障を来した。

このため、緊急通行車両認定について、関係者間の情報共有と県民への情報提供が必要である。

(2) 重要施設への電力・ガスの臨時供給ができる体制確保が必要

熊本地震では、4月16日に発生したマグニチュード7.3の地震で最大47万6,600戸が停電したが、電力の復旧作業とあわせて、県、国（経済産業省）、電力会社が連携しながら、50におよぶ公共施設や病院等の重要施設に対して発電機車によるスポット送電を実施するなど、臨時供給が実施された。ガスについても、避難所等に対して、LPガスを優先供給するなどの臨時供給が実施された。

このことから、電力やガスの本復旧までの間の臨時供給の実施にかかる要請手順等についてあらかじめ関係機関と共有しておくことが必要である。

(3) 通信の臨時確保ができる体制確保が必要

平成28年の台風10号の際の岩手県や平成29年の九州北部豪雨での福岡県では、指定公共機関である通信事業者も県の災害対策本部に入り、県や総合通信局等との速やかな情報共有に努めた。

この対応により通信の迅速な確保を図った経験を踏まえ、通信の確保に関して実効性向上を図るべく、災害時のスキームを明確にしておくことが必要である。

7 ボランティアの受入れに関する教訓

熊本地震では、ボランティア団体等の情報共有会議である「火の国会議」が開催され、被災地域や避難所ニーズの把握とボランティア団体間の支援調整や、災害対策本部との調整により支援の「抜け・漏れ・落ち」を防ぐことにつなげた。

このため、県内外の災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体など様々な関係者が参加し、情報共有、連絡調整を行う連携の場の構築が必要である。

8 自治体応援職員の受入れに関する教訓

熊本地震においては、4月14日に発生したマグニチュード6.5の地震の直後から、他都道府県の職員が被災自治体の応援のため派遣されたが、被災自治体における受援体制が整備されておらず、また、自治体応援職員を活用する業務内容や量の精査が必ずしも十分でなかったことから、適材適所に配置できない事例があった。

このため、自治体応援職員を躊躇せず受け入れ、適材適所に職員を適切に割当てができるよう、あらかじめ受入れ体制を整備するとともに、受援状況の共有方法等について定めておくことが必要である。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、三重県地域防災計画に基づく計画であり、特に受援について定めた計画である。

計画名	計画の位置づけ
三重県地域防災計画	予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画
三重県広域受援計画	南海トラフ地震等の広域応援を要する災害の発生から受援が終わるまでを対象とした受援に特化した計画

第3節 計画の適用

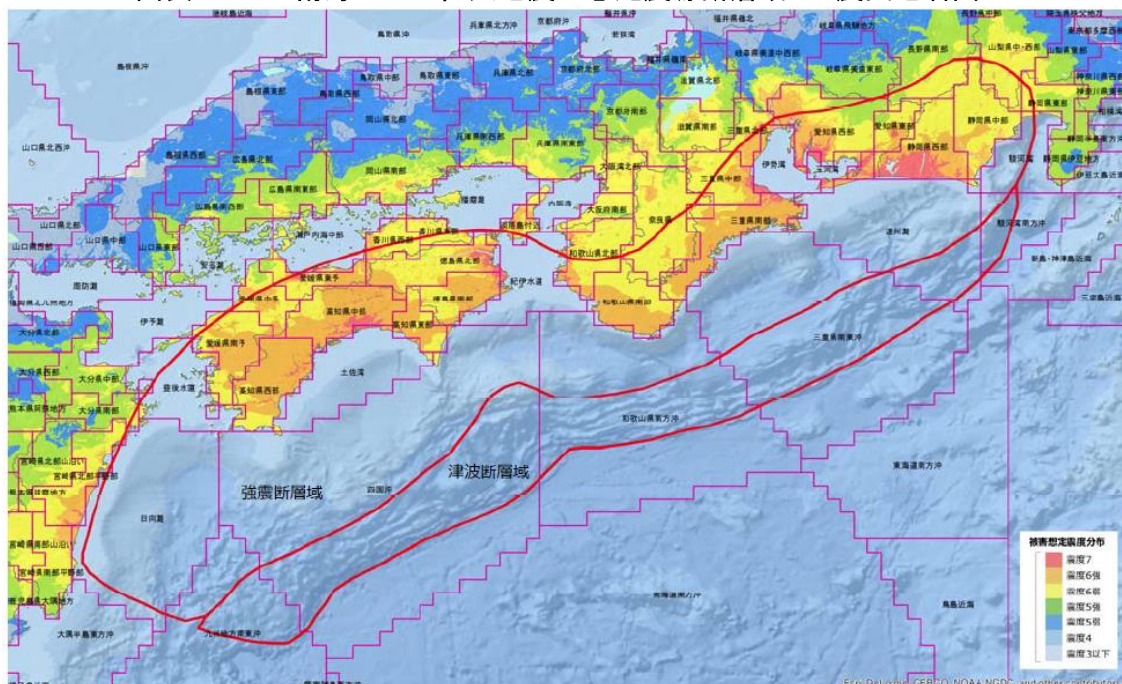
本計画は、以下の場合に適用する。

- ①国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準を満たした場合
- ②県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合

国の具体計画に基づく初動対応を行う判断基準

地震発生時の震央地名の区域が、内閣府に平成23年8月に設置された、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合

図表1-2 南海トラフ巨大地震の想定震源断層域¹⁾と震央地名図²⁾



1) 南海トラフ巨大地震に関する津波高・震度分布等（平成24年8月29日公表資料1-1）

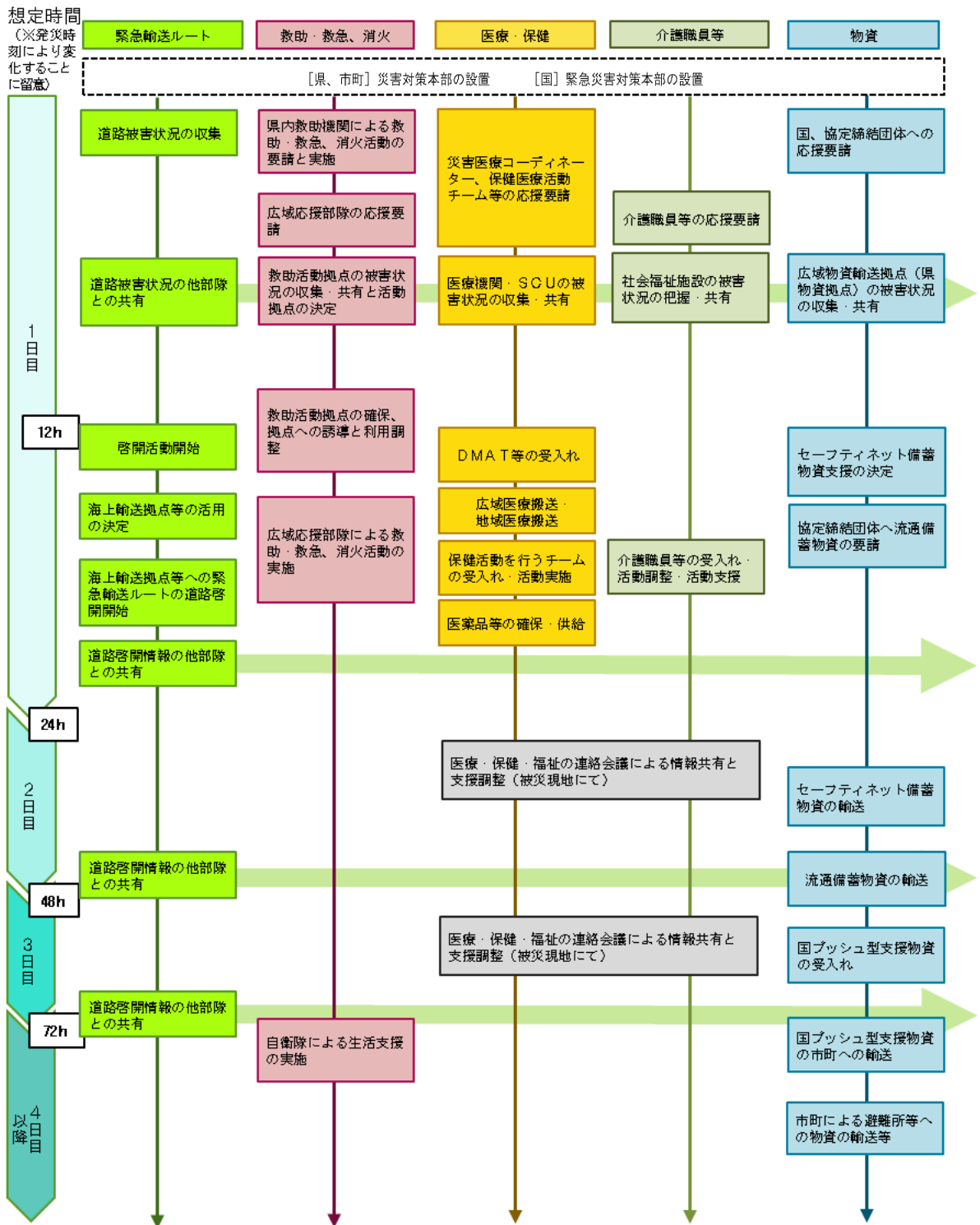
2) 気象庁「地震情報で用いる震央地名」<http://www.data.jma.go.jp/svd/eqev/data/joho/region/>

（資料）南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画

第4節 発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）

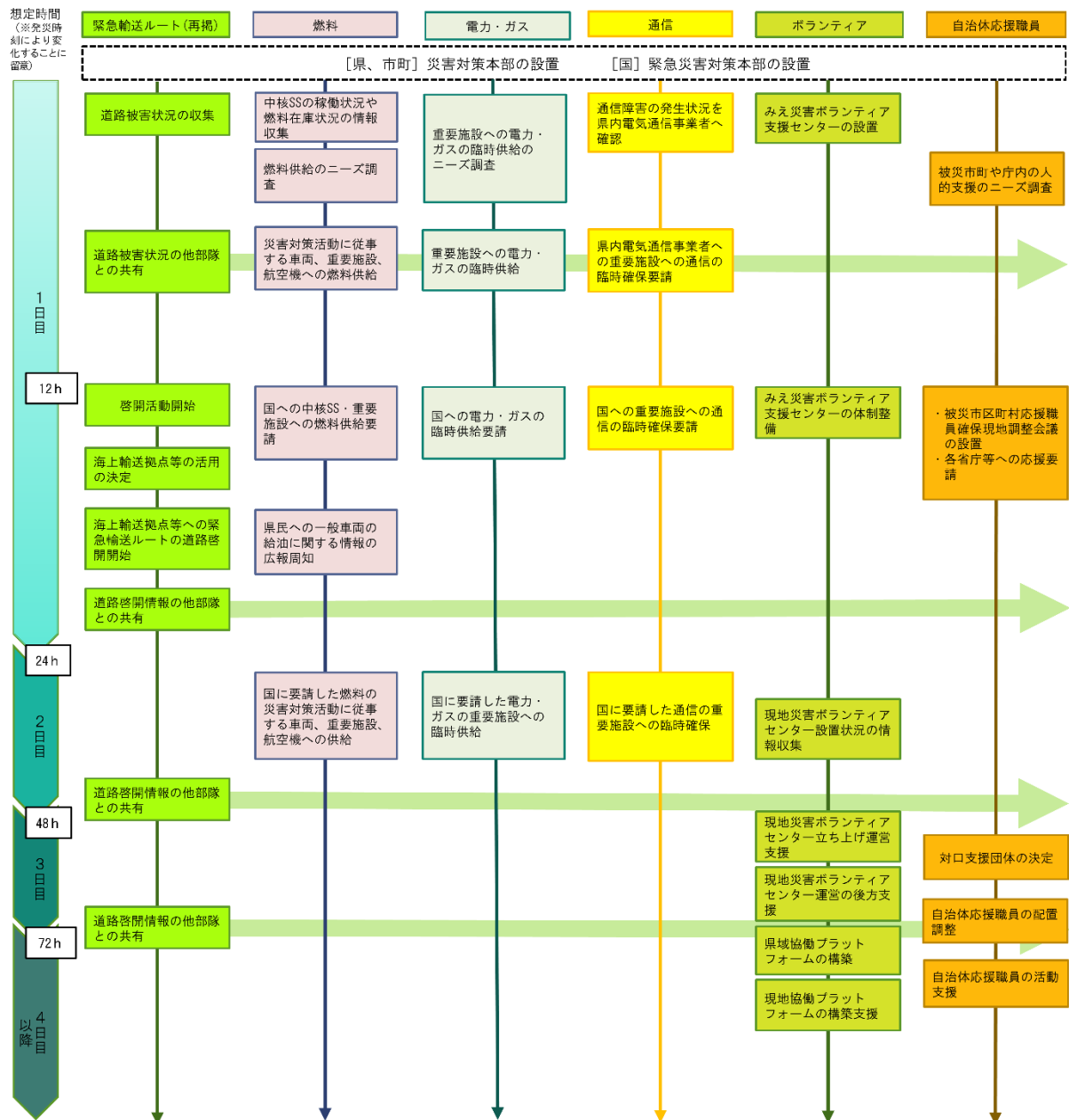
国、県、市町等の防災関係機関が、人命救助のために重要な72時間を意識しつつ、あらゆる人的・物的資源を最大限に活用し、一体的に災害応急対策活動を行うため、図表1-3「南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）」のとおり、発災からの経過時間に応じた活動目標を定める。

図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）



※上記時系列対応は、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被害状況により相違があることに留意が必要。

図表1-3 南海トラフ地震発生時における時系列の活動目標（タイムライン）《続き》



※上記時系列対応は、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被害状況により相違があることに留意が必要。

第5節 国、県及び市町の災害対策本部の役割

県及び市町は、災害対策本部を設置し、本計画及び地域防災計画等に基づく災害応急対策を実施する。

第1 国緊急災害対策本部

国緊急災害対策本部は、国の具体計画等に基づく被災地に対する支援及び総合調整を行う。

第2 県災害対策本部

県災害対策本部は、全県にわたる災害応急対策活動を円滑に実施するため、国、市町、関係機関と情報共有、活動調整及び要請等を行う。

第3 県地方災害対策部

県地方災害対策部は、管内市町及び防災関係機関等と災害応急対策に必要な調整を行うとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県災害対策本部に応援を要請する。

県地方災害対策部には、地方統括部として、総括班、救援物資班、被災者支援班が設置され、地方部長の指揮監督のもと活動を行う。

社会基盤対策と保健医療対策については、建設事務所、農林水産事務所及び保健所等関連の事務所が、県災害対策本部各部隊からの指示等に基づき活動を行う。

第4 市町災害対策本部

市町災害対策本部は、管内に所在している消防、警察等の関係機関及び自主防災組織等と連携して人命救助活動等を実施するとともに、管内の調整のみでは対応が困難な場合は、県地方災害対策部に対し、応援を要請する。

第6節 市町の受援業務

本計画で定める各分野の活動において想定される市町の主な受援業務は、以下のとおりである。

市町においては、これらの業務について、あらかじめ担当課等を明確にし、業務実施の手順を整理しておく必要がある。

県においても、下記の業務について市町の体制が確保されているか、市町とあらかじめ情報共有し、県と市町の連携体制の確保を図っておく必要がある。

図表1-4 市町の受援業務一覧

分野	市町の主な受援業務
緊急輸送ルート (第2章)	・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供
救助・救急、消火活動 (第3章)	・被害状況の収集 ・県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む） ・救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・救助機関の受入れ ・救助活動拠点の利用調整
医療・保健活動 (第4章)	・医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携 ・被災者ニーズの把握 ・保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携
高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れ (第5章)	・県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・福祉避難所及び福祉避難所以外の避難所の介護職員等の派遣 ・ニーズの照会と県への報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
物資調達 (第6章)	・避難所のニーズ把握 ・協定締結先からの支援物資の調達 ・県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設・運営 ・支援物資の受入れ、避難所までの輸送
燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保 (第7章)	・市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請 ・市町が管理する重要施設への臨時供給（電力・ガス）にかかる県への要請 ・市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請
ボランティアの受入れ (第8章)	・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応 ・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・県災害対策本部との情報共有
自治体応援職員の受入れ (第9章)	・市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・自治体応援職員の勤務管理 ・受援状況のとりまとめと報告

第7節 平時からの準備

第1 平時の取組

県は、本計画の実効性を高めるため、平時から以下の取組を実施する。

1 訓練による検証

訓練による検証を繰り返し実施し、訓練で判明した問題点や要改善点について、計画内容を修正していく。

2 研修・連絡会議等での共有

職員研修や連絡会議等で、本計画について繰り返し説明の場を設け、計画内容の周知を図る。

これらの研修や連絡会議等を開催した後、研修受講者や連絡会議等出席者は、各自の所属において内容を共有し、全職員の本計画への理解を高める。

3 拠点の管理

本計画で定めた防災拠点（救助活動拠点、SCU、広域物資輸送拠点（県物資拠点）、地域内輸送拠点（市町物資拠点））については、拠点の施設管理者と連携しながら、災害発生時において円滑に各拠点機能を果たすことができるよう、必要な資機材の確認や拠点運用の実動訓練を実施するなど、必要な対策を講じる。

4 関係機関間の顔の見える関係づくり

大規模災害時には、数多くの関係機関が連携を密にし、被災者支援にあたることが重要であるため、平時から顔の見える関係づくりに努める。

5 近隣県との調整

南海トラフ地震発生時には、近隣県（静岡県、愛知県、和歌山県など）が重点受援県となるが、応援にかかるリソースの不足などから自治体間の配分調整が上手く機能せず、人的・物的応援が十分受けられないことも想定される。

こうした不測の事態に備え、平時から、近隣県との間で人的・物的応援を如何に配分調整するのか協議するとともに、また、必要に応じ国に対し自治体間の広域調整について協議していく。

第2 計画の見直し

上記の平時の取組に基づいて、本計画の見直しを継続的に行う。

このほか、国の具体計画が修正された場合や、国、県、市町及び関係機関の体制変更、施設整備の進捗等も踏まえながら継続して見直しを行い、必要な修正を行う。

第8節 広域応援の枠組

県は、国の具体計画に基づく応援以外にも全国からの広域応援を必要とする場合には、「全国都道府県における災害発生時等の広域応援に関する協定」、「中部9県1市災害時等の応援に関する協定」、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」、「紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定」、「三重県市町災害時応援協定」に基づき、所定の文書様式、電話等で応援要請を行う。

このような広域応援に対する受援体制も、本計画の対象である。

各協定が定めている応援の内容は、次のとおりである。

図表 1-5 県が締結している広域相互応援協定一覧

協定名称	協定自治体	主な応援内容	要請先	自治体応援
全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定書	全国知事会 (全都道府県) 中部ブロック (富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県)	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	中部ブロック 幹事県 ¹	ブロック内で調整の上、応援県を決定
中部9県1市災害時等の応援に関する協定	富山県、石川県、 福井県、長野県、 岐阜県、静岡県、 愛知県、三重県、 滋賀県、名古屋市	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	中部ブロック 幹事県	(太平洋側の複数県が被災した場合の主たる応援県順位) 1 福井県 2 滋賀県
近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定	福井県、三重県、 滋賀県、京都府、 大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、 徳島県、関西広域連合	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	関西広域連合 (兵庫県)	協定自治体内で調整の上、応援県を決定
紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定	三重県、奈良県、 和歌山県	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣 (4) ヘリコプターの活用	奈良県 和歌山県	奈良県 和歌山県
三重県市町災害時応援協定	三重県、市長会、 町村会(県内全市町)	(1) 物資等の提供 (2) 施設、業務の提供 (3) 職員の派遣	県地方災害対策部及び応援市町	県及び応援市町

¹中部ブロック幹事県の持ち回り順

石川県(2018年度)→長野県(2019年度)→岐阜県(2020年度)→静岡県(2021年度)→愛知県(2022年度)→三重県(2023年度)→富山県(2024年度)→石川県(2025年度)→以降、繰り返し

第9節 海外からの支援への対応

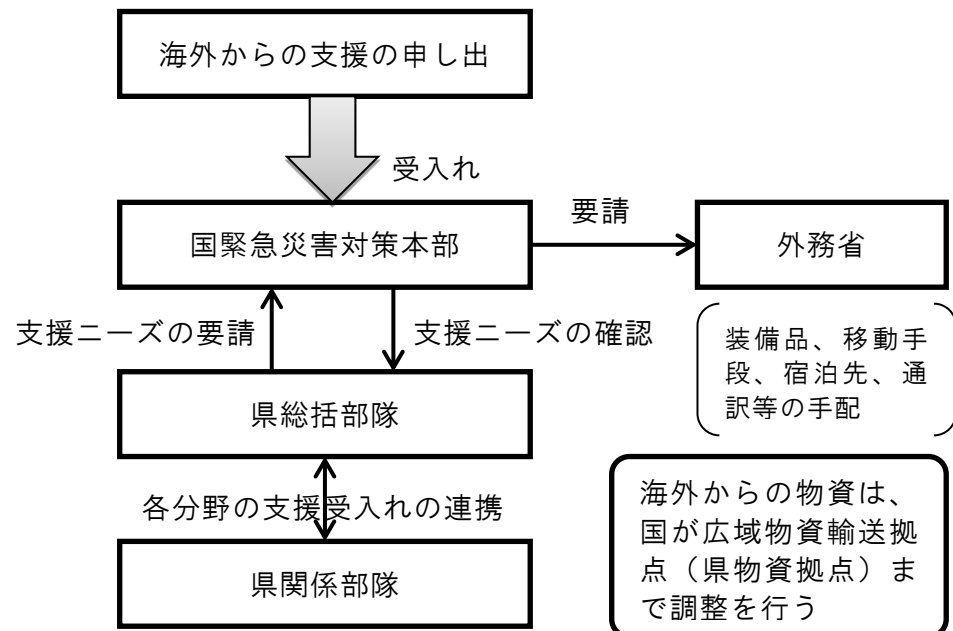
海外支援の受入れにあたっては、被災自治体に過度な負担が生じないよう国が支援するため、積極的に活用することとする。

海外からの人的支援・物的支援の申し出がある場合の受入れは、国の緊急災害対策本部及び現地対策本部が調整窓口となり、県は緊急災害対策本部から支援ニーズの有無の確認を受けることとなる。

物的支援については、日本国内に物資が到着し、広域物資輸送拠点（県物資拠点）までの輸送は国が調整を行う。人的支援の受入れに当たっては、外務省が、水・食料等を含む装備品、移動手段、宿泊先、通訳等を支援申出国及び当該国の駐日大使館にて確保するよう要請し、その旨を確認する。また、海外からの捜索・救助チームや医療チームには、外務省の連絡員（リエゾン）が帯同する。

県災害対策本部においては、県総括部隊が海外からの支援の調整窓口となり、物資の受入れや捜索・救助チーム、医療チームの各チームの支援受入れにあたっては、県総括部隊と関係部隊が連携して対応する。

図表1-6 海外からの支援の受入れの流れ



【参考：東日本大震災における海外支援の事例】

○163か国・地域及び43国際機関から支援の申し出があった（平成29年6月8日現在）

(1) 支援内容

①緊急援助隊等による支援

医療支援チーム、原子力専門家・専門機関、復旧支援チーム、緊急救助隊、レスキューチーム、人道支援チーム、救助犬チーム、在日米軍（トモダチ作戦）、豪空軍機（輸送支援）

②緊急物資の支援

食料・飲料、衣類・くつ類、寝具、医療品・衛生品・衛生施設、育児・こども用品、生活用品、スポーツチームや芸能人の応援メッセージが書かれたTシャツや毛布等、サバイバルキット、可動式倉庫、移動可動式発電機、パソコン、ソーラーパネル式の携帯充電器、セキュリティソフトのライセンス、工業用内視鏡、灯油、ガソリン、ディーゼル油、液化天然ガス（LNG）、原油、液化石油ガス（LPガス）等

③義援金、寄付金

（資料）外務省ホームページ「世界各国・地域等からの緊急支援」

緊急物資の内容は「東日本大震災への海外からの支援実績のレビュー調査（一財国際開発センター）」（平成25年3月）

(2) 自治体の対応（宮城県）

①人的支援の受入れ

警察庁では、韓国、シンガポール、メキシコ、台湾、ロシア、フランス、モンゴル、南アフリカ、トルコ及びインドの計10か国、577人の支援部隊の受入れに対応し、被災県警察では、これら支援部隊と協力して捜索活動に従事した。

外国からの救助チームや災害救助犬団体等の受入れについては、被災地消防本部間で活動する市町村の選定を実施した。

②外国からの義援物資への対応

外国政府（外務省を経由）や通常業務で関係のある企業からの物資については、経済商工観光部国際経済・交流課が受入れ窓口となった。同課では、特に外国政府に対する担当1人を固定配置し、本部事務局と連携しながら受入れを行う体制をとった。

③寄附金の受付

国内から日本円で入金される口座、外国から日本円で入金される口座及び外国から外貨で入金される口座を開設し、受付を行った。

（資料）「東日本大震災-宮城県の発災後1年間の災害対応の記録とその検証（宮城県）」（平成27年3月）

第10節 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が懸念される状況において受援活動を行うにあたっては、適切な新型コロナウイルス感染症対策を講じ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底する必要がある。

1 感染症対策

受援活動を行うにあたっては、十分な換気に努め、人と人との接触の低減を図り、「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）を回避するとともに、手指消毒、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防に努める。

2 対策を講じる場所

感染症対策を講じる必要がある場所は、災害対策本部、避難所、宿营地、救助活動拠点、物資拠点、ボランティア支援センター等、人と人が接触する可能性がある全ての場所であることに留意する。

3 受入れにあたっての依頼事項

応援職員などの受入れにあたっては、応援団体に対して、出発前の体調管理やマスク・防護服などの感染防止対策の装備品の持参などを依頼する。

また、応援職員に加え災害ボランティアなどに対しては、活動時に体調がすぐれない場合は、保健所や責任者等に連絡の上、すぐに応援活動から外れるよう依頼する。

4 感染症に関する情報共有

適切な感染症対策を講じるため、国、県、市町、関係機関に対して、感染者発生状況等の情報を提供する、応援者が感染した場合に備え連絡体制を構築するなど、感染症に関する迅速な情報共有に努める。

ただし、感染者、濃厚接触者等に係る個人情報の取り扱いは、不当な差別・偏見が生じないよう十分な配慮を行う。

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、業種ごとに策定されている感染拡大予防ガイドラインなどを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

物資調達について

物資の受入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用に努める。ただし、マスク着用時は熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する場合は注意するものとする。

また、書類の受渡しや荷物の積卸しの際には、運転手との直接接触を減らすように努めるとともに、フォークリフト等の共有設備は、洗浄・消毒などの感染防止対策の徹底に努める。

医療・保健活動について

原則として応援機関がマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋など感染防止対策物品を持参のうえ、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。

また、円滑な保健医療活動に係る受援活動を行うため、保健所等の被災現地で開催される関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等についての情報共有を図るように努める。

高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）について

特に、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設の状況に応じた感染防止対策の徹底に努める必要がある。

ボランティアについて

ボランティアの受け入れにあたっては、被災者の命と暮らしと尊厳を守るために必要な支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターとともに「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、「医学的アドバイス」の作成および現地センターへの情報提供を行う。

自治体応援職員について

受援対象の業務の選定にあたっては、遠隔地においてもウェブ会議等で対応ができないか、また、地元事業者への業務委託等ができないかを検討したうえで、応援自治体との遠隔地間での感染拡大が発生しないように留意する。

また、応援要請にあたっては、被災市区町村応援職員確保調整本部や応援都道府県等に対して、三重県や市町の感染者発生状況等の情報を提供する。

第2章

緊急輸送ルート に関する計画

目 次

第2章 緊急輸送ルートに関する計画.....	19
第1節 要旨.....	19
第1 目的.....	19
第2 計画に基づく活動期間.....	20
第3 概要.....	22
第2節 関係機関の役割.....	24
第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関.....	25
第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関.....	27
第3節 緊急輸送ルートの啓開活動.....	29
第1 被害状況の情報収集と共有.....	29
第2 災害時における車両の移動等に関する要請.....	29
第3 道路啓開方針の決定.....	29
第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有.....	30
第5 関係機関への支援要請.....	30
第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施.....	30
第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）.....	31

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、道路の寸断や沿道建物の倒壊による道路閉塞等の発生や、一般車両通行による渋滞発生により緊急支援に関する車両の目的地到着に支障をきたすことを想定しなければならない。

このような想定のもと、国は、全国の都道府県から被害が甚大な地域に到達し、活動するための必要最低限のルートとして緊急輸送ルートを定め、発災後の緊急輸送ルートの通行可否情報の共有、必要に応じた啓開活動・応急復旧、交通規制の実施等による通行確保の活動を最優先で実施することとしている。

この「緊急輸送ルートに関する計画」は、被害が甚大な地域へ、全国からの人員・物資・燃料の輸送を迅速かつ円滑に行うことを目的として、緊急輸送ルートの啓開活動について定める。

なお、本計画で定める緊急輸送ルートは、別表2-1（救助活動拠点については南海トラフ地震の場合に優先的に使用する27拠点を掲載）のとおりである。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象とする。
各目的地と啓開目標²については、図表2-1のとおりとする。

図表2-1 目的地別の緊急輸送ルートの啓開目標

用途 (主な所管部隊)	目的地(拠点)	啓開目標
災害対策拠点 (総括部隊)	県・市町災害対策本部	おおむね1～2日以内
救助活動拠点 (総括部隊)	救助活動拠点	おおむね1～3日以内
医療活動拠点 (保健医療部隊)	災害拠点病院、SCU	おおむね1～2日以内
物資拠点 (救援物資部隊)	広域物資輸送拠点 (県物資拠点)	おおむね1～2日以内
	地域内輸送拠点 (市町物資拠点)	おおむね1～3日以内
燃料供給拠点 (総括部隊)	製油所	おおむね1～3日以内
海路による輸送拠点 (社会基盤対策部隊)	海上輸送拠点(港湾)及び 地域防災計画に位置づけられた漁港	おおむね1～7日以内

²啓開目標：緊急輸送ルート啓開の優先順位における指標の1つであり、実際のオペレーションにおいては、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて臨機応変に対応を行う。なお、各啓開目標は、「南海トラフ地震における具体的な応急活動に関する計画」の「南海トラフ地震における各活動の想定されるタイムライン(イメージ)」、「中部版くしの歯作戦(道路啓開オペレーション計画)」を参考に設定している。

【タイムライン】

(緊急輸送ルートの啓開活動)

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後1日目)	道路啓開方針の決定
	啓開活動開始
	道路啓開ルートにかかる県災害対策本部内の情報共有
	関係機関への支援要請
	災害時における車両の移動等に関する要請
緊急輸送ルートの啓開活動 (発災～発災後2日目以降)	緊急交通路の指定及び交通規制の実施
	道路啓開の進捗状況にかかる県災害対策本部内の情報共有

(海上輸送拠点等の活用(海路の使用))

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	被害状況の情報収集と共有
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後1日目)	海上輸送拠点等の活用の決定
	海上輸送拠点等に関する調整
	海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開開始
海上輸送拠点等の活用 (発災～発災後2日目以降)	海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

【参考】

くしの歯ルート各STEPの考え方(中部版くしの歯作戦)

STEP	道路啓開ルート
STEP 1 (くしの「軸」)	高速道路・直轄国道等の広域支援ルート
STEP 2 (くしの「歯」)	広域支援ルート(くしの「軸」)から被害が甚大な沿岸部へのアクセスルート
STEP 3 (被災地)	被害が甚大な沿岸沿いのルート
STEP 3 以降	被害地域全域へのルート

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

（１）活動内容

発災後、県、道路管理者、港湾及び漁港管理者は、ただちに航空偵察等による被害概況の把握を行い、緊急輸送ルートの通行可否情報や海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港（以下、「海上輸送拠点等」という。）の被害状況の収集を行い、道路啓開方針を決定する。

県は、優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請するとともに、啓開の進捗状況を管理する。

県は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省TEC-FORCE等による支援が必要な場合は、要請を行う。

県公安委員会は、緊急交通路の指定を行い、また、県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入規制などの交通規制を実施する。

（２）活動拠点

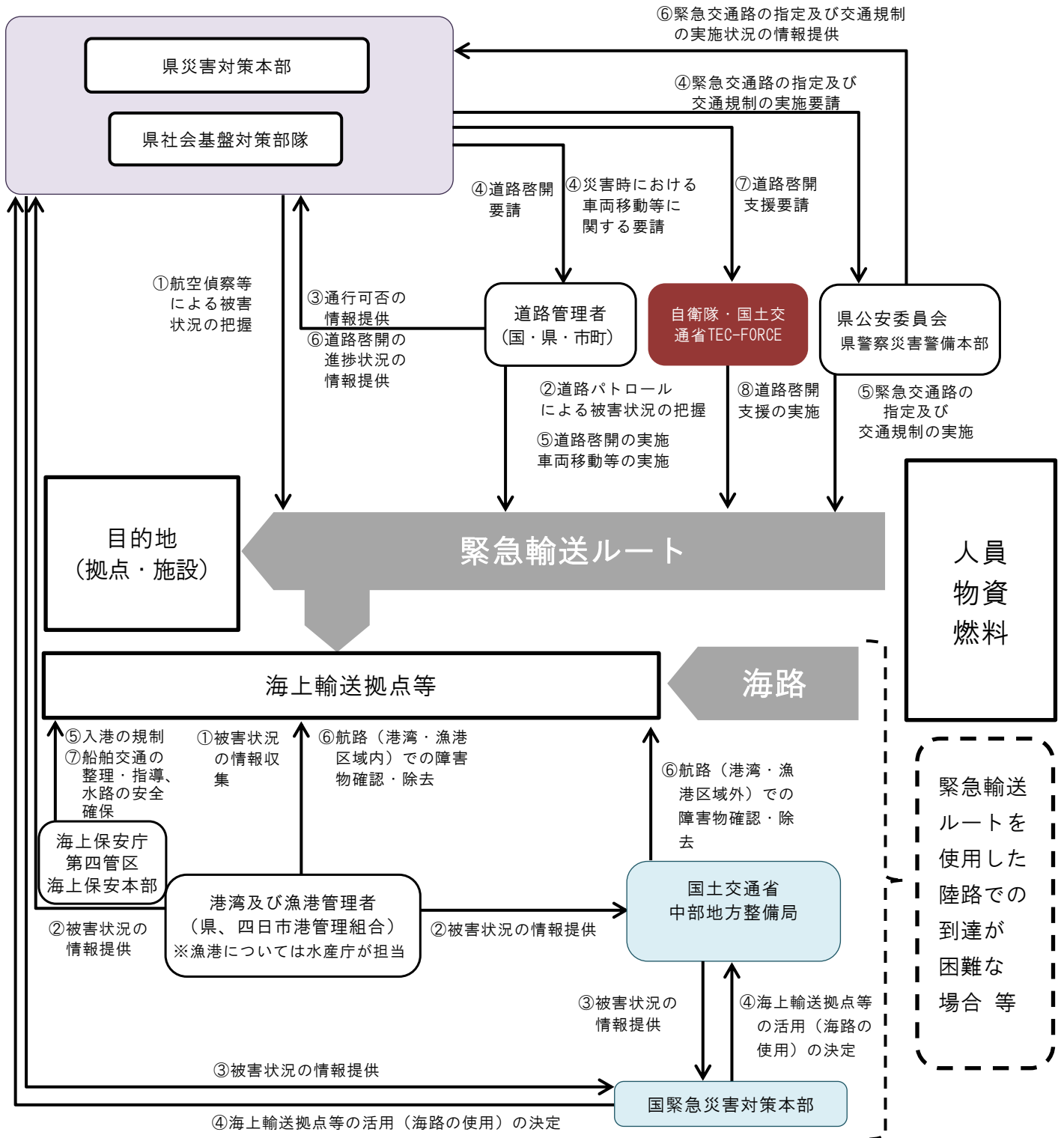
① 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港とは、緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等に、人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港である。

2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ

緊急輸送ルートに関する活動の流れは、図表2-2のとおりである

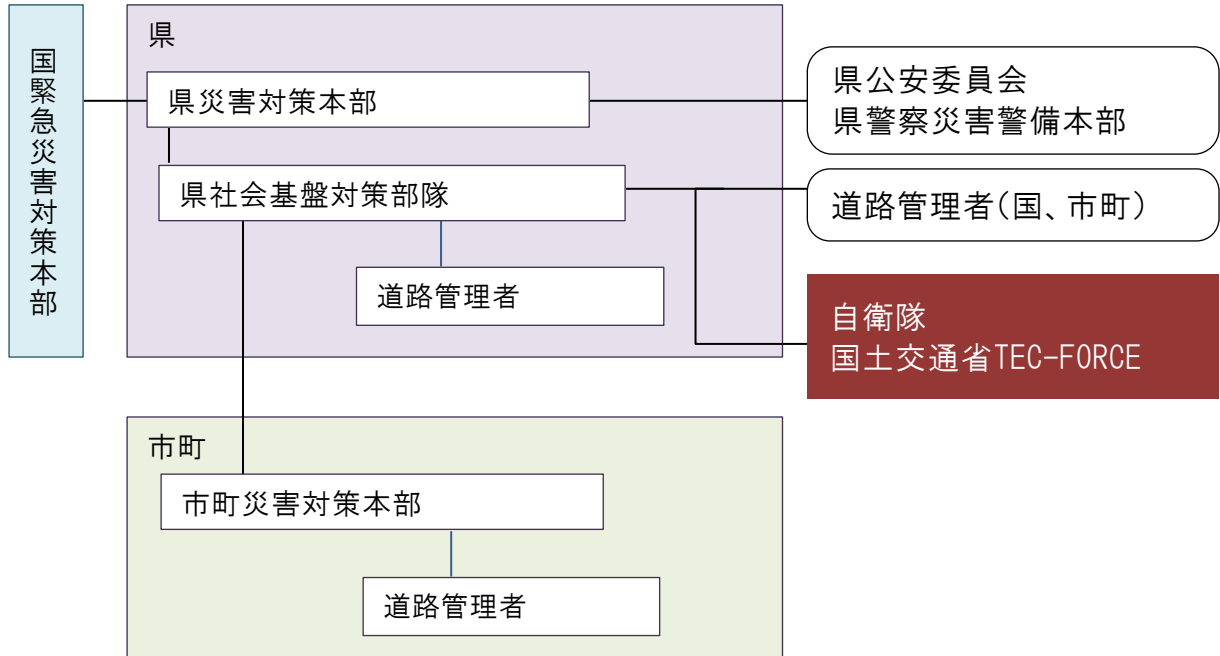
図表2-2 緊急輸送ルートに関する活動の流れ



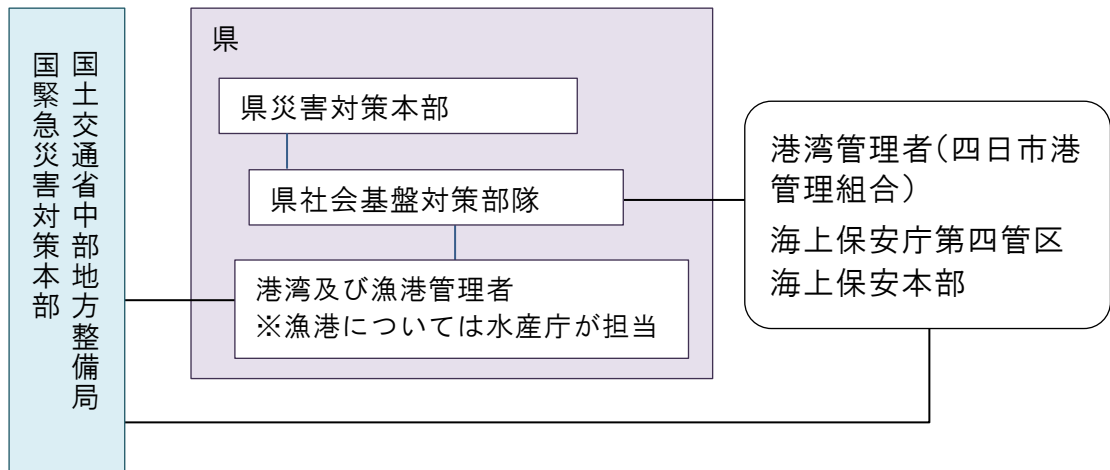
第2節 関係機関の役割

図表2-3 緊急輸送ルートの啓開活動に関する関係機関の体制

【緊急輸送ルートの啓開活動】



【海上輸送拠点等の活用（海路の使用）】



第1 各拠点へのルート確保に関する関係機関

1 指揮又は調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	・被害状況・通行可否情報の収集と提供 ・道路啓開方針の決定 ・車両の移動等に関する要請 ・関係機関への支援要請 ・道路啓開ルートに係る情報提供

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・交通規制や道路啓開等を通じた緊急通行車両等の通行の確保などについての総合調整
国土交通省中部地方整備局	・「中部版くしの歯作戦」の実施に関する指揮・調整 ・国土交通省TEC-FORCEの派遣に関する調整

(3) 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・市町道の被害状況、通行可否情報の収集と提供

2 緊急輸送ルートの啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
道路管理者（県）	・緊急輸送ルート（県管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

(2) 国

関係機関	主な役割
道路管理者 (国)	・ 緊急輸送ルート（国管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施 （道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む
自衛隊 ・ 国土交通省 TEC-FORCE等	・ 緊急輸送ルートの啓開活動への支援

(3) 市町

関係機関	主な役割
道路管理者 (市町)	・ 緊急輸送ルート（市町管理道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施 （道路啓開、災害時における車両移動等の実施等） ※海上輸送拠点等までのアクセスを含む

3 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

(1) 県

関係機関	主な役割
県公安委員会	・ 緊急交通路の指定
県警察災害警備本部	・ 交通規制の実施

第2 海上輸送拠点等へのルート確保に関する関係機関

1 指揮又は調整を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部社会基盤対策部隊	・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集と提供 ・海上輸送拠点等の活用に関する情報収集、緊急災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等への道路啓開方針の決定

(2) 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・海上輸送拠点等の被害状況の情報収集 ・海上輸送拠点等の活用の決定

2 航路啓開活動を行う機関

(1) 県

関係機関	主な役割
港湾及び漁港管理者	・海上輸送拠点等の被害状況の把握、国土交通省中部地方整備局及び県災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去 ・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

(2) 国

関係機関	主な役割
国土交通省中部地方整備局	・海上輸送拠点（港湾）の被害状況の情報収集、緊急災害対策本部への情報提供 ・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域外）での障害物確認、除去
海上保安庁第四管区海上保安本部	・海路の安全性が確保されるまでの入港の規制 ・船舶交通の整理、指導 ・水路の安全確保

(3) 四日市港管理組合

関係機関	主な役割
港湾管理者 (四日市港)	・海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾区域内）での障害物確認、除去 ・緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置を実施（道路啓開、災害時における車両移動等の実施等）

第3節 緊急輸送ルートの啓開活動

第1 被害状況の情報収集と共有

県社会基盤対策部隊は、航空偵察や県内に設置されている定点観測カメラ等により収集した情報から、緊急輸送ルートの被害状況の把握や津波浸水域における道路被害状況を収集する。

県社会基盤対策部隊は、通行可否情報を地図等に集約し、通行可能な緊急輸送ルートを明確化し、防災情報プラットフォーム等により、県災害対策本部内へ情報提供し共有する。

道路管理者は、緊急輸送ルートの道路パトロールを実施し、その通行可否情報を収集し、県社会基盤対策部隊に報告する。なお、通行不能区間については迂回路を検討し、同様に報告する。

第2 災害時における車両の移動等に関する要請

県社会基盤対策部隊は、必要に応じて、道庁管理者に対して、災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定³を包括的に行うよう要請する。

第3 道路啓開方針の決定

1 アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）の決定

県災害対策本部は、図表2-1に示す啓開目標を念頭に、拠点・施設等の被害状況及び災害応急対策活動の状況等に応じて、アクセスを確保すべき目的地（拠点・施設）を決定する。

2 優先的に道路啓開を実施するルートの決定

県社会基盤対策部隊は、道路啓開方針の検討にあたって、あらかじめ目的地までの緊急輸送ルートについて、代替ルートも含めて選定しておき、収集した通行可否情報を集約・分析した上で、道路の被害状況、広域応援部隊の進出状況、被災者支援の優先順位等を踏まえ、国や応援県、救助機関等と調整を行い、優先的に道路啓開を実施するルートを決定する。

県社会基盤対策部隊は、決定した優先的に道路啓開を実施するルートについて、速やかに道路管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

なお、ルートの決定にあたっては、「中部版くしの歯作戦⁴」に基づく道路啓開活動との連携に留意する。

³災害対策基本法第76条の6第1項に基づく区間の指定：指定により、道路管理者は、当該区間における車両等の占有者等に対し、車両等を付近の道路外に移動すること、その他緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

⁴中部版くしの歯作戦：国土交通省中部地方整備局管内の道路管理者で構成する中部地方幹線道路協議会により策定。中部地方において近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震などの大規模地震に備えた道路啓開オペレーション計画。

第4 道路啓開ルートに係る県災害対策本部内の情報共有

県社会基盤対策部隊は、決定した道路啓開ルートについて、県災害対策本部内で情報共有する。また、啓開の進捗状況も随時情報共有する。

第5 関係機関への支援要請

県社会基盤対策部隊は、緊急輸送ルート啓開活動にあたり自衛隊、国土交通省 TEC-FORCEによる支援が必要な場合は、調整や要請を行う。

第6 緊急交通路の指定及び交通規制の実施

県公安委員会は、必要に応じて、災害対策基本法第76条に基づき緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限を行う道路（以下、「緊急交通路」という。）を指定するとともに、指定した緊急交通路について県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

県警察災害警備本部は、被害が甚大な地域への車両の流入禁止規制や一般車両の通行を禁止するなどの必要な交通規制を行い、緊急交通路指定予定路線からの一般車両の排除等を行うとともに、実施した措置については県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

第7 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）

1 海上輸送拠点等の概要

緊急輸送ルートを使用した陸路での到達が困難な場合や、一度に大量の輸送を行う必要がある場合、輸送が長距離となる場合等においては、海路による輸送が効率的と見込まれることから、海上輸送拠点等が活用される。

海上輸送拠点等は人員、物資、燃料、資機材等の輸送に活用することを想定する港湾及び漁港であり、図表2-4のとおりである。

図表2-4 海上輸送拠点（港湾）及び地域防災計画に位置づけられた漁港

番号	港名	種別	港湾及び 漁港 管理者	水深 (m)	延長 (m)	利用可能船舶規模		背後の荷捌き地		
						載貨重量 トン数 (トン)	全長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	幅 (m)
1	四日市港 (霞ヶ浦南 埠頭23号岸 壁)	港湾	四日市港 管理組合	12	240	40,000	225	12,897	212	50
2	四日市港 (第3埠頭15 号岸壁)			10	245	12,000	205	13,527	160	82
3	津松阪港 (大口地区)		三重県	7.5	130	5,000	107	3,640	130	28
				5.5	100	2,000	82	3,400	100	34
4	鳥羽港			5.5	180	2,000	82	2,520	180	14
5	浜島港			5.5	90	1,000	67	3,600	90	40
6	吉津港			4	65	－	－	972	70	15.9
7	長島港			4.5	60	－	－	1,350	90	15
8	尾鷲港			5.5	100	2,000	82	2,000	100	20
9	鵜殿港			5.5	90	1,000	67	1,682	110	15
10	舟越漁港	漁港		3	150	50	24	2,853	50	30
11	波切漁港			5	75	200	40	2,612	110	30
12	三木浦漁港			3	103	30	20	1,700	90	18

2 被害状況の情報収集と共有

港湾及び漁港管理者は、優先的な航路啓開を行う可能性が高い海上輸送拠点及び地域防災計画に位置づけられた漁港（図表2-4）について、被害状況の情報収集を行い、国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊へ情報提供する。

情報提供を受けた国土交通省中部地方整備局及び県社会基盤対策部隊は、国緊急災害対策本部へ情報提供する。

3 海上輸送拠点等の活用（海路の使用）の決定

国緊急災害対策本部は、被災地における人員、物資、燃料、資機材等の輸送ニーズと、海上輸送拠点等の被害状況を踏まえ、海上輸送拠点等の活用を決定する。

4 海上輸送拠点等に関する調整

港湾及び漁港管理者は、海上輸送拠点等へアクセスする航路（港湾・漁港区域内）での障害物確認、除去、緊急輸送ルート（臨港道路）の啓開活動に関する必要な措置（道路啓開、災害時における車両移動等）を実施する。

国土交通省中部地方整備局は、海上輸送拠点等として利用する岸壁（港湾）、使用可能な製油所へアクセスする航路（港湾区域外）の障害物確認、除去を行う。

海上保安庁第四管区海上保安本部は、海路の安全性が確保されるまでの入港の規制、船舶交通の整理・指導、水路測量や応急標識の設置等により水路の安全確保を行う。

5 海上輸送拠点等への緊急輸送ルートの道路啓開

県社会基盤対策部隊は、海路による輸送を実施する場合には、利用する海上輸送拠点等までアクセスする緊急輸送ルートについて、道路管理者や、臨港道路を有する港湾及び漁港管理者に対して情報共有し、通行確保に必要な措置を要請する。

6 海上輸送拠点等までの道路啓開情報の共有

県社会基盤対策部隊は、航路啓開及び道路啓開の状況について、県災害対策本部内へ情報提供する。また、啓開の進捗状況も随時情報提供する。

別表2-1 緊急輸送ルート

●凡例

(高)自動車専用道路 (国)国道 (県)県道 (市)市道 (町)町道 (港)臨港道路

(1) 桑名市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県桑名庁舎	桑名市中央町5-71	東名阪自動車道桑名東IC	6.8	(国)258号⇒(国)1号⇒(県)桑名四日市線⇒(市)矢場相川1号線	東名阪自動車道桑名東IC	5.3	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)中央堂町線	東名阪自動車道桑名東IC	5.7	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)1号⇒(市)中央堂町線
2	市町災害対策本部	桑名市役所	桑名市中央2-37	東名阪自動車道桑名東IC	7.1	(国)258号⇒(国)1号⇒(市)市役所南線	東名阪自動車道桑名東IC	5.8	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)市役所南線	東名阪自動車道桑名東IC	5.7	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)1号⇒(市)市役所南線
3	救助活動拠点	アイリスパーク	桑名市多度町御衣野4000	東名阪自動車道桑名IC	9.0	(国)421号⇒(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(市)坂井多度線⇒(市)下野代工業団地線2号線⇒(市)下野代工業団地線	—	—	—	—	—	—
4	災害拠点病院	桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目11番地	東名阪自動車道桑名IC	4.3	(国)421号⇒(国)1号⇒(市)中央京橋線	東名阪自動車道桑名IC	6.1	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(市)中央京橋線	東名阪自動車道桑名東IC	3.5	(国)258号(華濃街道)⇒(国)1号⇒(市)中央京橋線
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	桑名市防災拠点施設	桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地	北勢拠点	9.7	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)四日市多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川44号線	北勢拠点	9.6	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(市)坂井多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川44号線	—	—	—
				日本通運株式会社ターミナル	12.3	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)四日市多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川44号線	日本通運株式会社ターミナル	12.2	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(市)坂井多度線⇒(市)星川中央線⇒(市)星川44号線	—	—	—

(2) いなべ市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	いなべ市役所	いなべ市北勢町阿下喜31番地	東海環状自動車道大安IC	8.3	(国)365号⇒(国)306号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	東名阪自動車道桑名IC	18.3	(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	—	—	—
2	救助活動拠点	いなべ市藤原運動場	いなべ市藤原町市場493-1	東海環状自動車道大安IC	10.1	(国)365号⇒(国)306号⇒(市)下川原中山線	東名阪自動車道桑名IC	21.1	(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)下川原中山線	—	—	—
3	災害拠点病院	厚生連三重北医療センターいなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771	東海環状自動車道大安IC	5.7	(国)365号⇒(国)306号⇒(市)阿第84号線	東名阪自動車道桑名IC	18.4	(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)阿第84号線	東名阪自動車道桑名東IC	21.4	(国)258号⇒(県)桑名東員線⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(国)306号⇒(市)阿第84号線
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	いなべ市物資拠点倉庫	いなべ市北勢町阿下喜62-1	北勢拠点	22.5	(県)ト海老茂福線⇒四日市東IC⇒大安IC⇒(国)306号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	北勢拠点	24.3	(県)ト海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	—	—	—
				日本通運株式会社ターミナル	25.1	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒大安IC⇒(国)306号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	26.9	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)阿第107号線	—	—	—
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	員弁運動公園防災倉庫	いなべ市員弁町楚原936番地	北勢拠点	19.6	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒大安IC⇒(国)365号⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)畑新田上笠田線	北勢拠点	18.2	(県)ト海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)畑新田上笠田線	—	—	—
				日本通運株式会社ターミナル	20.9	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)ト海老茂福線⇒四日市東IC⇒大安IC⇒(国)306号⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)畑新田上笠田線	日本通運株式会社四日市ターミナル	19.5	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)ト海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒桑名IC⇒(国)421号⇒(県)北勢多度線⇒(市)畑新田上笠田線	—	—	—

(3) 木曽岬町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	木曽岬町役場	桑名郡木曽岬町大字西対海地251	東名阪自動車道 桑名東IC	14.8	(国)258号⇒ (国)23号⇒(県)木 曽岬弥富停車場線 ⇒(町)田代・小学 校線⇒(町)川西幹 線	東名阪自 動車道 桑名IC	12.2	(国)421号⇒ (国)258号⇒(国)23 号⇒(県)木曽岬弥 富停車場線⇒(町) 田代・小学校線⇒ (町)川西幹線	東名阪 自動車 道桑名東 IC	15.2	(国)258号⇒(県) 桑名東員線⇒(国) 1号⇒(国)23号⇒ (県)木曽岬弥停 車場線⇒(町)田 代・小学校線⇒ (町)川西幹線
2	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	木曽岬町防災センター	木曽岬町大字源緑 輪中大字441番地1	北勢拠点	19.1	(県)上海老茂福 線⇒四日市東IC⇒ (高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)258号⇒ (国)23号	北勢拠点	20.2	(県)上海老茂福 線⇒四日市東IC⇒ (高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)421号⇒ (国)258号⇒ (国)23号	北勢拠 点	17.2	(県)上海老茂福 線⇒四日市東IC⇒ (高)東名阪自動 車道⇒(県)伊勢 湾岸自動車道⇒湾 岸桑名IC⇒(県) 湾岸桑名インター 線⇒(国)23号
				日本通運株式会社四日市ターミナル	21.7	(市)山之一色51 号線⇒(市)中村 垂坂線⇒(市)垂 坂平津線⇒(県) 上海老茂福線⇒四 日市東IC⇒(高) 東名阪自動車道⇒ 桑名東IC⇒(国) 23号	日本通運株式会社四日市ターミナル	22.8	(市)山之一色51 号線⇒(市)中村 垂坂線⇒(市)垂 坂平津線⇒(県) 上海老茂福線⇒四 日市東IC⇒(高) 東名阪自動車道⇒ 桑名東IC⇒(国)421 号⇒(国)258 号⇒(国)23号	日本通運株式会社四日市ターミナル	19.8	(市)山之一色51 号線⇒(市)中村 垂坂線⇒(市)垂 坂平津線⇒(県) 上海老茂福線⇒四 日市東IC⇒(高) 東名阪自動車道⇒ (高)伊勢湾岸自 動車道⇒(県)湾岸 桑名インター線⇒ (国)23号

(4) 東員町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	東員町役場	員弁郡東員町大字山田1600	東海環状自動車道 東員IC	2.0	(国)365号⇒(県) 桑名東員線⇒(町) 瀬古泉北大社線	東名阪自 動車道 桑名IC	7.3	(国)421号⇒(県)菟 野東員線⇒(県)桑 名東員線⇒(町)瀬 古泉北大社線	東名阪 自動車 道桑名東 IC	12.1	(国)258号⇒(県) 桑名東員線⇒ (国)421号⇒(県) 菟野東員線⇒(町) 瀬古泉北大社線
2	救助活動拠点	東員町スポーツ公園	員弁郡東員町北大社323	東海環状自動車道 東員IC	1.8	(国)365号⇒(県) 桑名東員線⇒(町) 北大社576号線	東名阪自 動車道 桑名IC	8.1	(国)421号⇒(県)菟 野東員線⇒(県)桑 名東員線⇒(町)北 大社576号線	—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	東員町陸上競技場	員弁郡東員町大字北大社323	北勢拠点	9.9	(県)上海老茂福線 ⇒四日市東IC⇒ (国)365号⇒ (県)桑名東員線 ⇒(町)北大社576 号線	北勢拠点	15.0	(県)上海老茂福線 ⇒四日市東IC⇒ (高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)421号⇒(県)菟 野東員線⇒(県)桑 名東員線⇒(町)北 大社576号線	北勢拠 点	23.8	(県)上海老茂福線 ⇒四日市東IC⇒ (高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)258号⇒(県) 桑名東員線⇒ (国)421号⇒(県) 菟野東員線⇒(県) 桑名東員線⇒(町) 北大社576号線
				日本通運株式会社四日市ターミナル	12.5	(市)山之一色51号 線⇒(市)中村垂坂 線⇒(市)垂坂平津 線⇒(県)上海老茂 福線⇒四日市東IC ⇒(高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)365号⇒(県) 桑名東員線⇒(町) 北大社576号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	17.6	(市)山之一色51号 線⇒(市)中村垂坂 線⇒(市)垂坂平津 線⇒(県)上海老茂 福線⇒四日市東IC ⇒(高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)421号⇒(県)菟 野東員線⇒(県)桑 名東員線⇒(町)北 大社576号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	26.4	(市)山之一色51号 線⇒(市)中村垂坂 線⇒(市)垂坂平津 線⇒(県)上海老茂 福線⇒四日市東IC ⇒(高)東名阪自動 車道⇒桑名東IC⇒ (国)258号⇒(県) 桑名東員線⇒ (国)421号⇒(県) 菟野東員線⇒(県) 桑名東員線⇒(町) 北大社576号線

(5) 四日市市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県四日市庁舎	四日市市新正4-21-5	東名阪自動車道四日市IC	10.7	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)新正停車場線	東名阪自動車道四日市東IC	10.2	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(県)桑名四日市線⇒(市)矢場相川1号線	—		
2	市町災害対策本部	四日市市役所	四日市市諏訪町1-5	東名阪自動車道四日市IC	8.7	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)四日市中央線⇒(市)金場新正線	東名阪自動車道四日市東IC	9.0	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(市)四日市中央線⇒(市)金場新正線	—		
3	救助活動拠点	北部墓地公園運動施設(ソフトボール場)	四日市市大矢知大沢1981-25	東名阪自動車道四日市東IC	2.1	(県)上海老茂福線⇒(市)垂坂平津線	—			—		
4	災害拠点病院	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132	東名阪自動車道四日市IC	13.6	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(県)宮妻峽線	東名阪自動車道四日市東IC	13.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(県)宮妻峽線	—		
5	災害拠点病院	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37	東名阪自動車道四日市IC	10.3	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(市)西新地久保田線⇒(市)久保田9号線	東名阪自動車道四日市東IC	10.0	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(市)西新地久保田線⇒(市)久保田9号線	—		
6	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(北勢拠点)	四日市市中村町2281-2	東名阪自動車道四日市東IC	0.3	(県)上海老茂福線	東名阪自動車道桑名IC	13.8	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)上海老茂福線	伊勢湾岸自動車道みえ川越IC	8.6	(県)桑名四日市線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)上海老茂福線
7	民間物資拠点	日本通運株式会社四日市ターミナル	四日市市垂坂町字山上谷1340-8	東名阪自動車道四日市東IC	3.0	(県)上海老茂福線⇒(市)垂坂平津線⇒(市)山之一色51号線	東名阪自動車道桑名IC	13.3	(国)421号⇒(国)258号⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)上海老茂福線⇒(市)垂坂平津線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)山之一色51号線	伊勢湾岸自動車道みえ川越IC	8.2	(県)桑名四日市線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)上海老茂福線⇒(市)垂坂平津線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)山之一色51号線
8	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	南部拠点防災倉庫	四日市市波木町2080	北勢拠点	15.2	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(県)宮妻峽線⇒(市)笹川環状1号線	北勢拠点	18.8	(県)上海老茂福線⇒(県)桑名四日市線⇒(国)23号⇒(国)25号⇒(国)1号⇒(県)宮妻峽線⇒(市)笹川環状1号線	—		
				日本通運株式会社四日市ターミナル	14.8	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(市)宮妻峽⇒(市)笹川環状1号線	日本通運株式会社四日市ターミナル	18.4	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(県)桑名四日市線⇒(国)23号⇒(国)25号⇒(国)1号⇒(県)宮妻峽線⇒(市)笹川環状1号線	—		
9	地域内輸送拠点(物資拠点)	北部拠点防災倉庫	四日市市中村町2281-2	北勢拠点	0.2	(北勢拠点の隣の敷地内)						
				日本通運株式会社四日市ターミナル	1.0	(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線	日本通運株式会社四日市ターミナル	1.0	(市)中村垂坂線⇒(市)四日市大学進入路線⇒(県)上海老茂福線			
10	製油所	コスモ石油四日市製油所	四日市市大協町1-1	東名阪自動車道四日市IC	10.5	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(国)164号⇒(国)23号⇒(市)納屋1号線	東名阪自動車道四日市東IC	10.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)164号⇒(国)23号⇒(市)納屋1号線	—		
11	製油所	昭和四日市石油四日市製油所	四日市市塩浜町1	東名阪自動車道四日市IC	15.0	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(国)25号⇒(市)追分石原線	東名阪自動車道四日市東IC	16.0	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)25号⇒(市)追分石原線	—		
12	海上輸送拠点(港湾)	四日市港(霞ヶ浦南埠頭23号岸壁)	四日市市霞2丁目	東名阪自動車道四日市東IC	7.6	(県)上海老茂福線⇒(県)桑名四日市線⇒(港)臨港道路・霞1号幹線⇒(港)臨港道路・霞6号支線	—			—		
13	海上輸送拠点(港湾)	四日市港(第3埠頭15号岸壁)	四日市市千歳町	東名阪自動車道四日市IC	12.3	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)365号⇒(国)1号⇒(国)164号⇒(港)臨港道路・千歳1号幹線・千歳1号支線	—			—		

(6) 菰野町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	菰野町役場	三重郡菰野町大字瀧田1250	新名神高速道路菰野IC	0.8	(町)瀧田鳥居戸線(Ⅱ)	東名阪自動車道四日市IC	5.6	(国)477号⇒(国)306号	東名阪自動車道四日市IC	9.5	(国)477号⇒(国)477号BP⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市菰野大安線⇒(国)477号⇒(国)306号
2	救助活動拠点	朝明緑地(朝明運動公園)	三重郡菰野町千草6434	新名神高速道路菰野IC	4.5	(町)瀧田鳥居戸線(Ⅱ)⇒(国)306号⇒(町)草里野尾高線⇒(町)千種支所奥郷線⇒(町)奥郷公園線	東名阪自動車道四日市IC	9.6	(国)477号⇒(国)306号⇒(町)草里野尾高線⇒(町)千種支所奥郷線⇒(町)奥郷公園線	—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	菰野町体育センター	三重郡菰野町大字福村871-3	北勢拠点	18.1	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒菰野IC⇒(町)瀧田鳥居戸線(Ⅱ)⇒(町)瀧田南部開発道路⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線	北勢拠点	12.2	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(国)477号⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線	北勢拠点	16.1	(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(国)477号⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市菰野大安線⇒(国)477号⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線
				日本通運株式会社ターミナル	20.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒菰野IC⇒(町)瀧田鳥居戸線(Ⅱ)⇒(町)瀧田南部開発道路⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線	日本通運株式会社ターミナル	14.8	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(国)477号⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線	日本通運株式会社ターミナル	18.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒四日市東IC⇒(高)東名阪自動車道⇒四日市IC⇒(国)477号⇒(国)477号(四日市湯の山道路)⇒(県)千草赤水線⇒(県)四日市菰野大安線⇒(国)477号⇒(町)菰野瀧田線⇒(町)センター連絡線

(7) 朝日町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	朝日町役場	三重郡朝日町大字小向893	東名阪自動車道四日市東IC	6.9	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線⇒(町)3/20号線	東名阪自動車道四日市東IC	10.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線⇒(町)3/20号線	—		
2	救助活動拠点	朝日町民スポーツ施設	三重郡朝日町柿2822-1	東名阪自動車道四日市東IC	8.1	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	朝日町教育文化施設	三重郡朝日町大字柿2278番地	北勢拠点	7.5	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	北勢拠点	11.3	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	—		
				日本通運株式会社ターミナル	7.1	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	日本通運株式会社ターミナル	10.9	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	—		

(8) 川越町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	川越町役場	三重郡川越町大字豊田一色280	東名阪自動車道四日市東IC	7.8	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(県)四日市朝日線	東名阪自動車道四日市東IC	8.9	(県)上海老茂福線⇒(国)1号	—		
2	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	あいあいホール	三重郡川越町大字豊田一色314	北勢拠点	9.1	(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	北勢拠点	7.6	(県)上海老茂福線⇒(国)1号(北勢BP・川越)⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	—		
				日本通運株式会社ターミナル	8.7	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	日本通運株式会社ターミナル	7.2	(市)山之一色51号線⇒(市)中村垂坂線⇒(市)垂坂平津線⇒(県)上海老茂福線⇒(国)1号⇒(北勢BP・川越)⇒(国)1号⇒(町)豊一8号線	—		

(9) 鈴鹿市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県鈴鹿庁舎	鈴鹿市西条5丁目117	東名阪自動車道・名阪国道 鈴鹿IC	12.1	(県)神戸長沢線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)飯野上野線⇒(市)西条227号線	東名阪自動車道・亀山IC	16.4	(国)1号⇒(県)亀山城跡線⇒(県)亀山白山線⇒(国)1号⇒(県)鈴鹿環状線⇒(県)三行庄野線⇒(市)飯野上野線⇒(市)西条227号線	—		
2	市町災害対策本部	鈴鹿市役所	鈴鹿市神戸1-18-18	東名阪自動車道・鈴鹿IC	13.9	(県)神戸長沢線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)四日市鈴鹿環状線	東名阪自動車道・名阪国道・亀山IC	18.2	(国)1号⇒(県)亀山城跡線⇒(県)亀山白山線⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)四日市鈴鹿環状線	—		
3	救助活動拠点	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	東名阪自動車道・鈴鹿IC	17.2	(県)神戸長沢線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)加佐登鼓ヶ浦線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)御園149号線⇒(市)御園161号線⇒(市)御園159号線⇒(市)御園160号線	—			—		
4	災害拠点病院	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花1275-53	東名阪自動車道・鈴鹿IC	13.6	(県)神戸長沢線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)野町西条線⇒(市)安塚地子町線⇒(市)安塚288号線⇒(市)安塚291号線	東名阪自動車道・亀山IC	17.3	(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)野町西条線⇒(市)安塚地子町線⇒(市)安塚288号線⇒(市)安塚291号線	—		
5	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(中勢拠点)	鈴鹿市石薬師町452	東名阪自動車道・鈴鹿IC	11.7	(県)神戸長沢線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(国)1号⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(市)石薬師126号線⇒(市)石薬師125号線⇒(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線	東名阪自動車道・亀山IC	15.4	(国)1号⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(市)石薬師126号線⇒(市)石薬師125号線⇒(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線	—		
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	AGF鈴鹿体育館(鈴鹿市立体育館)	鈴鹿市江島台一丁目1-1	中勢拠点	15.4	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	中勢拠点	14.8	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)神戸長沢線⇒(市)庄野42号線⇒(市)庄野35号線⇒(県)三行庄野線⇒(市)加佐登鼓ヶ浦線⇒(県)上野鈴鹿線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—		
				日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	22.2	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	14.4	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)306号⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	近物レックス株式会社津支店	41.4	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒芸能IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒亀山IC⇒(国)1号⇒(県)三行庄野線⇒(県)鈴鹿環状線⇒(市)四日市鈴鹿環状線⇒(国)23号⇒(市)桜ヶ丘江島線⇒(市)江島台二丁目307号線	—		
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	鈴鹿市立西部体育館	鈴鹿市長沢町1828-2	中勢拠点	11.9	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(県)神戸長沢線	—			—		
				日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	14.0	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)東名阪自動車道⇒鈴鹿IC	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	30.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒芸能IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒鈴鹿IC						

(10) 亀山市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	亀山市役所	亀山市本丸町577	東名阪自動車道・名阪国道 亀山IC	4.2	(国)1号⇒(県)亀山城跡線⇒(県)亀山停車場石水溪線	東名阪自動車道・鈴鹿IC	15.8	(県)神戸長沢線⇒(市)津賀三畑線⇒(県)辺法寺加佐登停車場線⇒(国)1号⇒(県)亀山白山線⇒(県)亀山城跡線⇒(県)亀山停車場石水溪線	—		
2	救助活動拠点	亀山サンシャインパーク	亀山市布気町801-1	東名阪自動車道・亀山スマートIC	0.3	(県)亀山関線	—			—		
3	民間物資拠点	日本トランスシティ株式会社 亀山物流センター	亀山市白木町砂子249-5	東名阪自動車道・亀山スマートIC	1.3	(県)亀山関線⇒(市)小野白木線	東名阪自動車道・名阪国道 亀山IC	2.2	(国)1号⇒(市)小野白木線	—		
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	亀山公園	若山町4-7	中勢拠点	15.0	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	中勢拠点	13.2	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)亀山白山線⇒(県)亀山停車場石水溪線	—		
				日本トランスシティ株式会社 亀山物流センター	7.7	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	—			—		
				近物レックス株式会社 津支店	24.2	(市)あのと第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒芸能IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)名阪国道⇒亀山IC⇒(国)1号⇒(県)白木西町線	—			—		

(11) 津市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県庁	津市広明町13	伊勢自動車道・津IC	8.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線	伊勢自動車道・芸濃IC	10.7	(県)津関線	伊勢自動車道・津IC	5.3	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号⇒(県)津関線
2	県災害対策本部	三重県津庁舎	津市桜橋3-446-34	伊勢自動車道・津IC	9.7	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒(国)23号⇒(県)上浜高茶屋久居線	伊勢自動車道・芸濃IC	12.3	(県)津関線⇒(国)23号⇒(県)上浜高茶屋久居線	伊勢自動車道・津IC	6.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号⇒(県)上浜高茶屋久居線
3	市町災害対策本部	津市役所	津市西丸之内23-1	伊勢自動車道・津IC	3.5	(県)津芸濃大山田線⇒(市)御山荘橋岩田線	伊勢自動車道・津IC	10.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津関線⇒(国)23号⇒(県)津芸濃大山田線⇒(市)御山荘橋岩田線	—		
4	救助活動拠点	中勢グリーンパーク	津市あのと台五丁目757-1	伊勢自動車道・津IC	8.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスシティ中央線	—			—		
5	災害拠点病院	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174	伊勢自動車道・津IC	9.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生窪田津線⇒(国)23号	伊勢自動車道・芸濃IC	11.7	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生窪田津線⇒(国)23号	伊勢自動車道・津IC	7.1	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号
6	災害拠点病院	国立病院機構三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5	伊勢自動車道・久居IC	0.8	(国)165号⇒(市)中町明神線	—			—		
7	SCU	三重大学グラウンド	津市江戸橋2丁目174	伊勢自動車道・津IC	9.8	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生窪田津線⇒(国)23号	伊勢自動車道・芸濃IC	12.0	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)草生窪田津線⇒(国)23号	伊勢自動車道・津IC	7.4	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号
8	SCU	三重県立看護大学(グラウンド及び体育館)	津市夢が丘1-1-1	伊勢自動車道・津IC	4.0	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)一身田大古曾第13号線	伊勢自動車道・芸濃IC	7.4	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)一身田大古曾第13号線	—		
9	民間物資拠点	近物レックス株式会社 津支店	津市あのと台1丁目1番3号	伊勢自動車道・津IC	8.5	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスシティ中央線⇒(県)三宅一身田停車場線	伊勢自動車道・芸濃IC	10.6	(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(市)サイエンスシティ中央線⇒(県)三宅一身田停車場線	—		
10	民間物資拠点	西濃運輸株式会社 久居支店	津市久居中町774-2	伊勢自動車道・久居IC	0.3	(国)165号	伊勢自動車道・津IC	12.1	(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)165号	—		

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

番号	拠区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
11	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	津市防災物流施設	津市雲出伊倉津町792-1	中勢拠点	44.7	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	中勢拠点	46.3	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	—		
				日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	31.7	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)津芸濃大山田線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	33.1	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	—		
				近物レックス株式会社津支店	19.3	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	近物レックス株式会社津支店	23.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒久居IC⇒(国)165号⇒(県)津香良洲線	—		
12	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	安濃中央総合公園	津市安濃町田端上野818	中勢拠点	39.9	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)津芸濃大山田線⇒(県)草生曾根線⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	中勢拠点	29.0	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒津IC⇒(県)津関線⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	—		
				日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	16.0	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒(県)津関線⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	15.2	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸濃大山田線⇒(県)草生曾根線⇒(市)グリーンロード線⇒(市)野口田端線	—					
13	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	道の駅津かわげ	津市河芸町255-4	中勢拠点	18.0	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(県)神戸長沢線⇒(市)サーキット道路⇒(国)23号(中勢BP)	中勢拠点	19.7	(市)石薬師133号線⇒(市)石薬師131号線⇒(市)石薬師134号線⇒(県)鈴鹿宮妻峽線⇒(国)1号⇒(国)306号	—		
				日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	19.7	(市)白木西町線⇒(県)鈴鹿関線⇒(県)亀山安濃線⇒(県)鈴鹿芸濃線⇒(国)306号	日本トランスシステム株式会社亀山物流センター	25.6	(市)小野白木線⇒(国)1号⇒亀山IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒芸濃IC⇒(県)津関線⇒(国)23号(中勢BP)	—		
				近物レックス株式会社津支店	2.7	(市)あかつ第2号線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)306号	—					

(12) 松阪市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県松阪庁舎	松阪市高町138	伊勢自動車道松阪IC	8.0	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)166号⇒(市)宮町高町線	伊勢自動車道一志郷野IC	14.3	(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)宮町高町線	—		
2	市町災害対策本部	松阪市役所	松阪市殿町1340-1	伊勢自動車道松阪IC	5.7	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園桜町線	伊勢自動車道一志郷野IC	13.6	(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線	—		
3	救助活動拠点	松阪農業公園ベルファーム	松阪市伊勢寺町551-3	伊勢自動車道松阪IC	0.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)伊勢寺小野線	—			—		
4	災害拠点病院	松阪市民病院	松阪市殿町1550	伊勢自動車道松阪IC	5.5	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園桜町線	伊勢自動車道一志郷野IC	13.9	(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線	—		
5	災害拠点病院	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6	伊勢自動車道松阪IC	6.9	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号	伊勢自動車道一志郷野IC	13.1	(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)42号	—		
6	災害拠点病院	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102	伊勢自動車道松阪IC	3.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)立梅縦道線	伊勢自動車道一志郷野IC	16.1	(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)42号⇒(県)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)立梅縦道線	—		
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	松阪市クラギ文化ホール	松阪市川井町690	伊賀拠点	71.9	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)市民会館前通り線	伊賀拠点	76.4	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)市民会館前通り線	—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	60.2	(県)伊賀大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(市)市民会館前通り線	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	61.0	(県)伊賀大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線⇒(県)郷野津線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(国)166号⇒(市)松阪久居線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)市民会館前通り線	—		
8	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	郷野ふるさと会館	松阪市郷野権現前町423番地88	伊賀拠点	65.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線	伊賀拠点	78.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線	—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	54.3	(県)伊賀大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	67.3	(県)伊賀大山田線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)一志郷野線⇒(県)天花寺一志郷野インター線⇒(県)松阪一志郷野線⇒(県)松阪久居線	—		
9	海上輸送拠点(港湾)	津松阪港(大口地区)	松阪市大口町1398	伊勢自動車道松阪IC	11.1	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園桜町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(市)松阪駅松阪港線	—			—		

(13) 多気町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	多気町役場	多気郡多気町相可1600	伊勢自動車道・紀勢自動車道勢和多気IC	6.6	(国)42号⇒(町)西五佐奈線⇒(町)相可国道線⇒(町)国道役場線	伊勢自動車道松阪IC	18.1	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園役場町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(町)西五佐奈線⇒(町)相可国道線⇒(町)国道役場線	—		
2	救助活動拠点	勢和台スポーツセンター	多気郡多気町古江1041-2	伊勢自動車道・紀勢自動車道勢和多気IC	3.2	(国)42号⇒(国)368号⇒(町)古江・丹生線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	多気中学校第1体育館	多気郡多気町相可1540	伊賀拠点	88.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒勢和多気IC⇒(国)42号⇒(町)相可国道線	伊賀拠点	86.7	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒松阪IC⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園役場町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(県)多気八太線⇒(町)相可国道線	—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	77.4	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒勢和多気IC⇒(国)42号⇒(県)多気八太線⇒(町)相可国道線	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	77.6	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒松阪IC⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園役場町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(県)多気八太線⇒(町)相可国道線			

(14) 明和町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	明和町役場	多気郡明和町大字馬之上945	伊勢自動車道玉城IC	9.7	(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線	伊勢自動車道松阪IC	20.6	(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)松阪環状線⇒(市)松阪公園役場町線⇒(県)松阪久居線⇒(国)42号⇒(県)鳥羽松阪線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線	—		
2	救助活動拠点	古里公園	多気郡明和町竹川字古里495他	伊勢自動車道玉城IC	11.4	(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線⇒(町)坂本斎宮線⇒(町)竹川14号線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	いつきのみや地域交流センター	多気郡明和町斎宮2811	伊賀拠点	102.0	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線⇒(町)坂本斎宮線	伊賀拠点	89.1	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒松阪IC⇒(県)松阪第2環状線⇒(市)外五曲下村線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線⇒(町)坂本斎宮線	—		
				株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	90.8	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線⇒(町)坂本斎宮線	株式会社日本ロジックス三重伊賀営業所	76.7	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒(伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)桶部27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)田丸停車場南明線⇒(町)明和中央線⇒(町)大淀役場坂本線⇒(町)坂本斎宮線			

(15) 大台町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	大台町役場	多気郡大台町佐原750	紀勢自動車道大宮大台IC	1.0	(国)42号	伊勢自動車道・紀勢自動車道勢和多気IC	14.9	(国)42号	—		
2	救助活動拠点	県有地(旧宮川高校グラウンド)	多気郡大台町上三瀬877-5	紀勢自動車道大宮大台IC	2.0	(国)42号	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	大台町役場	多気郡大台町佐原750番地	伊賀拠点	96.1	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	伊賀拠点	97.1	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒(市)外五曲下村線⇒(高)名阪国道⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒勢和多気IC⇒(国)42号	—		

(16) 伊勢市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県伊勢庁舎	伊勢市勢田町628-2	伊勢自動車道伊勢西IC	1.1	(県)伊勢磯部線⇒(市)勢田5号線	伊勢自動車道玉城IC	16.6	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢南勢線⇒(市)秋葉山高向線⇒(県)伊勢磯部線⇒(市)勢田5号線	—	—	—
2	市町災害対策本部	伊勢市防災センター	伊勢市楠部町159番地1	伊勢自動車道伊勢IC	1.7	(国)23号⇒倉田山公園内駐車場進入路	伊勢自動車道伊勢西IC	4.0	(県)鳥羽松阪線⇒(県)伊勢南勢線⇒(市)楠部27号線⇒倉田山公園内駐車場進入路	—	—	—
3	市町災害対策本部	伊勢市役所 ※伊勢市防災センターでの対応が困難な場合	伊勢市岩淵1-7-29	伊勢自動車道伊勢西IC	2.2	(県)伊勢磯部線⇒(県)伊勢南勢線	伊勢自動車道玉城IC	15.7	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢南勢線⇒(市)秋葉山高向線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(市)勢田5号線	—	—	—
4	救助活動拠点	三重県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町字鴨谷4383-4	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東IC	0.5	(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—
5	災害拠点病院	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2	伊勢自動車道伊勢IC	6.8	(国)23号⇒(県)宇治山田港伊勢市停車場線⇒(市)上ノ社船江線⇒(市)日赤東紡線	伊勢自動車道伊勢西IC	11.2	(県)伊勢磯部線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)伊勢松阪線⇒(県)大湊宮町停車場線⇒(国)23号⇒(県)宇治山田港伊勢市停車場線⇒(市)上ノ社船江線⇒(市)日赤東紡線	伊勢自動車道伊勢西IC	4.2	(県)伊勢磯部線⇒(県)伊勢南勢線⇒(市)岡本吹上線⇒(県)宇治山田港伊勢市停車場線⇒(市)上ノ社船江線⇒(市)日赤東紡線
6	災害拠点病院	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038	伊勢自動車道伊勢IC	0.3	(国)23号	—	—	—	—	—	—
7	SCU	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)ヘリポート	伊勢市朝熊町字東谷3477-15	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東IC	0.8	(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—
8	SCU	三重県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町4383-4	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東IC	0.3	(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊22号線	—	—	—	—	—	—
9	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(伊勢志摩拠点)	伊勢市朝熊町字東谷3477-15	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東IC	0.8	(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊23号線	—	—	—	—	—	—
10	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県営サンアリーナ	伊勢市朝熊町4383-4	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東IC	0.3	(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊22号線	—	—	—	—	—	—
11	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	伊勢志摩総合地方卸売市場	伊勢市西豊浜町141-1	伊勢志摩拠点	15.2	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒(国)23号線⇒(市)楠部27号線⇒(県)伊勢南勢線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)大湊宮町停車場線⇒(国)23号線⇒(市)西豊浜65号線	伊勢志摩拠点	13.6	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)西豊浜65号線	伊勢志摩拠点	32.7	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(国)23号⇒(市)西豊浜65号線
				近物レックス株式会社津支店	69.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢西IC⇒(県)伊勢磯部線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)伊勢松阪線⇒(県)大湊宮町停車場線⇒(国)23号線⇒(市)西豊浜65号線	近物レックス株式会社津支店	70.3	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢西IC⇒(国)23号⇒(市)西豊浜65号線	近物レックス株式会社津支店	67.3	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里睦合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)530号⇒(国)23号⇒(市)西豊浜65号線
				西濃運輸株式会社久居支店	55.0	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢西IC⇒(県)伊勢磯部線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)伊勢松阪線⇒(県)大湊宮町停車場線⇒(国)23号線⇒(市)西豊浜65号線	西濃運輸株式会社久居支店	56.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢西IC⇒(市)西豊浜65号線	西濃運輸株式会社久居支店	53.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)530号⇒(国)23号⇒(市)西豊浜65号線

※三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点へのルート確保について

三重県営サンアリーナ、伊勢志摩拠点への進入ルートについては、鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン)朝熊東ICからしかないので、代替ルートを設定できない。

こうした中、朝熊東IC付近は、津波浸水が想定される区域となっており、漂流物等により通行不可となることが想定され、その場合には道路啓開が必要となる。

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

このため、朝熊東IC付近（県管理の鳥羽松阪線（伊勢二見鳥羽ライン）と伊勢市管理の朝熊21号線の立体交差周辺）については、道路管理者間で情報共有や連携を密にして、最優先で道路啓開を行うこととする。

(17) 鳥羽市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	鳥羽市役所	鳥羽市鳥羽3-1-1	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	8.0	(国)167号⇒(国)42号⇒(市)岩崎橋ノ山線⇒(市)岩崎錦町線	鳥羽松阪線(伊勢二見鳥羽ライン) 鳥羽IC	4.3	(国)42号⇒(市)岩崎橋ノ山線⇒(市)岩崎錦町線	—		
2	救助活動拠点	松尾工業団地	鳥羽市松尾町304-75他	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	1.9	(国)167号⇒(市)岩ノ谷線⇒(市)畑田口線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	スギハラプロテック	鳥羽市松尾町304-56	伊勢志摩拠点	14.1	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)臥戸線	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	78.8	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)臥戸線	—			—		
				西濃運輸株式会社久居支店	65.1	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(市)臥戸線	—			—		
4	海上輸送拠点(港湾)	鳥羽港	鳥羽市鳥羽3-1484-111	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	7.0	(国)167号⇒(国)42号	—			—		
5	地域防災計画に位置づけられた漁港	舟越漁港(漁)	鳥羽市答志町	—			—			—		

(18) 志摩市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県志摩庁舎	志摩市阿児町鶴方3098-9	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.9	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明道線	伊勢自動車道 伊勢西IC	23.8	(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明道線	—		
2	市町災害対策本部	志摩市役所	志摩市阿児町鶴方3098-22	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.9	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明道線	伊勢自動車道 伊勢西IC	23.8	(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)神明道線	—		
3	救助活動拠点	道の駅「伊勢志摩」(伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」)/J-PLACE磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区(空地)	志摩市磯部町穴川511-5 (磯部町穴川地区(空地)は磯部町穴川511-4)	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	11.1	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	—			—		

第2章 緊急輸送ルートに関する計画

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
4	災害拠点病院	県立志摩病院	志摩市阿児町鵜方1257	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	15.1	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)志摩病院線	伊勢自動車道 伊勢西IC	22.9	(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)志摩病院線	—		
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	観光農園	志摩市磯部町穴川511-5	伊勢志摩拠点	23.5	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	伊勢志摩拠点	24.6	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	—		
				近物レックス株式会社津支店	87.7	(市)あいつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	近物レックス株式会社津支店	82.5	(市)あいつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	74.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	西濃運輸株式会社久居支店	68.6	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(市)道の駅線	—		
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	ともやま公園多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4	伊勢志摩拠点	40.6	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	伊勢志摩拠点	41.8	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	—		
				近物レックス株式会社津支店	105.0	(市)あいつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	近物レックス株式会社津支店	100.0	(市)あいつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	90.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)42号⇒(高)第二伊勢道路⇒鳥羽南・白木IC⇒(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	西濃運輸株式会社久居支店	85.7	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(県)鳥羽松阪線⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(県)登茂山公園線	—		
7	海上輸送拠点(港湾)	浜島港	志摩市浜島町浜島	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	27.4	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)浜島阿児線⇒(国)260号⇒(港)埋立地臨港道路	—			—		
8	地域防災計画に位置づけられた漁港	波切漁港(漁)	志摩市大王町波切	第二伊勢道路 鳥羽南・白木IC	25.5	(国)167号⇒(県)磯部大王線⇒(県)南勢磯部線⇒(国)167号⇒(国)260号⇒(市)波切漁港臨港道路⇒(港)波切漁港臨港道路	—			—		

(19) 玉城町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	玉城町役場	度会郡玉城町田丸114-2	伊勢自動車道玉城IC	3.8	(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	—			—		
2	救助活動拠点	お城広場	度会郡玉城町田丸114-1	伊勢自動車道玉城IC	3.8	(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	玉城町屋内体育館	度会郡玉城町田丸114-2	伊勢志摩拠点	19.7	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	伊勢志摩拠点	22.5	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	—		
				近物レックス株式会社津支店	54.7	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	近物レックス株式会社津支店	80.4	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	40.4	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	西濃運輸株式会社久居支店	66.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(市)橋部27号線⇒(県)伊勢南島線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(県)田丸停車場斎明線⇒(町)田丸土羽線	—		

(20) 南伊勢町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	【地震】市町災害対策本部	南伊勢町役場地域連携棟	度会郡南伊勢町船越2545	伊勢自動車道玉城IC	17.1	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号	伊勢自動車道伊勢IC	30.0	(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)南勢磯部線⇒(国)260号	—		
2	【地震】市町災害対策本部	紀勢地区広域消防組合南島分署	南伊勢町村山22	紀勢自動車道紀勢大内山IC	16.6	(県)紀勢インター線⇒(国)260号	伊勢自動車道玉城IC	36.5	(県)度会玉城線⇒(県)伊勢南島線⇒(国)260号	伊勢自動車道玉城IC	49.4	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号
3	【風水害】市町災害対策本部	南伊勢町役場南勢庁舎	度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057	伊勢自動車道玉城IC	19.6	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)前田愛洲線	伊勢自動車道伊勢IC	27.8	(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)南勢磯部線⇒(国)260号⇒(町)前田愛洲線	—		
4	【風水害】市町災害対策本部	南伊勢町役場南島庁舎	度会郡南伊勢町神前浦15	紀勢自動車道紀勢大内山IC	17.4	(県)紀勢インター線⇒(国)260号⇒(町)神前小方線	伊勢自動車道玉城IC	35.8	(県)度会玉城線⇒(県)伊勢南島線⇒(国)260号⇒(町)神前小方線	伊勢自動車道玉城IC	48.6	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号⇒(町)神前小方線
5	救助活動拠点	南伊勢町総合グラウンド	度会郡南伊勢町伊勢路3391	伊勢自動車道玉城IC	13.5	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢路伊勢線	—			—		
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	さいたエコセンター	度会郡南伊勢町斎田575-4	伊勢志摩拠点	40.2	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号	伊勢志摩拠点	39.5	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)南勢磯部線⇒(国)260号	—		
				近物レックス株式会社津支店	71.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号	近物レックス株式会社津支店	101.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)南勢磯部線⇒(国)260号	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	56.8	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(国)260号	西濃運輸株式会社久居支店	84.2	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒伊勢IC⇒(国)23号⇒(県)伊勢磯部線⇒(国)167号⇒(県)南勢磯部線⇒(国)260号	—		
7	海上輸送拠点(港湾)	吉津港	度会郡南伊勢町神前浦	紀勢自動車道紀勢大内山IC	17.9	(県)紀勢インター線⇒(国)260号⇒(港)吉津港臨港道路	—			—		

(21) 大紀町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	大紀町役場 錦支所	度会郡大紀町錦 736-7	紀勢自動車道紀勢大内山IC	9.5	(県)紀勢インター線⇒(国)260号⇒(町)栄町1号⇒(町)林道叶越線						
2	市町災害対策本部	大紀町役場 ※錦支所での対応が困難な場合	度会郡大紀町滝原 1610-1	紀勢自動車道大宮大台IC	3.9	(国)42号⇒(県)滝原停車場滝原線	伊勢自動車道・紀勢自動車道勢和多気IC	19.9	(国)42号⇒(県)滝原停車場滝原線	—		
3	救助活動拠点	旧柏崎中学校	度会郡大紀町崎 4464-3	紀勢自動車道紀勢大内山IC	1.7	(県)紀勢インター線⇒(国)42号⇒(町)長野下崎線⇒(町)中野堤防崎停車場線⇒(町)中学校線	紀勢自動車道大宮大台IC	14.1	(国)42号⇒(町)長野下崎線⇒(町)中野堤防崎停車場線⇒(町)中学校線	—		
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	大紀町コンベンションホール	度会郡大紀町崎 2200-1	伊勢志摩拠点	53.3	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒紀勢大内山IC⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	伊勢志摩拠点	53.3	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	—		
				近物レックス株式会社津支店	68.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒紀勢大内山IC⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	近物レックス株式会社津支店	68.0	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	53.8	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒紀勢大内山IC⇒(県)紀勢インター線⇒(国)42号	西濃運輸株式会社久居支店	53.8	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒大宮大台IC⇒(国)42号	—		

(22) 度会町

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	度会町役場	度会郡度会町棚橋 1215-1	伊勢自動車道玉城IC	4.3	(県)度会玉城線⇒(町)庁舎前線	伊勢自動車道玉城IC	6.2	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線⇒(町)庁舎前線	—		
2	救助活動拠点	宮リバー度会パーク	度会郡度会町棚橋2	伊勢自動車道玉城IC	6.0	(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(町)大野木棚橋線	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	度会町防災倉庫	度会郡度会町棚橋 357-3	伊勢志摩拠点	22.2	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線	伊勢志摩拠点	21.2	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線	—		
				近物レックス株式会社津支店	57.1	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線	近物レックス株式会社津支店	56.1	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	42.8	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線⇒(県)玉城南勢線⇒(県)伊勢大宮線⇒(県)度会玉城線	西濃運輸株式会社久居支店	41.8	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒玉城IC⇒(県)度会玉城線	—		

(23) 伊賀市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町2802	名阪国道 友生IC	1.1	(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)前商業団地線⇒(国)25号側道⇒(市)茅野駅四十九新池線	名阪国道 上野東IC	1.9	(国)25号⇒(国)422号⇒(市)四十九町ゆめが丘線⇒(市)茅野駅四十九新池線	—		
2	市町災害対策本部	伊賀市役所	伊賀市四十九町3184番地	名阪国道 友生IC	1.1	(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)前商業団地線⇒(国)25号側道⇒(市)茅野駅四十九新池線	名阪国道 上野東IC	1.9	(国)25号⇒(国)422号⇒(市)四十九町ゆめが丘線⇒(市)茅野駅四十九新池線	—		
3	救助活動拠点	いがまちスポーツセンター	伊賀市愛田346-1	名阪国道 下柘植IC	1.8	(県)伊賀大山田線⇒(市)スポーツセンター線	—			—		
4	災害拠点病院	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831	名阪国道 上野東IC	0.8	(国)422号⇒(市)市民病院線	名阪国道 中瀬IC	4.8	(国)163号⇒(国)25号⇒(県)上野大山田線⇒(市)桑町恵美須町線⇒(国)422号⇒(市)市民病院線	—		
5	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(伊賀拠点)	伊賀市荒木1856	名阪国道 友生IC	3.4	(県)上野大山田線⇒(県)依那具荒木線	名阪国道 中瀬IC	2.0	(国)163号⇒(県)依那具荒木線	—		
6	民間物資拠点	株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	伊賀市川東2174-2	名阪国道 下柘植IC	2.6	(県)伊賀大山田線	—			—		
7	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	しらさぎ運動公園	伊賀市下友生3006-1	伊賀拠点	0.6	(県)依那具荒木線	—			—		
				株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	15.6	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒友生IC⇒(県)依那具荒木線	—			—		

(24) 名張市

番号	拠地区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	名張市役所	名張市鴻之台1番町1	名阪国道 上野IC	15.6	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)平尾中央公園線	名阪国道 上野東IC	20.5	(国)422号⇒(国)165号⇒(市)平尾中央公園線	—		
2	救助活動拠点	名張中央公園	名張市夏見2812	名阪国道 上野IC	15.5	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—			—		
3	災害拠点病院	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178	名阪国道 上野IC	17.8	(国)368号⇒(国)165号⇒(市)青蓮寺名張線⇒(市)池之谷中央線	名阪国道 上野東IC	23.3	(国)422号⇒(国)165号⇒(市)青蓮寺名張線⇒(市)池之谷中央線	—		
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	名張市総合体育館	名張市夏見2812	伊賀拠点	21.3	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒友生IC⇒(高)名阪国道⇒上野IC⇒(国)368号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	伊賀拠点	25.5	(県)依那具荒木線⇒(県)上野大山田線⇒友生IC⇒(高)名阪国道⇒上野東IC⇒(国)422号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—		
				株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	30.5	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒上野IC⇒(国)368号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	34.9	(県)伊賀大山田線⇒下柘植IC⇒(高)名阪国道⇒上野東IC⇒(国)422号⇒(国)165号⇒(市)鴻之巣中央公園線	—		

(25) 尾鷲市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県尾鷲庁舎	尾鷲市坂場西町1-1	紀勢自動車道尾鷲北IC	0.4	(国)425号⇒(国)42号	紀勢自動車道海山IC	7.6	(国)42号	—		
2	市町災害対策本部	尾鷲市役所	尾鷲市中央町10-43	紀勢自動車道尾鷲北IC	1.2	(国)425号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)坂場銀杏町線	紀勢自動車道海山IC	8.6	(国)42号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)坂場銀杏町線	—		
3	救助活動拠点	東紀州くろしお学園おわせ分校	尾鷲市光ヶ丘28-61	紀勢自動車道尾鷲北IC	3.1	(国)425号⇒(国)42号⇒(市)尾鷲港新田線⇒(市)古戸野日尻線	—			—		
4	災害拠点病院	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25	紀勢自動車道尾鷲北IC	1.2	(国)425号⇒(国)42号	紀勢自動車道海山IC	8.6	(国)42号	—		
5	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(東紀州(紀北)拠点)	尾鷲市光ヶ丘28-61	紀勢自動車道尾鷲北IC	3.1	(国)425号⇒(国)42号⇒(市)尾鷲港新田線⇒(市)古戸野日尻線	紀勢自動車道海山IC	10.5	(国)42号⇒(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線	—		
6	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	三紀産業株式会社	尾鷲市矢浜岡崎町261-1	東紀州(紀北)拠点	3.1	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)42号	—			—		
				伊勢志摩拠点	84.9	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	99.6	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大田山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号	—			—		
				西濃運輸株式会社久居支店	85.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号	—			—		
7	海上輸送拠点(港湾)	尾鷲港	尾鷲市朝日町1	紀勢自動車道尾鷲北IC	2.1	(国)425号⇒(県)中井浦九鬼線⇒(市)坂場銀杏町線⇒(県)尾鷲港尾鷲停車場線⇒(県)中井浦九鬼線⇒(港)臨港道路4号	—			—		
8	地域防災計画に位置づけられた漁港	三木浦漁港(漁)	尾鷲市三木浦町	熊野尾鷲道路三木里IC	6.2	(県)三木里インター線⇒(国)311号⇒(市)三木浦盛松線	—			—		

(26) 紀北町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	紀北町役場	北牟婁郡紀北町東長島769-1	紀勢自動車道紀伊長島IC	1.1	(国)422号⇒(国)42号⇒(町)井の島山本6号線	紀勢自動車道紀勢大内山IC	16.2	(県)紀勢インター線⇒(国)42号⇒(町)井の島山本6号線	—		
2	救助活動拠点	赤羽公園	北牟婁郡紀北町島原1402-55	紀勢自動車道紀伊長島IC	6.2	(国)422号⇒(国)42号⇒(町)農道西坂線⇒(町)島地1号線⇒(国)422号	—			—		
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	海山リサイクルセンター	北牟婁郡紀北町船津2589	東紀州(紀北)拠点	14.1	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)42号⇒(国)425号⇒尾鷲北IC⇒(高)紀勢自動車道⇒海山IC⇒(国)42号⇒(町)大台線	東紀州(紀北)拠点	14.4	(市)古戸野日尻線⇒(市)尾鷲港新田線⇒(国)42号⇒(町)大台線	—		
				伊勢志摩拠点	80.1	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒海山IC⇒(国)42号⇒(町)大台線	伊勢志摩拠点	93.9	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒(町)大台線	—		
				近物レックス株式会社津支店	94.7	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山道町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒海山IC⇒(国)42号⇒(町)大台線	近物レックス株式会社津支店	95.1	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸合山道町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒(町)大台線	—		
				西濃運輸株式会社久居支店	80.5	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒海山IC⇒(国)42号⇒(町)大台線	西濃運輸株式会社久居支店	94.3	(国)165号線⇒久居IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒(町)大台線	—		
4	海上輸送拠点(港湾)	長島港	北牟婁郡紀北町長島	紀勢自動車道紀伊長島IC	3.6	(国)422号⇒(国)42号⇒(港)長島港臨港道路	—			—		

(27) 熊野市

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	県災害対策本部	三重県熊野庁舎	熊野市井戸町371	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	3.3	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(市)総合庁舎オレンジ線	—			—		
2	市町災害対策本部	熊野市役所	熊野市井戸町796	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	2.4	(国)42号⇒(市)新出町1号線⇒(県)木本港熊野市停車場線	—			—		
3	救助活動拠点	熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町4520、325	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	6.1	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜殿熊野線	—			—		
4	広域物資輸送拠点(県物資拠点)	三重県広域防災拠点(東紀州(紀南)拠点)	熊野市久生屋町1330-2	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	8.4	(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	8.3	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—		
5	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	防災拠点屋根付練習場	熊野市有馬町3537	東紀州(紀南)拠点	1.5	(市)久生屋金山1号線	—			—		
				伊勢志摩拠点	115	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒朝熊東IC⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	130	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里総合山笠町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		
				西濃運輸株式会社久居支店	115	((国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(市)久生屋金山線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山1号線	—			—		

(28) 御浜町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	御浜町役場	南牟婁郡御浜町大字阿田和6120-1	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	12.0	(国)42号	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	16.0	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜股熊野線⇒(県)上市木市木停車場線⇒(国)42号	—		
2	救助活動拠点	寺谷総合公園	南牟婁郡御浜町阿田和888	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	14.7	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜股熊野線	—			—		
3	災害拠点病院	紀南病院	南牟婁郡御浜町阿田和4750	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	13.7	(国)42号⇒(町)紀南病院線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	22.0	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜股熊野線⇒(町)柿原中山線⇒(県)御浜紀和線⇒(町)市木阿田和線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	20.5	(国)42号⇒(県)七色峠線⇒(県)鵜股熊野線⇒(町)広田奥地線⇒(町)空地石谷線
4	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	JA三重南紀統一選果場	南牟婁郡御浜町大字下市木2135	東紀州(紀南)拠点	6.1	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鵜股熊野線⇒(県)御浜北山線⇒(町)西ノ平線	東紀州(紀南)拠点	9.4	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鵜股熊野線⇒(国)311号⇒(国)42号⇒(県)御浜北山線⇒(町)西ノ平線	—		
				伊勢志摩拠点	118	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒(市)朝熊10⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜股熊野線⇒(県)御浜北山線⇒(町)西ノ平線	—			—		
				近物レックス株式会社津支店	132	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里陸台山堂町線⇒(市)栗真小川富野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜股熊野線⇒(県)御浜北山線⇒(町)西ノ平線	—			—		
				西濃運輸株式会社久居支店	118	((国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜股熊野線⇒(県)御浜北山線⇒(町)西ノ平線	—			—		

(29) 紀宝町

番号	拠点区分	名称	所在地(住所)	メインルート			代替ルート1			代替ルート2		
				起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート	起点	距離(km)	ルート
1	市町災害対策本部	紀宝町役場	南牟婁郡紀宝町鵜殿324	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	22.0	(国)42号⇒(県)紀宝川瀬線⇒(町)四ツ辻線	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	32.9	(国)42号⇒(県)七色峽線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(県)紀宝川瀬線⇒(町)四ツ辻線			
2	救助活動拠点	紀宝町ふるさと資料館・田代公園	南牟婁郡紀宝町大里2887、2860-1	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	24.6	(国)42号⇒(県)七色峽線⇒(県)鵜殿熊野線	—					
3	地域内輸送拠点(市町物資拠点)	成川防災備蓄倉庫	南牟婁郡紀宝町成川1247	東紀州(紀南)拠点	25.3	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)飯盛口6号線⇒(町)大峪線⇒(町)姥ヶ懐線	東紀州(紀南)拠点	21.6	(市)久生屋金山1号線⇒(市)金山東通り線⇒(市)久生屋金山線⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)311号⇒(国)42号⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)飯盛口6号線⇒(町)大峪線⇒(町)姥ヶ懐線			
				伊勢志摩拠点	138	(市)朝熊23号線⇒(市)朝熊22号線⇒(市)朝熊21号線⇒(県)鳥羽松阪線⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)飯盛口6号線⇒(町)大峪線⇒(町)姥ヶ懐線						
				近物レックス株式会社津支店	152	(市)あかつ第2号線⇒(市)大里総合山室町線⇒(市)栗真小川高野尾町線⇒(国)23号(中勢BP)⇒(県)津芸能大山田線⇒津IC⇒(高)伊勢自動車道⇒(高)紀勢自動車道⇒尾鷲北IC⇒(国)425号⇒(国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)飯盛口6号線⇒(町)大峪線⇒(町)姥ヶ懐線						
				西濃運輸株式会社久居支店	137	((国)42号⇒尾鷲南IC⇒(高)熊野尾鷲道路⇒熊野大泊IC⇒(国)42号⇒(国)311号⇒(県)鵜殿熊野線⇒(国)42号(紀宝BP)⇒(町)飯盛口6号線⇒(町)大峪線⇒(町)姥ヶ懐線						
4	海上輸送拠点(港湾)	鵜殿港	南牟婁郡紀宝町鵜殿239-13	熊野尾鷲道路 熊野大泊IC	21.9	(国)42号⇒(県)紀宝川瀬線⇒(港)鵜殿港臨港道路	—					

第3章

救助・救急、消火活動 に関する計画

目 次

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画.....	55
第1節 要旨.....	55
第1 目的.....	55
第2 計画に基づく活動期間.....	56
第3 概要.....	57
第2節 関係機関の役割.....	59
第1 指揮又は調整を行う機関.....	60
第2 救助・救急、消火活動を行う機関.....	60
第3節 初動.....	61
第1 県内救助機関への要請.....	61
第2 各市町の被害状況の収集.....	61
第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施.....	61
第4 広域応援部隊への応援要請.....	62
第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定.....	62
第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認.....	62
第7 広域応援部隊の進出拠点への進出.....	63
第4節 受入れ調整.....	66
第1 救助機関の部隊展開の方針の決定.....	66
第2 救助活動拠点及び道路啓開情報の共有.....	66
第3 救助活動拠点の確保.....	66
第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導.....	66
第5 救助活動拠点の利用調整.....	66
第6 救助活動拠点の利用状況の共有.....	67
第5節 支援活動及び調整.....	68
第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施.....	68
第2 救助要請情報等の収集と共有.....	68
第3 救助機関の活動調整.....	68
第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応.....	69
第6節 生活支援.....	70
第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整.....	70
第2 救助機関による生活支援の実施.....	70

第3章 救助・救急、消火活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、県内では多数の死傷者が発生し、コンビナートや密集市街地において大規模な火災が発生する可能性がある。このため人命救助のために重要な72時間を考慮しつつ、自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁等の救助機関を最大限動員しなければならない。

このような想定の下、国をはじめとする関係機関は、被害が甚大と見込まれる地域に対して、被災地域内で動員する自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の部隊（以下、「県内の救助機関」という。）に加えて、全国からの「自衛隊の災害派遣部隊」、「緊急消防援助隊」、「警察災害派遣隊」、「海上保安庁の増援部隊」及び「国土交通省 T E C - F O R C E」（以下、「広域応援部隊」という。）を派遣することとしている。

この「救助・救急、消火活動に関する計画」は、想定される最大部隊数を考慮しつつ、広域応援部隊が利用する救助活動拠点とその配置（レイアウト）をあらかじめ定めるほか、災害発生後の道路啓開情報、救助活動拠点の利用状況及び各救助機関の活動状況に関する情報を円滑に共有することを目的として受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生後おおむね2週間を対象とし、その活動内容は、主に災害発生後72時間の人命救助及び消火活動、並びに災害発生後おおむね2週間の生活支援（自衛隊による入浴、給食、給水等）を想定する。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	県内救助機関への要請
	各市町の被害状況の収集
	県内部隊による救助・救急、消火活動の実施
	広域応援部隊への応援要請
	救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定
	県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認
	広域応援部隊の進出拠点への進出
受入れ調整 (発災～発災後1日目)	救助機関の部隊展開の方針の決定
	救助活動拠点及び道路啓開情報の共有
	救助活動拠点の確保
	県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導
	救助活動拠点の利用調整
	救助活動拠点の利用状況の共有
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目)	救助機関による救助・救急、消火活動の実施 (24時間までに、広域応援部隊の順次到着と、活動の本格化)
	救助要請情報等の収集と共有
	救助機関の活動調整
	ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応
生活支援 (発災～発災後4日目以降)	救助機関による行方不明者の捜索救助を継続しつつ生活支援の実施

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

被災地域内の自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁の勢力に比して甚大な被害が発生した場合は、防衛省、消防庁、警察庁、海上保安庁及び国土交通省は、実際の被害状況を踏まえ、緊急災害対策本部の調整の下、広域応援部隊を派遣することとしている。

このため、県及び市町は、域内部隊及び広域応援部隊が、被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行う救助活動拠点を予め想定し、発災後には速やかに確保するものとするとしている。

(2) 活動拠点

①広域進出拠点及び進出拠点（別表3-1）

自衛隊、消防機関、警察、海上保安庁、国土交通省T E C－F O R C E等の広域応援部隊が、速やかに被災地域での活動を展開できるよう定められた拠点。

広域応援部隊が被災地域に向かう際の一次的な進出目標を「広域進出拠点」といい、各部隊が具体的な支援地域に向かって移動する際の目標となる場所を「進出拠点」という。

②救助活動拠点（別表3-2）

救助機関が救助・救急、消火活動を行う際に、車両や資機材の留め置き場、宿营地として利用する県内の拠点。

国土交通省T E C－F O R C Eの救助活動拠点は、県並びに県内市町庁舎、中部地方整備局各事務所とする。

③ヘリベース（別表3-3）

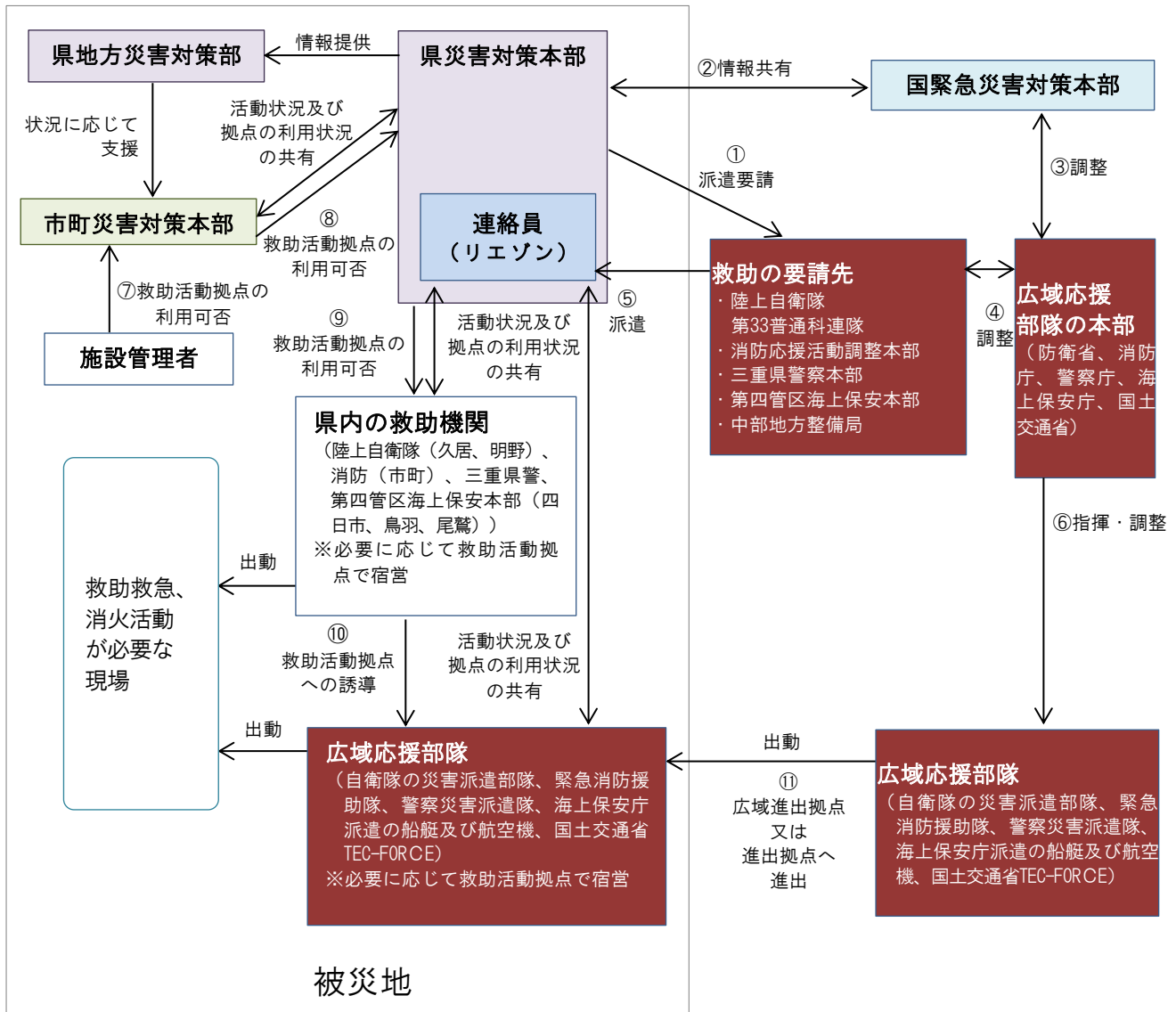
災害時に人命救助などを行うヘリコプターの出動の拠点となる場所。災害の終始を通じて、ヘリコプター運用に関する指揮を実施し、かつ駐機、整備、給油、装備が可能な拠点。

④航空機用救助活動拠点（別表3-4）

甚大な津波被害が想定される地域にて、大規模な空からの救助活動のために活用することが想定される拠点。

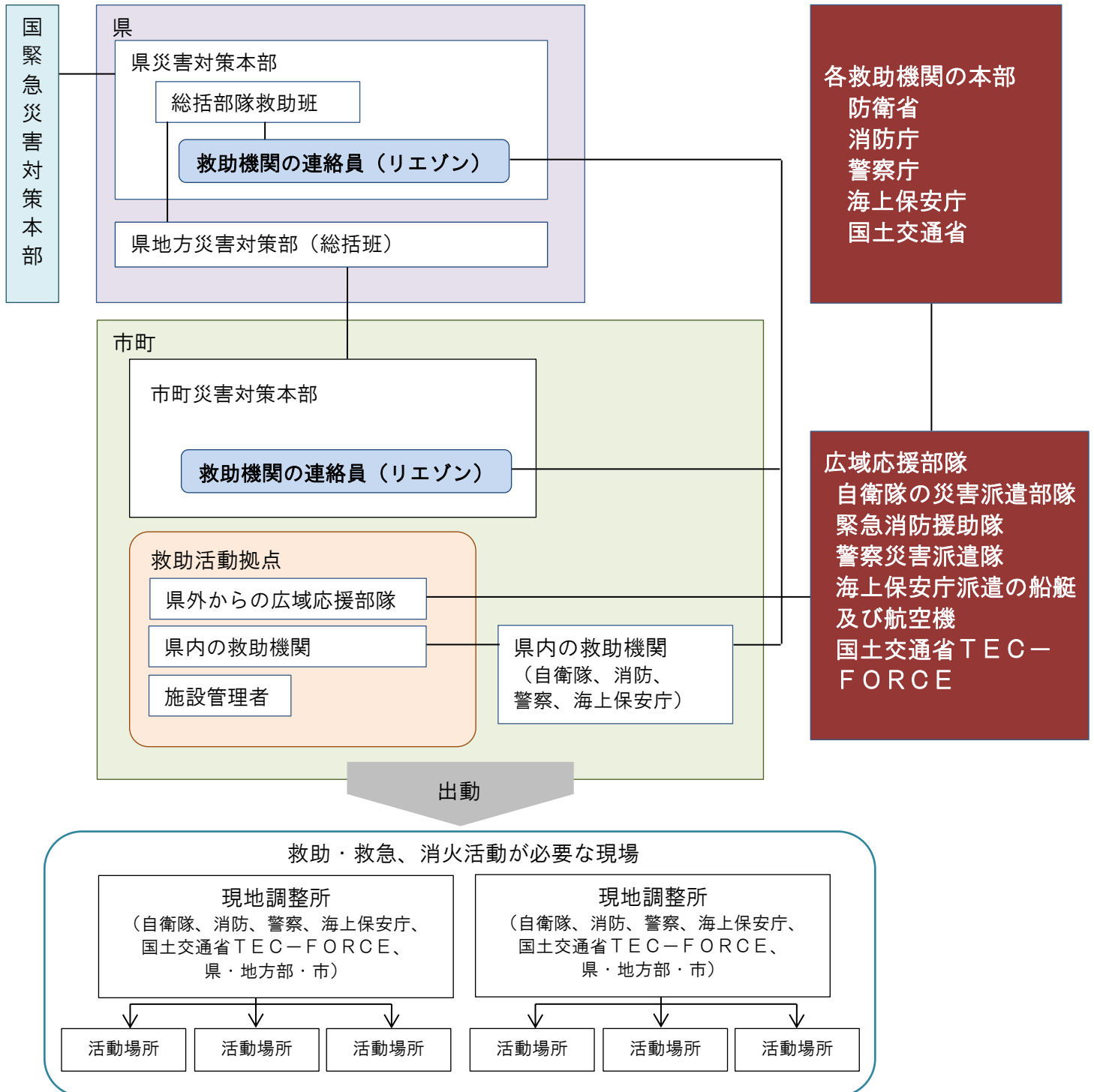
2 救助・救急、消火活動の流れ

図表3-1 救助・救急、消火活動の流れ



第2節 関係機関の役割

図表3-2 救助・救急、消火活動における国・県・市町・救助機関の体制



○現地調整所

複数の関係機関が同一の現場において円滑な連携を確保し、互いの活動内容の調整や情報共有を統括的に図るための場所

※リエゾン、独自の通信手段を持参し状況によってその通信手段も協力する。

第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊救助班	・ 広域応援部隊への応援要請 ・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 救助活動拠点の利用調整 ・ 各救助機関の運用調整及び活動状況の把握・支援
県地方災害対策部	・ 管内市町の被害状況の把握と提供 ・ 管内市町の被害状況に応じた市町の活動支援

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 救助機関の広域応援部隊の派遣調整
救助機関の連絡員 (リエゾン)	・ 県災害対策本部総括部隊救助班、市町災害対策本部と救助機関本部との連絡調整 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助機関の活動状況の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 被害状況の収集 ・ 県地方災害対策部への連絡及び応援要請 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 各救助機関の活動支援（活動に必要な情報収集含む）
施設管理者 (拠点とする公園 等の施設管理者)	・ 救助活動拠点の被害状況の確認と連絡 ・ 救助機関の受入れ ・ 救助活動拠点の利用調整

第2 救助・救急、消火活動を行う機関

1 県内で活動する機関

関係機関	主な役割
県内の救助機関	・ 被害情報の収集 ・ 県外からの広域応援部隊の救助活動拠点への誘導 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施
県外からの広域応援部隊	・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整 ・ 救助・救急、消火活動の実施

2 広域応援部隊を派遣する機関

関係機関	主な役割
各救助機関の本部	・ 県内の救助機関及び県外からの広域応援部隊による救助・救急、消火活動の調整 ・ 救助活動拠点の利用状況の共有と利用調整

第3節 初動

第1 県内救助機関への要請

県総括部隊救助班は、県内救助機関へ救助活動の実施を要請する。

第2 各市町の被害状況の収集

県総括部隊救助班は、県内救助機関に対し、被害状況、救助要請情報の収集、提供を要請する。

特に発災当初については、ヘリコプターによる情報収集、提供を各救助機関へ要請する。

第3 県内部隊による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、津波、余震による二次被害を防止しつつ初動体制を確立する。また、被害状況の全体把握のための情報収集を実施するとともに人命救助及び救急活動を努めて早期に開始する。

1 自衛隊

陸上自衛隊第33普通科連隊は、情報収集のほか、救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

2 消防機関

県防災ヘリコプターを用いた情報収集のほか、県内15消防本部は救助・救急、消火活動を開始する。また、消防団は、住民の避難支援、消火・救助活動等を行う。
この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

3 警察

県警は、ヘリコプターを用いた情報収集のほか、救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

4 海上保安庁

第四管区海上保安本部（四日市、鳥羽、尾鷲）は情報収集のほか、船艇による救助活動を開始する。
この際、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

第4 広域応援部隊への応援要請

県総括部隊救助班は、各救助機関へ広域応援部隊の派遣を要請する。

図表3-3 各救助機関への要請先

救助機関	要請先
自衛隊	陸上自衛隊第33普通科連隊 第3科
消防機関	三重県防災対策部 消防・保安課
警察	三重県警察本部 警備第二課
海上保安庁	第四管区海上保安本部 環境防災課
国土交通省TEC-FORCE	中部地方整備局 企画部防災課

第5 救助活動拠点の被害状況の収集と活動拠点の決定

施設管理者（市町）は、管理する救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否を判断し県総括部隊救助班へ連絡する。

なお、県が管理する救助活動拠点の施設管理者は、被害状況を確認し、救助活動拠点の利用可否に関する情報を県総括部隊救助班へ伝達する。

県総括部隊救助班は、市町から伝達された情報とともに、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況に関する情報を収集し、利用可能な救助活動拠点を決定する。

第6 県内救助機関及び広域応援部隊の態勢確認

県総括部隊救助班は、県内救助機関の態勢（救助部隊の活動状況（人員、装備、活動場所、活動内容）及び当面の活動方針）について聴取し、とりまとめる。

また、その後の広域応援部隊の出動状況等についても、随時、聴取確認し、とりまとめる。

第7 広域応援部隊の進出拠点への進出

各救助機関の広域応援部隊は、あらかじめ決定している各救助機関の広域進出拠点又は進出拠点まで進出する。

各救助機関の広域応援部隊の想定される態勢は以下のとおり。

1 自衛隊（災害派遣部隊）

（1）応援部隊の派遣

災害派遣要請に基づき災害派遣活動を実施する。

大規模災害時等は、防衛省の統制の下、県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、防衛省は速やかに広域進出拠点に向けて北海道及び東北地方に所在する自衛隊の災害派遣部隊を出動させる。

増援部隊は、防衛省の各災害対処計画により全国から県内の被災地にて災害派遣活動を行う。

重点受援県（三重県を含む10県）を含む自衛隊の災害派遣部隊が全て出動可能な場合は、約110,000人が重点受援県に派遣される。

（3）指揮及び統制

県内に派遣された増援部隊は、陸上自衛隊指揮官、海上自衛隊指揮官、又は、航空自衛隊指揮官のそれぞれの指揮・統制の下、あるいは、陸上自衛隊、海上自衛隊、又は、航空自衛隊が統合されて災害対応の任務に就く際に結成される災統合任務部隊の指揮官の指揮・統制の下、災害派遣活動を行う。

（4）部隊交代周期

災害派遣活動期間に応じて、部隊交代を行う。

2 消防機関（緊急消防援助隊）

（1）応援部隊の派遣

総務省消防庁の統制の下、緊急消防援助隊アクションプランに基づき県に緊急消防援助隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

（2）編成及び規模

南海トラフ地震発生時には、南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン（東海地方が大きく被災した場合）が適用されると、即時応援都道府県（宮城、群馬、新潟）、被害確認後応援都道府県（長野、岐阜）の各県から応援を受ける。各県それぞれ90～150隊、400～500名程度を登録している。

装備は、各主要3小隊の基本的なものに加えて、特殊装備、特殊災害に対応する装備をもつ。

(3) 指揮及び統制

各都道府県大隊には、救助、救急、消火の主要3小隊があり、いずれの小隊も各都道府県大隊長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

部隊交代は、消防庁及び緊急消防援助隊派遣元都道府県との調整により、決定する。

3 警察（警察災害派遣隊）

(1) 応援部隊の派遣

南海トラフ地震発生時には、発生後直ちに派遣される広域緊急援助隊を主体とした即応部隊と、発生から一定期間が経過した後に派遣される一般部隊からなる警察災害派遣隊を編成し、警察庁調整の下、本県に部隊を派遣する。

この際、県内の部隊は、県外からの部隊の受入れ準備を行う。

(2) 編成及び規模

重点受援県（三重県を含む10県）以外の警察災害派遣隊が全て出動可能な場合は、約16,000人が重点受援県に派遣される。

(3) 指揮及び統制

三重県警察本部長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

警察災害派遣隊のうち、即応部隊については3日間又は1週間単位で、一般部隊については、おおむね1週間から2週間単位で活動し、順次交代を行う。

4 海上保安庁

(1) 応援部隊等の派遣

南海トラフ地震の発生により緊急災害対策本部又は非常災害対策本部が設置されたときに備え、災害応急対策を迅速かつ確に実施するため、船艇・航空機の派遣、職員の派遣及び資機材の増援の計画を定めている。

(2) 編成及び規模

派遣される船艇及び航空機についてはあらかじめ計画されているが、船艇及び航空機の集結状況、地震災害の状況等により、必要と認める場合は、さらに動員される。

(3) 指揮及び統制

派遣された船艇及び航空機は派遣を受けた第四管区海上保安本部長の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣された船艇及び航空機は災害対応が終了するまで、原則交代はない。

5 国土交通省TEC-FORCE

(1) 応援部隊の派遣

「南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画」に基づき、甚大な被害が想定される地域への支援を迅速に行うため、全国から被災地に向けて国土交通省TEC-FORCEを派遣し、被災地域内の救助・救急活動の支援、被害状況の把握、緊急輸送のための道路・航路の啓開、緊急排水、空港施設の復旧等を実施する。

発災後、直ちに派遣準備を開始し、48時間後には最大勢力のTEC-FORCE、災害対策用機械等による活動を行う。

(2) 編成及び規模

1日最大約2,250人の国土交通省TEC-FORCEを動員し、各地域ブロック（中部、近畿、四国、九州）の被害規模に応じて活動する。

(3) 指揮及び統制

中部地方整備局の災害対策本部に設置されるTEC-FORCE総合司令部の指揮の下で活動する。

(4) 部隊交代周期

派遣元の地方整備局が設定する派遣運用に従い、適宜交代を行う。

第4節 受入れ調整

第1 救助機関の部隊展開の方針の決定

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の情報、緊急輸送ルートの開閉状況に関する情報を踏まえ、国の緊急災害対策本部の調整の下、各救助機関の部隊展開の方針を決定する。

第2 救助活動拠点及び道路開閉情報の共有

県総括部隊救助班は、部隊展開の方針を踏まえ、救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）を利用する救助機関の連絡員又は県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）に対し、道路開閉状況や救助活動拠点に関する情報を伝達する。

救助機関の連絡員は、県総括部隊救助班からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動拠点の利用可否に関する情報を各救助機関の本部へ伝達する。

救助機関の県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動拠点に関する連絡を受け、救助活動拠点へ県外からの広域応援部隊を誘導する。

各救助機関の本部は、連絡員を通じて、県総括部隊救助班からの救助活動拠点及び道路開閉状況に関する情報を、広域応援部隊へ伝達する。

第3 救助活動拠点の確保

利用する救助活動拠点（航空機用救助活動拠点を含む。）の施設管理者は、施設を開錠し、救助活動拠点としての利用準備を行う。

この際、施設管理者は、可能な限り拠点運営に必要な給水設備やトイレ等の資機材や人員の確保を行う。

第4 県内部隊による広域応援部隊の救助活動拠点への誘導

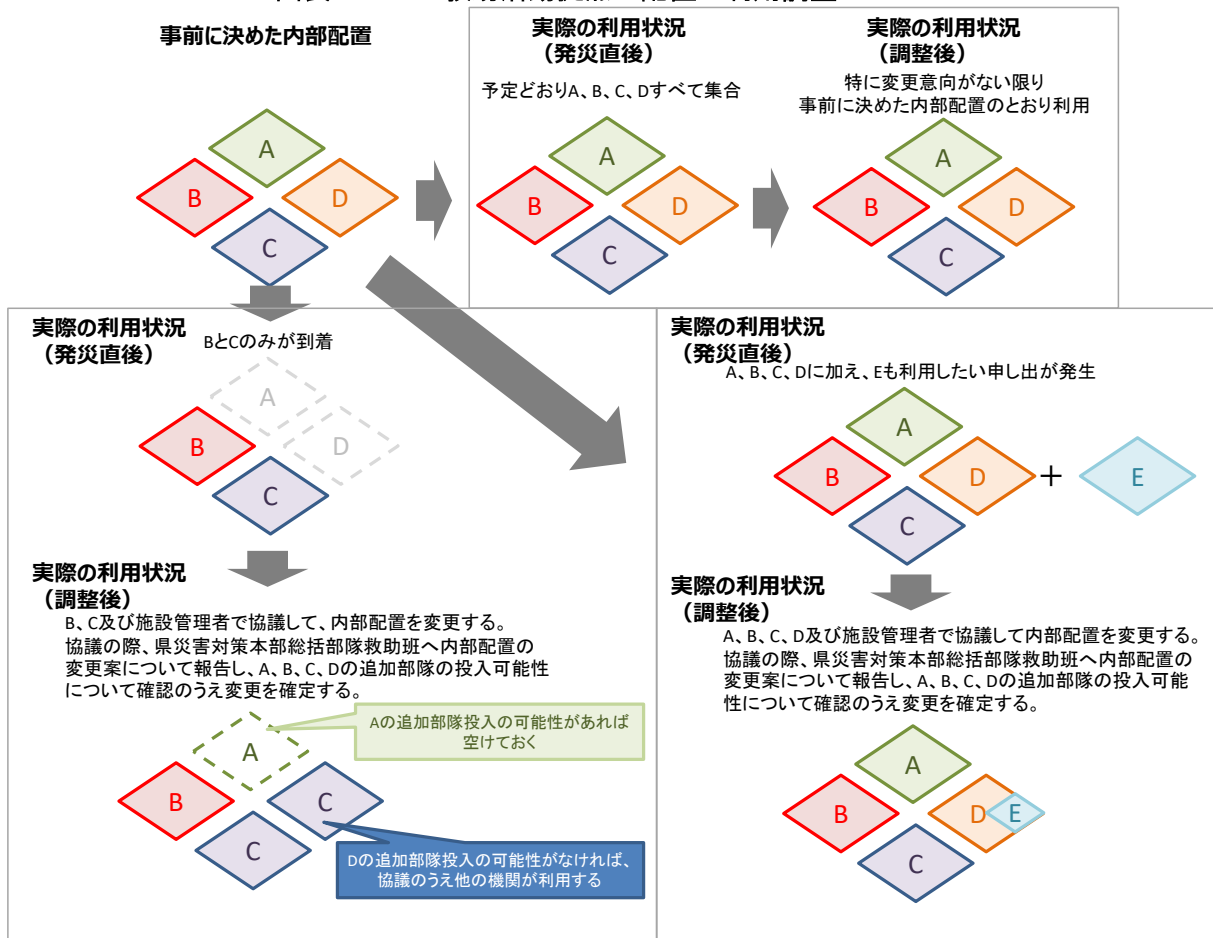
救助機関の広域応援部隊は、各救助機関の本部からの道路開閉状況に関する情報及び救助活動に関する連絡を受けつつ、県内部隊（自衛隊、消防、警察、海上保安庁）の誘導により救助活動拠点へ進出する。

第5 救助活動拠点の利用調整

県総括部隊救助班は、救助活動拠点の利用機関に変更が生じた場合は、救助活動拠点を利用する救助機関の連絡員を通じて広域応援部隊へ伝達する。

救助活動拠点を利用する各救助機関は、救助活動拠点の配置レイアウトを変更する必要がある場合には、各救助機関の追加の進出可能性について県総括部隊救助班に確認のうえ、当該救助活動拠点を利用する各救助機関と施設管理者とで協議し、利用方法を決定するとともに、救助活動拠点の利用機関又は施設管理者が、その旨を県総括部隊救助班へ報告する。

図表 3-4 救助活動拠点の配置の利用調整のフロー



第6 救助活動拠点の利用状況の共有

県総括部隊救助班は、報告を受けた救助活動拠点の利用状況を取りまとめ、各救助機関の連絡員及び市町へ情報を共有する。

各救助機関の連絡員は各救助機関の本部へ伝達し、市町は各救助活動拠点の施設管理者へ伝達する。

第5節 支援活動及び調整

第1 救助機関による救助・救急、消火活動の実施

各救助機関は、広域応援部隊が到着次第、救助・救急、消火活動を本格化させる。

1 自衛隊

(1) 陸上自衛隊

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索を実施する。

(2) 海上自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

(3) 航空自衛隊

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

2 消防機関

コンビナート火災や密集市街地火災等、大規模火災の消火活動並びに倒壊家屋等からの救助及び救急活動を実施する。

3 警察

倒壊家屋等からの救助及び行方不明者の捜索、緊急交通路の確保、検視・身元確認等を実施する。

4 海上保安庁

海上漂流者等の捜索・救助を実施する。

5 国土交通省TEC-FORCE

被災地域内の救助・救急活動の支援、被害状況の把握、緊急輸送ルート確保のための道路・航路の啓開、緊急排水、被災地地方公共団体の支援等の応急対策活動を実施する。

第2 救助要請情報等の収集と共有

県総括部隊救助班は、救助要請情報、火災発生情報、被害状況を、原則、地域（市町）単位で収集し、各救助機関へ連絡員（リエゾン）を介して共有する。

第3 救助機関の活動調整

各救助機関は、救助要請情報を踏まえ、必要に応じて、災害現場、市町災害対策本部、県地方災害対策部及び広域防災拠点において現地調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、救助機関間の情報共有及び活動調整、必要に応じた救助機関間の相互協力や役割分担を行う。また、災害現場で活動する国土交通省TEC-FORCE及びDMAT等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

各救助機関は、調整結果を県総括部隊救助班へ共有する。県総括部隊救助班は、各救

助機関の活動調整状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

なお、広域防災拠点を利用する場合は、県総括部隊救助班は県救援物資部隊と利用調整を行う。

第4 ヘリコプターによる活動が必要な事案への対応

1 ヘリベースの確保

各救助機関の航空部隊のヘリベースは、別表3-3の場所を想定する。

県総括部隊救助班（航空担当）は、ヘリベースの被害状況を把握し、必要に応じて、関係する救助機関と、ヘリベースの利用調整を行う。

2 航空調整会議を通じた活動調整

ヘリコプターによる活動が必要な事案が発生した場合には、県総括部隊救助班（航空担当）は、各救助機関と航空部隊の運用についての検討を定期的に行い、活動調整を行う。

3 航空機用救助活動拠点の運用

航空機用救助活動拠点の運用にあたっては、各救助機関の航空部隊が利用可能な拠点を被害状況に応じて検討し、利用に際しては県総括部隊救助班（航空担当）及び各拠点の施設管理者へ利用する旨の連絡を行う。

県総括部隊救助班は、航空機用救助活動拠点の利用状況を把握し、必要に応じて、他の救助機関へ共有する。

ヘリコプターによる救出・救助、消火活動の拠点は、航空機用救助活動拠点（候補地）とする。

4 ドクターヘリの離発着場の調整

県総括部隊救助班（航空担当）は、各救助機関と連携し航空機用救助活動拠点（候補地）及び飛行場外離着陸場⁵の利用状況も踏まえて、ドクターヘリが利用する離発着場を調整する。

⁵ 飛行場外離着陸場：上記のヘリベース、航空機用救助活動拠点以外に、必要に応じて航空機を離発着する場所。
「三重県防災ヘリコプター離着陸場関係一覧」（三重県防災航空隊作成）参照。

第6節 生活支援

第1 県災害対策本部総括部隊救助班による活動調整

県総括部隊救助班は、被害状況や広域応援部隊の活動状況を把握しつつ、状況に応じて広域応援部隊の活動範囲等の調整を行い、被災者の生活支援を要請する。

第2 救助機関による生活支援の実施

各救助機関は、行方不明者の捜索・救助を継続しつつ被災者の生活支援も実施する。

1 自衛隊

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送及び入浴・給食・給水等の生活支援を実施する。

2 警察

行方不明者の捜索・救助、緊急交通路の確保、検視・身元確認を継続しつつ、警戒警ら、相談業務を実施する。

3 海上保安庁

行方不明者の捜索・救助、支援物資の輸送等の生活支援を実施する。

別表3-1 広域進出拠点(◎)及び進出拠点(○)(候補地)一覧

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
1	長島地区市民センター	桑名市	桑名市 松ヶ島38		○		
2	多度地区市民センター	桑名市	桑名市 多度町多度1-1-1		○		
3	NTN総合運動公園(桑名市総合運動公園)	桑名市	桑名市芳ヶ崎 1859-4		○		
4	桑名市消防本部	桑名市消防本部	桑名市 江場7		○		
5	湾岸長島PA(上り線)	NEXCO中日本	桑名市 長島町松蔭427-2	○	○		
6	湾岸長島PA(下り線)	NEXCO中日本	桑名市 長島町松蔭393-2	○	○		
7	大山田PA《上り線》	NEXCO中日本	桑名市 播磨字仏谷 1500-67	○	○		
8	大山田PA《下り線》	NEXCO中日本	桑名市 蛸塚新田字大谷 79-1	○	○		
9	いなべ市藤原運動場	いなべ市	いなべ市 藤原町市場493-1		○		
10	北勢中央公園	三重県	四日市市 西村町1080		○		
11	北勢公設地方卸売市場	北勢公設卸売市場(株)	四日市市 河原田町712		○		
12	霞ヶ浦緑地	四日市市	四日市市 羽津甲5169		○		
13	北部墓地公園運動施設(ソフトボール場)	四日市市	四日市市 大矢知大沢 1981-25		○		
14	四日市市総合防災拠点	四日市市	四日市市寺方町 979他	○	○		
15	中消防署中央分署	四日市市消防本部	四日市市 曾井町391-2		○		
16	御在所SA《上り線》	NEXCO中日本	四日市市 山之一色町字池の谷口1569-2	○		○	
17	御在所SA《下り線》	NEXCO中日本	四日市市 山之一色町字乱取口1491-2	○		○	

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
18	太陽化学 (株) 南部 工場	太陽化学(株)	四日市市 山田町800		○		
19	農村環境改 善センター	菰野町	菰野町 潤田4418		○		
20	三重県消防 学校	三重県	鈴鹿市 石薬師町452		○		
21	三重交通G スポーツの 杜 鈴鹿	三重県	鈴鹿市 御園町1669		○		
22	東野公園	亀山市	亀山市 川合町1286-49		○		
23	亀山PA 《上り線》	NEXCO中日本	亀山市 布気町字高塚	○	○	○	
24	亀山PA 《下り線》	NEXCO中日本	亀山市 布気町字岨942- 2	○		○	
25	名阪関ドラ イブイン	三交興業(株)	亀山市 関町萩原39		○		
26	津市産業・ スポーツセ ンター内 メッセウイ ング・みえ	津市	津市 北河路町19-1		○		
27	安濃SA 《上り線》	NEXCO中日本	津市 安濃町内多字豊 久野2807-2	○		○	
28	安濃SA 《下り線》	NEXCO中日本	津市 大里睦合町字南 石橋138-17	○	○	○	
29	三重河川国 道事務所	国土交通省中部 地方整備局	津市 広明町297				○
30	地方卸売市 場	三重県	松阪市 小津町800		○		
31	嬉野PA(上 り線)	NEXCO中日本	松阪市 嬉野薬王寺町字 東峽188	○			
32	嬉野PA(下 り線)	NEXCO中日本	松阪市 嬉野薬王寺町字 東峽191	○	○		
33	松阪農業公 園ベルファ ーム	松阪市	松阪市 伊勢寺町551-3		○		
34	勢和多気IC 作業ヤード	多気町	多気町 丹生4421-17		○		
35	健康ふれあ い会館	大台町	大台町 粟生260		○		
36	道の駅奥伊 勢おおい	大台町	大台町 佐原663		○		

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
37	紀勢地区広域消防組合消防本部・奥伊勢消防署	紀勢地区広域消防組合消防本部	大台町 佐原754		○		
38	奥伊勢PA（上り線）	NEXCO中日本	大台町 高奈字道田谷 868-2	○			
39	奥伊勢PA（下り線）	NEXCO中日本	大台町 高奈字道田谷 877-8	○	○		
40	多気PA（下り線）	NEXCO中日本	大台町 野中		○		
41	明野駐屯地	防衛省	伊勢市 小俣町明野 5593-1	◎			
42	三重県営サンアリーナ	三重県	伊勢市 朝熊町字鴨谷 4383-4		○		
43	大仏山公園・大仏山公園スポーツセンター	三重県・伊勢市	伊勢市 小俣町新村		○		
44	倉田山公園（倉田山公園野球場含む）	伊勢市	伊勢市 楠部町		○		
45	伊勢志摩総合地方卸売市場	伊勢志摩総合地方卸売市場（株）	伊勢市 西豊浜町141-1		○		
46	鳥羽東中学校	鳥羽市	鳥羽市 安楽島1451-19 他		○		
47	松尾工業団地	鳥羽市	鳥羽市 松尾町304-75他		○		
48	鳥羽小学校	鳥羽市	鳥羽市 堅神町805-3他		○		
49	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽市 池上町1-1 他		○		
50	鳥羽展望台	（有）ノア	鳥羽市 国崎町3-3	○			
51	シンフォニアテクノロジー 伊勢営業所鳥羽工場	シンフォニアテクノロジー（株）	鳥羽市 鳥羽1-19-1		○		

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
52	道の駅「伊勢志摩」 （伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	道の駅「伊勢志摩」、 観光農園…志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」…伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE磯部・サンアール磯部… （株）興栄商事 磯部町穴川地区（空地）…穴川区	志摩市 磯部町穴川511-5 （磯部町穴川地区（空地）は磯部町穴川511-4）		○		
53	玉城町保健福祉会館	玉城町	玉城町 勝田4876-1		○		
54	南伊勢町総合グラウンド	南伊勢町	南伊勢町 伊勢路3391		○		
55	山海の郷（特産部直売施設）コンベンションホール	大紀町	大紀町 崎2200-1		○		
56	大紀町大内山B&G海洋センター	大紀町	大紀町 大内山853-2		○		
57	大山田せせらぎ運動公園（西側・東側）	伊賀市	伊賀市 平田724-3		○		
58	上野運動公園（野球場・競技場）	伊賀市	伊賀市 小田町317、470		○		
59	島ヶ原運動公園	伊賀市	伊賀市 島ヶ原4696-6		○		
60	いがまちスポーツセンター	伊賀市	伊賀市 愛田346-1		○		
61	阿山B&G海洋センター／阿山第1運動公園	伊賀市	伊賀市 川合焼尾3376-7		○		
62	名阪上野ドライブイン	三交興業（株）	伊賀市 大内2017		○		
63	名張中央公園	名張市	名張市 夏見2812		○		
64	東紀州くろしお学園おわせ分校	三重県	尾鷲市 光ヶ丘28-61		○		

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			
				自衛隊	消防	警察	国土交通省
65	尾鷲市立運動場	尾鷲市	尾鷲市中川28		○		
66	尾鷲南防災基地（尾鷲南インター簡易パーキング）	中部地方整備局・尾鷲市	尾鷲市大字南浦字矢ノ川主ヶ谷2167-1 他	○	○	○	○
67	熊野尾鷲道路出張所	国土交通省中部地方整備局	尾鷲市矢浜4-921-1				○
68	紀北PA（上下線）／紀北パーキングエリア内（始神テラス）	中部地方整備局・紀北町	紀北町三浦字狐ヶ谷600		○	○	
69	山崎運動公園	熊野市	熊野市有馬町4520-325		○		
70	川島PA《上り線》	NEXCO中日本	岐阜県各務原市川島笠田町字村北祢宜山1472				◎
71	恵那峡SA《下り線》	NEXCO中日本	岐阜県恵那市大井町				◎

※国の具体計画より抜粋したものに一部加筆・修正

別表3-2 救助活動拠点（候補地）一覧

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
1	NTN総合運動公園（桑名市総合運動公園）	桑名市	桑名市芳ヶ崎1859-4		○		1	
2	長島町運動公園（木曽川右岸）	桑名市	桑名市長島町押付		○		1	
3	くすのき園運動防災公園	桑名市	桑名市長島町西川670-3	○			1	
4	アイリスパーク	桑名市	桑名市多度町御衣野4000	○		○	2	○
5	九華公園野球場	桑名市	桑名市吉之丸5-1		○		1	
6	いなべ市藤原運動場	いなべ市	いなべ市藤原町市場493-1	○	○	○	3	○

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
7	いなべ市藤原第1野球場	いなべ市	いなべ市 藤原町市場137-3	○			1	
8	員弁運動公園	いなべ市	いなべ市 員弁町楚原893	○		○	2	
9	鍋田川グラウンド	木曽岬町	木曽岬町 新加路戸231		○		1	
10	東員町スポーツ公園	東員町	東員町 北大社323		○	○	2	○
11	富双緑地	四日市港 管理組合	四日市市 富双一丁目	○			1	
12	中央緑地	四日市市	四日市市 日永東一丁目3-21	○			1	
13	楠緑地公園	四日市市	四日市市 楠町北五味塚1215-1	○			1	
14	霞ヶ浦緑地	四日市市	四日市市 羽津甲5169	○	○	○	3	
15	北部墓地公園運動施設 (ソフトボール場)	四日市市	四日市市 大矢知大沢1981-25	○	○	○	3	○
16	四日市カンツリー倶楽部	(株) 四日 市カンツリ ー倶楽部	四日市市 山城町640		○		1	
17	四日市の里ゴルフクラブ	(株) アコ ーディアゴ ルフ	四日市市 内山町8279		○		1	
18	ゴルフ5カントリー四日 市コース	(株) アル ペン	四日市市 水沢町1510		○		1	
19	グレースヒルズカントリ ー倶楽部	(株) グレ ースヒルズ カントリー 倶楽部	四日市市 桜町2230		○		1	
20	名四カントリークラブ	名四ゴルフ (株)	四日市市 山之色町1760		○		1	
21	朝明緑地(朝明運動公 園)	菰野町	菰野町 千草6434	○			1	○
22	大羽根運動公園	菰野町	菰野町 大羽根園			○	1	
23	三重カンツリークラブ	(株) 三重 カンツリー クラブ	菰野町 千草7190		○		1	
24	菰野自動車学校	(株) 三重 県菰野自動 車学校	菰野町 福村876		○		1	
25	朝日町町民スポーツ施設	朝日町	朝日町 柿2822-1	○			1	○
26	川越町総合グラウンド	川越町	川越町 亀崎新田77-530	○			1	
27	三重県消防学校	三重県	鈴鹿市 石薬師町452		○		1	
28	三重交通Gスポーツの杜 鈴鹿	三重県	鈴鹿市 御園町1669		○		1	○

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
29	鈴鹿市河川防災センター	鈴鹿市	鈴鹿市 庄野町981-1			○	1	
30	桜の森公園	鈴鹿市	鈴鹿市 南玉垣町字東鼻野 3500-5	○			1	
31	株式会社モビリティランド 鈴鹿サーキット	(株)モビリティランド	鈴鹿市 稲生町7992		○		1	
32	亀山サンシャインパーク	三重県	亀山市 布気町801-1	○		○	2	○
33	東野公園	亀山市	亀山市 川合町1286 - 49		○		1	
34	亀山公園	亀山市	亀山市 若山町4-7		○		1	
35	関B&G海洋センター	亀山市	亀山市 関町新所8		○	○	2	
36	津市産業・スポーツセンター内 メッセウイング・みえ	津市	津市 北河路町19-1		○	○	2	
37	安濃中央総合公園（芝生 広場、フットサルコート、 野球場）	津市	津市 安濃町田端上野818他		○	○	2	
38	中勢グリーンパーク	津市	津市 あのかつ台五丁目757-1	○	○	○	3	○
39	町民の森公園	津市	津市 河芸町浜田740-1	○			1	
40	北部運動広場	津市	津市 栗真中山町601-3		○		1	
41	白山総合文化センター	津市	津市 白山町二本木1139-2		○		1	
42	津市モーターボート競走 場	津市	津市 藤方637		○		1	
43	道の駅美杉	津市	津市美杉町上多気267		○		1	
44	地方卸売市場	三重県	松阪市 小津町800		○		1	
45	リバーサイド茶倉	松阪市	松阪市 飯南町粥見1084-1		○		1	
46	中部台運動公園	松阪市	松阪市 立野町1370		○	○	2	
47	松阪市総合運動公園	松阪市	松阪市 山下町111	○		○	2	
48	松阪農業公園ベルファーム	松阪市	松阪市 伊勢寺町551-3		○	○	2	○
49	勢和台スポーツセンター	多気町	多気町 古江1041-2		○	○	2	○
50	明和町本庁舎	明和町	明和町 大字馬之上945	○			1	

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
51	古里公園	明和町	明和町 竹川字古里495他	○	○		2	○
52	県有地（旧宮川高校グラウンド）	三重県	大台町 上三瀬877-5	○			1	○
53	健康ふれあい会館	大台町	大台町 粟生260		○		1	
54	大台町B & G 海洋センター	大台町	大台町 弥起井363		○	○	2	
55	宮川小学校	大台町	大台町 茂原543-3		○		1	
56	五十鈴公園（県営総合競技場）	三重県・伊勢市	伊勢市 宇治館町	○	○		2	
57	三重県営サンアリーナ	三重県	伊勢市 朝熊町字鴨谷4383-4	○	○	○	3	○
58	大仏山公園・大仏山公園スポーツセンター	三重県・伊勢市	伊勢市 小俣町新村		○		1	
59	倉田山公園（倉田山公園野球場含む）	伊勢市	伊勢市 楠部町		○		1	
60	市営宇治駐車場（内宮B駐車場）	伊勢市	伊勢市 宇治浦田1-10他		○		1	
61	池上公園	鳥羽市	鳥羽市 池上町14-9	○			1	
62	鳥羽志摩クリーンセンター芝生公園	鳥羽志勢広域連合	鳥羽市 白木町247-10他			○	1	
63	鳥羽東中学校	鳥羽市	鳥羽市 安楽島1451-19他		○		1	
64	ひだまり横臨時駐車場	鳥羽市	鳥羽市 大明東町2		○		1	
65	松尾工業団地	鳥羽市	鳥羽市 松尾町304-75他	○	○	○	3	○
66	鳥羽小学校	鳥羽市	鳥羽市 堅神町805-3他		○		1	
67	鳥羽商船高等専門学校	鳥羽市	鳥羽市 池上町1-1 他		○		1	
68	鳥羽展望台	（有）ノア	鳥羽市 国崎町3-3	○		○	2	
69	シンフォニアテクノロジー 伊勢営業所鳥羽工場	シンフォニアテクノロジー（株）	鳥羽市 鳥羽1-19-1		○		1	
70	磯部生涯学習センター（磯部支所）	志摩市	志摩市 磯部町迫間878-9			○	1	
71	阿児ふるさと公園多目的広場/阿児アリーナ第2駐車場	志摩市	阿児ふるさと公園多目的広場…志摩市 阿児町神明981-29 阿児アリーナ第2駐車場…志摩市阿児町神明1048-2	○		○	2	

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
72	長沢野球場/長沢多目的広場	志摩市	志摩市 阿児町神明1537-1		○	○	2	
73	ともやま公園（芝生広場/球場/大駐車場）	志摩市	芝生広場、大駐車場… 志摩市大王町波切2199 球場…志摩市大王町波切2211-57		○	○	2	
74	浜島ふるさと公園	志摩市	志摩市 浜島町桧山路553-1	○			1	
75	志摩オートキャンプ場	阿津里浜リゾート（株）	志摩市 志摩町越賀2279	○			1	
76	京都市野外教育センター奥志摩みさきの家	京都市	志摩市 大王町船越231			○	1	
77	浜島町迫子地区（防災用地）	志摩市	志摩市 浜島町迫子597-1他			○	1	
78	道の駅「伊勢志摩」（伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」/J-PLACE磯部・サンアール磯部/観光農園/磯部町穴川地区（空地））	道の駅「伊勢志摩」、観光農園…志摩市 伊勢志摩物産館「ささゆりの郷」…伊勢志摩物産館協同組合 J-PLACE 磯部・サンアール磯部…（株）興栄商事 磯部町穴川地区（空地）…穴川区	志摩市 磯部町穴川511-5 （磯部町穴川地区（空地）は磯部町穴川511-4）	○	○	○	3	○
79	お城広場	玉城町	玉城町 田丸114-1	○			1	○
80	玉城町保健福祉会館	玉城町	玉城町 勝田4876-1		○		1	
81	南伊勢高等学校（南勢校舎）	三重県	南伊勢町 船越2926-1			○	1	
82	南伊勢町総合グラウンド	南伊勢町	南伊勢町 伊勢路3391	○	○		2	○
83	山岳救助訓練施設	三重県	大紀町錦	○			1	
84	七保小学校	大紀町	大紀町 打見388		○		1	
85	大宮中学校	大紀町	大紀町 滝原1889-7		○		1	
86	大紀中学校	大紀町	大紀町 崎291-3		○		1	
87	旧柏崎中学校	大紀町	大紀町 崎4464-3			○	1	○
88	大紀町野添山村広場	大紀町	大紀町 野添887			○	1	

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
89	山海の郷（特産部直売施設） コンベンションホール	大紀町	大紀町 崎2200-1	○			1	
90	宮リバー度会パーク	度会町	度会町 棚橋2			○	1	○
91	大山田せせらぎ運動公園 （西側・東側）	伊賀市	伊賀市 平田724-3		○		1	
92	上野運動公園（野球場・ 競技場）	伊賀市	伊賀市 小田町317・470			○	1	
93	しらさぎ運動公園	伊賀市	伊賀市 下友生3006-1	○			1	
94	いがまちスポーツセンター	伊賀市	伊賀市 愛田346-1		○		1	○
95	青山グラウンド	伊賀市	伊賀市 奥鹿野字1988-1		○		1	
96	ゆめが丘多目的広場	伊賀市	伊賀市 ゆめが丘6丁目6		○		1	
97	阿山B&G海洋センター／ 阿山第1運動公園	伊賀市	伊賀市 川合焼尾3376-7		○	○	2	
98	名張中央公園	名張市	名張市 夏見2812	○	○	○	3	○
99	つつじが丘公園	名張市	名張市 つつじが丘南5-31-2			○	1	
100	八幡工業団地第二グラウ ンド	名張市	名張市 八幡1300-32		○		1	
101	すずらん台7号公園	名張市	名張市 すずらん台東3-219		○		1	
102	名張中学校第2グラウン ド	名張市	名張市 梅が丘南5-181他		○		1	
103	桔梗が丘第2グラウンド	名張市	名張市桔梗が丘西4-2		○		1	
104	富貴ヶ丘小学校用地	名張市	名張市 富貴ヶ丘6		○		1	
105	東紀州くろしお学園おわ せ分校	三重県	尾鷲市 光ヶ丘28-61		○		1	○
106	尾鷲南防災基地（尾鷲南 インター簡易パーキン グ）	中部地方整 備局・尾鷲 市	尾鷲市大字南浦字矢ノ 川主ヶ谷2167-1他	○			1	
107	尾鷲市立運動場	尾鷲市	尾鷲市 中川28		○		1	
108	赤羽公園	紀北町	紀北町 島原1402-55	○		○	2	○
109	東長島スポーツ公園	紀北町	紀北町 東長島769-1		○		1	
110	町立東長島公民館駐車場	紀北町	紀北町 東長島井の島		○		1	

番号	施設名	施設管理者	所在地	利用機関			計	南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点
				自衛隊	消防	警察		
111	紀北PA（上下線）/紀北パーキングエリア内（始神テラス）	中部地方整備局・紀北町	紀北町 三浦字狐ヶ谷600			○	1	
112	紀南中核的交流施設	三重県	熊野市 久生屋町～金山町	○			1	
113	熊野少年自然の家	三重県	熊野市 金山町1577			○	1	
114	熊野市山崎運動公園	熊野市	熊野市 有馬町4520-325	○	○	○	3	○
115	熊野市総合グラウンド	熊野市	熊野市 有馬町1425		○		1	
116	有馬中学校	熊野市	熊野市 有馬町1398		○		1	
117	紀南高等学校	三重県	御浜町 阿田和1960			○	1	
118	寺谷総合公園	御浜町	御浜町 阿田和888	○	○	○	3	○
119	紀宝町ふるさと資料館・田代公園	紀宝町	紀宝町 大里2887、2860-1	○		○	2	○
				42ヶ所	75ヶ所	44ヶ所	161ヶ所	27ヶ所

自衛隊 19ヶ所
 消防 17ヶ所
 警察 18ヶ所

○ 別表3-2 救助活動拠点（候補地）一覧「南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点」のリストアップ方法

- ・各市町1拠点を目安に選定
- ・出来るかぎり複数の救助機関が使用する拠点を優先して選定
- ・津波による浸水地域を除き選定
- ・県有施設を優先して選定

南海トラフ地震の場合に優先的に使用する拠点の受入れ可能数

	利用機関			合計
	自衛隊	消防	警察	
受入れ可能数（人）	約 9,300	約 7,800	約 13,100	約 30,200

○ 部隊規模

- ・自衛隊 1個連隊400人が展開可能面積15,000㎡以上
（部隊の管理施設、野営施設、駐車場等含む）
- ・緊急消防援助隊 車両25台、約100人が展開可能面積3,000㎡以上
- ・警察 車両30台、約100人が展開可能面積1,500㎡以上

別表3-3 ヘリベース（候補地）一覧

ヘリベース	所在地	離着陸場規模	利用機関
三重交通Gスポーツ の杜鈴鹿	鈴鹿市御園町1669	B	消防
			警察
陸上自衛隊明野駐屯地	伊勢市小俣町明野 5593-1	A	自衛隊
中部国際空港	愛知県常滑市セン トレア1-1	A	海上保安庁
洋上に展開したヘリ 甲板付巡視船	—	—	海上保安庁

別表3-4 航空機用救助活動拠点（候補地）一覧

施設名称	所在地	離着陸場規模
古里公園	明和町竹川字古里 495 他	B
熊野市山崎運動公園	熊野市有馬町 4520、325	B

（注）離着陸場規模

A：200×100m(20,000 m²)以上・・・中型機5機（大型機2機）

B：150×70m(10,500 m²)以上・・・中型機3機（大型機1機）

C：B未満・・・中型機2機以下の対応

第4章

医療・保健活動 に関する計画

目 次

第4章 医療・保健活動に関する計画.....	85
第1節 要旨.....	85
第1 目的.....	85
第2 計画に基づく活動期間.....	85
第3 概要.....	86
第2節 関係機関の役割.....	88
第1 指揮又は調整を行う機関.....	89
第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）.....	91
第3節 初動.....	92
第1 応援要請.....	92
第2 被害状況の把握.....	93
第4節 受入れ調整.....	96
第1 保健医療活動チームの活動方針の決定.....	96
第2 保健医療活動チームの受入れ.....	96
第5節 支援活動及び調整.....	98
第1 関係者による連絡会議の開催.....	98
第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）.....	99
第3 医薬品等の確保・供給.....	100

第4章 医療・保健活動に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、建物倒壊、土石流、津波、長期避難生活等による多数の傷病者の発生等、保健医療のニーズが急激に増大し県内の保健医療にかかる既存の資源のみでは対応できないことを想定しなければならない。

このような想定の下、国や他自治体は、保健医療活動チーム（医療救護班、DMAT、DPATのほか、支援薬剤師、栄養・食生活支援活動チーム等を含む）の派遣、重症患者の受入れ等による応援を迅速に行い、被災地内の保健医療機能の維持・回復を支援することとしている。

この「医療・保健活動に関する計画」は、県保健医療調整本部（県保健医療部隊）が、災害医療コーディネーター等の助言を得て、全国からの保健医療活動チームによる応援を円滑に受け入れることと、被災により増大した保健医療ニーズに対応できる機能の維持・回復を目的として、その受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、DMATについては災害発生後おおむね1週間、救護班、保健活動を行うチームについては災害発生後数か月を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	災害医療コーディネーター等への応援要請
	保健医療活動チームの派遣要請
	医療機関の被害状況等の収集・整理
	県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	医療機関の被害状況の情報共有
	SCU候補地の被害状況の把握と情報共有
	医薬品備蓄場所の被害状況の把握と情報共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	保健医療活動チームの活動方針の決定
	DMATの受入れ
	その他の保健医療活動チームの受入れ
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	県保健医療調整本部と保健医療活動チームとの情報共有
	保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催
	重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送
	広域医療搬送
	地域医療搬送
	医薬品等の確保・供給

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

国は、緊急災害対策本部及び政府現地対策本部を中心に、県境を越えるDMAT派遣、広域医療搬送等、広域にわたる活動の調整を行う。

非被災都道府県は、管内の保健医療活動チーム派遣、被災地からの重症患者の受入れ等の後方医療活動を行う。

県は、県に派遣された保健医療活動チームの活動調整等を含め、被災地内における医療機関、医療救護所、避難所等への支援を行う。

市町は、医療救護所の設置・運営、被災者ニーズの把握を行い、保健所等及び地域災害医療コーディネーターとの連携、県保健医療調整本部との連携を行う。

(2) 活動拠点

① 災害拠点病院（別表4-1）

災害拠点病院は、災害時における医療体制の充実強化を図るための医療機関。厚生労働省が定める災害拠点病院指定要件を満たした医療機関を、県が災害拠点病院に指定している。

② SCU（Staging Care Unit）（別表4-2）

SCUは、基本的に近隣の災害拠点病院と一体となって、当該病院から搬送される患者を受入れ、医療搬送するために設置する拠点。県が、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携して設置する。

③ 二次救急医療機関等

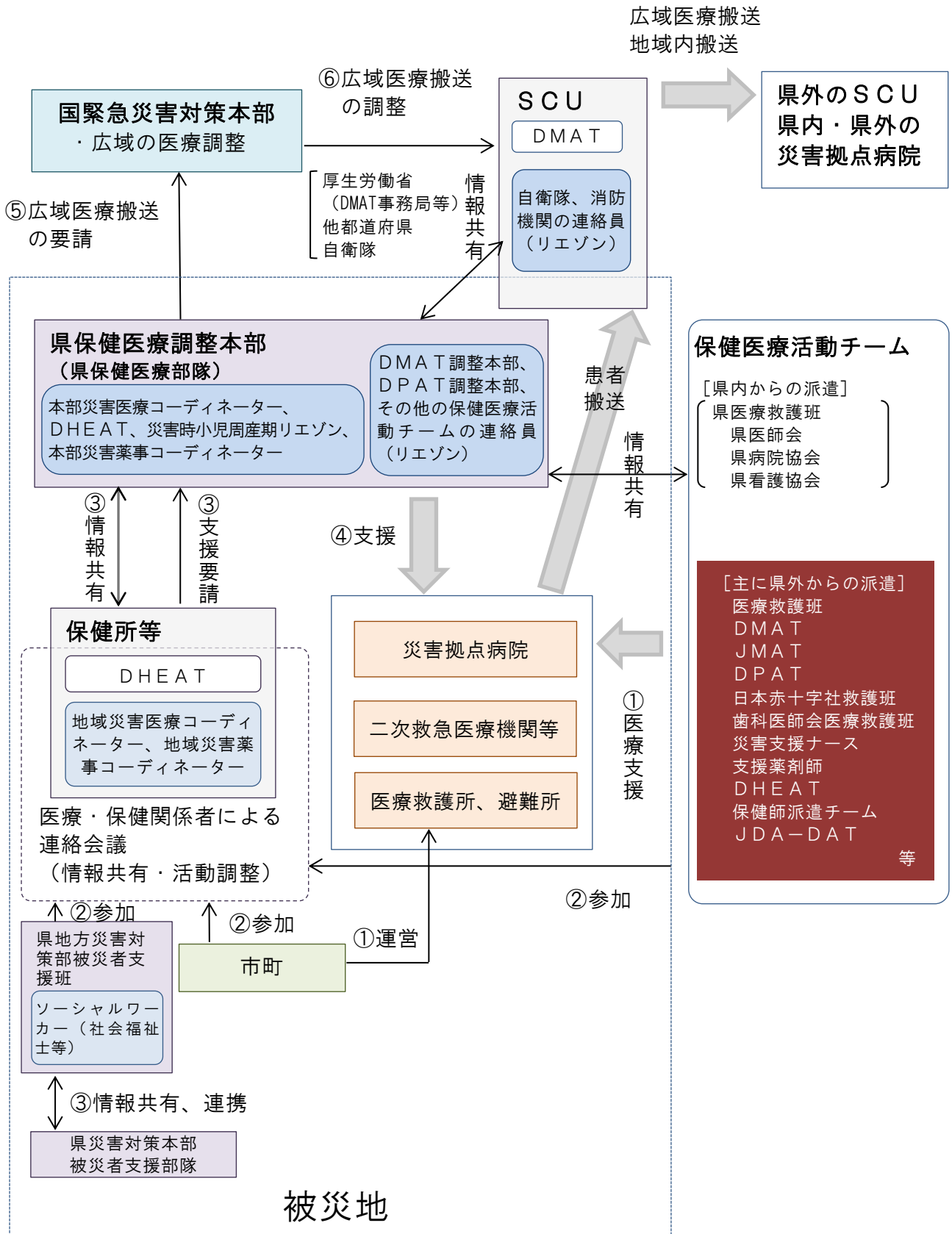
二次救急医療機関等は、医療・保健を行う場。災害発生時には保健医療活動チームの支援を受けて機能回復を図る。

④ 医療救護所

医療救護所は、災害発生時に医療活動を行う場。市町や保健医療活動チームが連携して設置・運営する。

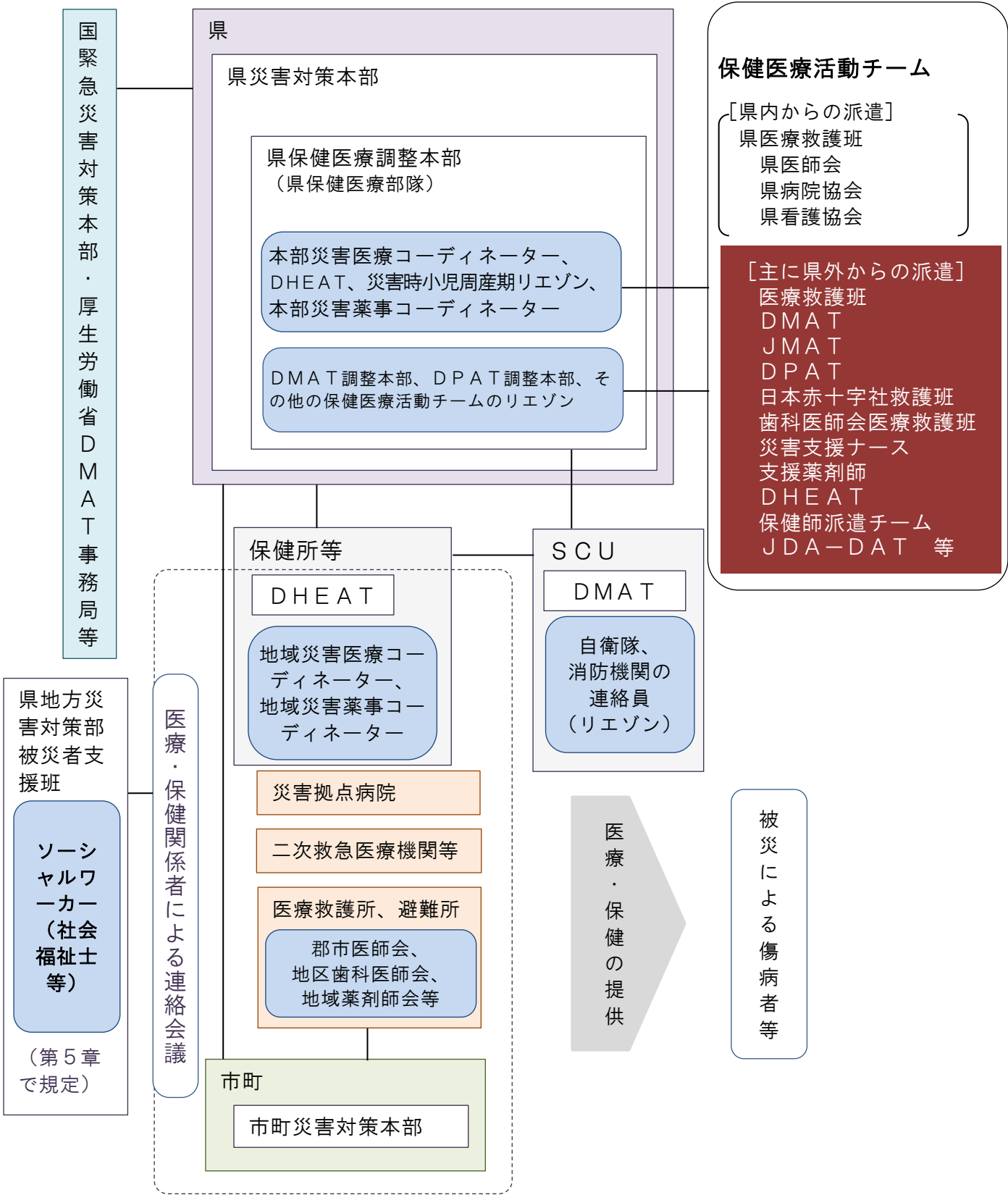
2 医療・保健活動の流れ

図表4-1 医療・保健活動の流れ



第2節 関係機関の役割

図表4-2 医療・保健活動における国・県・市町・医療機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関		主な役割
県庁	県保健医療調整本部 ⁶ (県保健医療部隊)	・ 県内の被害状況の把握 ・ 保健医療活動チームへの応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 県内で活動する保健医療活動チームへの支援活動の総括 ・ 本部災害医療コーディネーター、統括DMAT及びDPAT統括者と連携 ・ 保健医療活動チームの受入れと活動調整
	本部災害医療コーディネーター	・ 県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえた県全域の保健医療活動に関して助言及び支援
	災害時小児周産期リエゾン	・ 県保健医療調整本部において、小児・周産期医療に関して本部災害医療コーディネーターをサポート ・ 搬送や治療が必要な妊産婦や乳幼児の情報を集め、被災地内外の医療機関と調整
	本部災害薬事コーディネーター	・ 県保健医療調整本部において、地域からの情報を踏まえ、県全域の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等
	DMAT調整本部	・ DMATの活動調整と県保健医療調整本部との情報共有
	DPAT調整本部	・ DPATの活動調整と県保健医療調整本部との情報共有
	DMATとDPAT以外の保健医療活動チームの連絡員（リエゾン）	・ 県内で活動する保健医療活動チーム（DMAT、DPATを除く）との連絡・調整
地域	保健所等 ⁷	・ 管内における災害拠点病院等の情報収集と支援 ・ 地域災害医療コーディネーターと連携して活動調整 ・ SCU候補地の情報収集、SCUの設置・運営
	地域災害医療コーディネーター ⁸	・ 保健所等において、地域内の保健医療活動に関して助言及び支援
	地域災害薬事コーディネーター ⁹	・ 保健所等において、地域内の医薬品等の迅速かつ円滑な供給に関して助言等

⁶県保健医療調整本部：大規模災害時における保健医療活動の総合調整を行う本部で、厚生労働省通知により各都道府県に設置が求められており、県災害対策本部保健医療部隊が当該本部を兼ねる。

⁷保健所等：県が設置する8保健所（桑名、鈴鹿、津、松阪、伊勢、伊賀、尾鷲、熊野）と北勢福祉事務所（四日市市を担当区域に含む）。

⁸地域災害医療コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。

⁹地域災害薬事コーディネーター：おおむね保健所単位に配置。

2 国・関係機関

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域にわたる医療・保健活動の調整
厚生労働省DMAT事務局等	・ 広域にわたる医療・保健活動の調整
全国知事会	・ 広域にわたる医療救護班、保健師の調整

3 市町

	主な役割
市町災害対策本部	・ 医療救護所の設置・運営に際し、保健医療活動チームと連携 ・ 被災者ニーズの情報収集 ・ 保健所等、地域災害医療コーディネーターと連携

第2 被災地で保健医療活動を行う機関（保健医療活動チーム）

保健医療活動チーム	任務	全国組織	他都道府県組織	県内組織
DMA T	急性期の災害医療 （現場医療支援、災害拠点病院支援、地域広域医療搬送）	厚生労働省 DMA T事務局	都道府県 DMA T	三重DMA T
JMA T	診療、衛生管理	日本医師会	都道府県 JMA T	三重JMA T
DPA T	精神科医療の提供と 精神保健活動の支援	厚生労働省 DPA T事務局	都道府県 DPA T	三重DPA T
日本赤十字社救護班	救護所や避難所での 救護・診療	日本赤十字社	日本赤十字社都道府県支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	歯科保健医療活動、 身元確認活動	日本歯科医師会	都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	看護支援活動	日本看護協会	都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	支援薬剤師活動	日本薬剤師会	都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
DHEAT	県保健医療調整本部 及び保健所等の指揮 調整機能等の補佐	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
保健師派遣チーム	健康管理、保健予防活動	厚生労働省 全国知事会	都道府県 保健所設置市	三重県 四日市市
JDA-DAT	栄養・食生活支援活動	日本栄養士会	都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班 ¹⁰	医療救護	全国知事会	都道府県医療救護班	三重県医療救護班

¹⁰ 医療救護班については、様々な支援組織によるものがある。

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

県保健医療調整本部は、本部災害医療コーディネーター、本部災害薬事コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者に、県保健医療調整本部への協力を要請する。保健所等は、地域災害医療コーディネーターに、保健所等への協力を要請する。

2 保健医療活動チームの派遣要請

県医療調整本部は、EMIS等により被害状況を確認しつつ、本部災害医療コーディネーター又は統括DMAT、DPAT統括者の助言を得て、保健医療活動チームの派遣要請を行う。

図表4-3 保健医療活動チームの派遣要請の流れ

保健医療活動チーム	県からの派遣要請の流れ	各保健医療活動チームの調整担当
DMAT	県保健医療調整本部→厚生労働省DMAT事務局→都道府県、文部科学省、国立病院機構等	DMAT調整本部
JMAT	県保健医療調整本部→三重県医師会→日本医師会→都道府県医師会	三重県医師会
DPAT	県保健医療調整本部→厚生労働省DPAT事務局→都道府県	DPAT調整本部
日本赤十字社救護班	県保健医療調整本部→日本赤十字社三重県支部→中部支部	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	県保健医療調整本部→三重県歯科医師会→日本歯科医師会→都道府県歯科医師会	三重県歯科医師会
災害支援ナース	県保健医療調整本部→三重県看護協会→日本看護協会→都道府県看護協会	三重県看護協会
支援薬剤師	県保健医療調整本部→三重県薬剤師会→日本薬剤師会→都道府県薬剤師会	三重県薬剤師会
DHEAT	県保健医療調整本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	県保健医療調整本部
保健師派遣チーム	県保健医療調整本部→厚生労働省又は全国知事会→都道府県・保健所設置市	県保健医療調整本部
JDA-DAT	県保健医療調整本部→三重県栄養士会→日本栄養士会→都道府県栄養士会	三重県栄養士会
医療救護班	県保健医療調整本部→全国知事会→都道府県	県保健医療調整本部

第2 被害状況の把握

1 医療機関の被害状況等の収集・整理

県保健医療調整本部は、保健所等、災害拠点病院、県医師会等から、発災直後の被害状況や支援状況等を積極的に収集し、またE M I Sの確認、本部災害医療コーディネーター、統括DMAT、DPAT統括者等との情報共有により、医療機関の被害状況や、三重DMAT等の情報を収集・整理する。

保健所等は、県地方災害対策部や市町災害医療担当課、郡市医師会、災害拠点病院等から、発災直後の管内の被災情報や支援情報等を積極的に収集し、またE M I Sの確認、場合によっては管内災害拠点病院等への電話連絡や現地確認、地域災害医療コーディネーターとの情報共有により、管内の医療機関の被害状況や、三重DMAT等の待機状況を収集・整理する。

2 県民の医療機関へのアクセスにかかる情報等の収集

県保健医療調整本部は、県民の医療機関へのアクセスにかかる公共交通機関等の情報を収集する。

県保健医療調整本部は、県民の保健衛生環境維持に資する施設や物品の流通状況について情報を収集する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県保健医療調整本部は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、保健所等、関係団体等と共有する。

4 医療機関の被害状況の情報共有

県保健医療調整本部は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、保健所等、県災害対策本部、関係団体等と共有する。

保健所等は、整理した情報について、防災行政無線やE M I S等を活用して、県保健医療調整本部に報告するとともに、県地方災害対策部、市町災害医療担当課、関係団体等と共有する。

図表4-4 E M I Sで共有する情報（詳細入力項目）

大項目	小項目
施設の倒壊、又は倒壊の恐れ	・入院病棟（有or無） ・救急外来（有or無） ・一般外来（有or無） ・手術室（有or無）
ライフライン・サプライ状況	・電気の使用状況 ・水道の使用状況 ・医療ガスの使用状況 ・医療ガスの配管破損（有or無） ・食料の使用状況 ・医薬品の使用状況 ・不足している医薬品（自由記載）
医療機関の機能	・手術可否（可or不可） ・人工透析可否（可or不可）
現在の患者数の状況	・実働病床数 ・発災後受入れた患者数（重症、中等症） ・在院患者数（重症、中等症）
今後、転送が必要な患者数	・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
今後、受入れ可能な患者数	・重症度別患者数（重症、中等症、人工呼吸、酸素、担送、護送）
外来受付状況、及び外来受付時間	・外来受付状況（受付不可or救急のみor受付） ・外来受付時間
職員数	・出勤医師数（総数、うちDMAT隊員数） ・出勤看護師数（総数、うちDMAT隊員数） ・その他出勤人数（総数、うちDMAT隊員数）
その他	・自由記載

5 SCU候補地の被害状況の把握

県保健医療調整本部は、SCU候補地について、保健所等を通じて被害状況を把握する。SCU候補地の被害状況によっては、代替候補地を確保する。

津及び伊勢の保健所は、SCU候補地について、現地確認又は県地方災害対策部や市町災害医療担当課等を通じて被害状況を把握し、速やかに県保健医療調整本部へ報告する。

6 医薬品等備蓄場所の被害状況の把握と情報共有

県は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害発生直後に必要となる外科系医薬品と避難所等で必要となる内科系救急疾患用医薬品等を備蓄している。

県保健医療調整本部は、災害発生時、医薬品備蓄の委託先から被害状況の報告を受け、医薬品等備蓄場所の被害状況を把握する。

県保健医療調整本部は、把握した情報を保健医療活動チームの調整員と共有する。

図表4-5 県による医薬品の備蓄状況

備蓄内容	備蓄方法
外科系医薬品	三重県医薬品卸業協会に委託して5地域（北勢、中勢、南勢、伊賀、尾鷲）に、県直轄で3ヶ所（津市、志摩市、熊野市）に備蓄
内科系救急疾患用医薬品	災害拠点薬局（一部の医薬品は県直轄備蓄）に委託して備蓄

第4節 受入れ調整

第1 保健医療活動チームの活動方針の決定

県保健医療調整本部は、防災行政無線やE M I S等を活用して、医療機関やS C U候補地、医薬品備蓄場所の被害状況等を把握し、これらの情報と被害状況を踏まえ、保健医療活動チームの活動方針を決定する。

第2 保健医療活動チームの受入れ

1 D M A T の受入れ

県保健医療調整本部は、県内の被災状況及び保健医療ニーズをもとに、本部災害医療コーディネーター、統括D M A T、D P A T統括者等と連携して、保健医療活動チームの受入れと活動調整を行う。

D M A Tの受入れ準備として、県やその周辺の高速道路のS A・P A・I C・近隣公園や災害拠点病院等の安全・通信・道路啓開の状況等を確認しD M A T参集拠点候補地として厚生労働省D M A T事務局等と情報を共有する。

県保健医療調整本部は、統括D M A T等と相談しD M A T調整本部を設置するとともに、県内の災害拠点病院の安全・通信・アクセス等を確認し、統括D M A T等と相談しD M A T活動拠点本部を指定する。

2 その他の保健医療活動チームの受入れ

医療救護班等、その他の保健医療活動チームの受入れ準備として、県保健医療調整本部と各保健所等は、支援にきた保健医療活動チームに対する、受付・登録・情報共有・役割分担・活動報告・状況変化の把握と整理等の調整に必要な体制を整え、要請に応じ集まった保健医療活動チームに対応する。

市町災害対策本部は、避難所等の保健医療ニーズを把握し県へ報告する。また、医療救護所の設置・運営について保健医療活動チームと連携する。

※南海トラフ地震のような大規模災害でない場合には、D M A T調整本部と被災地D M A T活動拠点本部のみ指定する等、柔軟な対応を行う。

図表4-6 保健医療活動チームの県内での主な活動場所

保健医療活動チーム	県内での主な活動場所	各保健医療活動チームの調整担当
DMA T	災害拠点病院、SCU、二次救急医療機関等、広域・地域医療搬送	DMA T調整本部
JMA T	医療救護所、二次救急医療機関等	三重県医師会
DPA T	医療救護所、精神科病院診療所	DPA T調整本部
日本赤十字社救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	日本赤十字社三重県支部
歯科医師会医療救護班	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県歯科医師会
災害支援ナース	避難所、二次救急医療機関等	三重県看護協会
支援薬剤師	医療救護所、避難所、二次救急医療機関等	三重県薬剤師会
DHEAT	県保健医療調整本部、保健所	県保健医療調整本部
保健師派遣チーム	避難所、避難所外（車中泊避難者や自宅滞在者等への対応）、保健所等、保健センター	県保健医療調整本部
JDA－DAT	避難所、二次救急医療機関等	三重県栄養士会
医療救護班	医療救護所、二次救急医療機関等、避難所	県保健医療調整本部

第5節 支援活動及び調整

第1 関係者による連絡会議の開催

1 県保健医療調整本部と保健医療活動チームとの情報共有

県保健医療調整本部は、保健医療活動チームの調整員と情報を共有する。

2 保健所等の被災現地での関係者による連絡会議の開催

保健所等は、被災現地の保健医療状況の情報を共有する場として関係者による連絡会議を開催する。

保健所等が機能不全に陥った場合は、派遣された三重DMA Tや医療救護班が連絡会議の開催を調整する。

市町災害対策本部は連絡会議に参加し、把握している避難所等の保健医療ニーズについて報告し、保健医療活動チームと情報を共有する。

また、福祉分野との連携を図るため、県地方災害対策部被災者支援班は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー（社会福祉士等）と共に連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。収集した情報や調整結果は、県災害対策本部被災者支援部隊と共有する。

図表4-7 連絡会議の開催例

	連絡会議の開催例
日時	毎日07:00、毎日17:00、2日に1回、週に1回等状況に応じて開催
場所	災害拠点病院、保健所、市町保健センター、郡市医師会館等
参加者	被災現地で保健医療活動を行う組織の代表者
目的	被災現地の保健医療状況についての情報共有、活動方針及び役割分担の決定
内容	被災者の保健医療ニーズ、現地保健医療の被害状況、回復復旧状況、県内外の保健医療支援状況、検案の状況等の確認と情報共有

第2 重症患者の医療搬送（広域医療搬送・地域医療搬送）

1 重症患者や医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

（1）SCUの設置

県保健医療調整本部は、県内のSCU候補地の安全・通信・道路啓開の状況等を確認し、本部災害医療コーディネーター、統括DMATと連携しSCU設置場所を決定し、SCU設置場所にSCU本部を設置する。

SCU設置場所の決定後は、厚生労働省DMAT事務局、近隣の災害拠点病院、該当する保健所に連絡して、設置運営の協力を求める。

保健所は、SCU設置場所へ職員を派遣し、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMATと連携し、SCU備品保管場所に保管している備品をSCUに設置する。

SCU本部は、SCU設置場所に近い災害拠点病院等の統括DMATや派遣されたDMAT、保健所と連携し、SCUを運営する。

広域医療搬送の実施にあたって、県保健医療調整本部、自衛隊、消防機関等は、SCUに連絡員（リエゾン）等を配置する。

（2）医療機関の被災に伴う入院患者の搬送

県保健医療調整本部は、倒壊等により機能維持が困難な病院に対し、当該病院長と協議の上、患者の避難及び搬送の支援を行う。搬送手段の確保が困難な場合、県保健医療調整本部は県災害対策本部に支援を要請する。

患者の搬送にあたっては、陸上搬送、航空搬送、海上搬送等を状況に応じ柔軟に対応する。

2 広域医療搬送

（1）広域医療搬送

県保健医療調整本部の要請を受けて、国が防衛省の広域搬送用自衛隊機を用いて対象患者を被災地内のSCUから被災地外のSCUまで航空搬送するものを広域医療搬送という。

広域医療搬送の対象患者は、以下に示す重症患者で、原則として、被災地外の医療施設に搬送する時間を考慮しても、生命の危険が少ない傷病者を対象として行う。

図表4-8 広域医療搬送の対象患者

- ・ 集中治療管理が必要な病態、手術等侵襲的な処置が必要な内因性病態
- ・ 頭、胸、腹部等に中等度以上の外傷がある患者
- ・ 身体の一部が家屋に挟まれた等の既往がある患者（クラッシュ症候群）
- ・ 全身に中等度以上の熱傷がある患者

(2) 広域医療搬送の実施

県保健医療調整本部は、国の緊急災害対策本部に広域医療搬送を要請する。

国の緊急災害対策本部は、被害状況に応じ、県保健医療調整本部、政府現地対策本部、厚生労働省等と調整し、広域医療搬送を実施する被災地内及び被災地外のSCUを決定した上で、関係機関に伝達するとともに、防衛省等に対し、搬送に必要な航空機の調整を依頼する。

3 地域医療搬送

(1) 地域医療搬送

地域医療搬送とは、被災地内外を問わず、国（防衛省を除く）、県、市町及び病院が、各防災関係機関の協力を得て、ヘリコプター、救急車等により患者を搬送する医療搬送（県境を越えるものを含む）であって、広域医療搬送以外のものをいう。

(2) 地域医療搬送の実施

県保健医療調整本部と保健所等は、医療搬送が円滑に実施できるように、災害拠点病院、医療救護班、DMAT、消防応援活動調整本部、緊急消防援助隊、市町災害対策本部、消防本部、海上保安本部等の搬送を担う各機関と情報共有し、搬送先や搬送手段の確保等の調整を行う。

地域医療搬送のニーズの増大による搬送手段の不足に備え、患者等搬送事業者や福祉タクシーとDMATとの協定を根拠に、また県と大型バス等の民間企業との協定を根拠¹¹に、患者搬送の緊急度に応じた搬送手段を確保・調整する。

陸上搬送が困難な場合は、県保健医療調整本部と保健所等は、ドクターヘリ調整部や救助班（航空担当）と連携して、ドクターヘリや防災ヘリ、他機関のヘリコプターの調整を行う。

第3 医薬品等の確保・供給

県保健医療調整本部は、「災害時における医薬品等の確保・供給に関するマニュアル」（薬務感染症対策課作成）に基づき、災害薬事コーディネーターと連携し、災害発生直後に必要となる外科系医薬品及び内科系救急疾患用医薬品等の県内確保並びに広域確保にかかる調整を実施する。

被災地において必要とされる医薬品等を迅速かつ円滑に供給できるよう県が備蓄する医薬品等を有効活用するとともに、三重県医薬品卸業協会等の関係機関と調整を行い、搬送手段を確保する。

¹¹災害時における緊急・救援輸送に関する協定〔（公社）三重県バス協会、三重県〕、大規模広域災害時におけるバスによる緊急輸送に関する協定〔近畿2府8県バス協会、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合、三重県〕

別表4-1 災害拠点病院一覧

番号	構想区域	区分	医療機関名称	所在地
1	桑員	地域	桑名市総合医療センター	桑名市寿町三丁目11番地
2		地域	厚生連三重北医療センター いなべ総合病院	いなべ市北勢町阿下喜771
3	三泗	基幹	県立総合医療センター	四日市市大字日永5450-132
4		地域	市立四日市病院	四日市市芝田2丁目2-37
5	鈴亀	地域	厚生連鈴鹿中央総合病院	鈴鹿市安塚町字山之花 1275-53
6	津	地域	三重大学医学部附属病院	津市江戸橋2丁目174
7		地域	三重中央医療センター	津市久居明神町2158-5
8	松阪	地域	松阪市民病院	松阪市殿町1550
9		地域	済生会松阪総合病院	松阪市朝日町一区15-6
10		地域	厚生連松阪中央総合病院	松阪市川合町字小望102
11	伊勢志摩	地域	伊勢赤十字病院	伊勢市船江1丁目471-2
12		地域	市立伊勢総合病院	伊勢市楠部町3038
13		地域	県立志摩病院	志摩市阿児町鶴方1257
14	伊賀	地域	伊賀市立上野総合市民病院	伊賀市四十九町831
15		地域	名張市立病院	名張市百合が丘西1番町178
16	東紀州	地域	尾鷲総合病院	尾鷲市上野町5-25
17		地域	紀南病院	御浜町阿田和4750

別表4-2 SCU（候補地）一覧

番号	構想区域	施設名称	所在地	離着陸可能機体
1	津	三重大学グラウンド	津市江戸橋2丁目174	回転翼機
2		三重県立看護大学 （グラウンド及び体育館）	津市夢が丘1-1-1	回転翼機
3	伊勢志摩	三重県広域防災拠点（伊勢志摩拠点）ヘリポート及びサンアリーナ	伊勢市朝熊町4383-4 （県営サンアリーナ）	回転翼機

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

【医療保健部】

原則として応援機関がマスク、ガウン、フェイスシールド、手袋など感染防止対策物品を持参のうえ、保健医療活動を実施するとともに、メンバーの検温等の体調管理を徹底するよう促す。

また、円滑な保健医療活動に係る受援活動を行うため、保健所等の被災現地で開催される関係者による連絡会議の場等において、地域での感染状況等についての情報共有を図るように努める。

【令和2年7月豪雨における事例】

受援側のニーズを見据えたDHEATの柔軟な運用

- ・ 令和2年7月豪雨において、熊本県へDHEATを派遣し、水俣保健所の支援を実施した。
- ・ DHEATは、指揮調整機能の支援が原則であるが、日々急速に状況が変化することで、現場の求めに応じプレイヤーとしての役割も一部担い、柔軟に対応することができた。
- ・ 具体的には、地域災害保健医療対策会議における情報共有の支援のほか、その後のフェーズに応じた保健所体制の検討および関係機関との調整の支援、被災地における保健師の訪問調査にかかる計画策定の支援などを行った。
- ・ 三重県における新型コロナウイルス感染症対策の経験の活かし、マスク、フェイスシールド等の感染対策物品の持ち込み、DHEATメンバーの体調管理を徹底したほか、現地職員等に新型コロナウイルス感染症対策に関する助言を求められた際に対応した。
- ・ 発災後のフェーズによりDHEATに求められる役割が異なることから、柔軟かつ一部職員に過度な負担とならないよう、多様な職種と職員の養成が必要である。
- ・ 保健師派遣のみならず、DHEAT派遣においても保健師の担う役割は大きく、負担が集中せず、また幅広く派遣経験を積めるよう整理する必要がある。
- ・ 支援と受援は表裏一体であり、三重県の災害時健康危機管理体制の機能向上のために、今回のDHEAT派遣の経験を生かすことが重要である。
- ・ そのために、DHEAT養成研修（外部団体実施）の計画的な受講により専門性を活かした指揮調整を担うことができる人材を育成するほか、三重県DHEAT研修の開催により幅広い人材に対して支援チームの円滑な受け入れや連携・調整に係る受援側の役割について理解促進することが必要である。

第5章

高齢者や障がい者等を支援
する職員（介護職員等）の
受入れに関する計画

目 次

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画	105
第1節 要旨	105
第1 目的	105
第2 計画に基づく活動期間	105
第3 概要	106
第2節 関係機関の役割	108
第1 指揮又は調整を行う機関	109
第2 介護職員等を派遣する関係団体	110
第3 福祉サービスを提供する者	112
第3節 初動	113
第1 調整本部の設置	113
第2 応援要請	113
第3 被害状況の把握	113
第4節 受入れ調整	115
第1 介護職員等の活動方針の決定	115
第2 介護職員等の受入れ・活動調整	115
第5節 支援活動及び調整	117
第1 介護職員等の活動支援	117
第2 ニーズ把握と支援の調整	117
第3 医療・保健活動との連携	117

第5章 高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、社会福祉施設や在宅の福祉サービス事業者の被災に伴う機能低下により、災害時の弱者である高齢者や障がい者等の要配慮者の避難生活に支障を来すことが想定される。

このような想定の下、国（厚生労働省）は、被災地の社会福祉施設等での高齢者や障がい者等の要配慮者の生活の確保、職員の負担軽減を図る観点から、被災県や全国の自治体及び福祉サービス事業者団体と連携し、被災地に対して、広域的な介護職員等の応援派遣の調整を行うこととしている。

この「高齢者や障がい者等を支援する職員（介護職員等）の受入れに関する計画」は、被災地の福祉サービス提供体制の継続・回復に向けて、全国から高齢者や障がい者等を支援する職員（以下、「介護職員等」という。）の応援を円滑に受け入れ、介護等の支援による心身のストレスの軽減を図るなど、災害時における要配慮者の避難生活の支援を実施することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

介護職員の全国からの応援は、熊本地震において初めて実施され、介護職員等の派遣期間は5か月程度であったが、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、それ以上の長期の活動期間となることが想定される。

なお、本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 （発災～発災後1日目以降）	調整本部の設置
	介護職員等の応援要請
	社会福祉施設等の被害状況の把握と共有
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
受入れ調整 （発災～発災後2日目以降）	介護職員等の活動方針の決定
	介護職員等の受入れ・活動調整
支援活動及び調整 （発災～発災後3日目以降）	介護職員等の活動支援
	ニーズ把握と支援の調整
	医療・保健活動との連携

第3 概要

1 国・県・市町・関係団体の活動の概要

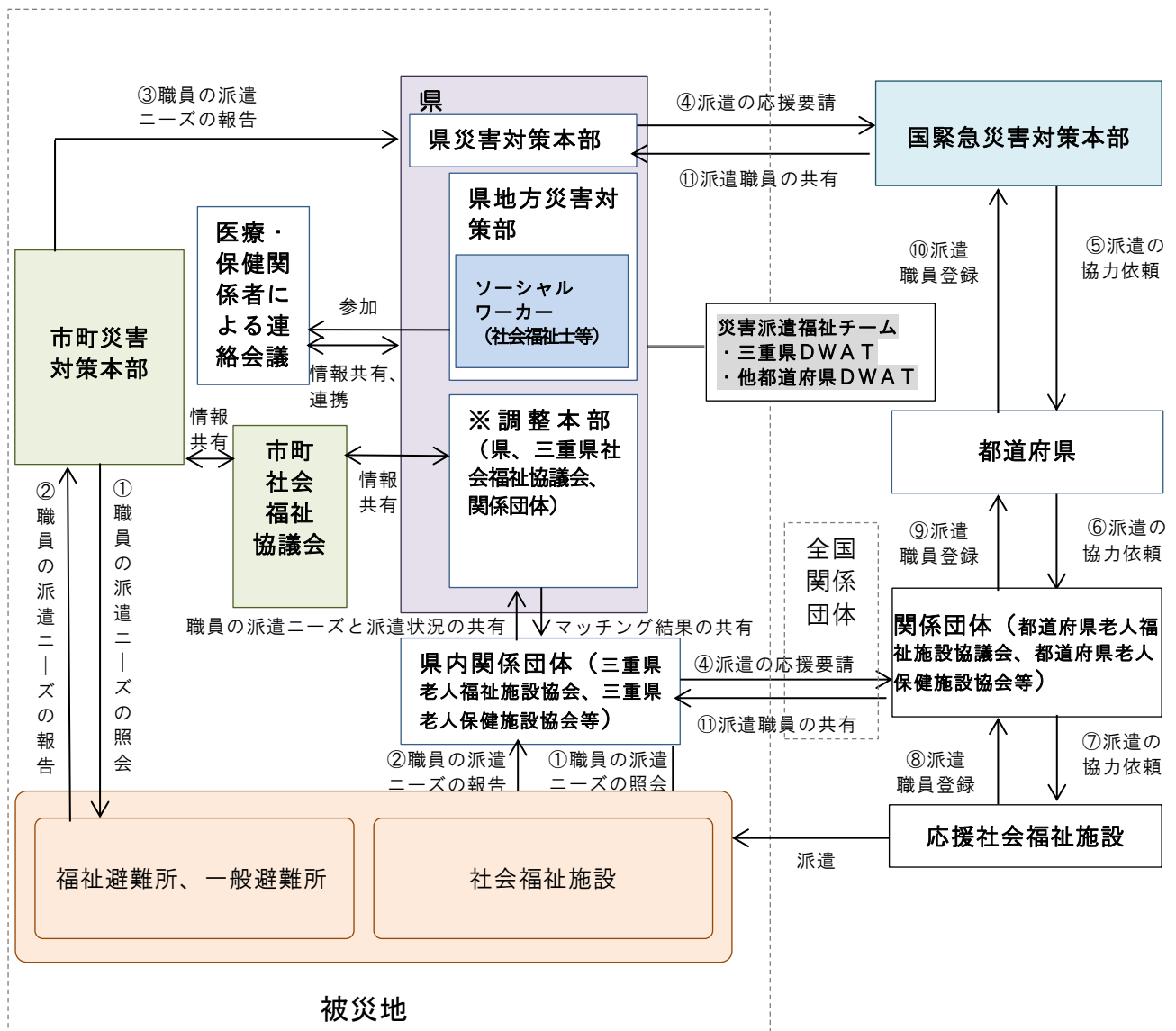
介護職員等の受援活動については、社会福祉施設が県内に数多くある中で、県、市町、県内の関係団体が役割分担し、効率的に実施する必要がある。

このため、県及び市町は、福祉避難所と一般避難所における介護職員等の派遣ニーズの把握を担い、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握を担うことを基本として受援活動を行う。

受援調整にあたっては、県と県社会福祉協議会及び関係団体が調整本部を設置し、災害対策本部と関係団体の情報を一元化し、介護職員等の派遣ニーズの把握とマッチングのための国緊急災害対策本部及び他都道府県との調整を行う。

2 介護職員等の受入れ活動の流れ

図表5-1 介護職員等の受入れ活動の流れ

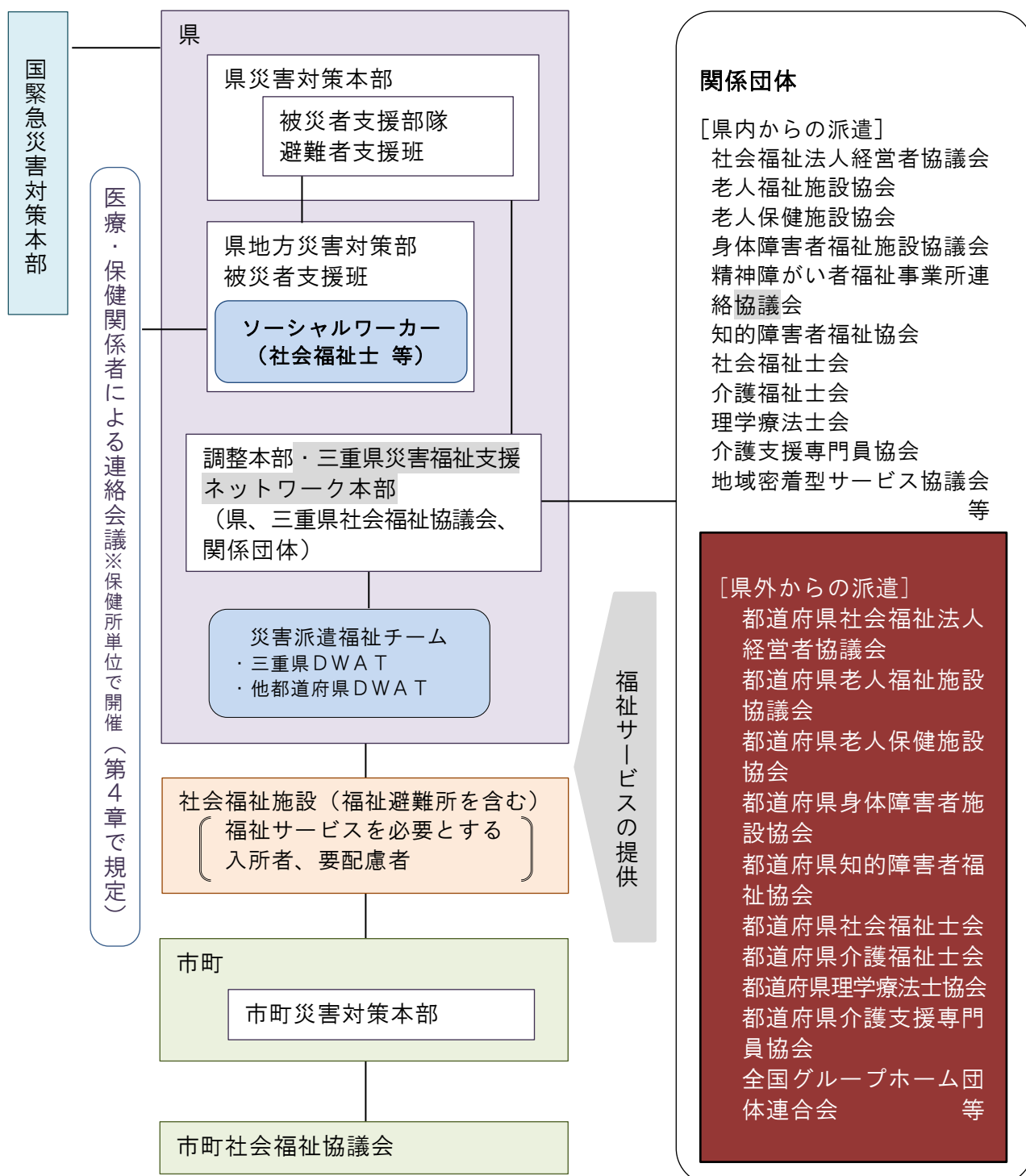


※県は、県内で大規模災害が発生し、広域応援を要請する必要が生じた場合に、三重県社会福祉協議会と協議のうえ、調整本部を設置する。

※調整本部は、被害状況に応じて、県社会福祉会館（三重県津市桜橋2丁目131番地）もしくは県庁に設置し、マッチングのための調整を行う。なお、調整本部は、県、県社会福祉協議会及び関係団体で構成する。

第2節 関係機関の役割

図表5-2 介護職員等の受入れ活動における国・県・市町・関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊	・市町を通じた福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの把握 ・職員の派遣ニーズを集約し国緊急災害対策本部へ派遣要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有 ・介護職員等の受入れ調整に係る活動方針の策定
県地方災害対策部被災者支援班	・医療・保健関係者による連絡会議への参加（情報収集、支援の調整） ・県災害対策本部被災者支援部隊との情報共有
三重県社会福祉協議会	・調整本部との連絡調整・情報共有 ・市町社会福祉協議会との情報共有
県内の関係団体	・避難所以外の社会福祉施設における介護職員等の派遣ニーズの把握と他都道府県関係団体への応援要請 ・調整本部との連絡調整・情報共有

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・他都道府県からの派遣可能な介護職員等の情報集約 ・被災県への派遣可能な介護職員等の情報提供

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・県へ福祉避難所等の被害状況の報告 ・福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズの照会と県への報告 ・市町社会福祉協議会との情報共有
市町社会福祉協議会	・市町災害対策本部との情報共有

第2 介護職員等を派遣する関係団体

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	主な派遣する介護職員等の職種
全国社会福祉法人経営者協議会	三重県社会福祉法人経営者協議会	介護職員等の派遣による高齢者、障がい者等への支援	介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、看護師、保育士等
全国老人福祉施設協議会	三重県老人福祉施設協会		介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士等
全国老人保健施設協会	三重県老人保健施設協会		介護員、看護師等
全国身体障害者施設協議会	三重県身体障害者福祉施設協議会		介護員、介護福祉士、社会福祉士
—	三重県精神障がい者福祉事業所連絡協議会		精神保健福祉士
日本知的障害者福祉協会	三重県知的障害者福祉協会		介護福祉士、社会福祉士、相談支援専門員
全国児童養護施設協議会	三重県児童養護施設協会		保育士、児童指導員
全国母子生活支援施設協議会	三重県母子生活支援施設協議会		保育士、社会福祉士、精神保健福祉士
全国救護施設協議会	三重県救護施設協議会		介護福祉士、社会福祉士
全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会		介護支援専門員、社会福祉士
全国保育協議会	三重県保育協議会		保育士
全国グループホーム団体連合会	三重県地域密着型サービス協議会		介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、認知症介護指導者
—	三重県デイサービスセンター協議会		介護員、介護支援専門員、社会福祉士、介護福祉士、認知症介護指導者
全国社会就労センター協議会	三重県社会就労センター協議会		介護福祉士、社会福祉士、相談支援専門員

全国の関係団体	県内の関係団体	主な役割	主な派遣する介護職員等の職種
日本社会福祉士会	三重県社会福祉士会	介護職員等の派遣による高齢者、障がい者等への支援	社会福祉士
日本介護福祉士会	三重県介護福祉士会		介護福祉士
日本理学療法士協会	三重県理学療法士会		理学療法士
日本介護支援専門員協会	三重県介護支援専門員協会		介護支援専門員
日本相談支援専門員協会	三重県相談支援専門員協会		相談支援専門員
日本精神保健福祉士協会	三重県精神保健福祉士協会		精神保健福祉士
全日本ろうあ連盟	三重県聴覚障害者協会		言語聴覚士、手話通訳士

第3 福祉サービスを提供する者

職種	主な役割
介護員	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助
介護支援専門員	ケアプランの作成及び給付管理、利用者と事業者の調整
社会福祉士	生活相談及び助言、自立生活のための援助計画の作成・評価・見直し、行政・関係機関との連絡調整
介護福祉士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの身体介護、調理・洗濯・掃除・買い物などの日常家事全般の生活援助、介護を受ける方やその家族からの相談及び助言
理学療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（身体の基本的な機能回復をサポート）
作業療法士	身体障がい児・者、高齢者・要介護者への生活不活発予防ならびにリハビリ計画作成及び実施（日常生活を送る上で必要な機能回復をサポート）
精神保健福祉士	精神障がい者やその家族からの相談及び助言
相談支援専門員	障がい者が自立した日常生活を送るための相談支援全般
言語聴覚士	「話す」「聞く」リハビリの訓練計画作成及び実施
手話通訳士	手話による通訳（社会福祉士・介護福祉士との兼務も多い）
認知症介護指導者	認知症患者や地域住民への相談及び啓発
看護師	健康管理、医療行為
保育士	食事・入浴・排泄・衣服の着脱・身体の衛生管理などの援助、児童の生活や遊びの指導
児童指導員	児童の成長の援助、基本的な生活習慣や学習の指導

【想定する支援対象者】

要介護者、障がい児・者（視覚、聴覚、肢体、内部、知的、発達、精神）、難病者、子ども等

第3節 初動

第1 調整本部の設置

県災害対策本部被災者支援部隊は、県社会福祉協議会と協議の上、調整本部を設置する。

県被災者支援部隊避難者支援班は、調整本部の設置以降、初動、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で、県社会福祉協議会、関係団体と連携する。

第2 応援要請

県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部を通じて福祉避難所及び一般避難所の介護職員等の派遣ニーズを収集するとともに、関係団体は、避難所以外の社会福祉施設の介護職員等の派遣ニーズを収集する。収集したニーズは、調整本部において情報共有するとともに、国緊急災害対策本部及び他都道府県の関係団体に応援要請を行う。

第3 被害状況の把握

1 被害状況の把握・整理

県被災者支援部隊避難者支援班は、市町災害対策本部から福祉避難所等の被害状況を随時把握するとともに調整本部で共有する。

また、関係団体が把握した社会福祉施設の被害状況についても、調整本部で共有する。

図表5-3 被害情報を収集する施設等一覧

分類	主な施設
要介護者	・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション） ・ 短期入所施設 ・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護） ・ 有料老人ホーム・サービス付高齢者住宅
障がい児・者（難病者含む）	・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設）、障害者支援施設 ・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型） ・ 障害者グループホーム ・ 短期入所施設、放課後デイサービス、療養介護
子ども	・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 母子生活支援施設 ・ 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所 ・ 情緒障害児短期入所施設、児童自立支援施設

2 被害状況の情報共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、以下の情報について調整本部において共有する。

図表 5-4 共有する情報一覧

大項目	小項目
施設の倒壊、又は倒壊の恐れ	・ 施設、サービス事業所（有or無）
ライフライン・サプライ状況	・ 電気の使用状況 ・ 水道の使用状況 ・ 食料の使用状況 ・ 介護用品等の使用状況 ・ 不足している介護用品等（自由記載）
福祉施設等の機能	・ 現在、入所・受入れをしている通所系サービスの継続可否（可or不可）
現在の入所者・通所系サービス利用者数状況	・ 現在の入所者数 ・ 発災時に利用している通所系サービス利用者数
今後、転送（他施設等）が必要な入所者・サービス利用者数	・ 現在の状況で継続的な対応が不可な入所者数 ・ 現在の状況で継続的な対応が不可なサービス利用者数
今後、受入れ可能な要配慮者数等	・ 受入れ可能な要配慮者数等（種別、人数）
職員数	・ 出勤職員数（職種別） ・ 入所施設以外の通所系事業所の今後出勤可能職員数（職種別） ・ 今後必要なその他出勤人数（総数、職種別） ・ 不足している職員数（職種別）

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

県被災者支援部隊避難者支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、調整本部において共有するとともに、市町、関係団体、社会福祉施設等に提供する。

第4節 受入れ調整

第1 介護職員等の活動方針の決定

調整本部は、被害状況と被災施設等の職員の派遣ニーズを踏まえ、介護職員等の受入れ調整に係る活動方針を決定する。

第2 介護職員等の受入れ・活動調整

調整本部は、県被災者支援部隊避難者支援班及び市町災害対策本部と活動方針を共有した上で、派遣可能な介護職員等のマッチングにより、実際に派遣された職員の情報に派遣先の社会福祉施設等から収集する。

図表5-5 介護職員等の主な活動場所

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	・ 高齢者入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設） ・ 福祉避難所指定の高齢者入所施設
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	・ 通所系居宅サービス事業所（通所介護、通所リハビリテーション）
社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士、認知症介護指導者	・ 短期入所施設
社会福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、介護福祉士、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、認知症介護指導者	・ 地域密着サービス事業所（認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、地域密着型通所介護）

介護職員等の職種	活動場所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、認知症介護指導者	・ 有料老人ホーム・ サービス付高齢者住宅
社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、理学療法士、作業療法士	・ 障害児（者）入所施設（福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、障害者支援施設） ・ 福祉避難所指定の障害者入所施設
看護師、理学療法士、作業療法士、介護員	・ 日中活動系サービス事業所（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型・B型）
介護福祉士、社会福祉士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師	・ 障害者グループホーム
保育士、看護師、作業療法士	・ 児童養護施設、乳児院、自立援助ホーム、ファミリーホーム ・ 福祉避難所指定の児童養護施設
保育士、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士	・ 母子生活支援施設
保育士、作業療法士	・ 保育所・幼稚園、認定こども園、地域型保育事業所、認可外保育所
社会福祉士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、精神保健福祉士、相談支援専門員、看護師、言語聴覚士、介護支援専門員、介護員、看護師、保育士	・ 避難所（福祉避難所以外のもの）

第5節 支援活動及び調整

第1 介護職員等の活動支援

県被災者支援部隊避難者支援班は、介護職員等が円滑に活動できるよう、緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報を、調整本部において共有するとともに、国、市町、関係団体、社会福祉施設等に提供し、介護職員等の活動を支援する。

第2 ニーズ把握と支援の調整

調整本部において、県被災者支援部隊避難者支援班と関係団体が把握する介護職員等の派遣ニーズと派遣状況を共有するとともに、派遣がニーズに合致しておらず過不足がある場合は、再度マッチングのための方針を決定し、国緊急災害対策本部や他都道府県の関係団体に応援要請を行う。

第3 医療・保健活動との連携

県被災者支援部隊避難者支援班は、災害時に提供される医療・保健活動と連携して高齢者や障がい者等の支援活動を行う。

県地方災害対策部被災者支援班は、被災者に対する支援の調整を行うソーシャルワーカー¹²（社会福祉士等）と共に、保健所等の被災現地で開催される医療・保健関係者による連絡会議に参加し、情報収集や支援の調整を図る。収集した情報は県被災者支援部隊避難者支援班と共有する。

¹²ソーシャルワーカー：病気、けが、高齢や障がい等を抱える人やその家族に対し、日常生活を送る上でのさまざまな不安や困りごとに対する支援の調整を行う者。

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、厚労省や内閣府の通知を参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

特に、新型コロナウイルス感染症に感染すると重症化リスクが高いといわれている高齢者や基礎疾患を有する者が多く利用する社会福祉施設等において、感染者が発生すると重大な事態となるおそれがあるため、応援要請にあたっては、それぞれの施設の状況に応じた感染防止対策の徹底に努める必要がある。

第6章

物資調達 に関する計画

目 次

第6章 物資調達に関する計画.....	121
第1節 要旨.....	121
第1 目的.....	121
第2 計画に基づく活動期間.....	122
第3 概要.....	123
第2節 関係機関の役割.....	127
第1 指揮又は調整を行う機関.....	128
第2 物資支援活動を行う協定締結機関.....	128
第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関.....	129
第3節 初動.....	130
第1 応援要請.....	130
第2 被害状況の把握.....	131
第4節 受入れ調整.....	132
第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保.....	132
第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け	133
第5節 支援活動及び調整.....	135
第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送.....	135
第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応.....	138
第3 応急給水にかかる受援活動.....	139

第6章 物資調達に関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、家庭等の備蓄物資が数日で枯渇する一方、被災地方公共団体において正確な情報把握に時間を要すること、民間供給能力が低下することなどから、被災地方公共団体のみでは、必要な物資量を迅速に調達することは困難と想定される。

このような想定の下、国は、県の要請を待たずにあらかじめ定めた計画に基づき、物資を調達して、広域物資輸送拠点（県物資拠点）まで輸送するプッシュ型支援を実施する。

この「物資調達に関する計画」では、こうした国のプッシュ型支援物資を円滑に受け入れるとともに被災者に届けることを目的として、広域物資輸送拠点（県物資拠点）及び地域内輸送拠点（市町物資拠点）、支援物資の市町配分計画をあらかじめ定めるとともに、民間の物流専門家の協力を得て実施する受援及び支援活動等について定める。

また、国のプッシュ型支援物資が届くまでの対応として、流通備蓄や孤立地域発生時に備えたセーフティネット備蓄による対応について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、国のプッシュ型支援、県による流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給が行われる間を対象とする。（災害発生後3日目までを含む）

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後12時間)	国、協定締結団体への応援要請
	国のプッシュ型支援物資の到着場所・日時等の調整
	拠点の被害状況の把握
	緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	被害状況の国、協定締結団体との共有
受入れ調整 (発災～発災後2日目)	広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保
	広域物資輸送拠点（県物資拠点）運営のための人員の確保
	国のプッシュ型支援物資の到着日時等の情報確認
	セーフティネット備蓄支援実施の決定
	協定締結団体への流通備蓄の要請
	セーフティネット備蓄の輸送
	流通備蓄の輸送
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目)	県の流通備蓄の供給による支援
	国のプッシュ型支援物資の到着日時等の共有
支援活動及び調整 (発災後4日目以降)	国のプッシュ型支援物資の受入れ・仕分け等
	県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への国プッシュ型支援物資の輸送
	市町による避難所等への物資の輸送等

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

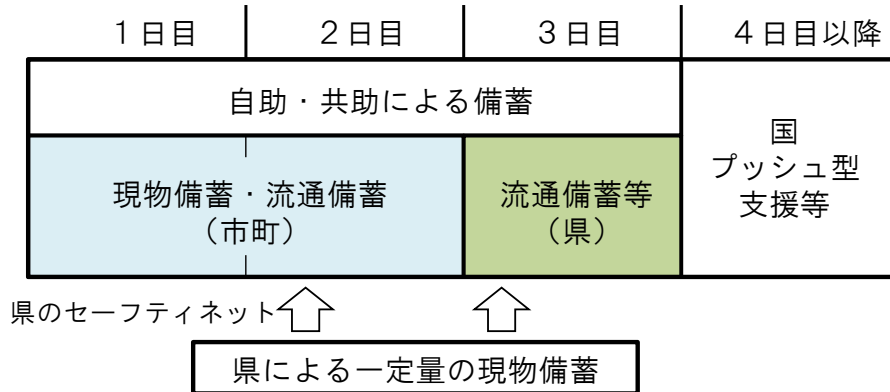
県及び市町は、平時より物資や救援資機材等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行い、発災後3日目までは、住民、市町及び県の備蓄物資で対応する。

発災後1～2日間は、市町による備蓄物資での対応を想定し、孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合は、県は、セーフティネット¹³として備蓄した現物備蓄を供給する。

発災後3日目は、県は流通備蓄¹⁴の供給による対応を行う。

発災後4日目以降、国は必要と見込まれる物資を、県の要請を待たずに、広域物資輸送拠点（県物資拠点）に対して輸送を行う。県は輸送された物資を受け入れて、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に対して輸送を行う。

図表6-1 県と市町の役割分担イメージ



2 活動拠点

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）（図表6-5）

広域物資輸送拠点（県物資拠点）とは、国等からの調整によって供給される物資を県が受け入れ、各市町が設置する地域内輸送拠点（市町物資拠点）や避難所に向けて、物資を送り出すために設置する拠点。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）（別表6-1）

地域内輸送拠点（市町物資拠点）とは、広域物資輸送拠点（県物資拠点）等から供給される物資を市町が受け入れ、避難所に向けて物資を送り出すために設置する拠点。

(3) 民間物資拠点（別表6-2）

民間物資拠点とは、広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等を想定し、あらかじめ代替拠点として確保した民間物流施設。

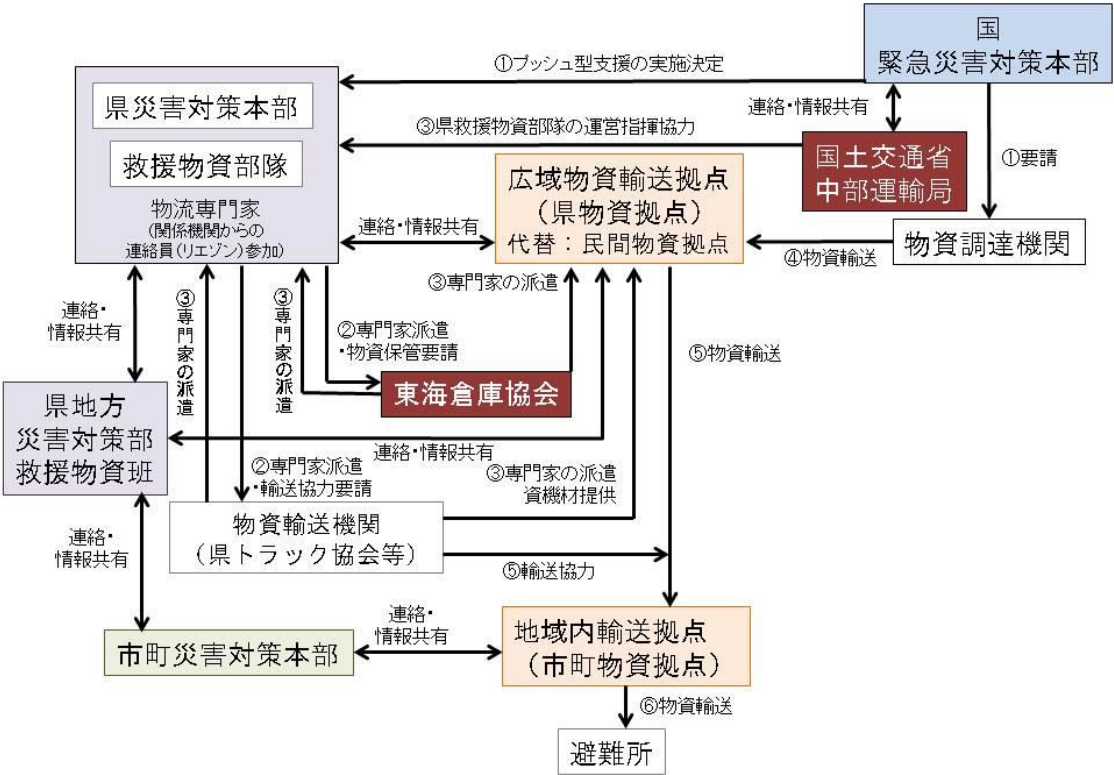
¹³ セーフティネット備蓄：孤立地域の発生や物流機能の停止等の不測の事態が発生した場合に対応する県の現物備蓄。

¹⁴ 流通備蓄：県と流通事業者との協定締結により、災害時に調達する備蓄物資。発災後3日目は、県は流通事業者を通じて、食料、飲料水、生活必需品等の物資を、市町の要請を待たずに実施するプッシュ型支援により供給する。

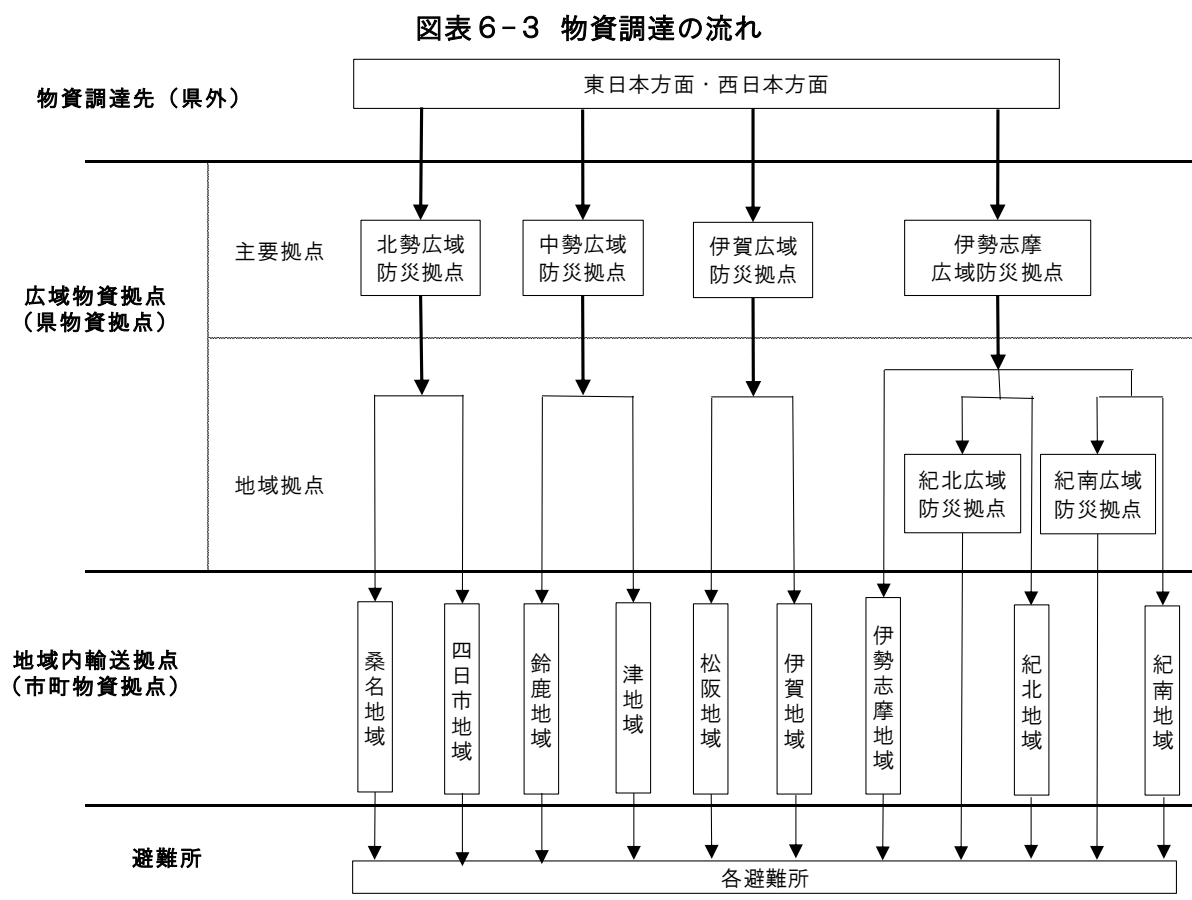
3 物資調達活動の流れ

県救援物資部隊は、災害発生後、県救援物資部隊の体制を整え、広域物資輸送拠点（県物資拠点）を確保し、国からのプッシュ型支援の物資を受け入れ、市町への物資輸送を行う一連の業務について、下記の手順に沿って行う。

図表 6-2 国プッシュ型支援時の関係機関の対応の流れ



4 国によるプッシュ型支援の物資調達の流れ



【広域物資輸送拠点（県物資拠点）の活用】

- 主要拠点
国のプッシュ型支援物資を含む支援物資を受け入れる拠点としての役割を担う。
 - 地域拠点
流通備蓄の運用を担うとともに、地域内輸送拠点（市町物資拠点）の能力を超えた場合や地域内輸送拠点（市町物資拠点）が被災して使用できない場合の代替拠点としての役割を担う。
- ※東紀州（紀北・紀南）拠点の2拠点は、大型車（10 t 車）による運用が困難なこと、物流専門家の応援を早期に受けにくいこと等を考慮し、地域拠点として位置づける。

「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）について

「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム」が平成30年11月にとりまとめたレポートを踏まえ、内閣府は、「物資調達・輸送調整等支援システム」の開発を行い、令和2年4月より運用が開始された。

【物資調達・輸送調整等支援システムの概要】

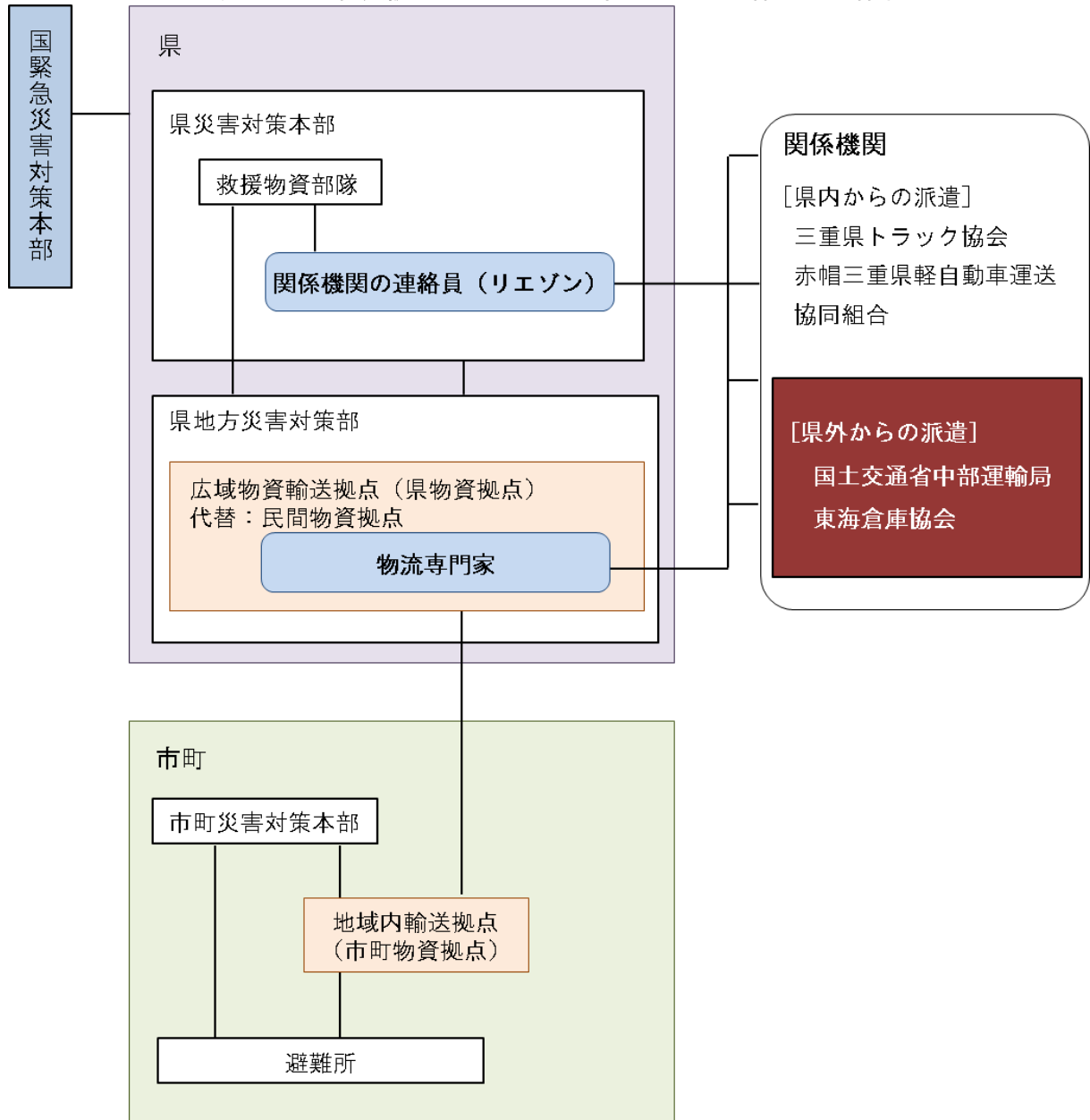
当該システムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのものである。

（ポイント）

- ・ 平時より、避難所・物資拠点の情報を管理し、災害発生時には、避難所・物資拠点の物資支援等の状況をリアルタイムに共有することで、物資支援業務を効率化する。
- ・ 避難所の人数構成、利用可能なトラックの大きさ、フォークリフトの利用可否等の物資輸送に必要な情報を収集することで、ラストワンマイルにおける円滑な支援物資輸送を実現する。
- ・ 従来、電話とFAX等でやりとりしていた情報をクラウドシステムに一元的に集約することで、国・都道府県及び市区町村の関係者間での支援要請等の情報の共有と集約が容易になり、各避難所のニーズにあった適切な物資供給や、物資の在庫状況や配送状況のリアルタイムな状況把握を実現する。
- ・ 支援要請から調達・輸送までの情報を一元的に管理することで、支援要請を受けた物資の調達状況、輸送状況を把握できる。また、それらの対応状況は要請した側ともリアルタイムに共有されるため、状況確認等の個別のやり取りが不要となる。
- ・ 各拠点において、モバイル端末等から簡単にステータスを更新できるので、手配した物資が必要とする場所に届いたのかを確認できる。
- ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）、地域内輸送拠点（市町物資拠点）、避難所における物資の在庫情報を一元的に管理できる。
- ・ 平時より避難所や物資拠点の在庫等の情報を把握することにより、災害発生時の初動対応を円滑化する。
- ・ 物流事業者にて在庫管理を委託する際には、該当事業者もシステム機能を利用できる。
- ・ なお、当該システムが使用できない場合には、「三重県市町受援計画策定手引書」に示した様式（1～9）を使用する。

第2節 関係機関の役割

図表6-4 物資調達における国・県・市町・関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 救援物資部隊	・ 県内の被害状況の把握 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 物流専門家等の人員確保、救援物資活動のための資機材及び車両の確保 ・ 国のプッシュ型支援物資の受入れ、地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送 ・ 流通備蓄、セーフティネット備蓄の供給 ・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）が被災し活用できない場合等の代替拠点としての民間物資拠点の確保
県地方災害対策部 救援物資班（詳細は各地方災害対策部の定めによる。）	・ 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保・運営 ・ 入在庫管理、在庫管理 ・ 市町災害対策本部との連絡・調整

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な物資調達の調整
国土交通省 中部運輸局	・ 県救援物資部隊への連絡員（リエゾン）派遣 ・ 県トラック協会、東海倉庫協会等の協定締結団体による対応が困難な場合、県からの要請に基づく支援物資輸送の支援

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 避難所のニーズ把握 ・ 協定締結先からの支援物資の調達 ・ 県地方災害対策部救援物資班と連携した支援物資の調達 ・ 地域内輸送拠点（市町物資拠点）の開設・運営 ・ 支援物資の受入れ、避難所までの輸送

第2 物資支援活動を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
県トラック協会	・ 支援物資の輸送（大型・中型トラック） ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、連絡員（リエゾン）の派遣
赤帽三重県軽自動車運送協同組合	・ 支援物資の輸送（軽自動車）
東海倉庫協会	・ 支援物資の保管 ・ 資機材の提供 ・ 物流専門家、連絡員（リエゾン）の派遣
協定締結団体	・ 物資の調達・供給

第3 流通備蓄の支援を行う協定締結機関

関係機関	主な役割
協定締結団体（スーパー、コンビニ等）	・ 災害発生後3日目の流通備蓄物資の輸送

第3節 初動

第1 応援要請

1 応援要請

県救援物資部隊物資支援班は、国土交通省中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等に対して物流専門家（連絡員（リエゾン））の派遣要請を行う。

また、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運営に必要な人員の確保の必要があるため、県救援物資部隊物資支援班は、県トラック協会、東海倉庫協会に対して、物資保管のレイアウトの立案、入荷・出荷に関する物流の専門家の派遣を要請する。

なお、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、県救援物資部隊物資支援班は、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請するとともに、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被害状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

2 国のプッシュ型支援にかかる調整

国の具体計画による対応が開始された場合、避難所避難者への支援を中心に必要不可欠と見込まれる物資のうち、発災後4日目から7日目までの必要量については、国から県の要請を待たずにプッシュ型支援により供給が行われるため、県救援物資部隊は、国のプッシュ型支援物資の品目、数量、到着日時等について、国の緊急災害対策本部と調整の上、受入れを行う。

県救援物資部隊は、できる限り早期に、被災市町から必要な物資の品目、数量等を把握し、要請に基づき実施されるプル型支援に切り替えるものとする。

第2 被害状況の把握

1 拠点の被害状況の把握

(1) 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、国等からの支援物資の受入れ準備のため、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害状況の把握を行う。

県地方災害対策部救援物資班は、物資拠点内の備蓄物資、資機材の状況、また、プッシュ型支援物資の受入れスペースが確保できるかどうかを確認すると共に、被災等により広域物資輸送拠点（県物資拠点）としての活用可否について、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、その旨を県救援物資部隊物資支援班に報告する。

(2) 地域内輸送拠点（市町物資拠点）

県救援物資部隊物資支援班は、県地方災害対策部救援物資班を通じて地域内輸送拠点（市町物資拠点）の被害状況、開設状況を把握する。

(3) 民間物資拠点

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害情報や地域内輸送拠点（市町物資拠点）の確保状況等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリストの中から活用する拠点を抽出し、当該拠点の被害状況や稼働状況等を把握する。

2 緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルート上の被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、県地方災害対策部救援物資班、市町物資担当課、関係団体等と共有する。

3 情報共有

県救援物資部隊は、収集した情報について、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会と連絡員（リエゾン）を通じて共有を行う。

第4節 受入れ調整

第1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保

1 広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保

県地方災害対策部救援物資班は、県救援物資部隊の指示の下、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保を行い、支援物資の受入れ体制を整える。

県救援物資部隊物資支援班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の被害情報等から民間物資拠点の活用が必要と判断した場合は、民間物資拠点のリスト（別表6-2）の中から、活用する拠点を決定し利用調整を行う。

県救援物資部隊物資支援班は、利用調整の結果、活用することとなった民間物資拠点について、県災害対策本部内、当該民間物資拠点の所在地を所管する県地方災害対策部、中部運輸局、県トラック協会、東海倉庫協会等と共有する。

当該県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）の代替拠点として活用する民間物資拠点において支援物資の受入れ体制を整える。

図表6-5 広域物資輸送拠点（県物資拠点）

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	上屋	床面積 (㎡)	駐車スペース 面積 (㎡)
北勢拠点	四日市市中村町 2281-2	13,384	有	1,547	6,737
中勢拠点	鈴鹿市石薬師町452	5,658	有	1,398	—
(消防学校 屋内訓練 場他)	〃	46,455	有	1,543	9,000
伊勢志摩拠 点	伊勢市朝熊町字東谷 3477-15	35,732	有	1,184	15,233
(県営サン アリーナ)	伊勢市朝熊町字鴨谷 4383-4	—	有	3,489	—
伊賀拠点	伊賀市荒木1856	32,282	有	959	12,333
東紀州（紀 北）拠点	尾鷲市光ヶ丘28-61	20,086	有	136	2,280
東紀州（紀 南）拠点	熊野市久生屋町 1330-2	12,280	有	495	1,525

※東紀州（紀北・紀南）拠点の2拠点は、地域拠点として位置づける。

2 拠点機能・資機材の確保

県地方災害対策部救援物資班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）における、通信手段・電源・資機材の確保を行う。さらに、確認した資機材の確保状況等について、県救援物資部隊物資活動班に報告する。

県救援物資部隊物資支援班は、各広域物資輸送拠点（県物資拠点）で不足した資機材等については、協定締結先である県トラック協会、東海倉庫協会から調達する。

3 人員の確保

広域物資輸送拠点（県物資拠点）の作業指揮等を行う物流専門家については、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等に対して、県救援物資部隊物資支援班が派遣要請を行う。

広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け作業を行う人員については、県総括部隊「応援・受援班（一般事務職員）」が他都道府県等に派遣要請し、自治体応援職員を確保する。

第2 広域物資輸送拠点（県物資拠点）での支援物資の受入れと仕分け

1 支援物資に関する情報の収集

県救援物資部隊物資活動班は、発災の時期や広域物資輸送拠点（県物資拠点）の確保状況等を踏まえ、国のプッシュ型支援物資の品目・数量・到着日時等について、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用して情報を収集する。

2 支援物資の受入れ・仕分け等

県地方災害対策部救援物資班は、支援物資及び調達した物資等を効果的に配送するため、広域物資輸送拠点（県物資拠点）において物資等の仕分け・一時保管等を行う。

広域物資輸送拠点（県物資拠点）の運営にあたっては、協定締結先である県トラック協会及び東海倉庫協会等からの物流専門家の派遣協力を得て効果的な供給体制を構築する。特に、物資保管のレイアウトの立案や、入荷・出荷の進行管理等については、協定締結先からの物流専門家の協力を得る。

3 プッシュ型支援の供給量

あらかじめ国の具体計画で定められた国のプッシュ型支援物資の供給量は、次表のとおりである。

(1) 食料

図表6-6 食料の供給量

拠点	地域	食料（千食）				
		4日目	5日目	6日目	7日目	計
北勢	桑名	98.9	110.1	121.4	133.3	463.7
	四日市	268.3	287.1	306.5	325.8	1,187.9
	計	367.2	397.4	428.0	459.1	1,651.7
中勢	鈴鹿	169.2	181.9	187.8	200.9	739.8
	津	308.3	311.9	322.2	325.3	1,267.7
	計	477.4	493.7	510.0	526.2	2,007.4
伊賀拠点	松阪	292.1	297.6	307.7	312.9	1,210.3
	伊賀	42.4	48.9	50.6	57.3	199.2
	計	334.5	346.4	358.3	370.2	1,409.4
伊勢志摩	伊勢志摩	539.4	542.9	547.6	550.3	2,180.0
	尾鷲	110.9	112.9	114.0	115.9	453.9
	熊野	45.4	46.7	47.2	48.3	187.6
	計	695.8	702.5	708.7	714.5	2,821.5
具体計画記載数量		1,875.0	1,940.0	2,005.0	2,070.0	7,890.0

(2) その他

図表6-7 その他の供給量

拠点	地域	毛布 (枚)	乳児用 粉ミルク (kg)	乳児・小 児用おむ つ(枚)	大人用 おむつ (枚)	携帯トイレ 簡易トイレ (回)	トイレットペ ーパー(巻)	生理用品 (枚)
北勢	桑名	35,427	176	30,821	6,179	578,972	27,803	37,843
	四日市	90,749	451	78,950	15,827	1,483,075	71,222	96,939
	計	126,175	626	109,771	22,006	2,062,048	99,027	134,782
中勢	鈴鹿	57,570	286	50,085	10,040	940,846	45,183	61,497
	津	95,894	476	83,427	16,725	1,567,174	75,261	102,435
	計	153,464	762	133,512	26,765	2,508,020	120,444	163,932
伊賀	松阪	91,786	457	79,853	16,008	1,500,029	72,037	98,047
	伊賀	15,963	80	13,888	2,785	260,888	12,529	17,052
	計	107,749	535	93,741	18,792	1,760,917	84,565	115,099
伊勢志摩	伊勢志摩	166,475	827	144,831	29,035	2,720,648	130,655	177,829
	尾鷲	34,836	173	30,308	6,076	569,322	27,341	37,212
	熊野	14,484	73	12,602	2,526	236,710	11,367	15,472
	計	215,795	1,071	187,739	37,636	3,526,681	169,364	230,514
具体計画記載数量		603,183	2,994	524,762	105,200	9,857,665	473,400	644,326

第5節 支援活動及び調整

第1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）への輸送

1 県による地域内輸送拠点（市町物資拠点）への物資輸送

県救援物資部隊物資活動班は、広域物資輸送拠点（県物資拠点）にて支援物資を受け入れ、仕分けをした支援物資について保管場所の確保状況を確認し、県トラック協会等の協定締結先の協力を得て、地域内輸送拠点（市町物資拠点）まで輸送する。

2 輸送手段の確保にかかる国、自衛隊への要請

県救援物資部隊物資支援班は、県内の協定締結先である県トラック協会等において輸送手段の確保ができない場合に、中部運輸局に対し輸送手段の確保を要請する。

県救援物資部隊物資支援班は、輸送手段の確保が出来ている場合でも、道路の被害状況等により民間物流事業者による輸送が困難な場合は、県総括部隊救助班を通じて自衛隊に対し自衛隊車両による物資の輸送を要請する。

3 物資輸送に関する情報の収集と共有

県救援物資部隊物資支援班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの啓開状況の情報を、また、県総括部隊総括班（燃料・電力・ガス・通信担当）から利用可能な給油所の情報を収集し、県トラック協会等の輸送協力先に情報提供を行う。

県救援物資部隊物資支援班は、国や物流事業者と、「物資調達・輸送調整等支援システム」等を用いて、物資輸送の内容（品目・数量・荷姿・利用車両・出庫日時・到着予定日時等）について情報共有する。

4 市町配分計画の決定

県救援物資部隊物資支援班は、図表6－8「市町配分計画」を基本に、避難所避難者数、物資の確保量等に応じ、市町への配分量を設定する。

県救援物資部隊物資活動班は、図表6－9「市町配分計画に対する車両台数」を基本に、当該物資量に相当する市町別の車両台数（4トントラック換算）を設定し、県トラック協会等へ要請する。

5 市町による物資の輸送等

市町災害対策本部は、地域内輸送拠点（市町物資拠点）に輸送された物資を受け入れ、避難所等までの輸送を行う。

県災害対策本部は、市町災害対策本部が避難所等までの物資輸送を円滑に実施できるよう必要な支援を行う。

図表6-8 市町配分計画（〔条件〕陸側一ケース①、冬18時、風速8m）

地域	市町	食料（千食）					毛布 （枚）	毛布 備蓄量 H28.4.1	乳児用 粉ミルク （kg）	乳児・小児用おむ つ（枚）	大人用 おむつ （枚）	携帯トイレ簡 易トイレ （回）	トイレットペーパ ー（巻）	生理用品 （枚）
		4日目	5日目	6日目	7日目	計								
桑名	桑名市	72.4	79.3	86.3	93.6	331.6	25,334	4,939	126	22,041	4,419	414,032	19,883	27,062
	いなべ市	12.0	14.4	16.9	19.4	62.7	4,790	2,855	24	4,167	835	78,284	3,759	5,117
	木曽岬町	6.1	6.6	7.0	7.5	27.2	2,081	4,952	10	1,810	363	34,008	1,633	2,223
	東員町	8.4	9.8	11.2	12.8	42.2	3,222	3,060	16	2,803	562	52,648	2,528	3,441
	小計	98.9	110.1	121.4	133.3	463.7	35,427	15,806	176	30,821	6,179	578,972	27,803	37,843
四日市	四日市市	232.5	248.3	264.3	280.5	1,025.8	78,366	31,500	389	68,177	13,668	1,280,709	61,504	83,711
	菰野町	11.9	14.0	16.2	18.5	60.6	4,629	4,026	23	4,027	807	75,648	3,633	4,945
	朝日町	6.7	7.3	8.0	8.6	30.6	2,336	500	12	2,032	407	38,173	1,833	2,495
	川越町	17.2	17.5	18.0	18.2	70.9	5,418	13,620	27	4,714	945	88,545	4,252	5,788
	小計	268.3	287.1	306.5	325.8	1,187.9	90,749	49,646	451	78,950	15,827	1,483,075	71,222	96,939
鈴鹿	鈴鹿市	149.4	159.5	164.7	175.1	648.7	50,326	11,744	250	43,783	8,777	822,462	39,498	53,759
	亀山市	19.8	22.4	23.1	25.8	91.1	7,244	5,900	36	6,302	1,263	118,384	5,685	7,738
	小計	169.2	181.9	187.8	200.9	739.8	57,570	17,644	286	50,085	10,040	940,846	45,183	61,497
津	津市	308.3	311.9	322.2	325.3	1,267.7	95,894	20,338	476	83,427	16,725	1,567,174	75,261	102,435
	小計	308.3	311.9	322.2	325.3	1,267.7	95,894	20,338	476	83,427	16,725	1,567,174	75,261	102,435
松阪	松阪市	232.7	236.1	244.2	247.3	960.3	72,695	13,680	361	63,244	12,679	1,188,038	57,054	77,654
	多気町	14.7	15.7	16.2	17.2	63.8	4,939	2,495	25	4,297	861	80,713	3,876	5,276
	明和町	36.6	37.1	38.3	38.8	150.8	11,406	2,450	57	9,923	1,989	186,399	8,952	12,184
	大台町	8.1	8.7	9.0	9.6	35.4	2,746	2,669	14	2,389	479	44,879	2,155	2,933
	小計	292.1	297.6	307.7	312.9	1,210.3	91,786	21,294	457	79,853	16,008	1,500,029	72,037	98,047
伊賀	伊賀市	30.4	34.5	35.7	39.9	140.5	11,184	9,839	56	9,730	1,951	182,779	8,778	11,947
	名張市	12.0	14.4	14.9	17.4	58.7	4,779	1,780	24	4,158	834	78,109	3,751	5,105
	小計	42.4	48.9	50.6	57.3	199.2	15,963	11,619	80	13,888	2,785	260,888	12,529	17,052
伊勢志摩	伊勢市	297.2	298.0	300.6	300.9	1,196.7	91,212	57,386	453	79,354	15,908	1,490,659	71,587	97,434
	鳥羽市	45.2	45.2	45.6	45.5	181.5	13,806	5,136	69	12,011	2,408	225,630	10,836	14,748
	志摩市	115.6	115.9	116.9	117.0	465.4	35,476	4,066	176	30,863	6,187	579,769	27,843	37,895
	玉城町	16.6	17.5	17.6	18.5	70.2	5,469	1,540	27	4,758	954	89,378	4,292	5,842
	度会町	8.9	9.3	9.4	9.9	37.5	2,925	2,520	15	2,545	510	47,799	2,295	3,124
	大紀町	11.6	11.8	11.9	12.1	47.4	3,639	3,010	18	3,166	635	59,474	2,856	3,887
	南伊勢町	44.3	45.2	45.6	46.4	181.5	13,947	4,900	69	12,134	2,433	227,939	10,946	14,899
	小計	539.4	542.9	547.6	550.3	2,180.0	166,475	78,558	827	144,831	29,035	2,720,648	130,655	177,829
尾鷲	尾鷲市	53.1	53.8	54.3	54.9	216.3	16,546	2,743	82	14,395	2,886	270,405	12,986	17,674
	紀北町	57.8	59.1	59.7	61.0	237.6	18,290	2,934	91	15,913	3,190	298,917	14,355	19,538
	小計	110.9	112.9	114.0	115.9	453.9	34,836	5,677	173	30,308	6,076	569,322	27,341	37,212
熊野	熊野市	25.7	26.4	26.7	27.3	106.1	8,189	6,555	41	7,125	1,428	133,835	6,427	8,748
	御浜町	8.2	8.7	8.8	9.3	35.0	2,751	2,008	14	2,394	480	44,963	2,159	2,939
	紀宝町	11.5	11.6	11.7	11.7	46.5	3,544	1,660	18	3,083	618	57,912	2,781	3,785
	小計	45.4	46.7	47.2	48.3	187.6	14,484	10,223	73	12,602	2,526	236,710	11,367	15,472
	計	1,875.0	1,940.0	2,005.0	2,070.0	7,890.0	603,183	230,805	2,994	524,762	105,200	9,857,665	473,400	644,326

図表6-9 市町配分計画に対する車両台数

地域	市町	食料 (千食)	車両 台数	毛布 (枚)	車両 台数	乳児用 粉ミルク (kg)	車両 台数	乳児・小児 用おむつ (枚)	車両 台数	大人用 おむつ (枚)	車両 台数	携帯トイレ 簡易トイレ (回)	車両 台数	トイレット ペーパー (巻)	車両 台数	生理用品 (枚)	車両 台数	総計
桑名	桑名市	331.6	21	25,334	43	126	1	22,041	13	4,419	3	414,032	35	19,883	3	27,062	4	123
	いなべ市	62.7	4	4,790	8	24	1	4,167	3	835	1	78,284	7	3,759	1	5,117	1	26
	木曽岬町	27.2	2	2,081	4	10	1	1,810	2	363	1	34,008	3	1,633	1	2,223	1	15
	東員町	42.2	3	3,222	6	16	1	2,803	2	562	1	52,648	5	2,528	1	3,441	1	20
四日市	四日市市	1,025.8	64	78,366	131	389	1	68,177	38	13,668	8	1,280,709	107	61,504	8	83,711	10	367
	菰野町	60.6	4	4,629	8	23	1	4,027	3	807	1	75,648	7	3,633	1	4,945	1	26
	朝日町	30.6	2	2,336	4	12	1	2,032	2	407	1	38,173	4	1,833	1	2,495	1	16
	川越町	70.9	5	5,418	10	27	1	4,714	3	945	1	88,545	8	4,252	1	5,788	1	30
鈴鹿	鈴鹿市	648.7	41	50,326	84	250	1	43,783	25	8,777	5	822,462	69	39,498	5	53,759	7	237
	亀山市	91.1	6	7,244	13	36	1	6,302	4	1,263	1	118,384	10	5,685	1	7,738	1	37
津	津市	1,267.7	79	95,894	160	476	1	83,427	47	16,725	10	1,567,174	131	75,261	9	102,435	12	449
松阪	松阪市	960.3	60	72,695	122	361	1	63,244	36	12,679	8	1,188,038	100	57,054	7	77,654	9	343
	多気町	63.8	4	4,939	9	25	1	4,297	3	861	1	80,713	7	3,876	1	5,276	1	27
	明和町	150.8	10	11,406	20	57	1	9,923	6	1,989	2	186,399	16	8,952	2	12,184	2	59
	大台町	35.4	3	2,746	5	14	1	2,389	2	479	1	44,879	4	2,155	1	2,933	1	18
伊賀	伊賀市	140.5	9	11,184	19	56	1	9,730	6	1,951	2	182,779	16	8,778	2	11,947	2	57
	名張市	58.7	4	4,779	8	24	1	4,158	3	834	1	78,109	7	3,751	1	5,105	1	26
伊勢志摩	伊勢市	1,196.7	74	91,212	153	453	1	79,354	45	15,908	9	1,490,659	125	71,587	9	97,434	12	428
	鳥羽市	181.5	12	13,806	24	69	1	12,011	7	2,408	2	225,630	19	10,836	2	14,748	2	69
	志摩市	465.4	29	35,476	60	176	1	30,863	18	6,187	4	579,769	49	27,843	4	37,895	5	170
	玉城町	70.2	5	5,469	10	27	1	4,758	3	954	1	89,378	8	4,292	1	5,842	1	30
	度会町	37.5	3	2,925	5	15	1	2,545	2	510	1	47,799	4	2,295	1	3,124	1	18
	大紀町	47.4	3	3,639	7	18	1	3,166	2	635	1	59,474	5	2,856	1	3,887	1	21
	南伊勢町	181.5	12	13,947	24	69	1	12,134	7	2,433	2	227,939	19	10,946	2	14,899	2	69
尾鷲	尾鷲市	216.3	14	16,546	28	82	1	14,395	8	2,886	2	270,405	23	12,986	2	17,674	3	81
	紀北町	237.6	15	18,290	31	91	1	15,913	9	3,190	2	298,917	25	14,355	2	19,538	3	88
熊野	熊野市	106.1	7	8,189	14	41	1	7,125	4	1,428	1	133,835	12	6,427	1	8,748	2	42
	御浜町	35.0	3	2,751	5	14	1	2,394	2	480	1	44,963	4	2,159	1	2,939	1	18
	紀宝町	46.5	3	3,544	6	18	1	3,083	2	618	1	57,912	5	2,781	1	3,785	1	20
1台あたり積載数量 (4トトラック)		16.2		600		2,660		1,800		1,800		12,000		8,640		8,640		

*注意：上表に示す車両台数は、入荷車両のみ。

*県物資拠点から市町物資拠点に対しては、発災3日目～7日目の計5日間にわたり、国プッシュ型支援物資を輸送する。

第2 国のプッシュ型支援物資が届くまでの3日間の対応

1 県による流通備蓄のプッシュ型支援

(1) 流通備蓄に関する情報収集

県救援物資部隊物資活動班は、協定締結企業等¹⁵から流通備蓄の量・品目等について情報収集する。

(2) 流通備蓄の要請

流通備蓄については、被災市町からの要請を待たずにプッシュ型で支援を行うため、県救援物資部隊物資活動班は、設定した配分計画に基づき、流通備蓄にかかる協定締結企業等に物資提供の要請を行う。

(3) 流通備蓄の配分量

流通備蓄について、県救援物資部隊物資支援班は、被害想定に基づき作成した市町配分計画を基本に、判明した避難所避難者数に基づき、市町への配分量を設定する。

(4) 流通備蓄の輸送

流通備蓄の輸送は、協定締結先の自社配送を基本とするが、自社での配送が困難な場合は、県救援物資部隊物資活動班は、県トラック協会等の協定締結先の協力を得てトラックを確保し、地域内輸送拠点（市町物資拠点）へ輸送を行う。

2 セーフティネット備蓄支援

(1) セーフティネット備蓄支援の実施の決定

県災害対策本部は、航空偵察による孤立地域の発生状況と被災市町からの情報により、対応策を検討する。物資支援が必要と判断した場合にはセーフティネット備蓄による支援の実施を決定する。

(2) セーフティネット備蓄の供給の準備

県救援物資部隊物資支援班は、県災害対策本部の決定を受け、被災市町からの情報（要請物資・配送場所等）に基づき、搬出する物資拠点と搬出する現物備蓄の種類と量を決定する。

¹⁵協定締結企業等の流通備蓄：「災害時における生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における飲料調達に関する協定」「災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定」「救助用副食等の調達に関する協定」「生活必需物資等の調達に関する協定」「災害時における生活必需品などの調達に関する協定」等により確保している支援物資（備蓄量・備蓄場所等は対外非公表）

(3) セーフティネット備蓄の輸送

セーフティネット備蓄の輸送については、アクセス道路の啓開活動が十分でない状況が予想される孤立地域への支援物資の供給を優先し、航空機（ヘリコプターを含む）による対応を基本とする。

県救援物資部隊物資支援班は、航空機を利用した輸送について、県総括部隊救助班（航空担当）に協議を行う。協議を受けた県総括部隊救助班（航空担当）は、関係機関と調整を行い、拠点での物資の受入れ時間等、輸送計画を策定し実施する。

また、策定した輸送計画は、県救援物資部隊物資支援班が、「物資調達・輸送調整等支援システム」により、被災市町及び県地方災害対策部と共有する。

第3 応急給水にかかる受援活動

1 被害情報等の収集及び市町における応急給水活動

(1) 被害情報等の収集

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町に対し、水道施設の被害状況や断水状況及び応急給水状況の情報を収集し、市町の応援要請の有無を把握する。

(2) 市町における応急給水活動

市町は、配水池の緊急遮断弁等によって確保された水量や震災対策用貯水施設の水量について把握し、応急給水拠点での給水や給水車両を使用して被災者に給水活動を行うとともに、給水車両等が不足する場合は「三重県水道災害広域応援協定」に基づき応援を要請する。

2 応援要請

(1) 県内での対応

県被災者支援部隊水道応援班は、「三重県水道災害広域応援協定」に基づき、県内5ブロック内（北勢、中勢、南勢志摩、東紀州、伊賀）で応援要請のあった市町への対応の可否を、それぞれの代表市（四日市市、津市、松阪市、尾鷲市、伊賀市）に確認する。

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対する給水車両の不足など、ブロック内の市町の資機材や人員では対応が困難と判断した場合、給水車両等の要請についてブロックを越えて他のブロックに対して応援を要請する。

なお、代表市等が機能しない場合は「三重県水道災害広域応援協定実施要領」により代表市等の事務を各地域防災総合事務所・各地域活性化局等が行う。

(2) 県外への要請

県被災者支援部隊水道応援班は、応援要請に対して県内の市町等のみの対応では困難と判断した場合、日本水道協会三重県支部長（津市）を通じて、日本水道協会に対して、他の都道府県等への応援を要請する。

3 県外からの支援に対する受援活動

県被災者支援部隊水道応援班は、県総括部隊情報班及び市町から、水道施設の被害状況や断水状況、応急給水の状況の情報を収集し、日本水道協会三重県支部長（津市）と情報共有を行う。

三重県支部長（津市）は、中部地方支部長（名古屋市）を通じて県外水道事業者から示された支援を整理し、県被災者支援部隊水道応援班から情報提供された応援要請等をもとに支援配分を決定し、県被災者支援部隊水道応援班と情報共有を行う。

県被災者支援部隊水道応援班は、県社会基盤対策部隊から、応急給水活動の実施に必要な緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況の情報を収集し、三重県支部長（津市）を通じて他の都道府県等へ情報提供を行う。

なお、中部地方支部長（名古屋市）や三重県支部長（津市）が被災し、適切な連絡調整が行えない場合には「公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定」に基づき、中部地方支部長（名古屋市）の事務の代理を新潟県支部長（新潟市）が担い、また、三重県支部長（津市）の事務の代理を三重県副支部長（四日市市）もしくは石川県支部長（金沢市）が担う。

別表6-1 地域内輸送拠点（市町物資拠点）
（国プッシュ型支援時の県の配送予定先）

番号	市町名	名称	施設種別	住所
1	桑名市	桑名市防災拠点施設	防災施設・倉庫	桑名市星見ヶ丘四丁目1001番地
2	いなべ市	いなべ市防災拠点倉庫	防災拠点倉庫	いなべ市北勢町阿下喜62-1
3		員弁運動公園防災倉庫	防災倉庫	いなべ市員弁町楚原936番地
4	木曽岬町	木曽岬町防災センター	防災施設	木曽岬町大字源緑輪中 大字441番地
5	東員町	東員町陸上競技場	陸上競技場	員弁郡東員町大字北大社323番地
6	四日市市	南部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市波木町2080番
7		北部拠点防災倉庫	倉庫	四日市市中村町2281-2
8	菰野町	菰野町体育センター	体育館	三重郡菰野町大字福村871-3
9	朝日町	朝日町教育文化施設	図書館、歴史博物館、児童館含む複合施設	三重郡朝日町大字柿2278番地
10	川越町	あいあいホール	教育文化施設	三重郡川越町大字豊田一色314番地
11	鈴鹿市	AGF 鈴鹿体育館（鈴鹿市立体育館）	運動施設	鈴鹿市江島台一丁目1-1
12		鈴鹿市立西部体育館	運動施設	鈴鹿市長沢町1828番地の2
13	亀山市	亀山公園	公園	亀山市若山町4番地の7
14	津市	津市防災物流施設（津市雲出地区防災コミュニティセンター）	防災施設・コミュニティ施設	津市雲出伊倉津町792-1
15		安濃中央総合公園	公園	津市安濃町田端上野 818
16		道の駅津かわげ	商業施設	津市河芸町三行 255-4
17	松阪市	松阪市クラギ文化ホール	市民ホール	松阪市川井町690番地
18		嬉野ふるさと会館	市民ホール	松阪市嬉野権現前町423番地88
19	多気町	多気中学校第1体育館	体育館	多気町相可1540
20	明和町	いつきのみや地域交流センター	観光交流施設	明和町斎宮2811
21	大台町	大台町役場	役場	大台町佐原750番地
22	伊勢市	伊勢志摩総合地方卸売市場	市場	伊勢市西豊浜町141-1
23	鳥羽市	スギハラプロテック	工場、倉庫	鳥羽市松尾町304-56
24	志摩市	観光農園（飲食棟）	観光農園（飲食棟）	志摩市磯部町穴川511-5
25		ともやま公園 多目的屋内運動場	多目的屋内運動場	志摩市大王町船越3261-4
26	玉城町	玉城町屋内体育館	社会体育施設	玉城町田丸114-2
27	南伊勢町	さいたエコセンター	ごみ処理・リサイクル施設	南伊勢町斎田575-4
28	大紀町	大紀町コンベンションホール	イベント、会議場	度会郡大紀町崎2200番地 1
29	度会町	度会町防災倉庫	備蓄倉庫	度会郡度会町棚橋357-3
30	伊賀市	しらさぎ運動公園	都市公園、多目的グラウンド	伊賀市下友生3006-1
31	名張市	名張市総合体育館	体育館	名張市夏見2812
32	尾鷲市	三紀産業株式会社	結婚式場・レストラン	尾鷲市矢浜岡崎町261番地1
33	紀北町	海山リサイクルセンター	ごみ処理施設 （旧 RDF 燃料の置場）	紀北町船津2589番地
34	熊野市	防災拠点屋根付練習場	屋外練習場	熊野市有馬町3537
35	御浜町	JA 三重南紀 統一選果場	柑橘の選果場	南牟婁郡御浜町大字下市木2135
36	紀宝町	成川防災備蓄倉庫	災害備蓄倉庫	南牟婁郡紀宝町成川1247

※国プッシュ型支援時に、県は、原則として各市町1～2か所の地域内輸送拠点（市町物資拠点）に配送することとしています。上記は、県からの配送予定先の物資拠点であり、市町によっては上記以外にも物資拠点を整備しています。

別表6－2 民間物資拠点

番号	名称	住所
1	日本通運株式会社 四日市ターミナル	四日市市垂坂町字山上谷1340-8
2	日本トランスシティ株式会社 亀山物流センター	亀山市白木町砂子249-5
3	近物レックス株式会社 津支店	津市あのだつ台1丁目1番3号
4	西濃運輸株式会社 久居支店	津市久居中町774-2
5	株式会社日本ロジックス 三重伊賀営業所	伊賀市川東2174-2

【熊本地震における事例】

プッシュ型支援

国は被災県からの要請を待つことなく必要と思われる物資を被災地に送り込む、いわゆる「プッシュ型支援」を平成28年4月16日から開始した。その後、4月23日にはプッシュ型からプル型へ切り替え、5月6日までに食料約278万食、水24万本等の支援を行った。

〈プッシュ型物資の内容〉

物資の種類	数量
毛布	約42,300枚
日用品	約53,000箱
飲料水	約1,003,000本
食料品	約1,755,300食

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

プル型支援への移行

発災直後から、必要な物資が大量かつ迅速に供給されたことにより、1週間が経過した段階で当面の物資の不足は解消されたが、一方で、時間の経過に伴い、物資についての被災者ニーズが次第に多種・多様化した。

このため、国は、4月23日から被災者ニーズに応じたプル型支援に切り替えるとともに、4月28日からはタブレット端末（iPad）を活用した物資要請システム（日本IBMが東日本大震災の際に開発したシステムの一部）の運用を開始し、物資の供給効率の向上を図った。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

民間物資拠点の活用

物資集積拠点としていたグランメッセ熊本が被災し、県内倉庫も被災していたため、代替倉庫の確保に時間を要した。県倉庫協会の協力を得て、平成28年4月20日から4月25日にかけて合志市等計3つの倉庫を拠点として確保した。

（資料）「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

官民の連携による物資輸送拠点の運営

被災後一定期間はプッシュ型の物資輸送を行ったが、その輸送を支えるソフトインフラは脆弱であった。どのような物資が発注されたか、事業者から発送されたのか、輸送中の物資が今どこまで来ているか、物資の在庫状況はどうか、といった発注・輸送状況を把握するためのシステムがなく、このため、物流拠点での無駄な待機時間があるかと思えば、夜間に急に大量の物資が搬入されるといった混乱が生じた。災害が発生してから、輸送状況や在庫状況をリアルタイムで把握するためのシステムを構築することは難しいことから、事前に物流事業者と連携した取組が欠かせない。

また、災害発生当初、国は広域物流拠点への搬入を担えばよいとの発想に立ち、物資の情報管理を発送ベースでしかとらえていなかったものもあった。このため、物流が滞った場合に迅速な対策の企画立案ができなかった面がある。被災者支援のために、支援物資については、適切に官民連携して、到着ベースでも情報管理すべきである。

（資料）「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月：内閣府）

【熊本地震における事例】市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

発災当初、物資受入れのルールが定まっておらず、多数の問合せに対し、円滑な対応ができなかった。

物資の供給について、当初、国、県、市町村間の連携や情報共有が不十分であり、重複した対応を行った事例があった。プッシュ型支援については、発災当初、物資を積んだトラックがいつ到着するのか市町村に連絡されておらず、夜中に物資が到着し受入れの人員が不足する等現場に混乱が生じた。

物資調達・輸送調整等支援システムの活用

発災時には国と連携の上、受入れ窓口を設置し、ＩＣＴ（物資調達・輸送調整等支援システム等）を活用したシステムを通じ情報提供を行う等、被災市町村の負担軽減のための支援を検討する。

（資料）「熊本地震の概ね３か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

市町の物資拠点の事前指定がなされていなかった

物資集積拠点を事前に確保していない市町村があった。

市町の物資拠点での運営が混乱した

受け入れた物資の仕分け・管理等のノウハウ欠如、人員不足により、発災当初、市町村の物資集積拠点に物資が滞留した。発災当初、指定避難所以外の被災者の把握が困難であり、物資の配布が十分ではなかった。

（資料）「熊本地震の概ね３か月間の対応に関する検証報告書」（平成29年3月：熊本県）

ラストワンマイル問題

国の支援が事前に想定していたのは、広域物流拠点への搬入までであり、そこから先の避難所までのラストワンマイルについては具体的な計画を持っていなかった。一方で、個々の避難所まで支援物資を届ける機能を被災直後の市町村に期待することは、特に被害の大きい市町村においては困難だった。

また、被災市町村も避難所までの物資輸送のための計画を策定していなかった。このため、実際には、被災市町村の物流拠点から先の物資輸送は物流事業者のほかに、自衛隊やＮＰＯが担当して輸送することとなった。

（資料）「平成28年熊本地震に係る初動対応の検証レポート」（平成28年7月：内閣府）

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、（公社）全日本トラック協会や（一社）日本倉庫協会が作成したガイドラインを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

特に、物資の受入れや搬出作業にあたっては、定期的な手洗いや施設内でのマスク・手袋の着用に努める。ただし、マスク着用時は熱中症や呼吸困難に陥ることを避けるため、負荷のかかる作業を実施する場合は注意するものとする。

また、書類の受渡しや荷物の積卸しの際には、運転手との直接接触を減らすように努めるとともに、フォークリフト等の共有設備は、洗浄・消毒などの感染防止対策の徹底に努める。

第7章

燃料供給及び電力・ ガスの臨時供給、通信 の臨時確保に関する 計画

目 次

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画.....	148
第1節 要旨（燃料供給）.....	148
第1 目的.....	148
第2 計画に基づく活動期間.....	148
第3 概要.....	149
第2節 関係機関の役割（燃料供給）.....	151
第1 指揮又は調整を行う機関.....	152
第2 燃料供給を行う機関.....	152
第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給.....	153
第1 平時の事前準備.....	153
第2 災害発生時の対応（県内での対応）.....	153
第3 災害発生時の対応（国への要請）.....	154
第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給.....	155
第1 平時の事前準備.....	155
第2 災害発生時の対応（県内での対応）.....	155
第3 災害発生時の対応（国への要請）.....	156
第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給.....	157
第1 県内での対応.....	157
第2 国への要請.....	157
第3 燃料供給の受入れ対応.....	157
第6節 製油所からの燃料輸送.....	158
第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）.....	159
第1 目的.....	159
第2 計画に基づく活動期間.....	159
第3 概要（電力）.....	160
第4 概要（ガス）.....	161
第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）.....	162
第1 指揮又は調整を行う機関.....	163
第2 電力の臨時供給を行う機関.....	163
第9節 電力の臨時供給.....	164
第1 平時の事前準備.....	164
第2 災害発生時の対応（県内での対応）.....	164
第3 災害発生時の対応（国への要請）.....	164
第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）.....	166
第1 指揮・調整を行う機関.....	167
第2 ガスの臨時供給を行う機関.....	167
第11節 ガスの臨時供給.....	168
第1 平時の事前準備.....	168
第2 災害発生時の対応（県内での対応）.....	168
第3 災害発生時の対応（国への要請）.....	168
第12節 要旨（通信の臨時確保）.....	170

第1 目的	170
第2 計画に基づく活動期間	170
第3 概要	170
第1 3 節 関係機関の役割	172
第1 指揮又は調整を行う機関	173
第2 通信の臨時確保を行う機関	173
第1 4 節 通信の臨時確保	174
第1 平時の事前準備	174
第2 災害発生時の対応（県内での対応）	174
第3 災害発生時の対応（国への要請）	174

第7章 燃料供給及び電力・ガスの臨時供給、通信の臨時確保に関する計画

第1節 要旨（燃料供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、県内も含め多くの製油所が被災し全国的な燃料供給の確保が困難になることが想定される。

このような想定の下、国において、燃料の供給体制を速やかに構築し、被災により燃料供給が不足する事態が生じた地域の供給体制が早期に復旧される。

この「燃料供給に関する計画」は、災害応急対策活動に必要な燃料のほか、災害対策本部設置の庁舎や災害拠点病院等の重要施設¹⁶の業務継続に必要な燃料を確保し、優先的に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

燃料供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね4週間を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
燃料供給 (発災～発災後12時間)	(県内での対応)
	中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の情報収集・提供
	重要施設への燃料供給のニーズ調査
	県石油商業組合に重要施設への燃料供給を要請・供給
	緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集・提供
	県内備蓄及び契約業者による航空燃料の供給
	製油所への道路・航路啓開状況の情報収集・提供
燃料供給 (発災～発災後1日目)	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に中核SSへの燃料供給を要請
	国緊急災害対策本部に重要施設への燃料供給を要請
	県民への一般車両の給油に関する情報の広報・周知
	国緊急災害対策本部に航空燃料の供給を要請
燃料供給 (発災～発災後2日目以降)	(国への要請)
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(中核SS)
	中核SSへの燃料供給状況の確認
	国緊急災害対策本部に要請した燃料の供給(重要施設)
	重要施設への燃料供給状況の確認
	国緊急災害対策本部に要請した航空燃料の供給
	航空燃料への燃料供給状況の確認

¹⁶ 重要施設…災害対策本部となる官公庁舎、災害拠点病院、防災関連施設等、災害応急対策の実施のために不可欠と判断する施設で、優先供給すべき施設として県が指定するもの。

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関しては、県は、県石油商業組合から県内の中核給油所（中核SS）の稼働状況や燃料在庫状況の情報収集を行い、災害応急対策活動に従事するものとして証明書が交付された車両に燃料供給する。また、県内の燃料で供給できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から燃料供給を行う。

重要施設への燃料供給に関しては、県は、重要施設へ燃料供給の必要性を照会し、収集した情報を基に、県石油商業組合に対し燃料供給の要請を行い、燃料の配送を行う。県内の燃料で対応できない場合は、県は国に対し燃料供給を要請する。これを受け、国は、石油連盟や全国石油商業組合連合会に燃料供給の要請を行い、県内外の製油所等から重要施設への燃料供給を行う。

(2) 燃料供給の拠点

① 中核給油所（中核SS）

自家発電機や大容量の地下タンクを備えた災害対応力の高いサービスステーション（SS）。災害応急対策活動に従事する車両に優先的に供給する給油所。

② 小口燃料配送拠点

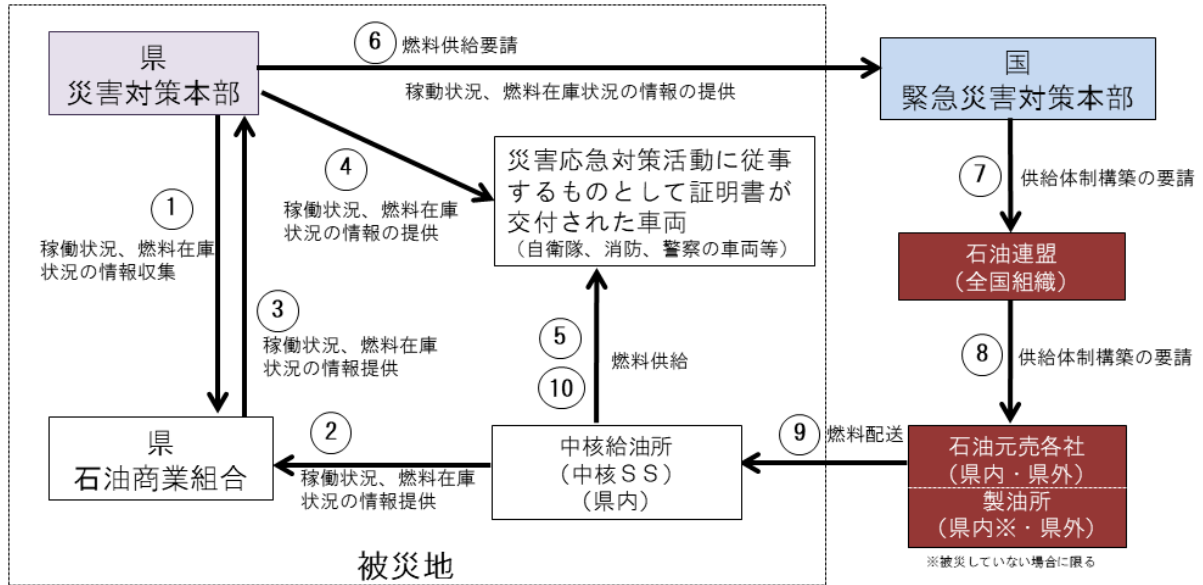
平時は取引先に燃料配送を行う地域配送拠点（給油サービスステーション）で、災害発生時には小型タンクローリーにより重要施設への燃料配送を行う。

③ 製油所

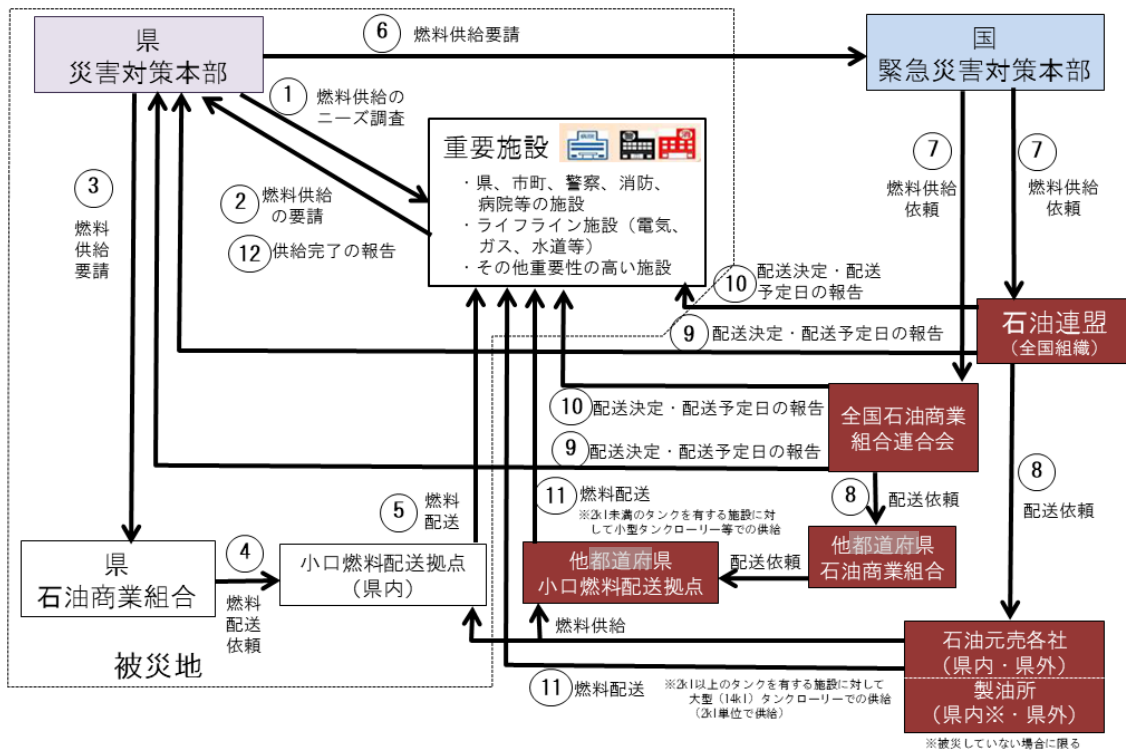
原油を受け入れ、これを精製してガソリン、灯油、軽油、重油などの各種石油製品を製造し、これらを貯蔵し出荷する石油精製工場。

災害発生時には、石油元売各社を通じ、中核給油所及び小口燃料配送拠点等へ燃料配送を行う。

図表 7-1 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給の流れ

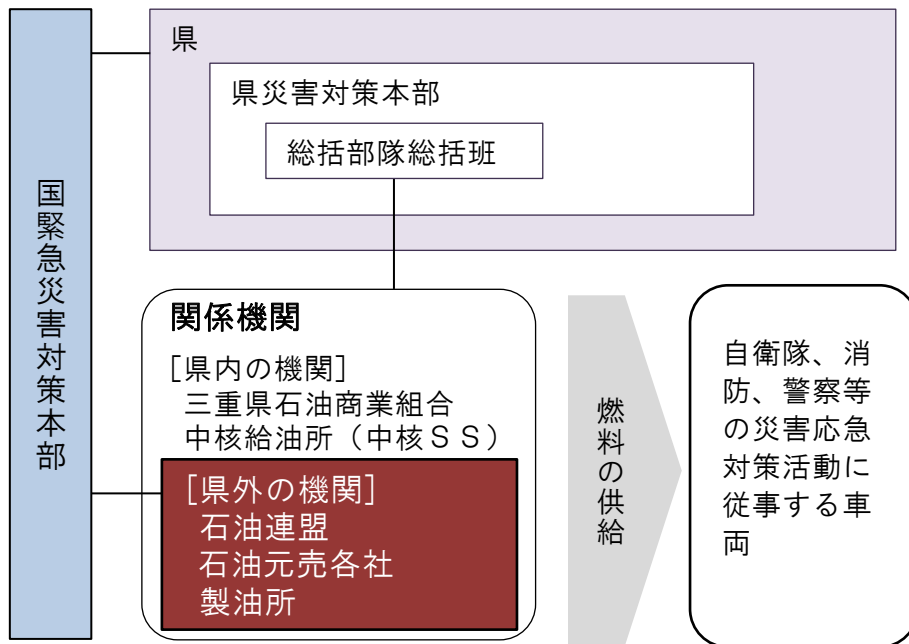


図表 7-2 重要施設への燃料供給の流れ

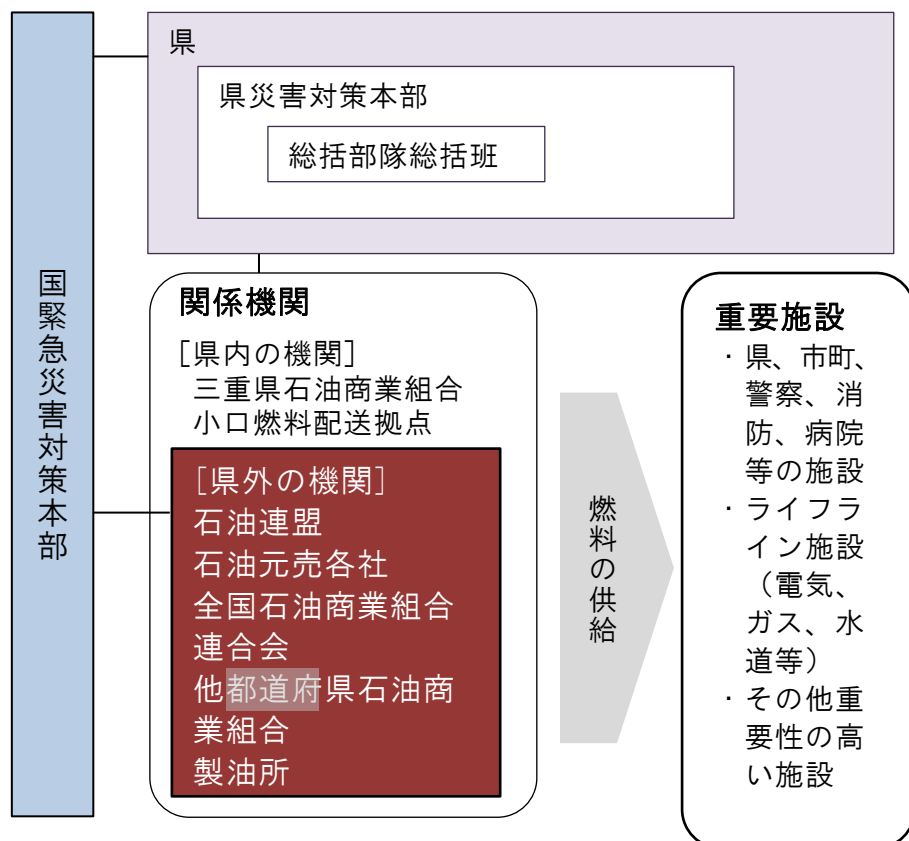


第2節 関係機関の役割（燃料供給）

図表7-3 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給に関する関係機関の体制



図表7-4 重要施設への燃料供給に関する関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	＜中核給油所（中核SS）関係＞ ・ 中核SSの稼働状況や燃料在庫状況の確認及び情報提供 ＜重要施設への燃料供給＞ ・ 燃料供給のニーズ調査 ・ 県石油商業組合や国の緊急災害対策本部に対する燃料供給の要請 ・ 燃料供給状況の把握 ・ 重要施設への道路啓開情報の収集 ＜製油所関係＞ ・ 製油所への道路等啓開情報の収集

2 国等

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な燃料供給の調整
石油連盟 (県外・全国組織)	・ 石油元売各社に対する燃料供給の依頼
全国石油商業組合 連合会	・ 被災県以外の石油商業組合に対する燃料供給の依頼

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への燃料供給にかかる県への要請

第2 燃料供給を行う機関

1 県内関係機関

関係機関	主な役割
県石油商業組合	・ 小口燃料配送拠点に対する燃料配送の依頼
中核SS	・ 燃料の供給
小口燃料配送拠点	・ 燃料の配送

第3節 災害応急対策活動に従事する車両への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 緊急通行車両等事前届出制度の活用

県は、防災関係機関等に対し、あらかじめ緊急通行車両として使用が想定される車両について、緊急交通路の円滑な通行ができるよう、警察庁が定めている要領による緊急通行車両等事前届出制度の活用について周知する等、事前の備えに努める。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 緊急通行車両確認証明書の交付

県及び警察（交通規制課、高速道路交通警察隊、各警察署）は、緊急通行車両等の事前届出に基づき、緊急通行を行う車両の確認証明書等の交付を行う。

2 中核SSの被害状況等の収集

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、国による重点的かつ継続的な燃料供給が行われる中核SSにおいて、災害応急対策活動に従事する車両（自衛隊・消防・警察等の関係車両、緊急物資輸送車両、道路啓開作業用重機、その他必要な車両等）に対する優先的な給油が実施されるよう、県石油商業組合へ中核SSの被害状況や燃料の在庫状況を確認する。

3 災害応急対策活動に従事する車両への情報提供と燃料供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、中核SSの稼働状況や燃料の在庫状況の情報を、災害応急対策活動に従事する車両の関係機関へ提供し、災害応急対策活動に従事する車両に対して燃料供給を行う。

4 県民への広報・周知活動

中核SSでは、多数の給油希望者が集中することによる混乱が想定されるため、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県民に対して一般車両への給油体制に関する情報を県石油商業組合から収集し、適切に広報・周知し、給油施設での混乱防止に努める。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、中核ＳＳにおける燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と中核ＳＳの稼働状況や燃料の在庫状況の情報について共有を行い、燃料の枯渇が想定される場合は燃料供給を要請する。

2 燃料供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、石油連盟に対し燃料供給体制の構築を行うよう要請する。石油連盟は、県内外の製油所から石油元売各社（県内外）を通じて、県内の中核ＳＳに対して燃料供給を行う。

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県石油商業組合を通じて、上記による燃料供給状況を確認する。

第4節 業務継続が必要な重要施設への燃料供給

第1 平時の事前準備

1 重要施設の指定

県は、災害拠点病院、災害対策本部となる官公庁舎、防災関連施設等の災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設をあらかじめ指定しておく。

県は、重要施設の指定にあたっては、円滑な燃料供給が可能となるよう、燃料供給に必要な設備等の情報をあらかじめ確認するとともに、県石油商業組合との間で、指定施設の情報を共有する。

県は、業務継続に必要な非常用発電機等の燃料供給に要する費用については、原則として重要施設管理者が負担することについて、事前の合意を得ることとする。

2 自衛的備蓄による事前準備

重要施設の施設管理者は、平時より災害発生時における業務継続に必要な燃料の備蓄（以下、「自衛的備蓄」という。）を行い、事前の備えに努めるとともに、県は、重要施設の燃料の備蓄状況を把握する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 重要施設における燃料確保の実施

重要施設の施設管理者は、災害発生時には、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に業務継続のための燃料を確保するよう努める。

2 重要施設の燃料供給ニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、重要施設に対して燃料供給のニーズ調査を行う。

燃料の確保方法については、重要施設の施設管理者と石油販売業者の通常取引を基本とするが、通常取引による燃料確保が困難な場合、重要施設の施設管理者は、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）に対し燃料確保を要請する。その際、燃料供給に必要な設備等の情報及び燃料が枯渇するまでの期間を報告する。

3 県石油商業組合への要請と燃料配送

要請を受けた県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県石油商業組合に対し、協定に基づく重要施設への燃料供給を要請する。

県石油商業組合は、小口燃料配送拠点より重要施設への燃料配送を行うこととするが、燃料調達が困難な場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）に報告する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県石油商業組合へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県石油商業組合による燃料供給だけでは燃料調達が困難と認めた場合、県内の重要施設の燃料需要をとりまとめ、施設の重要度や在庫燃料の状況等を考慮し、可能な範囲で優先順位を決定した上で、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。

優先順位の決定にあたっては、災害応急対策や医療活動を行うために必要な県、市町、警察、消防、病院等の施設を最優先とし、ライフライン施設（電気、ガス、上下水道、工業用水道、放送、交通）を最優先施設に準ずるものとする。ただし、重要施設からの要請量や切迫度に応じて臨機応変に対応するものとする。

なお、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、重要施設における燃料が枯渇する事態に備え、災害発生直後から国の緊急災害対策本部と重要施設の燃料の確保状況について共有する。

2 燃料供給の受入れ対応

国へ要請した燃料供給は、石油連盟及び全国石油商業連合会を通じて行われる。県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、これらの燃料配送の決定・配送予定日の報告を受け、重要施設への燃料供給の情報を確認する。

重要施設の施設管理者は、要請した燃料供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ供給完了を報告する。

3 重要施設以外からの要請への対応

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、重要施設に指定されていない施設から燃料供給の要請があった場合には、その緊急性・必要性を考慮し、当該施設への燃料供給について、国の緊急災害対策本部へ要請する等適切に対応する。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、石油連盟及び全国石油商業連合会へ情報提供する。

第5節 災害応急対策に従事する航空機への燃料供給

第1 県内での対応

県総括部隊（救助班・航空担当）は、県内各地に備蓄している航空燃料で対応できない場合、平時に供給している契約業者に対して、航空燃料の供給を要請する。

第2 国への要請

県総括部隊（救助班・航空担当）は、契約業者の納入期日や供給可能量を確認する。

県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関は、供給が間に合わず航空燃料の不足が見通される場合や、調達が困難となった場合には、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）を通じて、国緊急災害対策本部へ航空燃料の供給を要請する。

第3 燃料供給の受入れ対応

受入れ対応は、県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関が指定する場所にて航空燃料を受け入れる。また、供給完了後は、県総括部隊（救助班・航空担当）及び救助機関から県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ供給完了を報告する。

第6節 製油所からの燃料輸送

県石油商業組合との調整による燃料調達が困難な場合、国の緊急災害対策本部に対して優先供給の実施を要請する。当該要請に基づき、国の緊急災害対策本部から要請を受けた石油連盟にて、県外又は県内（被災していない場合）の製油所からの燃料配送が調整される。

当該配送に対処するため、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、図表7-5に示す県内の製油所への道路啓開、航路啓開に関する情報について、県社会基盤対策部隊から収集し、石油連盟へ提供する。

製油所は、大規模災害発生時において、県内又は県外への中核SS、小口燃料配送拠点への燃料供給を行うことを目的としたものであり、輸送先の決定については、石油連盟が行う。

図表7-5 県内の製油所

県内の製油所名	所在地
コスモ石油 四日市製油所	四日市市大協町1-1
昭和四日市石油 四日市製油所	四日市市塩浜町1

第7節 要旨（電力・ガスの臨時供給）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な電力及びガスを確保出来ないことが想定される。

このような想定の下、国は、電気事業者、ガス事業者が災害応急対策活動を実施するため、これらの関係機関と相互協力を行う供給体制を構築し、重要施設に対して必要な電力及びガスを確保し臨時供給¹⁷する。

この「電力・ガスの臨時供給に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設に対して必要な電力・ガスを確実に確保し、迅速かつ円滑に供給することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

電力・ガスの臨時供給に関する活動期間は、災害発生後おおむね8週間を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
電力の臨時供給 (発災～発災後12時間)	重要施設への電力の臨時供給のニーズ調査
	県内一般送配電事業者に重要施設への電力の臨時供給を要請・供給
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供
電力の臨時供給 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設への電力の臨時供給を要請
電力の臨時供給 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請した電力の臨時供給
	重要施設への電力の臨時供給状況の確認

区分	行動項目
ガスの臨時供給 (発災～発災後12時間)	重要施設へのガスの臨時供給のニーズ調査
	県内一般ガス導管事業者に重要施設へのガスの臨時供給を要請・供給
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供
ガスの臨時供給 (発災～発災後1日目)	国緊急災害対策本部に重要施設へのガスの臨時供給を要請
ガスの臨時供給 (発災～発災後2日目以降)	国緊急災害対策本部に要請したガスの臨時供給
	重要施設へのガスの臨時供給状況の確認

¹⁷ 臨時供給（電力）について…平時は、送電線等を経由して電力供給をしているが、災害発生後は、断線等により送電線からの電力供給が停止した場合、一般送配電事業者は速やかに送電線等を復旧（系統の復旧を実施）し、電力供給を行うこととなる。送電線が復旧するまでの間、重要施設へ電源車を用いて臨時的な電力供給を行うことを「臨時供給」としている。
臨時供給（ガス）について…平時は、ガス導管を経由してガス供給をしているが、災害発生後は、ガス導管の損傷等によりガス供給が停止した場合、一般ガス導管事業者は速やかにガス導管等を復旧し、ガス供給を行うこととなる。ガス導管が復旧するまでの間、重要施設へ移動式ガス発生設備やポンプを用いた臨時的なガス供給を行うことを「臨時供給」としている。

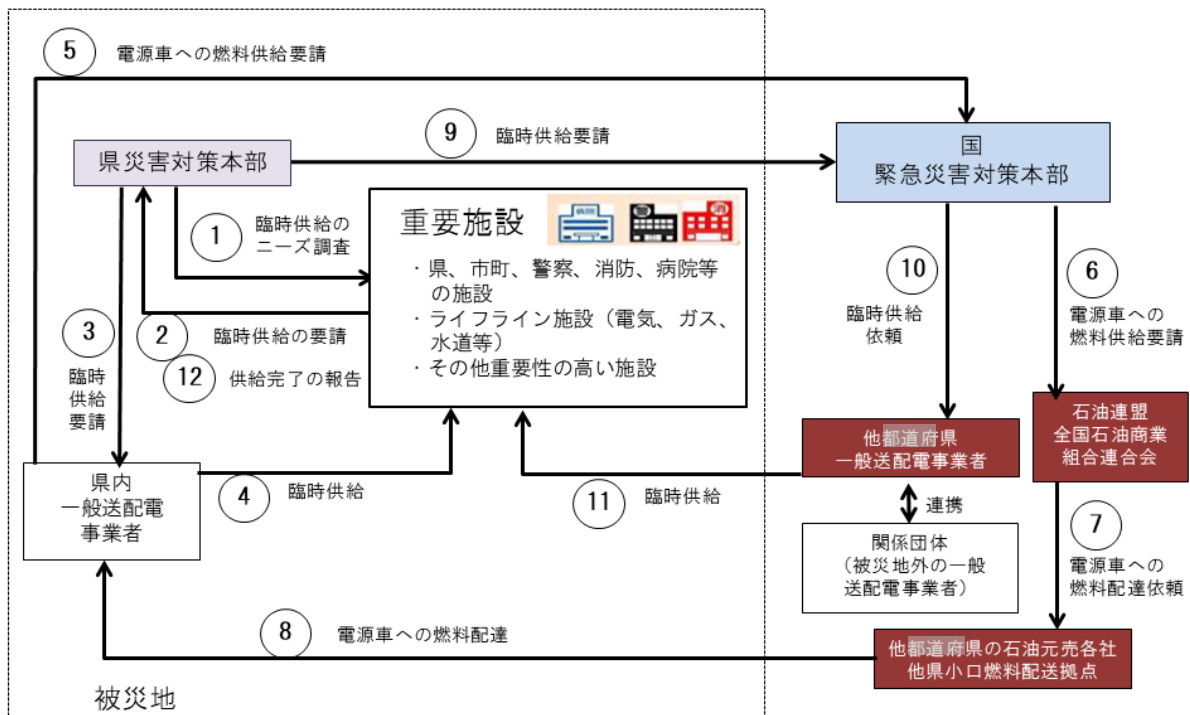
第3 概要（電力）

1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

県は、重要施設に対し電力の臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般送配電事業者に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他都道府県の一般送配電事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表 7-6 電力の臨時供給の流れ



（2）電力の臨時供給の拠点

① 一般送配電事業者

日本の電気事業法に定められた電気事業者の類型の一つで、送電線、変電所等を維持・運用し、電気を供給することを主な事業とする事業者で、災害発生時には、電源車を重要施設に派遣し電力の臨時供給を行う。

本県を所管する事業者は、中部電力パワーグリッド株式会社及び関西電力送配電株式会社である。

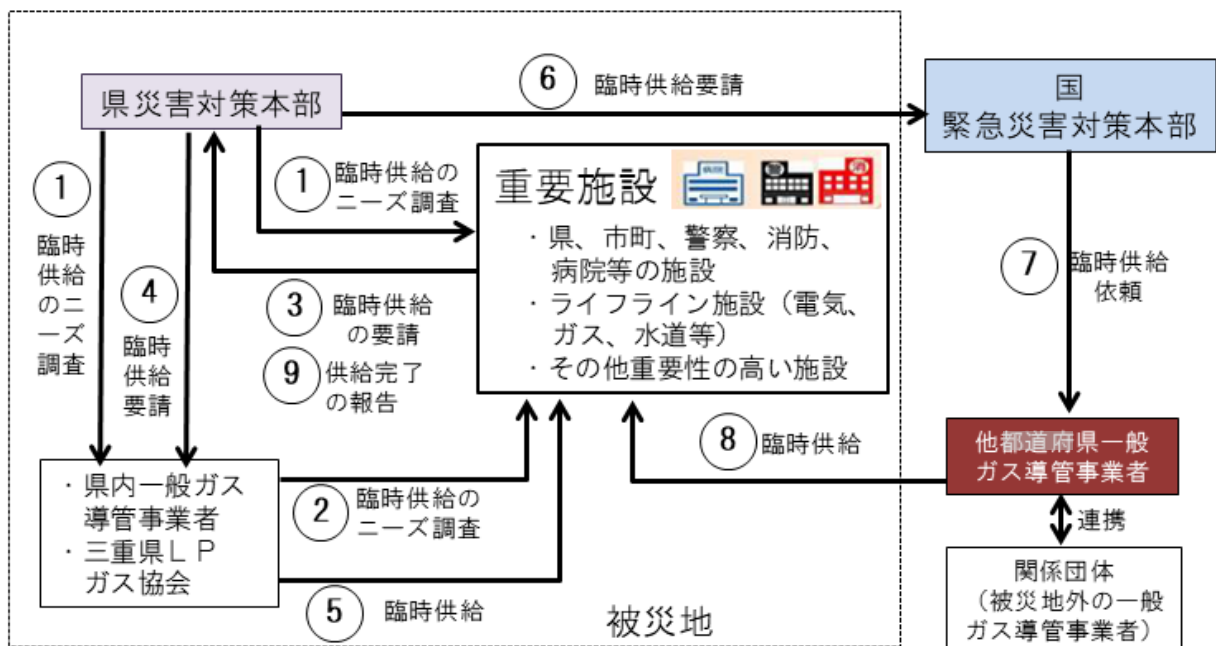
第4 概要（ガス）

1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

県は、重要施設又は県内一般ガス導管事業者へガスの臨時供給の必要性を照会し、収集した要請情報を基に、県内の一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し臨時供給を要請する。県内で対応できない場合は、国緊急災害対策本部へ臨時供給の要請を行い、国は、県からの臨時供給の要請に対応するため、他都道府県の一般ガス導管事業者に対し重要施設への臨時供給を要請する。

図表7-7 ガスの供給体制



（2）ガスの臨時供給の拠点

① 一般ガス導管事業者

ガス製造事業者から導管やローリー車等により、ガス供給を行う事業者で、供給区域内で、導管等を維持・運用し、ガスを供給することを主な事業とする。災害発生時には、移動式ガス発生設備を重要施設に派遣しガスの臨時供給を行う。

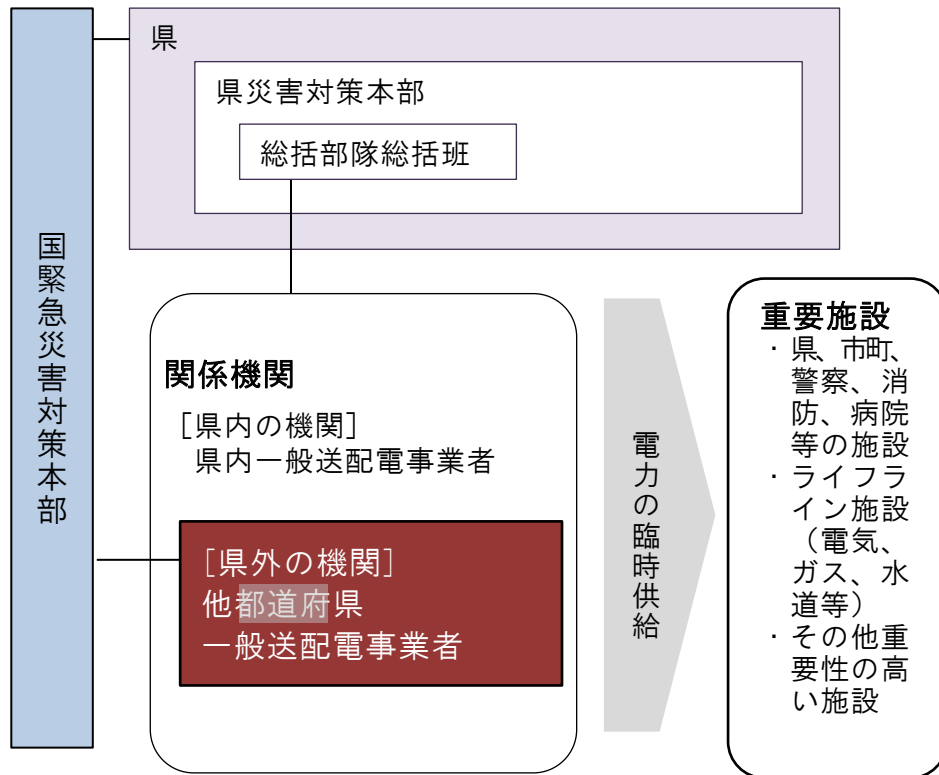
本県を所管する事業者は、東邦ガス株式会社及び上野都市ガス株式会社、名張近鉄ガス株式会社である。

② 一般社団法人 三重県LPガス協会

LPガスが入った容器を、配送車により運搬を行い、ガスを供給することを主な事業とする。

第8節 関係機関の役割（電力の臨時供給）

図表7-8 電力の臨時供給に関する関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部隊	・ 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・ 県内一般送配電事業者や国の緊急災害対策本部に対する臨時供給の要請 ・ 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採や復旧作業に必要な啓開作業の実施

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な電力供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請 ・ 配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採（協定締結済み市町）

第2 電力の臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般送配電事業者	・ 重要施設への臨時供給 ・ 電源車への燃料供給の要請

第9節 電力の臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時に電力の臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般送配電事業者と共有する。

また、県・市町は県内一般送配電事業者と協力して、配電線の断線などを起こす恐れのある樹木の事前伐採を行うとともに、停電発生時の復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木などの障害物の除去等について、県内一般送配電事業者と連携体制について協議しておく。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 電力の臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、電力の臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般送配電事業者等への要請と臨時供給

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への電力の臨時供給を、県内一般送配電事業者に対し要請する。また、必要に応じて協定事業者へ電源車の派遣を要請する。

3 県内一般送配電事業者との連携

県社会基盤対策部隊は、状況に応じて、一般送配電事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去などの啓開作業を行う。

4 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般送配電事業者へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県内一般送配電事業者との間で、優先すべき重要施設への電力の臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、他都道府県一般送配電事業者に臨時供給を要請する。
重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他都道府県一般送配電事業者へ情報提供する。

【令和元年房総半島台風における事例】

電力確保における倒木処理

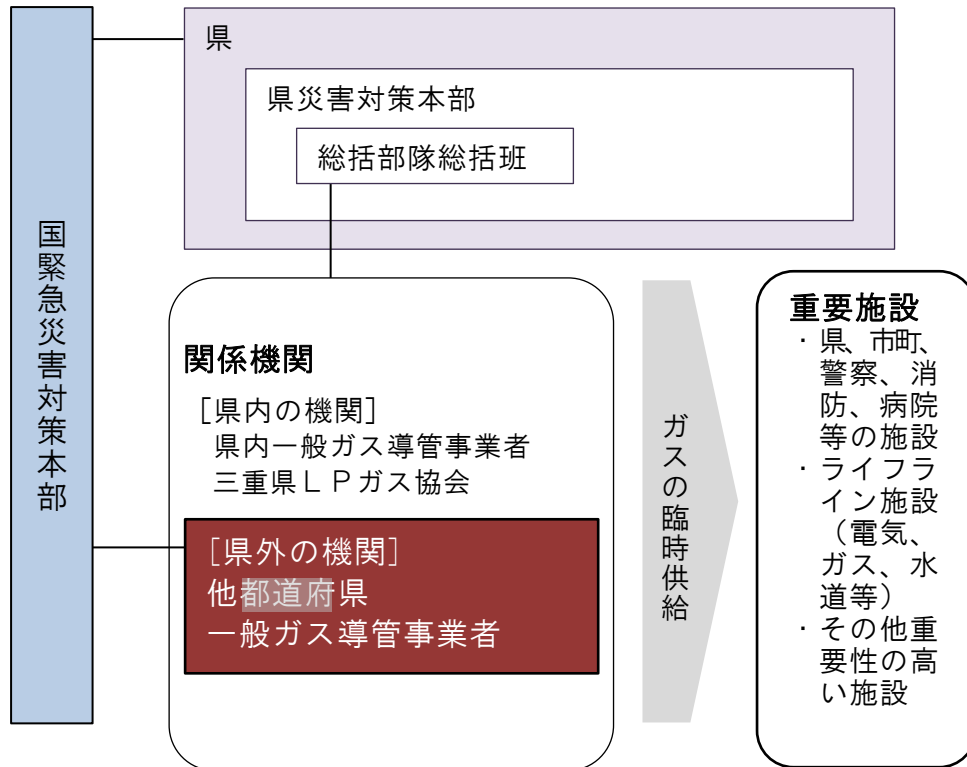
- ・ 令和元年房総半島台風において被災地となった千葉県では、倒木によって被害状況の情報収集や電力の復旧作業に時間を要した。
- ・ 岐阜県では電力会社の協力のもと、停電発生を未然に防ぐため、電力施設への影響を及ぼす恐れのある樹木の事前伐採について事業化されている。また、和歌山県は災害により発生した倒木等の障害物の処理について電力会社と協定を結んでおり、県が処理を代行できることになっている。

重要施設における電力の臨時供給

- ・ 千葉県、市町及び電力会社の間で、優先的に確保すべき重要施設や電源車などの要請について円滑な情報共有ができず、重要施設へ電力を速やかに供給することができなかった。
- ・ 大阪府の泉南市では、停電が長期化したときに備え、電源車を優先的に配置させる施設をリスト化し、電力会社と共有している。

第10節 関係機関の役割（ガスの臨時供給）

図表7-9 ガスの臨時供給に関する関係機関の体制



第1 指揮・調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当)	・ 重要施設に対する臨時供給のニーズ調査 ・ 県内一般ガス導管事業者や緊急災害対策本部への臨時供給の要請

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な臨時供給の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設への臨時供給にかかる県への要請

第2 ガスの臨時供給を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
一般ガス導管事業者	・ 重要施設への臨時供給
三重県LPガス協会	・ 重要施設への臨時供給

第11節 ガスの臨時供給

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時にガスの臨時供給が必要となる指定した重要施設のリストを、関係省庁（内閣府・経済産業省等）、県内一般ガス導管事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 ガスの臨時供給のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、直接又は県内一般ガス導管事業者等を通じて、ガスの臨時供給のニーズ調査をする。

2 県内一般ガス導管事業者等への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、ニーズ調査に基づき、臨時供給を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設へのガスの臨時供給を、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会に対し要請する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内一般ガス導管事業者や一般社団法人三重県LPガス協会へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、一般ガス導管事業者等との間で、優先すべき重要施設へのガスの臨時供給が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時供給を要請する。

2 臨時供給の受入れ対応

国の緊急災害対策本部は、他都道府県一般ガス導管事業者に臨時供給を要請する。
重要施設の施設管理者は、要請した臨時供給の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ供給完了を報告する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他都道府県一般ガス導管事業者へ情報提供する。

【熊本地震における事例】

関係機関との連携と担当部署の設置が重要

熊本地震発生前の総合防災訓練に参加している機関や平時から業務上の関わりがある機関については、燃料調達について円滑に連携できたが、平時における業務上の関連が少ない機関とはうまく連携が取れなかった。また、発災時に燃料関係を調整する部署を設けていなかったことから、燃料関係の調整がスムーズに進まなかった。

このことから、燃料調達に関する担当部署を設置するとともに、当該担当による関係機関との平時における連絡調整を行うことが重要である。

（資料）「熊本地震に係る広域応援検証・評価について（最終報告書）」（平成29年5月：九州地方知事会）

重要施設へのガスの臨時供給の実施記録

熊本地震では、ガスの臨時供給は、病院23箇所、宿泊施設6箇所、老健施設4箇所、公衆浴場1箇所、小計34箇所に対して行われている。臨時供給期間としては、4月16日に開始され、4月29日まで実施された。施設により、設置・撤去期間は異なり、また、必要量に応じてボンベ交換等も行われている。

（資料）「平成28年熊本地震を踏まえた都市ガス供給の地震対策検討報告書（参考資料）」
（平成29年3月：産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会）

第12節 要旨（通信の臨時確保）

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、重要施設の業務継続や災害応急対策活動に必要な通信を確保できないことが想定される。

このような想定の下、国は、電気通信事業者との協力体制¹⁸を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。

この「通信の臨時確保に関する計画」は、災害応急対策活動の拠点となる重要施設における必要な通信を確実に確保することを目的として、受援及び支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

通信の臨時確保に関する活動期間は、災害発生後おおむね1週間を対象とする。

【タイムライン】

区分	行動項目
通信の臨時確保 （発災～発災後12時間）	通信支障の発生状況を県内電気通信事業者を確認
	重要施設への通信の臨時確保のニーズ調査
	県内電気通信事業者に通信用の優先的な確保を行うべき施設の通信確保を要請
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集・提供
通信の臨時確保 （発災～発災後1日目）	国緊急災害対策本部に重要施設における通信の臨時確保を要請
通信の臨時確保 （発災～発災後2日目以降）	国緊急災害対策本部に要請した通信の臨時確保
	重要施設における通信の確保状況の確認

第3 概要

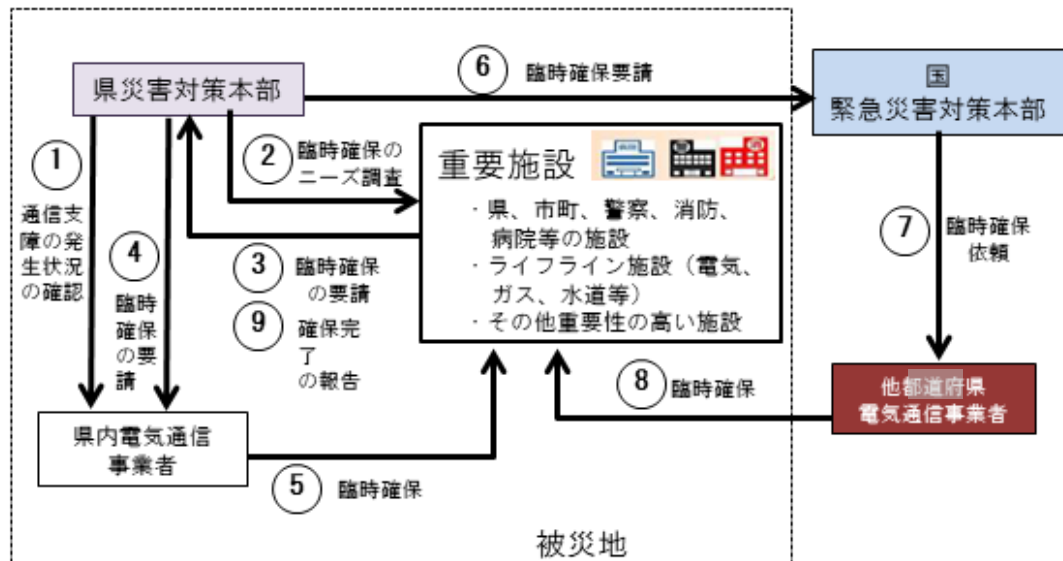
1 国・県・市町の活動の概要

（1）活動内容

県は、県内電気通信事業者に対し、通信支障が発生している地域を確認した上で、重要施設における通信の臨時確保の必要性を照会する。収集した情報を基に、通信の臨時確保が必要な重要施設の優先順位の検討し、県内電気通信事業者に対し通信の臨時確保を要請する。県内で対応できない場合は、国の緊急災害対策本部へ通信の臨時確保の要請を行い、国は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。

¹⁸ 発災後、総務省の判断により、東海総合通信局と関係電気通信事業者の担当官から構成される「通信確保調整チーム」を設置し、県災害対策本部等との連絡調整を行う。「通信確保調整チーム」は、被災県災害対策本部など被災県の情報を迅速に把握できる場所での活動を想定している。

図表 7-10 通信の臨時確保の流れ



（２）通信の臨時確保の拠点

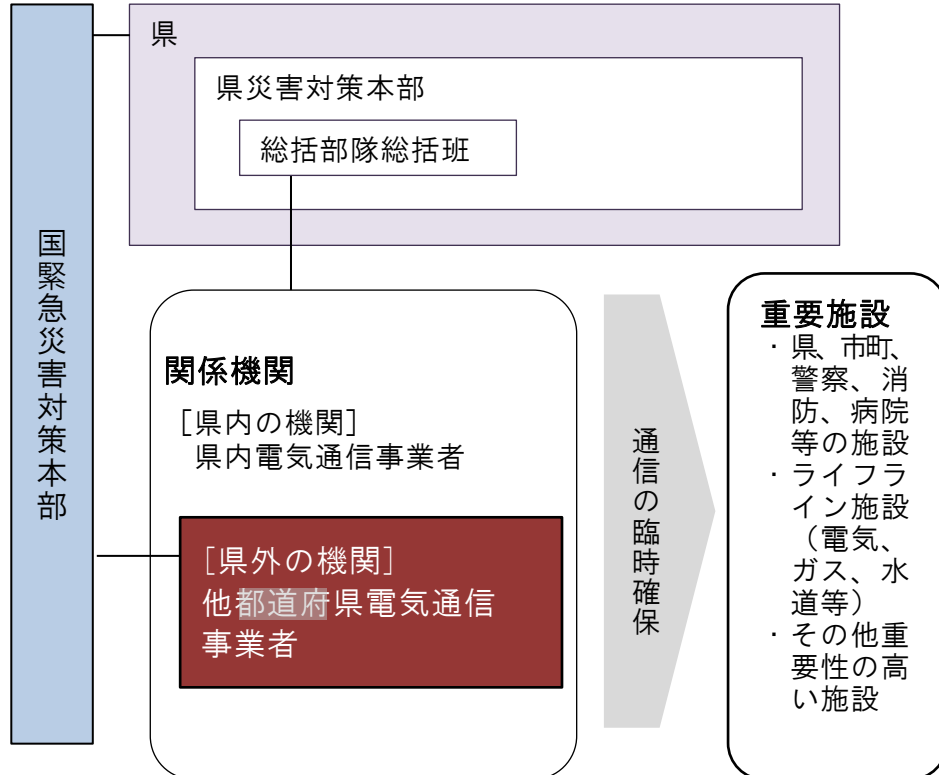
① 電気通信事業者

指定公共機関である電気通信事業者のことで、災害発生時には、通信が途絶した重要施設に対し、基地局や交換機器等の通信設備における電力又は伝送路の確保及び非常用発電機の燃料確保等についての対応状況並びに基地局や交換機等の復旧状況等を勘案し、必要に応じ、速やかに通信端末の貸与や移動基地局車又は可搬型の通信機器（小型ポータブル衛星装置等）等の展開等による通信の臨時確保を行う。

本県を所管する事業者は、西日本電信電話株式会社、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社である。

第13節 関係機関の役割(通信の臨時確保)

図表7-11 通信の臨時確保に関する関係機関の体制



第1 指揮又は調整を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部 総括部隊総括班 (燃料・電力・ガス・通信担当) 社会基盤対策部隊	・ 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認 ・ 重要施設に対する通信の臨時確保のニーズ調査 ・ 県内電気通信事業者や国の緊急災害対策本部に対する通信の臨時確保の要請 ・ 復旧作業に必要な啓開作業の実施

2 国

関係機関	主な役割
緊急災害対策本部	・ 広域的な通信の臨時確保の調整

3 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・ 市町が管理する重要施設における通信の臨時確保にかかる県への要請

第2 通信の臨時確保を行う機関

1 県内の関係機関

関係機関	主な役割
電気通信事業者	・ 重要施設における通信の臨時確保

第14節 通信の臨時確保

第1 平時の事前準備

県は、災害発生時に通信の臨時確保が必要となる指定した重要施設のリストを関係省庁（内閣府・総務省等）、県内電気通信事業者と共有する。

第2 災害発生時の対応（県内での対応）

1 県内電気通信事業者に対する通信支障の発生状況の確認

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、県内のどの地域で通信支障が発生しているのかについて、県内電気通信事業者を確認する。

2 通信の臨時確保のニーズ調査

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、発災後、重要施設のリストに掲載されている施設について、通信の臨時確保のニーズ調査をする。

3 県内電気通信業者への要請と通信の臨時確保

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、ニーズ調査に基づき、通信の臨時確保を行うべき施設の優先順位をつけ、当該優先順位に基づく重要施設への通信の臨時確保を、県内電気通信事業者に対し要請する。

4 県内電気通信事業者との連携

県社会基盤整備部隊は、状況に応じて、電気通信事業者が行う復旧作業に必要な進入路上の支障となる樹木、土砂等の障害物の除去などの啓開作業を行う。

5 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、県内電気通信事業者へ情報提供する。

第3 災害発生時の対応（国への要請）

1 国への要請

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県内電気通信事業者との間で、優先すべき重要施設への通信の臨時確保が困難な場合には、国緊急災害対策本部に臨時確保を要請する。

2 臨時確保の受入れ対応

国緊急災害対策本部は、電気通信事業者との協力体制を構築し、重要施設における必要な通信の臨時確保を行う。

重要施設の施設管理者は、要請した臨時確保の実施完了後、県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）へ確保完了を報告する。

3 緊急輸送ルート of 被害状況・啓開状況 of 情報収集と共有

県総括部隊（燃料・電力・ガス・通信担当）は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況や啓開状況にかかる情報を収集し、他都道府県電気通信事業者へ情報提供する。

第8章

ボランティアの受入れ に関する計画

目 次

第8章 ボランティアの受入れに関する計画.....	179
第1節 要旨	179
第1 目的	179
第2 計画に基づく活動期間	180
第3 概要	181
第2節 関係機関の役割	186
第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関	187
第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関	188
第3 災害支援活動を行う者	188
第3節 ボランティアの受入れ	189
第1 初動	189
第2 受入れ調整	189
第3 支援活動及び調整	190

第8章 ボランティアの受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、被災者は多くの困難に直面し様々な課題が発生する。

このため、行政では対応しきれない被災者の多様なニーズにきめ細かく対応できるよう、多分野のボランティア¹⁹が、日頃の専門的知識やノウハウを生かした支援活動を行う必要がある。

このような想定の下、みえ災害ボランティア支援センター（以下、「支援センター」という。）幹事団体²⁰は、協働で支援センターの設置・運営を行うとともに、災害支援活動を行う団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、行政等）と情報共有、連絡調整を行うための連携の場（三重県域協働プラットフォーム）を構築し対応する。

この「ボランティアの受入れに関する計画」は、被災地及び被災者の速やかな復旧と、抜け・漏れ・落ちのない支援につなげることを目的とし、関係機関の連携体制や適切な情報発信についてあらかじめ整理するなど、ボランティアの受け入れと支援活動等について定める。

¹⁹ ボランティア：ボランティアは、共感にもとづいて活動するもので、災害ボランティアセンターに駆けつける個人・グループだけでなく、経験や専門性を生かした組織的な活動を含む。

²⁰ みえ災害ボランティア支援センター幹事団体：災害に強いまちづくりを行うことを目的として「災害ボランティア活動の支援に関する協定」を締結している以下の7団体

- ・ 特定非営利活動法人みえ防災市民会議
- ・ 特定非営利活動法人みえNPOネットワークセンター
- ・ 三重県ボランティア連絡協議会
- ・ 公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会
- ・ 日本赤十字社三重県支部
- ・ 社会福祉法人三重県社会福祉協議会
- ・ 三重県（防災企画・地域支援課、地域福祉課、ダイバーシティ社会推進課）

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から支援センターが閉鎖されるまでとする。

なお、南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害規模や現地の状況によって変動するが、東日本大震災と同様に数年の活動期間となることが想定される。

【支援センターの設置基準】

- (1) 災害が発生し、県内に現地災害ボランティアセンター（以下、「現地センター」という。）が設置された場合又は常設の現地センターが災害時体制へ移行した場合
- (2) 県内に震度6弱以上²¹の地震が発生した場合
- (3) 幹事団体が開催する臨時会で設置決議があった場合

【支援センターの閉鎖基準】

幹事団体は、下記の基準に基づき、閉鎖の時期を検討する。

また、可能な限り、現地センターの責任者の意向を事前に確認することとする。

- (1) 県内の現地センターがすべて閉鎖し、常設のセンターが平常時体制へ移行するとき
- (2) 復旧活動において、支援センターの役割が概ね終了したと幹事団体が判断したとき
- (3) 復興活動を引き継ぐ組織が立ち上がったとき

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後2日目)	支援センターの設置（自動設置）
	被害状況等の情報収集と情報共有
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有
	現地センター設置状況の情報収集
	支援センター臨時会の開催、体制整備
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	現地センター立ち上げにかかる支援 (必要に応じて被災地及び現地センターに支援要員を派遣)
支援活動及び調整 (発災後3日目以降)	現地センターの運営にかかる後方支援（県内外への情報発信等）
	三重県域協働プラットフォームの構築
	現地協働プラットフォームの構築支援
	県災害対策本部関係部隊等との連携・調整（被災者の課題等）

※区分中の括弧内は、想定される最短の期日を示しているが、現地の状況等によっては大きく変動する場合がある。

²¹ 広域受援計画において、国のプッシュ型支援等が開始される判断基準は震度6強以上の地震の発生で適用となっているが、支援センターの設置は、震度6弱以上を基準としている。本計画では、南海トラフ地震などの大規模災害時を想定しているため、支援センターは災害発生とともに自動設置となる。

第3 概要

1 ボランティア受入れの活動内容

ボランティアの受入れは、発災後、初動、受入れ調整を経て、支援活動及び調整の実施が始まる頃（一般的に「応急期」と呼ばれる頃）から本格化し、その活動内容は、現地の状況によって変動する。主に支援活動及び調整について、応急期（実施当初）及び応急期以降、現地の状況に対応し、展開する活動内容は以下のとおり。

（1）応急期（実施当初）

大規模災害発生時では、支援センターは県域の後方支援拠点として、ボランティアな「ひと（ボランティア人材）」・「もの（活動資機材）」・「金（活動支援金・助成金）」・「情報（知恵・ノウハウ・法令等制度支援）」の受け皿になる。

応急期（実施当初）においては、外部から駆けつける中間支援²²型支援者やプログラム提供型支援者、資金助成・資機材提供型支援者とともに三重県域協働プラットフォームを構築し、現地センターの立ち上げ支援やプログラム提供型支援者のマッチングを行う活動が中心となる。（図表8-2）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

（2）応急期以降

応急期以降になると、被災者の多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整い始めるため、よりきめ細かな対応が可能となる。このため、この時期には、市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等と協働で、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、ボランティアのマッチングなどの活動を行う。

支援センターは、中間支援型支援者や資金助成・資機材提供型支援者とともに、現地協働プラットフォームを構築するための支援を行う。（図表8-3）

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、県災害対策本部と様々な活動状況を共有する。

2 活動拠点

（1）支援センター

原則として、以下の場所に設置する。

三重県津市羽所町700番地 アスト津3階 みえ県民交流センター内

（2）現地センター

被害状況に応じて設置場所を決定する。

²²中間支援：被災地等で直接ボランティア活動をするのではなく、個人や団体のネットワークづくりや課題解決の支援などの間接的な活動のこと。

3 ボランティアの種類と活動内容

被災地において、ボランティアが行う支援活動には主に以下のようなものがある。
被災者の個々のニーズに合わせ、必要とされる支援の内容は多岐にわたる。

災害ボランティアによる活動は、被災者の個々のニーズに合わせ、その支援活動が実施される。

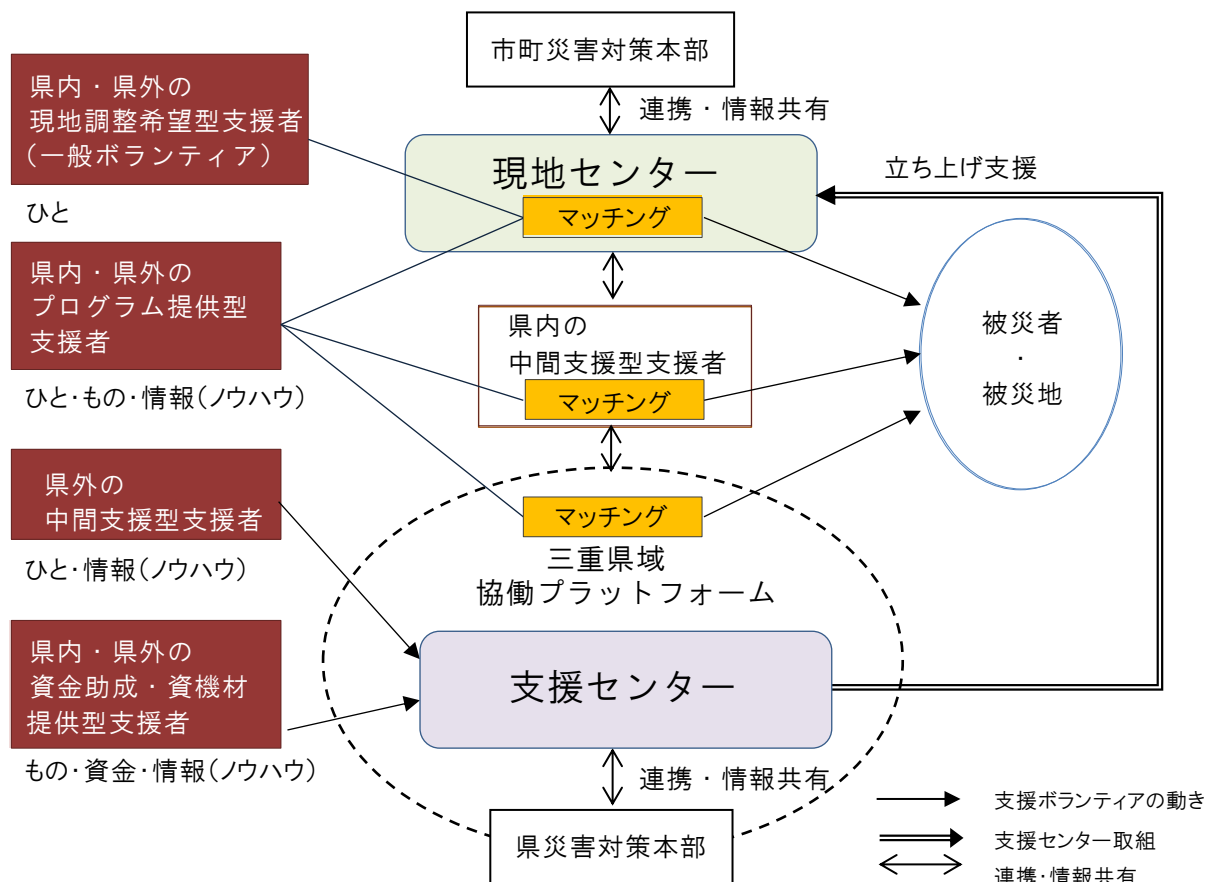
図表 8-1 ボランティアの種類と活動内容の例

	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
災害支援活動を行う者	県内・県外の現地調整希望型支援者 ・ 現地センターで活動コーディネート希望して駆けつける個人やボランティアバス等で集まったグループ（いわゆる「一般ボランティア」）	現地	・ 瓦礫撤去、家屋の清掃 ・ 物資の配布、輸送 など
	県内・県外のプログラム提供型支援者 ・ 提供できる支援メニューを持って駆けつける個人や団体、企業等	現地	・ 炊き出し、食事の提供 ・ 避難所（在宅避難者を含む）の生活環境の改善 ・ 外国人等の支援 ・ 高齢者や障がい者等の要配慮者支援 ・ 子どもや子育て世代への支援 ・ 医療 ・ 産業復興や祭り、まちづくり支援 ・ 職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動 など
災害支援活動を支援する機関	県内の中間支援型支援者		
	地域の中間支援型支援者 ・ 分野を問わず地域で中間支援を行っている団体	現地	・ ボランティアセンター運営 ・ 団体間のコーディネート など
	県域の中間支援型支援者 ・ 各分野で中間支援を行っており、災害ボランティアでも専門の分野の中間支援を担う団体（1分野1組織とは限らない。また、災害発生後に組織化されることもある。）	三重県域協働プラットフォーム	・ 外国人等の支援・調整 ・ 高齢者や障がい者等の要配慮者支援・調整 ・ 子どもや子育て世代への支援・調整 ・ 医療分野の支援・調整 など

災害支援活動を支援する機関	ボランティアの種類	主な活動場所	活動内容の例
	県外の中間支援型支援者 ・ 現地センターの設置運営支援や各種プログラム提供型支援者の調整を行う団体	三重県域協働プラットフォーム	・ ボランティア派遣、ボランティアセンター運営支援 ・ 団体間のコーディネート など
	県内・県外の資金助成・資機材提供型支援者 ・ 資金助成団体や、個人からの寄付、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供する企業等	三重県域協働プラットフォーム	・ 資金助成 ・ 資機材の提供 など

図表 8-2 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図
 〈応急期（実施当初）〉

〈応急期（実施当初）〉



【現地センターの機能】

- ・ 現地センターは、大量のボランティアと被災者ニーズ・困りごとをマッチングする拠点である。
- ・ 現地調整希望型支援者（一般ボランティア）は、現地センターに駆けつけ、ニーズとのマッチングを受けて活動する。
- ・ プログラム提供型支援者は、直接、現地センターに駆けつけることが多いが、中間支援型支援者のマッチングを受けて活動することもある。

【支援センターの機能】

- ・ 支援センターは、県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援する。
- ・ 災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築する。

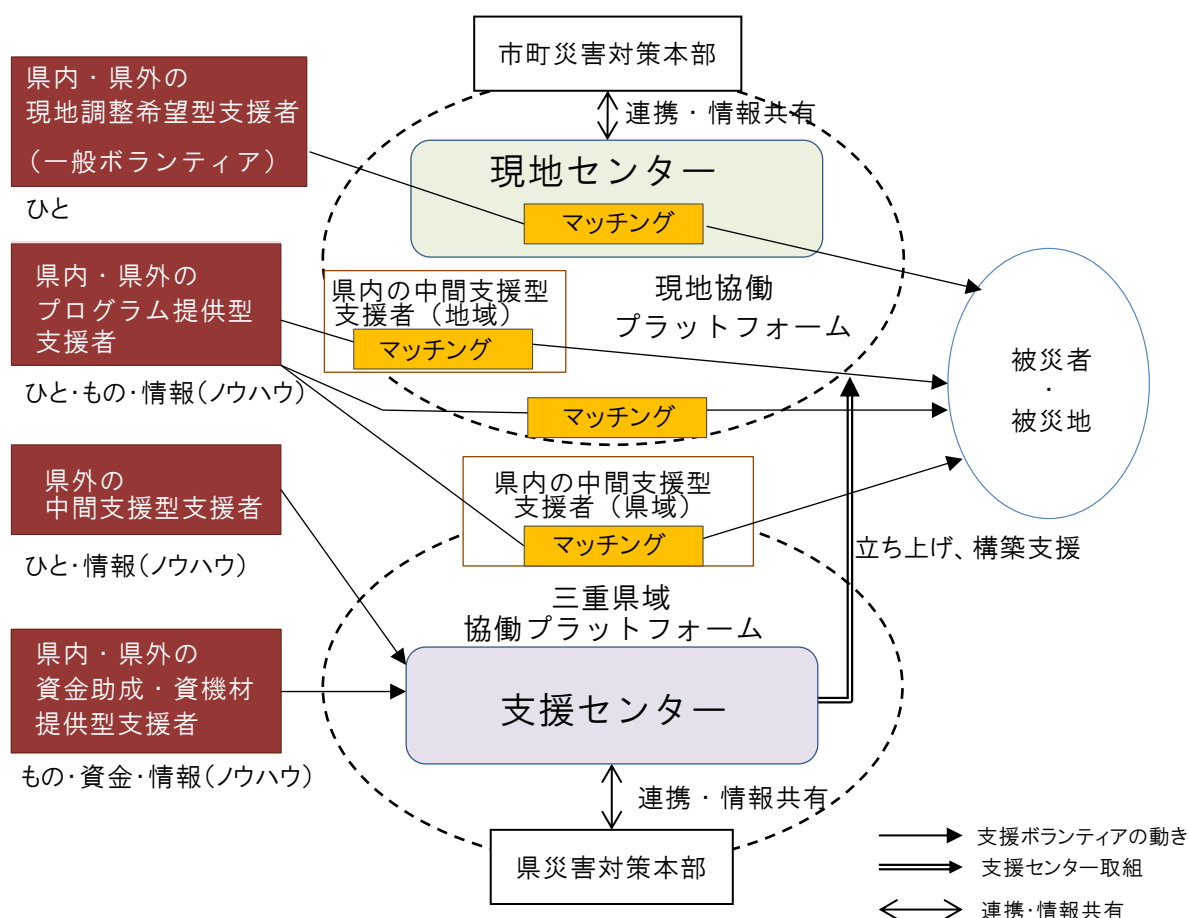
【三重県域協働プラットフォームの機能】

- ・ 三重県域協働プラットフォームは、支援センター幹事団体のほか、必要に応じて、県域の中間支援型支援者、県外の中間支援型支援者²³、資金助成・資機材提供型支援者など様々な関係者が参加し、各団体の情報共有、連絡調整の役割を担う。また、応急期には、一部のマッチング機能も担う。

²³ 県外の中間支援型支援者は、協定によらず自らの判断で支援センターにおいて情報収集を行い、必要に応じて活動する。

図表 8-3 大規模災害発生時における三重県でのボランティア受入れの概略図
〈応急期以降〉

〈応急期以降〉



【現地協働プラットフォームの機能】

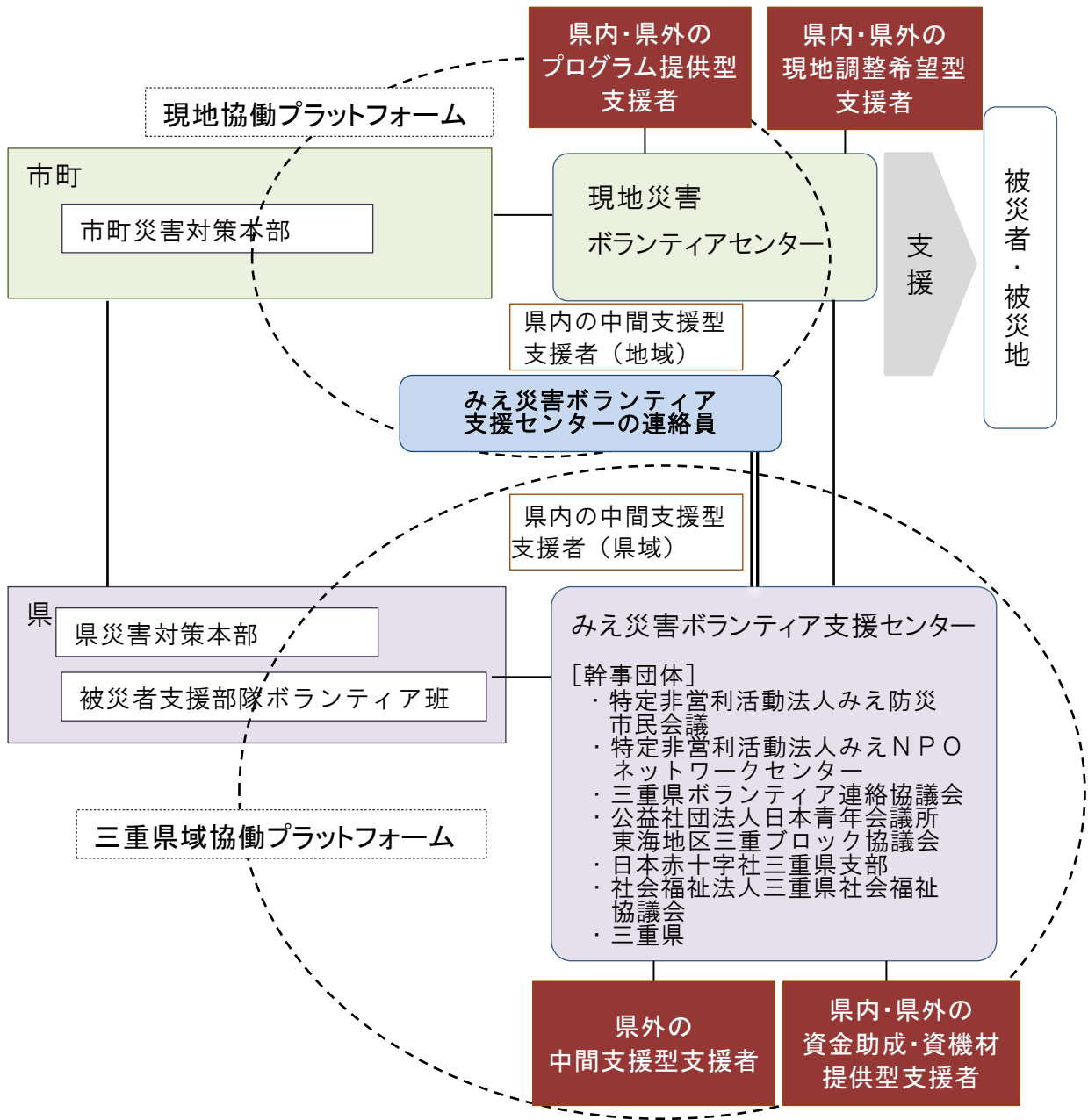
- ・ 現地協働プラットフォームは、多様なニーズが表面化し、また支援する側の態勢も整ってくる時期に、被災地により近い場所に構築され、市町災害対策本部、現地センター、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等の情報共有・連絡調整の場として運営される。市町単位や複数市町にまたがって構築される。

【三重県域協働プラットフォームの機能】

- ・ 三重県域協働プラットフォームは、応急期以降には、現地協働プラットフォームにおいて対応困難な課題等についての支援のための調整を担う。

第2節 関係機関の役割

図表8-4 ボランティアの受入れにおける県・市町の体制



第1 ボランティアの受入れ・調整等を行う機関

1 県

関係機関	主な役割
県災害対策本部被災者支援部隊ボランティア班	・被害状況等に関する情報収集と支援センターとの情報共有 ・三重県域協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題ごとの県災害対策本部関係部隊との情報共有・連携 ・「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用した、災害支援団体への支援
みえ災害ボランティア支援センター	・県内外への情報発信や関係機関との連携・調整など、現地センターを県域で後方支援 ・災害支援活動を行う団体間の情報共有・連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームの構築 ・県災害対策本部との情報共有・連携

2 市町

関係機関	主な役割
市町災害対策本部	・現地センター設置・運営のための関係機関との連携・協働 ・現地協働プラットフォームを通じた支援団体との連携や支援課題への対応
現地災害ボランティアセンター	・被災地におけるボランティアニーズの把握 ・地域内外からのボランティア（主に個人ボランティアやボランティアバス等のグループ）の受入れ ・被災者のニーズに沿った支援活動を行うための、災害ボランティアへの支援 ・現地協働プラットフォームなどを通じたプログラム提供型支援者との連携 ・市町災害対策本部との情報共有・連携

第2 災害支援活動の支援を行う主な関係機関

関係機関	主な役割
県内の中間支援型支援者	
地域の中間支援型支援者	・ 分野を問わず地域で中間支援を行っており、地元のNPO・ボランティア団体をつなぐ (例：市民活動センターなど)
県域の中間支援型支援者	・ 子育てや障がい、外国人等日頃から各分野で中間支援を行っており、災害時においてもその分野の中間支援 (例：三重県国際交流財団など)
県外の中間支援型支援者	・ 現地センターの設置運営支援や、各種プログラム提供型のボランティアの調整 (例：全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JVOAD）、災害ボランティア活動支援プロジェクト会議（支援P）など)
県内・県外の資金助成・資機材提供型の支援者	・ 資金の助成や、個人からの寄附、自社の取扱商品等資機材をボランティア活動に提供

第3 災害支援活動を行う者

関係機関	主な役割
県内・県外の現地調整希望型支援者（一般ボランティア）	・ 瓦礫撤去や家屋の清掃など、現地センターで、被災者のニーズに合わせた活動コーディネートを受けて活動
県内・県外のプログラム提供型支援者	・ 炊き出しや食事の提供、外国人や高齢者等の要配慮者への支援、職業上持っている知識・スキルや経験を生かした活動など、提供できる様々な支援メニューを持って、被災者の多様なニーズに合わせた支援活動

第3節 ボランティアの受入れ

第1 初動

1 支援センターの設置（自動設置）

大規模災害発生時、支援センターは、支援センターの設置基準に基づき自動設置される。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターに参画し、初動以降、受入れ調整、支援活動及び調整のあらゆる局面で意思決定に関わる。

2 被害状況等の情報収集と情報共有

支援センターは、発災後速やかに被害状況等の情報収集と情報共有を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で支援センターの設置や被害状況等を共有する。

3 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有

県被災者支援部隊ボランティア班は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況にかかる情報を収集し、市町ボランティア担当課、関係団体等と共有する。

4 現地センター設置状況の情報収集

市町災害対策本部、市町社会福祉協議会は、関係機関と連携・協働し、市町の被害状況に応じて現地センターや「サテライト」（ボランティアの活動拠点）を設置し、支援センターとの連携を図りながら、地域内外からのボランティアを円滑に受け入れる。

支援センターは、現地センターの設置状況にかかる情報を収集する。

5 支援センター臨時会の開催、体制整備

支援センターは、臨時会を開催し、支援センター長の選任、活動内容・活動期間の検討、事務局体制の決定等、支援センターの体制を整備し、活動を開始する。

県被災者支援部隊ボランティア班は、支援センターの臨時会に出席し意思決定に関わる。

第2 受入れ調整

1 現地センター立ち上げにかかる支援

支援センターは、現地センターの設置状況を把握し、必要に応じて、県外の間接支援型支援者と協働で、支援センターから、現地センターへ支援要員を派遣し、現地センターの立ち上げにかかる支援を行う。

県被災者支援部隊ボランティア班は、県災害対策本部内で現地センターの設置状況を共有する。

第3 支援活動及び調整

1 現地センターの運営にかかる後方支援

現地センターは、被災地における多様なニーズに対応するため、専門性をもつ様々な支援団体やボランティアが効果的に活動を行うことができるよう、情報提供などの必要な支援を行う。

支援センターは、現地センターの活動状況や現地ニーズを把握し、県内外へ情報発信することで、ボランティア活動への参加促進や、ボランティア受入れの過不足等の地域差の解消につなげる。

また、市町や市町社会福祉協議会、NPO等の関係機関との連絡・調整や、センター間の広域的なコーディネートを行うことにより、現地センターの活動を支援する。

2 高い専門性を持つプログラム提供型支援者への支援

支援センターは、現地センターでは対応しきれない様々な課題を持つ被災者と、子育て、障がい者や外国人の支援等、それぞれ高い専門性や支援のノウハウを持つボランティア・NPOとが速やかにマッチングできるよう、情報提供や連絡・調整を行う。

3 三重県域協働プラットフォームの構築

支援センターは、災害支援活動を行う様々な団体（災害ボランティア団体、多様な専門性を持つNPO・ボランティア団体、企業、県災害対策本部関係部隊等）と情報共有、連絡調整を行うための三重県域協働プラットフォームを構築し、関係団体が相互に連携することで、より効果的・効率的な支援活動を実現する。

4 現地協働プラットフォームの構築支援・情報共有

支援センターは、現地協働プラットフォームが構築できるよう支援する。

市町災害対策本部、現地センターは、様々なプログラム提供型支援者や地元のNPO・ボランティア団体、それらをつなぐ地域の中間支援型支援者等と協働で、支援センターの支援を受けながら、被災地により近い場所に現地協働プラットフォームを構築し、情報共有、連絡調整を行う。

支援センターは、現地協働プラットフォームへ連絡員（リエゾン）を派遣し、情報共有を行う。

5 県災害対策本部関係部隊等との連携・調整

県被災者支援部隊ボランティア班は、三重県域協働プラットフォームや現地協働プラットフォームなどを通じて得られた被災者の課題について、県災害対策本部関係部隊や課題解決のために必要な関係機関と連携、調整を行う。

市町災害対策本部は、現地協働プラットフォームなどを通じて支援団体との連携、調整を行うとともに、県被災者支援部隊ボランティア班と情報共有する。

6 災害支援団体が行う活動の支援

県被災者支援部隊ボランティア班は、「三重県災害ボランティア支援及び特定非営利活動促進基金」を活用し、災害支援団体が行う活動を支援する。

【熊本地震における事例】

①NPO間の連携会議

4月19日以降、毎日19時に熊本県庁にてNPO等の情報共有会議「熊本地震・支援団体火の国会議」が始まり、被災地域や避難所の情報共有だけでなく、NPO等が相互に補完するための調整を行うと同時に、新たに熊本入りしたボランティア活動を行う団体に対して情報入手の場としての機能を発揮した。

1. 支援団体の活動を12の分野に区分し、分野毎に活動団体同士の連携を図り、避難所間の格差を解消

2. NPO等による災害ボランティアセンター運営支援の地域割りを決定

3. 参加NPO等が熊本県内の避難所のアセスメントを実施し、行政機関へ報告

②行政機関との連携会議

NPO間の連携体制は整ったものの、行政機関との連携の充実を図るため、熊本県、熊本県社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議を4月25日より2回／週の頻度で開催した。また、政令市である熊本市も同様な会議体が必要と捉え、5月13日より熊本市、熊本市社会福祉協議会、NPOの3者からなる連携会議も県と同様に開催し、行政の対処方針をNPOへ提供し、NPOから得られた避難所での課題もスピーディに行政へ伝える機能が確立できた。

（資料）内閣府防災情報のページ「特集 平成28年熊本地震におけるNPO等の活動について」

http://www.bousai.go.jp/kohou/kouhoubousai/h28/85/special_01.html

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

ボランティアの受け入れにあたっては、被災者の命と暮らしと尊厳を守るために必要な支援を行うため、みえ災害ボランティア支援センターとともに「新型コロナウイルス感染症に配慮した三重版災害ボランティア受援ガイドライン」に基づき、「医学的アドバイス」の作成および現地センターへの情報提供を行う。

第9章

自治体応援職員の 受入れに関する計画

目 次

第9章	自治体応援職員の受入れに関する計画	195
第1節	要旨	195
第1	目的	195
第2	計画に基づく活動期間	195
第3	概要	196
第2節	関係機関の役割	199
第1	自治体応援職員を受入れる機関	200
第2	自治体応援職員の派遣調整を行う機関	200
第3	自治体応援職員の派遣を行う機関	200
第3節	一般事務職員の受入れ	201
第1	初動	201
第2	受入れ調整	201
第3	支援活動及び調整	202
第4節	専門職種職員の受入れ	204
第1	初動	204
第2	受入れ調整	204
第3	支援活動及び調整	205
第4	主な専門職種職員の受入れ	206
第5節	自治体応援職員の受援状況の進行管理	208
第1	受援状況の進行管理	208
第6節	市町における自治体応援職員の受入れ	208
第1	平時の取組	208
第2	災害発生時の活動	208
第7節	自治体応援職員の業務内容	210
第1	県の業務	211
第2	市町の業務	217

第9章 自治体応援職員の受入れに関する計画

第1節 要旨

第1 目的

南海トラフ地震等の大規模災害発生時には、災害対策本部活動のほか、物資支援関係業務、罹災証明業務など膨大な災害対応業務が発生し、県及び市町の既存の人的資源のみで対応することは極めて困難な状況に陥ることが想定される。

このような想定の下、他の自治体は、要請に基づき数多くの自治体応援職員を派遣することとしている。

この「自治体応援職員の受入れに関する計画」は、県及び市町が、自治体応援職員を円滑に受け入れるとともに、最大限有効に活用し、被災者支援を実施することを目的として、自治体応援職員の受入れと支援活動等について定める。

第2 計画に基づく活動期間

本計画に基づく活動期間は、災害発生直後から災害規模により変動する。

なお、南海トラフ地震等の大規模地震発生時には、東日本大震災時と同程度の期間を要することが想定される。東日本大震災時において、短期派遣職員については自治体応援職員数のピークは災害発生から1～2か月程度であり、中長期派遣職員については現在も派遣が継続されていることから数年の活動期間となることが想定される。

【タイムライン】

区分	行動項目
初動 (発災～発災後1日目)	人的支援ニーズの把握
	全国知事会、関係省庁、関係団体等への応援要請
	緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集
受入れ調整 (発災～発災後3日目)	対口支援団体の決定
	自治体応援職員の配置調整
支援活動及び調整 (発災～発災後3日目以降)	自治体応援職員の活動支援
	受援調整会議の開催等による自治体応援職員の受援状況の進行管理

第3 概要

1 国・県・市町の活動の概要

(1) 活動内容

県内には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、被害の状況等を考慮しつつ、発災後、速やかに、県内市町ごとに対口支援団体が決定される。決定された対口支援団体は、被災市町のニーズを詳細に把握しながら、自治体応援職員の派遣を実施する。

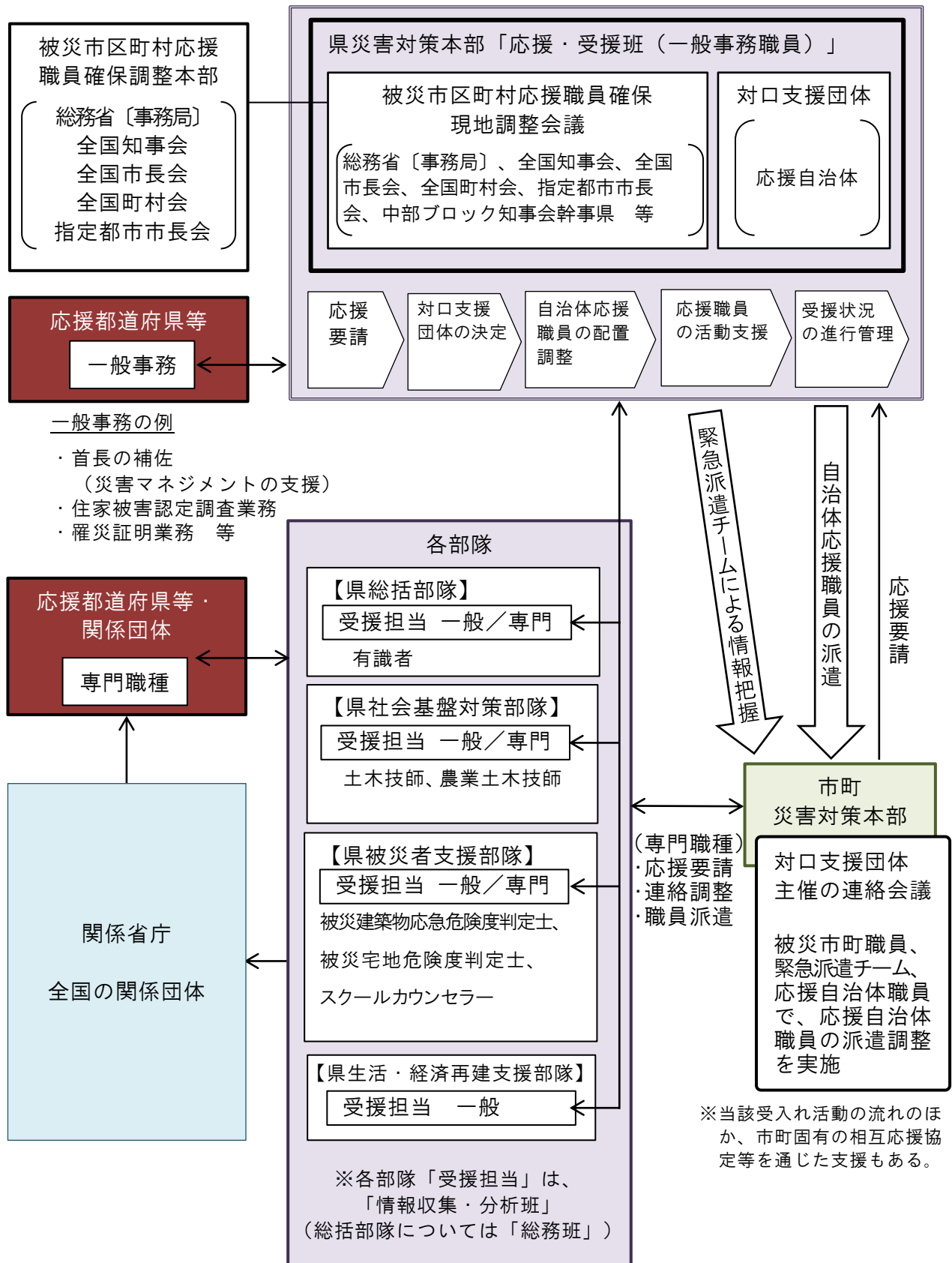
被災建築物応急危険度判定士や被災宅地危険度判定士、スクールカウンセラー等の専門職種職員については、関係省庁や関係団体を通じて派遣調整が実施される。

県及び市町は、これらの自治体応援職員を円滑に受け入れるための体制を構築する。

なお、県災害対策本部においては、一般事務職員を「応援・受援班（一般事務職員）」を通じて、専門職種職員を各部隊情報収集・分析班（総括部隊については総務班）を通じて受け入れる。

2 自治体応援職員の受入れ活動の流れ

図表9-1 自治体応援職員の受入れ活動の流れ



「応急対策職員派遣制度」（総務省）について

熊本地震における課題を受けて、総務省が設置した「大規模災害からの被災住民の生活再建を支援するための応援職員の派遣の在り方に関する研究会」は、2017年6月、報告書を取りまとめ総務省に提言を行った。

この報告書を踏まえ、総務省は、被災市区町村を支援する仕組みとして「**応急対策職員派遣制度に関する要綱**」を定めた。

【応急対策職員派遣制度の概要】

当該制度が適用された場合、国においては「被災市区町村応援職員確保調整本部」が設置され、被災都道府県には「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック知事会幹事都道府県、被災都道府県等）が設置され、その中で、被災市区町村ごとに原則として一対一で支援を行う「対口支援団体」の決定について調整が行われることとなっている。

（ポイント）

- ・避難所の運営及び罹災証明書の交付等の業務に従事する一般事務職の応援職員の派遣を対象とする制度である。
- ・対口支援団体は、発災後、速やかに決定。
- ・対口支援団体は、被災地域ブロック内の都道府県及び指定都市を中心とするが個別相互応援協定を締結している都道府県及び指定都市からも選定し決定。
- ・被災市区町村に対する支援は、対口支援団体である都道府県は、区域内の市区町村とともに一体的な支援を行う。
- ・対口支援方式は、対口支援団体が個々の被災市区町村を原則として一対一で支援する。
- ・必要に応じて、災害マネジメント総括支援員（G A D M）の派遣が行われ、被災市区町村長の災害マネジメントの総括的な支援も行う。
- ・対口支援団体による対応が困難な場合には、不足する職員について全国の地方公共団体による応援職員の派遣により補完的に対応する。

広域災害時の全国知事会の対応について

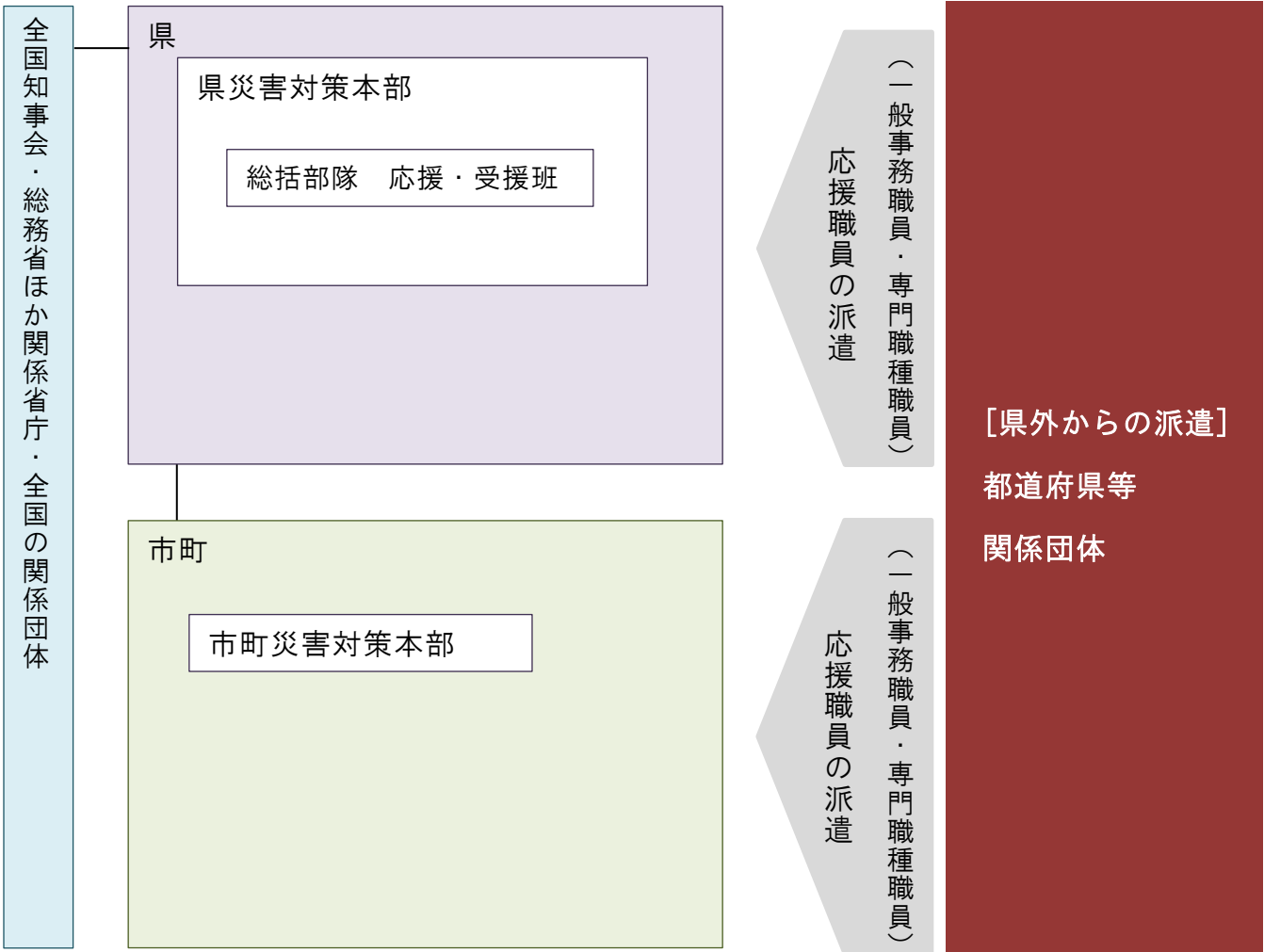
2018年11月の全国知事会議で、「全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定」について主に下記の見直しが行われた。

（ポイント）

- ・被災情報等の収集・連絡事務等を迅速かつ的確に進めるために設置される「災害対策都道府県連絡本部」の下、被災県に「災害対策都道府県現地連絡本部」を設置。併せて、**応急対策職員派遣制度**に基づく現地調整会議への参加など、被災県や国・ブロック幹事県・関係団体等との連絡調整を、その役割として規定。
- ・災害対策都道府県連絡本部の設置基準について、これまでの基準の「震度6弱以上が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合」に加え、大雨特別警報の発表時も設置。
- ・広域応援に係る調整等を迅速かつ的確に実施するために設置される「緊急広域災害対策本部」の設置基準について、「複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時」に設置することを明確化。

第2節 関係機関の役割

図表9-2 自治体応援職員の受入れにおける国・県・市町・関係団体の体制



第1 自治体応援職員を受入れる機関

関係機関	主な役割
県災害対策本部 【一般事務職員関係】 「応援・受援班（一般事務職員）」 【専門職種職員関係】 各部隊情報収集・分析班	・ 庁内や被災市町からの人的支援ニーズの把握 ・ 全国知事会、関係省庁、関係団体への応援要請 ・ 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集と共有 ・ 対口支援団体等にかかる調整 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の受援状況の進行管理
市町災害対策本部	・ 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の設置 ・ 庁内からの人的支援ニーズの把握、県への要請 ・ 自治体応援職員の配置調整及び活動環境整備 ・ 自治体応援職員の勤務管理 ・ 受援状況のとりまとめと報告

第2 自治体応援職員の派遣調整を行う機関

関係機関	主な役割
全国知事会	・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
総務省	・ 応急対策職員派遣制度の適用の決定 ・ 応急対策職員派遣制度の運用にかかる総合調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」の運営（事務局） ・ 対口支援団体の決定にかかる調整
中部ブロック知事会 幹事県	・ 自治体応援職員の派遣調整 ・ 「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」への参画 ・ 対口支援団体の決定にかかる調整

第3 自治体応援職員の派遣を行う機関

関係機関	主な役割
対口支援団体	・ カウンターパートとなった被災県・市町の人的支援ニーズ把握・情報共有 ・ 被災県・市町への自治体応援職員の派遣 ・ 被災市町における連絡会議の開催 ・ 対口支援団体による対応が困難な場合は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を要請

第3節 一般事務職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員について、被災市町及び庁内からの人的支援ニーズを把握する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、「応援・受援班（一般事務職員）」は、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、人的支援ニーズを把握する。

(2) 全国知事会や総務省等への応援要請

「応援・受援班（一般事務職員）」は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき全国知事会や総務省等に対し、一般事務職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

「応援・受援班（一般事務職員）」は、県社会基盤対策部隊から防災情報プラットフォーム等を活用し緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 対口支援団体等にかかる調整

「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」（構成員：総務省（事務局）、全国知事会、全国市長会、全国町村会、中部ブロック知事会幹事県²⁴等）が設置された後、「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町の状況や要請情報を基に、対口支援団体の決定について、同会議の構成員とともに、中部ブロックにおける広域応援の協定である中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」の「被災県市と主たる応援県市の一覧表」を基本に調整する。

図表9-3 中部9県1市「災害時等の応援に関する協定」
「被災県市と主たる応援県市の一覧表」から抜粋
(太平洋側の複数県が被災した場合)

被災県市	主たる応援県順位
三重県	1 福井県
	2 滋賀県

対口支援団体は、支援を行うこととなった被災市町（カウンターパート）から人的支援ニーズを把握し、自治体応援職員を派遣する。

²⁴総務省が事務局となって設定する「被災市区町村応援職員確保現地調整会議」の構成員には、「被災地域ブロック知事会幹事都道府県」が参画することとなっている。しかし、実際の応援にあたっては、総務省ルールにおいて、対口支援団体は個別相互応援協定を締結している自治体からも選定可能としていることから、本県への応援は、中部ブロック知事会の枠組ではなく、平時から広域連携の取組を進めている中部9県1市の「災害時等の応援に関する協定」に基づき行うこととする。

また、対口支援団体は、被災市町において、被災市町職員、派遣されている被災県の連絡要員等を構成員とする連絡会議を開催し自治体応援職員の派遣調整を図る。

なお、被災市町の要請に対し、対口支援団体による対応が困難な場合、対口支援団体は、全国の地方公共団体による応援職員の派遣を求める。

2 自治体応援職員（一般事務職員）の配置調整

「応援・受援班（一般事務職員）」は、被災市町や各部（隊）からの要請と、他都道府県等からの人的支援の申し出を基に、適材適所の配置となるよう調整を行う。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、調整結果について、市町に対しては緊急派遣チーム等を通じて、各部隊に対しては受援調整会議の機会等を通じて共有する。

3 自治体応援職員（一般事務職員）の円滑な引き継ぎの実施

円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（一般事務職員）の活動支援

「応援・受援班（一般事務職員）」は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、各部隊の受援担当と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルート被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。

自治体応援職員（一般事務職員）に対しては、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。くわえて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。

自治体応援職員（一般事務職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップしておく。

【令和元年東日本台風における長野県中野市支援への支援事例】

ノウハウに関する支援

長野県中野市への支援では、被災自治体の職員数を補う量的な支援ではなく、ロードマップの作成などのノウハウについての質的支援となった。ノウハウの支援によって災害対応の全体像をつかむことができ、円滑な災害対応につなげることができた。

応援職員連絡調整会議の開催

中野市を支援する際には、三重県隊の発案により、総務省、応援県市及び長野県を対象とした応援団体連絡調整会議を定期的を開催することにした。

これにより、対口支援が決まっていなかった飯山市や佐久穂町などへの対口支援が決定し迅速な災害対応につなげることができた。

第4節 専門職種職員の受入れ

第1 初動

1 応援要請

(1) 人的支援ニーズの把握と「応援・受援班（一般事務職員）」への報告

各部隊情報収集・分析班は、専門職種職員について、被災市町からの人的支援ニーズを把握し、「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

「応援・受援班（一般事務職員）」は、各部隊情報収集・分析班からの報告内容を集約する。

甚大な被害により被災市町の職員では人的支援ニーズの把握ができず、県に人的支援を要請できない場合、各部隊情報収集・分析班は、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、人的支援ニーズを把握する。

(2) 関係省庁や関係団体等への応援要請

各部隊情報収集・分析班は、把握した人的支援ニーズに対応するため、協定等に基づき関係省庁や関係団体等に対し、専門職種職員にかかる応援要請を行う。

2 緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報収集

各部隊情報収集・分析班は、県社会基盤対策部隊又は「応援・受援班（一般事務職員）」から緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況の情報を収集する。

第2 受入れ調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の配置調整

各部隊情報収集・分析班は、被災市町からの要請と、他都道府県等からの人的支援の申し出を基に、適材適所の配置となるよう調整を行う。

調整結果について、市町に対して緊急派遣チーム等を通じて共有する。

2 「応援・受援班（一般事務職員）」への受援状況の報告

各部隊情報収集・分析班は、「応援・受援班（一般事務職員）」が開催する受援調整会議に出席し、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等の受援状況に関する情報を「応援・受援班（一般事務職員）」へ報告する。

3 自治体応援職員（専門職種職員）の円滑な引き継ぎの実施

円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、各部隊情報収集・分析班等は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。

第3 支援活動及び調整

1 自治体応援職員（専門職種職員）の活動支援

各部隊情報収集・分析班は、自治体応援職員が円滑に活動できるよう、「応援・受援班（一般事務職員）」と情報共有を図りながら、会議室等の作業スペース、机・椅子等の確保を行う等自治体応援職員の業務環境の整備に配慮するとともに、宿泊所、緊急輸送ルートの被害状況・啓開状況、給油所等の活動に必要な情報の提供を行い、自治体応援職員の活動を支援する。なお、宿泊所については、応援自治体側での対応を求めることを基本とする。

自治体応援職員（専門職種職員）に対しては、業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。くわえて、必要に応じて、被災市町間で情報共有を図るため、各市町災害対策本部に派遣されている応援職員等を対象にした連絡調整会議を開催する。また、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。

自治体応援職員（専門職種職員）の活動に必要な資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップをしておく。

第4 主な専門職種職員の受入れ

主な専門職種職員の受入れについては、以下のとおりである。

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
被災建築物応急危険度判定士	二次災害防止のための被災建築物等の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
	<pre> graph LR A[被災市町] -- 要請 --> B[県災害対策本部 (被災者支援部隊)] B -- 要請 --> C[広域支援本部(ブロック幹事県) (近畿圏又は中部圏)] C -- 要請 --> D[国土交通省] D -- 調整 --> E[広域調整ブロック幹事県 (全国)] E -- 調整 --> F[他の都道府県] F -- 支援 --> A </pre>			
被災宅地危険度判定士	二次災害防止のための被災宅地の調査と判定	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3週間程度	支援要請があった市町内
	<pre> graph LR A[被災市町] -- 要請 --> B[県災害対策本部 (被災者支援部隊)] B -- 要請 --> C[国土交通省] C -- 要請 --> D[被災宅地危険度判定連絡 協議会地域ブロック幹事県] D -- 調整 --> E[他の都道府県] E -- 支援 --> A </pre>			
スクールカウンセラー	・児童生徒の心のケア ・教職員や保護者への支援	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	学校
	<pre> graph LR A[被災市町] -- 要請 --> B[県災害対策本部 (被災者支援部隊)] B -- 要請 --> C[三重県臨床心理士会] C -- 要請 --> D[日本臨床心理士会] D -- 要請 --> E[他の都道府県の臨床心理士会] E -- 支援 --> A </pre> 【平成30年7月豪雨における事例】 平成30年7月豪雨では、被災県から全国知事会を通じて、各県に対し臨床心理士資格を有する職員の派遣要請があった。			

専門職種	業務	活動開始時期	活動期間	活動場所
災害廃棄物処理関係 (環境技師(環境化学、化学、薬剤師等)、土木技師)	災害廃棄物処理 (広域処理調整、仮置場分別指導、補助金事務等)	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね2か月	県廃棄物対策局 (市町廃棄物部局)
	被災市町 → 要請 → 県災害対策本部 (社会基盤対策部隊) → 要請 → 「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県 支援 ※「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県が機能しない場合は、環境省本省や他の地方環境事務所と応援県の決定について調整			
	被災地の廃棄物処理支援(パッカー車の派遣等)	災害発生後おおむね2～3日目	おおむね3か月	市町内各地(災害廃棄物のある所)
被災市町 → 要請 → 県災害対策本部 (災害廃棄物対策本部) → 要請 → 県内非被災市町、「災害廃棄物中部ブロック広域連携計画」で規定する応援県 支援				

【平成30年7月豪雨における事例】

三重県が対口支援を実施した広島県熊野町では、大規模な土砂被害が発生した川角地区で二次被害の発生が懸念されたことや、避難指示解除の判断にかかる助言を得るため、同町は、広島県を通じて、中国地方整備局に対し被害予防に知見のある専門家の派遣を依頼した。

なお、三重県としても、みえ防災・減災センターから地盤工学・土質力学の専門家を同町に派遣して現地調査を実施し、その結果を共有して対策の参考にしてもらう取組を実施した。

【令和元年東日本台風における事例】

三重県が対口支援を実施した長野県中野市では、災害廃棄物が大量に発生すると見込まれたことから、三重県に対して、対口支援のスキームで化学技師(災害廃棄物処理スペシャリスト)の派遣を依頼した。これを受けて、三重県から2名の化学技師の派遣を実施した。

なお、県内市町では、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画や友好都市協定に基づき、被災地に職員を派遣した事例もあった。

第5節 自治体応援職員の受援状況の進行管理

第1 受援状況の進行管理

「応援・受援班（一般事務職員）」は、一般事務職員、専門職種職員の受入れ数、活動場所、被災市町からの要請情報に対する過不足等を把握し、自治体応援職員の配置調整、受援状況の進行管理等を行うため、必要に応じて各部隊情報収集・分析班を招集し、受援調整会議を開催する。

第6節 市町における自治体応援職員の受入れ

第1 平時の取組

1 自治体応援職員が従事する業務の事前整理

市町は、速やかな応援要請や適正な自治体応援職員の配置調整につなげるため、「第7節 自治体応援職員の業務内容」等を参考に、あらかじめ自治体応援職員が従事する業務内容を整理しておく。

2 市町災害対策本部内の受援担当（受援班等）の明確化

市町は、円滑に自治体応援職員の受入れを行うため、市町災害対策本部において、県や対口支援団体等との調整や受援状況のとりまとめ等を行う受援担当（受援班等）をあらかじめ明確にしておく。

第2 災害発生時の活動

1 人的支援ニーズの把握

受援担当（受援班等）は、あらかじめ整理した自治体応援職員が従事する業務内容を踏まえ、庁内の人的支援ニーズを把握する。

2 応援要請

受援担当（受援班等）は、把握した人的支援ニーズをとりまとめ、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し要請する。

対口支援団体が決定している場合は、一般事務職員の自治体応援職員については、同団体に直接要請する。

特に、災害発生直後は、災害対策本部のマネジメントを支援できる人材の派遣要請の必要性について速やかに検討し、必要に応じて要請する。

3 受入れ準備

市町災害対策本部は、自治体応援職員の活動環境の確保（スペース、資機材等の準備）や、自治体応援職員に対する業務説明の準備を行う。なお、提供する業務スペースは、原則、情報が集まる災害対策本部のオペレーションルーム内に確保する。

4 自治体応援職員の配置調整等

受援担当（受援班等）は、県災害対策本部から対口支援団体の決定について情報提供を受ける。

市町災害対策本部は、一般事務職員の自治体応援職員の詳細な配置については、直接、対口支援団体と調整する。また、専門職種職員の自治体応援職員の詳細な配置については、県災害対策本部関係部隊を通じて調整を行うことを基本とする。配置調整にあたっては、適材適所の配置となるよう留意する。

市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、応急対応や復旧・復興のフェーズに応じて業務内容を明示するとともに、災害対策本部員会議への参加を求めるほか、自治体応援職員を交えて定期的な情報共有・調整会議を開催する。

市町災害対策本部は、自治体応援職員に対して、必要な資機材の提供を行う。なお、資機材については、原則、応援自治体側での準備を求めることを明確に伝えるとともに、受入れ側で準備できる資機材については、事前に応援自治体側と調整するため、あらかじめリストアップをしておく。また、自治体応援職員の宿泊所についても、応援自治体側での対応を求めることを基本とするが、必要に応じて情報提供等を行う。

市町災害対策本部は、自治体応援職員の勤務管理（ローテーション計画、勤務表の作成・記録）を行う。

市町災害対策本部は、円滑に業務が引き継がれ、切れ目のない応援活動となるよう、市町災害対策本部は、引き継ぎ期間の拡充や半数ずつの交代を求めるなど、応援自治体等と調整を図る。

5 受援状況のとりまとめ等

受援担当（受援班等）は、自治体応援職員の受入れ数、活動場所、庁内からのニーズに対する過不足等を把握し受援状況の進行管理を行う。

受援担当（受援班等）は、とりまとめた受援状況を、県緊急派遣チーム又は県地方災害対策部を通じて、県災害対策本部に対し報告する。

受援担当（受援班等）は、対口支援団体が自治体応援職員の派遣調整にかかる連絡会議を開催した場合は出席し、受援状況を報告する。

第7節 自治体応援職員の業務内容

自治体応援職員が従事する県及び市町の業務について、熊本地震時の実績等を基に、短期派遣業務と中長期派遣業務とに分けて、次のとおり整理する。

なお、県の業務については、業務ごとの受援担当部隊や担当課等を明記するとともに、市町の業務については、業務ごとの受援担当課の参考例を示す。

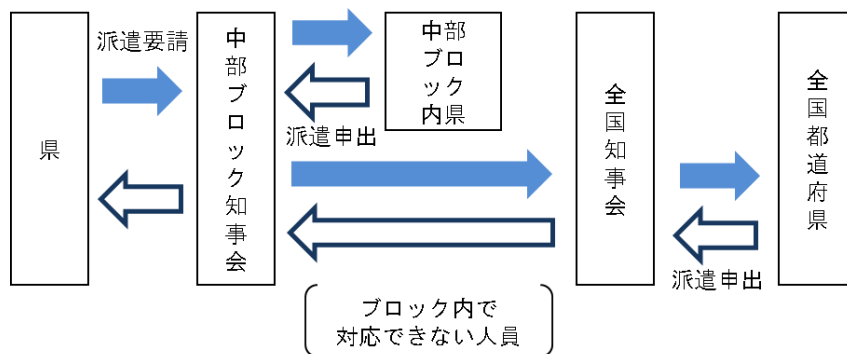
また、業務の内容によっては、過去に災害対応の経験を有する職員等が担うことが望ましい業務もあることから、「被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務」として、該当する業務に○印を付した。

図表9-4 自治体応援職員の業務内容

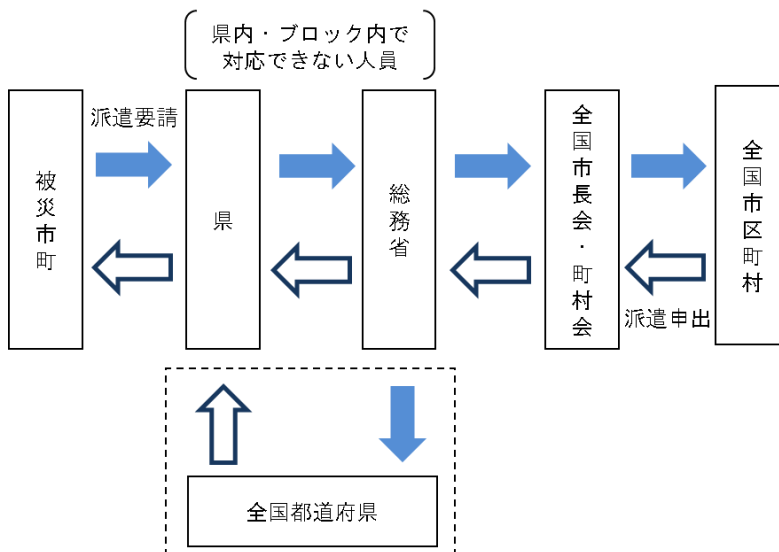
短期派遣業務	物資関係業務（物資仕分け）等が想定され、災害時特有の突発業務を“緊急支援”するもので、期間の目安は最長1か月程度。県では災害対策本部各部隊での受援を想定。
中長期派遣業務	社会基盤施設復旧業務（道路等の災害復旧）等が想定され、被災自治体の事務処理のため特別の必要があるときに、他の自治体から職員を派遣するもので、期間の目安は年度単位で1～2年とされる例が多い。当該期間を勘案すると災害対策本部が廃止されている可能性があることから、県では復興本部又は各部局での対応を想定。

※中長期の人的支援スキーム（総務省）

【県→県支援】



【市町村→市町村支援】



【県→市町村支援】

第1 県の業務

1 短期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当部隊等
一般	一般	災害対策本部関係業務	被害状況把握、関係機関との連絡調整	2～3日後	○	総括部隊応援・受援班（一般事務職員）
			災害対策本部員会議等の運営支援	2～3日後	○	
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	2～3日後	○	
			災害記録（写真、動画、クロノロジー等）	2～3日後		
一般	一般	物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	2～3日後	○	
			集積・配送拠点の運営助言	2～3日後	○	
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援	2～3日後		
一般	一般	災害ボランティア支援関係業務	受付事務、NPO活動支援事業補助金交付事務	2～3日後		
一般	一般	応急給水関係業務	応急給水現場での給水活動	2～3日後		
一般	一般	県民対応窓口業務	県民からの問い合わせ等への対応	2～3日後		
専門	建築・土木	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	2～3日後		被災者支援部隊
専門	環境	災害廃棄物関係業務	災害廃棄物処理の対応方針の検討	2～3日後	○	社会基盤対策部隊
			仮置場での分別指導	2～3日後		社会基盤対策部隊
			処理委託事務	2～3日後		社会基盤対策部隊

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当部隊等
専門	土木・農業土木	社会基盤施設復旧業務	被害状況による復興地区の検討	2～3日後		社会基盤対策部隊
			県営水道・工業用水施設の被害状況調査、応急復旧業務	2～3日後		社会基盤対策部隊
			道路、橋梁、河川、砂防、港湾、海岸、下水道、農地、農業用施設、漁港、県営工業用水道施設の復旧	1～2か月後		社会基盤対策部隊
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等	2～3日後		被災者支援部隊
専門	文化財	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等	2～3日後		被災者支援部隊
専門	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等	1～2週間後		被災者支援部隊
専門	医師、保健師等	保健医療調整支援業務	D H E A Tとして、保健医療調整本部、保健所等の指揮調整機能等の支援	2～3日後		保健医療部隊
専門	保健師	健康管理、保健予防業務	避難所等における住民の健康支援、在宅における要支援者の健康管理等	1～2週間後		保健医療部隊

2 中長期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
一般	一般	復興体制整備業務	震災復興本部の設置、復興方針・復興計画の策定	1～2週間後	○	防災対策部
専門	環境	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務	1～2週間後		環境生活部 廃棄物・リサイクル課
			市町が実施する公費解体に係る指導・助言	1～2か月後	○	環境生活部 廃棄物・リサイクル課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・市町との協議	1～2週間後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			被災者生活再建支援制度関係事務	1～2週間後		防災対策部 災害対策課
			災害見舞金支給関係事務	1～2か月後		防災対策部 災害対策課
一般	一般	義援金関係業務	義援金対応事務	1～2週間後		子ども・福祉部地域福祉課
一般	一般	災害ボランティア支援関係業務	みえ災害ボランティア支援センター運営にかかる業務	1～2週間後		環境生活部 ダイバーシティ社会推進課
一般	一般	建設型応急住宅関係業務	内装、設備等に係る国との協議	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			建設型応急住宅建設に係る各種契約・調整	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	賃貸型応急住宅関係業務	賃貸型応急住宅に係る制度設計	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
			賃貸業者との協議・調整	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンター設置・運営支援	1～2か月後		防災対策部 防災企画・地域支援課
一般	一般	生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応	1～2か月後		子ども・福祉部地域福祉課
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施	1～2か月後		農林水産部 担い手支援課 森林・林業経営課 水産振興課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
一般	一般	用地取得関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2 か月後		県土整備部 公共用地課
一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、 検証委員会の設置運営、 報告書作成	1～2 か月後		防災対策部 防災対策総務課
一般	一般	雇用維持・確保業務	離職者の再就職支援	1～2 か月後		雇用経済部 雇用対策課
専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3 日後		環境生活部 廃棄物・リサイクル課
専門	土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 道路管理課、道路建設課
専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 道路建設課
専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 河川課
専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜、河川（ダム）の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 防災砂防課
専門	土木	港湾、海岸災害復旧関係業務	港湾、海岸の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 港湾・海岸課
専門	土木	市街復興関係業務	復興に向けた市街地整備に係る計画策定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 都市政策課
専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 下水道事業課
専門	土木	水道災害復旧関係業務	県営水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		企業庁水道事業課
専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		関係部局
専門	土木	工業用水道災害復旧関係業務	県営工業用水道設備の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2 か月後		企業庁工業用水道事業課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
専門	土木	公共土木施設災害復旧関係業務	公共土木施設災害復旧(全般)に係る災害査定、再調査、成功認定	1～2か月後		県土整備部施設災害対策課
専門	建築	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物(県立学校、体育施設、医療施設、社会福祉施設等)の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		関係部局、県土整備部営繕課
専門	建築	県営住宅災害復旧関係業務	県営住宅の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
専門	建築	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
専門	建築	応急仮設住宅建築関係業務	仮設住宅建築に係る設計・工事監理	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
専門	建築	市町災害復旧指導関係業務	被災市町に対する公営住宅の災害査定指導及び立会い	1～2か月後		県土整備部住宅政策課
			被災市町に対する学校施設、文教施設の災害査定助言及び立会い	1～2か月後		教育委員会事務局学校経理・施設課
専門	農業	被災農業者向け経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施に係る国補事業事務	1～2か月後		農林水産部担い手支援課
専門	農業	農林水産業共同利用施設災害復旧事業	農業共同利用施設の災害復旧に係る指導・支援	1～2か月後		農林水産部農産物安全・流通課
専門	農業	被災者支援対策関連事業(共同利用施設)対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務	1～2か月後		農林水産部農産園芸課
専門	農業	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援	1～2か月後		農林水産部担い手支援課
	林業					森林・林業経営課
	水産					水産振興課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課等
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務	1～2 か月後		農林水産部 畜産課
専門	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等とのとりまとめ、関係市町等との調整	1～2 か月後		農林水産部 農業基盤整備課
専門	農業土木	漁港施設等災害復旧関係業務	県営・団体営災害復旧事業の実施、災害査定等とのとりまとめ、関係市町等との調整	1～2 か月後		農林水産部 水産基盤整備課
専門	林業	治山事業（復旧）関係業務	治山事業事務（事業計画の作成・国協議、工事実施設計、工事の土地使用承諾、工事発注・監督等）	1～2 か月後		農林水産部 治山林道課
専門	電気	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の電気設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		関係部局、 県土整備部 営繕課
専門	電気	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
専門	機械	県有建築物災害復旧関係業務	県有建築物の機械設備の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		関係部局、 県土整備部 営繕課
専門	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2 か月後		県土整備部 住宅政策課
専門	教育	教育業務	教育の実施	1～2 か月後		教育委員会 事務局教職員課、市町 教育支援・ 人事担当

第2 市町の業務

1 短期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災経験自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	災害対策本部関係業務	首長の補佐（災害マネジメントの支援）	2～3日後	○	防災所管課
			被害状況把握、関係機関との連絡調整	2～3日後	○	防災所管課
			災害対策本部会議等の運営支援	2～3日後	○	防災所管課
			行政機能回復に向けた課題解決の支援	2～3日後	○	防災所管課
			災害記録（写真、動画、クロノロジー等）	2～3日後		防災所管課
一般	一般	避難所関係業務	運営体制の確立支援	2～3日後	○	福祉所管課 教育所管課等
			運営支援、車中泊避難者支援の指揮等	2～3日後	○	福祉所管課 教育所管課等
一般	一般	避難所外避難者調査業務	避難所外避難者の生活環境改善調査	2～3日後		福祉所管課
一般	一般	仮設トイレの設置、し尿処理業務	避難所への仮設トイレの設置、し尿の収集・処理	2～3日後		環境所管課
一般	一般	物資関係業務	物資拠点体制の確立支援	2～3日後	○	商工所管課等
			集積・配送拠点の運営助言	2～3日後	○	商工所管課等
			物資仕分け等集積・配送拠点の運営支援	2～3日後		商工所管課等
一般	一般	給水業務	給水支援	2～3日後		上水道所管課
専門	環境	災害廃棄物関係業務	処理計画の立案支援（災害廃棄物発生量の推計、災害廃棄物の処理先の確保の調整等）	2～3日後	○	環境所管課 清掃所管課等
			仮置場での分別指導、処理委託事務	2～3日後		環境所管課 清掃所管課等

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課 【参考例】
専門	環境	生活ごみ収集業務	生活ごみの収集作業支援	2～3日後		環境所管課、清掃所管課等
一般	一般	住家被害認定調査業務	調査体制の確立支援	2～3日後	○	税務所管課
			受付、現地調査	2～3日後		税務所管課
一般	一般	罹災証明業務	受付、発行、説明	2～3日後		税務所管課
一般	一般	災害ボランティア関係	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整	2～3日後	○	福祉所管課、防災所管課
一般	一般	住民対応窓口業務	住民対応窓口設置支援、住民からの問い合わせ等への対応	2～3日後	○	広報所管課
一般	一般	家屋等の消毒業務	床上・床下浸水家屋等の消毒支援	1～2週間後		環境所管課、清掃所管課等
専門	建築・土木	危険度判定業務	被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定	2～3日後		建築所管課
専門	スクールカウンセラー	学校関係業務	カウンセリングによる児童生徒の心のケア等	2～3日後		教育所管課
専門	文化財	文化財保全業務	文化財の被害状況調査等	2～3日後		文化所管課
専門	獣医師	動物救護関係業務	避難所等における被災ペット対応等	1～2週間後		環境所管課
専門	土木・農業土木	社会基盤施設復旧業務	道路、橋梁、河川、砂防、農地、農業、水道用施設の復旧	1～2か月後		土木所管課、建築所管課、農林水産所管課、上水道所管課
専門	土木	下水道の復旧業務	下水道の復旧業務（マンホール及び下水道管路調査等）	1～2か月後		下水道所管課

2 中長期派遣

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災自治体職員等が担うことのできる業務	受援担当課 【参考例】
専門	環境	災害廃棄物処理関係業務	災害廃棄物処理事業費補助金に係る各種事務	1～2週間後		環境所管課、清掃所管課等
			公費解体に係る業務（家屋解体に伴う事務処理及び現場対応）	1～2か月後		環境所管課、清掃所管課等
一般	一般	生活再建支援関係業務	災害救助法に係る国・県との協議	1～2週間後		防災所管課
			被災者生活再建支援金制度関係事務	1～2週間後		福祉所管課
			災害見舞金支給関係事務	1～2か月後		福祉所管課
			家屋の応急修理補助金関係事務	1～2か月後		福祉所管課
			税等の減免、徴収猶予、期限延長の実施	1～2か月後		税務所管課
一般	一般	義援金関係業務	義援金対応事務	1～2週間後		福祉所管課
一般	一般	災害ボランティア関係業務	災害ボランティア対応、災害ボランティアセンターとの調整	1～2週間後		福祉所管課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体等が望ましい業務	受援担当課【参考例】
一般	一般	建設型応急住宅関係業務	建設型応急住宅の用地選定	1～2か月後		福祉所管課
			建設型応急住宅建設に係る各種契約・調整	1～2か月後		福祉所管課
			建設型応急住宅入居手続き、運営管理	1～2か月後		福祉所管課
			内装、設備等に係る国・県との協議	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	被災住宅関係業務	被災住宅の応急修理に係る業務（受付～完了検査）	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	賃貸型応急住宅関係業務	賃貸型応急住宅に係る制度設計	1～2か月後	○	福祉所管課
			賃貸業者との協議・調整	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	仮設住宅サポートセンター関係業務	仮設住宅サポートセンターの設置・運営支援	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	住宅関係業務	被災公営住宅の改修事務	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	生活保護ケースワーカー関係業務	生活困窮者対策、生活保護受給に関する相談対応	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	地域支え合いセンター関係業務	見守り、地域交流促進、社会福祉協議会との調整	1～2か月後		福祉所管課
一般	一般	地震被害農林漁業者対策資金融資関係業務	被災農林漁業者への運転資金貸付け、利子補給等の金融支援の実施	1～2か月後		農林水産所管課
一般	一般	用地関係業務	災害復旧に係る用地取得	1～2か月後		用地所管課
			災害復旧に係る用地補償業務	1～2か月後		用地所管課
一般	一般	農業関係業務	災害関係補助事業用務（園芸・畜産等）	1～2か月後		農林水産所管課
			被災に伴う転用業務や農業委員会運営業務	1～2か月後		農林水産所管課
一般	一般	入札関係業務	入札・契約事務	1～2か月後		関係課
一般	一般	検証業務	記録整理、検証の実施、検証委員会の設置運営、報告書作成	1～2か月後		防災所管課

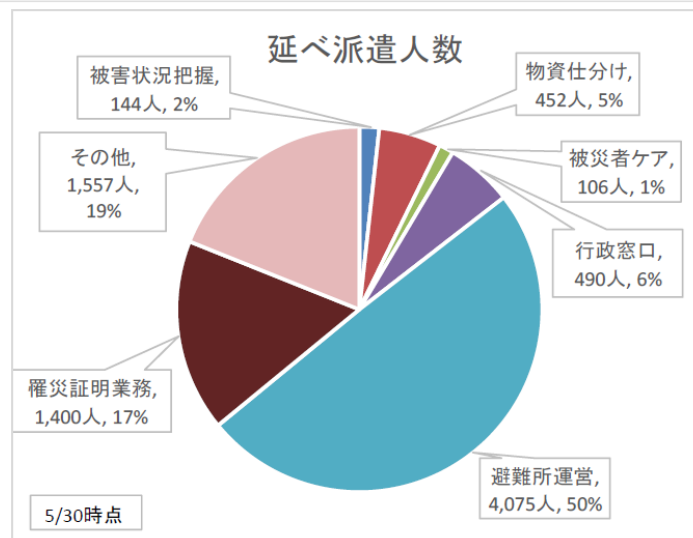
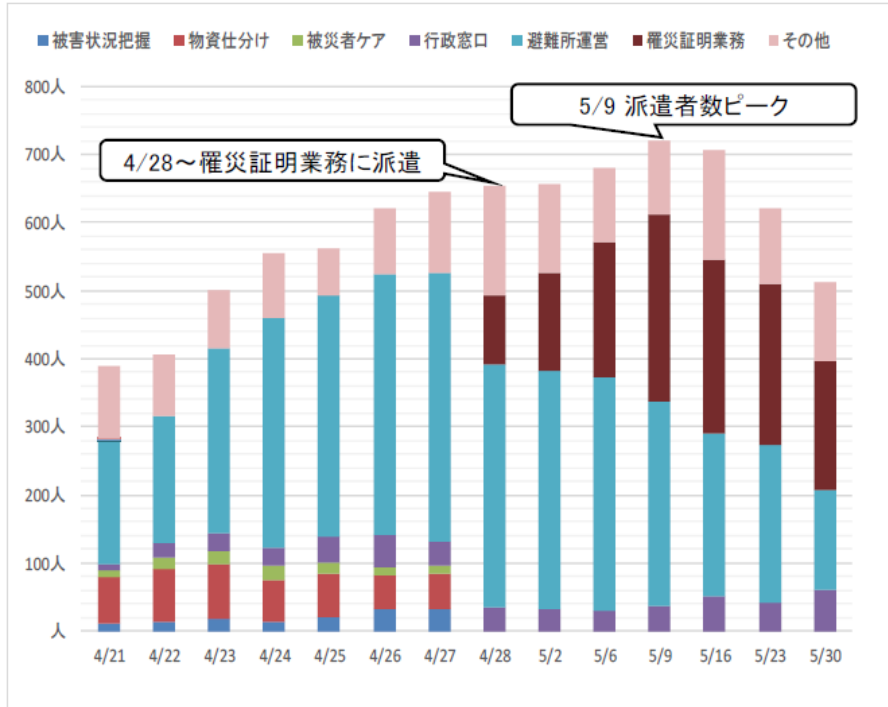
一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期 (目安)	被災自治体等が担うことが望ましい業務	受援担当課 【参考例】
両方	一般・土木	道路災害復旧関係業務	道路の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	災害廃棄物処理関係業務	二次仮置場設置（造成工事等）及び運営に係る設計等委託発注、監督	2～3日後		環境所管課、清掃所管課等
専門	土木	橋梁災害復旧関係業務	橋梁の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	河川災害復旧関係業務	河川の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	砂防、地すべり、急傾斜災害復旧関係業務	砂防、地すべり、急傾斜の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	公園等災害復旧関係業務	公園等公共施設の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		土木所管課
専門	土木	宅地災害復旧関係業務	宅地復旧（擁壁設置（撤去）、土木の整形、法面整形及び保護等）に係る設計、査定、発注、監理	1～2か月後		関係課
専門	土木	下水道災害復旧関係業務	下水道の災害復旧に係る調査設計、災害査定、工事発注、工事監理	1～2か月後		下水道所管課
専門	土木	水道災害復旧関係業務	水道施設、設備の本復旧業務等	1～2か月後		上水道所管課
専門	土木	区画整理関係業務	区画整理監理業務	1～2か月後		都市計画所管課
専門	建築	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		住宅所管課
専門	建築	市町立施設災害復旧関係業務	各種公共施設、文教施設等の災害復旧に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		関係課
専門	機械	災害公営住宅の整備関係業務	被災市町の災害公営住宅建設に係る設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		住宅所管課

一般／専門	職種等	業務	主な業務内容	活動開始時期(目安)	被災自治体職員等が担うことが望ましい業務	受援担当課【参考例】
専門	農業	震災復旧緊急対策経営体育成支援事業対応関係業務	農業用施設等の再建・修繕の実施にかかる農家への指導・支援	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業	被災者支援対策関連事業（共同利用施設）対応関係業務	強い農業づくり交付金、産地活性化総合対策事業、果樹・茶産地再生支援事業等に係る事務	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業・林業・水産	融資先被災農林漁業者等の現地指導関係業務	地震被害農林漁業者対策資金融資等の活用や農業者への現地指導等、経営再建に向けた総合的な支援	1～2か月後		農林水産所管課
専門	畜産	畜産経営及び牧野の復旧・復興支援関係業務	被災畜産農家の経営及び技術指導、牧道崩落等被害のあった牧野の復旧・復興に係る補助事業事務	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業土木	農地・農業用施設災害復旧関係業務	農地・農業用施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		農林水産所管課
専門	農業土木	漁港施設等災害復旧関係業務	漁港施設等の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監理	1～2か月後		農林水産所管課
専門	林業	林道施設災害復旧関係業務	林道の現地確認、災害査定、設計、工事発注、工事監督	1～2か月後		農林水産所管課
専門	教育	教育業務	教育の実施	1～2か月後		教育所管課

【熊本地震における事例】

熊本県（熊本市除く）への応援

九州・山口9県、関西広域連合、全国知事会、静岡県等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



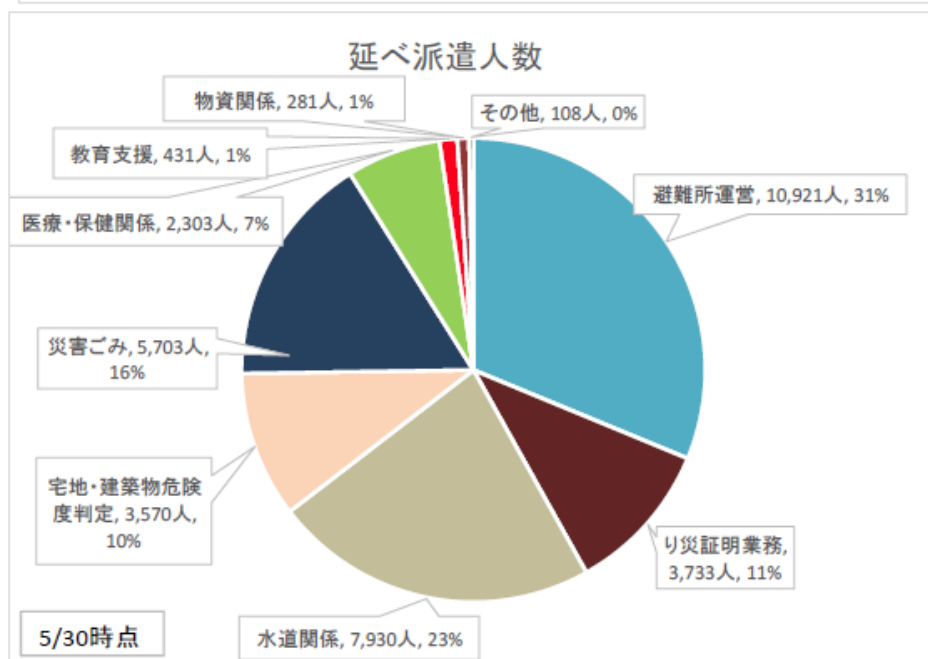
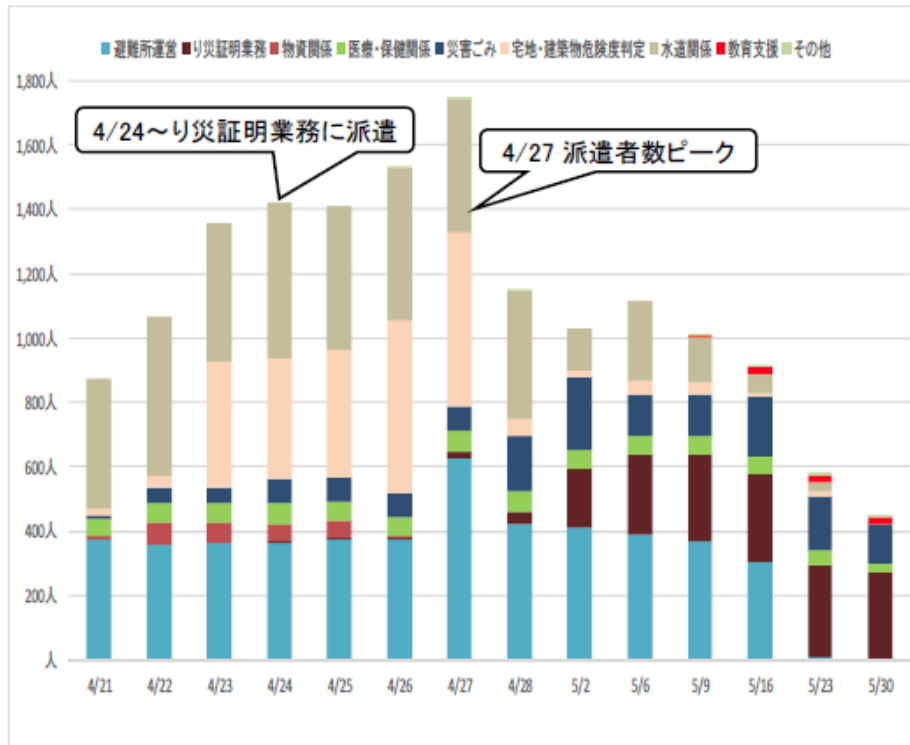
省庁等が調整して派遣した技術職等含まず。※その他は主に連絡員（リエゾン）

（資料）中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【熊本地震における事例】

熊本市への応援

21大都市及び指定都市市長会等との協定に基づく職員派遣の状況は下図のとおりであった。



（資料）中央防災会議防災対策実行会議 熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ（第4回）「市町村への応援と受援に関する補足資料」

【熊本地震における事例】

熊本県で自治体応援職員をうまく受け入れられなかった事例

- ・ 発災直後における他県への自治体応援職員の派遣要請について、緊急的対応したこともあり、要請担当部局における担当業務内容や量の精査が必ずしも十分でなく、過不足が生じた事例があった。【総務部】【教育委員会】
- ・ 100 人規模の自治体派遣職員を受け入れるための宿舎確保と派遣受入れのための人件費等の予算確保などが課題。【総務部】【教育委員会】
- ・ 県外保健師チームの受入れにあたり、県、市町村側の受入れ体制が整わない中での派遣受入れとなった。【健康福祉部】

（資料）熊本県「熊本地震の概ね3か月間の対応に関する検証報告書」

- ・ 過去の大震災等で被災経験のある地方公共団体から派遣されている、災害対応を熟知している職員が避難所の駐車場の警備やトイレ掃除を行うなど、その知見や経験が活かされず、応援側と受援側双方が期待した機能が発揮できていない場合がある。
- ・ 派遣された自治体応援職員が、派遣先市町村での業務が不明なため事前に十分な準備ができない、被災地において未経験の業務を期待されるがマニュアル等が示されない、派遣後も実施すべき業務が受入れ側から明確に示されない等の状況により、適切に役割を果たせない場合がある。
- ・ 応援側と受援側の連携が不十分なため、避難所の運営が自治体応援職員に任せきりになっていて、避難所に関する必要な情報が被災市町村へ速やかに伝達されずに、適切な対応が講じられていない等、自治体応援職員や避難者に不満が蓄積している場合もある。
- ・ 自治体応援職員の配置に際し、宿泊場所や執務環境が十分に確保できず、応援機関が派遣を躊躇する場合や自治体応援職員の行動が制約される等の支障が生じている場合もある。
- ・ 被災市町村に長期間にわたって派遣された職員は、不慣れな環境の中で膨大な災害対応業務に従事しているが、十分なケアがなされていない場合もある。

（資料）中央防災会議防災対策実行会議熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ「熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策の在り方について（報告書）」

【令和元年東日本台風における事例】

災害対応のノウハウ支援におけるバックアップ体制の確立

- ・ 令和元年東日本台風において長野県中野市の支援を実施した際に、三重県内の被災経験市町職員や、三重県外の防災スペシャリスト人材、人と防災未来センターなど専門機関に、過去の経験やノウハウを確認しながら支援を行ったことで、中野市のニーズに応えることができた。
- ・ このような関係は、三重県が受援県となった場合においても非常に有効であるため、今後も引き続き、県内市町との顔の見える関係、その他多くの自治体職員や専門機関との人脈などを構築していく必要がある。

【新型コロナウイルス感染症の感染防止対策】（再掲）

「三つの密」（密閉空間、密集場所、密接場面）の回避、手指消毒の徹底、マスク着用等の基本的な感染予防を実施するとともに、総務省の通知や応援自治体における方針などを参考にしつつ、それぞれの場面に応じた感染防止対策を講じる必要がある。

特に受援対象の業務の選定にあたっては、遠隔地においてもウェブ会議等に対応ができないか、また、地元事業者への業務委託等ができないかを検討したうえで、応援自治体との遠隔地間での感染拡大が発生しないように留意する。

また、応援要請にあたっては、被災市区町村応援職員確保調整本部や応援都道府県等に対して、三重県や市町の感染者発生状況等の情報を提供する。

●

三重県広域受援計画

令和3年（2021年）3月修正
（平成30年（2018年）3月策定）

発 行 三重県

連絡先 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
（三重県防災対策部災害対策課）

T E L 059-224-2189

F A X 059-224-2199

E-mail staisaku@pref.mie.lg.jp

U R L <http://www.bosaimie.jp/>